令和2年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業

介護予防・日常生活支援総合事業等に基づく

移動支援サービスの創設に関する調査研究事業

【報告書】

令和3(2021)年3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

目次

| 序章 | き 事業の概要 | 1 |
|-----|--------------------------------|----|
| 1 | 事業の目的 | 1 |
| 2 | 事業の内容 | 2 |
| 第1 | 章 モデル市町の取組・成果等のまとめ | 5 |
| 1 | 岩手県岩手町 | 5 |
| 2 | 栃木県さくら市 | 9 |
| 3 | 千葉県袖ケ浦市 | 13 |
| 4 | 鹿児島県鹿屋市 | 17 |
| 5 | 愛知県日進市 | 21 |
| 6 | 長野県御代田町 | 25 |
| 第2 |)章 事業を通じて得られたポイント | 29 |
| < 7 | 本章の位置付け> | 29 |
| ST | EP1:地域特性と取組に向けたポイントの理解 | 35 |
| 1 | 過疎地域における、新たな取組の創出に向けた検討 | 35 |
| | 1.1 地域特性 | |
| | 1.2 取組に向けたポイント | |
| 2 | 公共交通ではカバーできない生活ニーズへの対応 | |
| | 2.1 地域特性 | 38 |
| | 2.2 取組に向けたポイント | 39 |
| 3 | 特定の地区・団地等で萌芽する住民主体の取組に対する支援 | 41 |
| | 3.1 地域特性 | 41 |
| | 3.2 取組に向けたポイント | |
| 4 | 福祉有償運送を含む総合事業による移動支援・送迎の仕組みの再編 | 44 |
| | 4.1 地域特性 | 44 |
| | 4.2 取組に向けたポイント | 45 |
| ST | EP2:行動計画の作成 | 47 |
| 1 | 行動計画作成のポイント | 47 |
| 2 | 行動計画の作成 | 48 |
| ST | EP3:ニーズの把握 | 55 |
| 1 | 対象を絞ったニーズ・実施意向等の把握 | 56 |
| 2 | 既存の取組を対象とした支援ニーズ等の把握 | 58 |
| 3 | 地域を対象としたアンケート調査等によるニーズ等の把握 | 59 |
| 4 | 既存のアンケート調査結果を用いたニーズの把握 | 60 |
| 5 | 移動支援に限定しない地域ニーズ等の把握 | 61 |
| ST | EP4:実践のための「Q&A」 | 63 |

| 第3 | ³ 章 モデル市町の具体的な取組内容 | 93 |
|----|-------------------------------|-----|
| | 岩手県岩手町 | |
| | 栃木県さら市 | |
| 3 | 千葉県袖ケ浦市 | 142 |
| 4 | 鹿児島県鹿屋市 | 155 |
| 5 | 愛知県日進市 | 174 |
| 6 | 長野県御代田町 | 202 |

序章 事業の概要

1 事業の目的

平成 27 年4月以降、介護保険制度の中で新たに位置付けられた「新しい介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)」では、従来まで介護保険の指定事業者が提供してきた通いの場や生活支援等について、多様な主体の参画が推進されるようになりました。そして、それに付随する「移動支援・送迎」についても、訪問型サービスDや訪問型サービスB、通所型サービスBなどの形で、総合事業に基づく補助等をすることが可能となりました。移動手段の確保については、地域住民の生活に密着したものであり、全国の協議体や地域ケア会議などにおいて、問題として取り扱われることが多いテーマでもあることから、全国の市町村においては大きな関心事となっています。

しかしながら、移動支援・送迎の取組は、運転者の高齢化や車両の確保、制度が複雑であることなどに加え、 庁内の公共交通担当部署や地域の公共交通事業者との調整などが必要となるケースも多いことなどから、ボランティア等によるその他の支援と比較して、その実施が比較的ハードルの高いものとして認識する地域が多いのが現状です。

令和元年度の老人保健健康増進等事業では「介護保険制度等に基づく移動支援サービスに関する調査研究事業」において、「高齢者の移動支援を行っている各自治体の取組状況の実態把握、および取組事例の横展開を図る」ことを目的として、高齢者の移動支援を行う自治体の取組事例などを収集し、そのノウハウや関連制度のポイント等を「手引き」として整理しました。

そこで、本事業では、次のステップとして、その取組事例から得られたノウハウ等を活かしながら、介護保険制度等に基づく高齢者の移動支援・送迎の仕組みを実際に各地域に創出していくことを目的とし、複数のモデル市町村を対象とした取組支援を行います。

さらに、そのモデル市町村への取組支援を通じて得られた、介護保険制度等に基づく移動支援・送迎のサービス創出に係るノウハウを本事業の成果として整理・発信することで、同様の取組を行う全国の市町村に参考として頂くことなどを目的とします。

2 事業の内容

(1) アドバイザリー会議の設置・運営

本事業でモデル市町村の取組を支援するにあたり、介護保険制度を活用した高齢者の移動支援・送迎に係る豊富な知識と経験を有したメンバーから構成されるアドバイザリー会議を設置しました。 アドバイザーは、以下のとおりです。

【アドバイザー】

石川貴美子 秦野市福祉部高齢介護課 参事(兼)高齢者支援担当課長

伊藤みどり NPO法人 全国移動サービスネットワーク 事務局長

貝長 誉之 社会福祉法人太子町社会福祉協議会 地域包括推進室長

第1層生活支援コーディネーター

鈴木 俊之 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)

政策研究事業本部 共生·社会政策部 主任研究員

辻野 文彦 八王子市福祉部高齢者いきいき課 主査

中村 一朗 一般財団法人長寿社会開発センター 国際室 国際長寿センター 室長

(前職:防府市職員 第1層生活支援コーディネーター)

服部 真治 一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構

研究部主席研究員兼研究総務部次長

【オブザーバー 厚生労働省老健局】

佐々木忠信 認知症施策・地域介護推進課 地域づくり推進室 室長補佐

平嶋 由人 認知症施策・地域介護推進課 地域づくり推進室 地域包括ケア推進係長

岩田 卓 認知症施策・地域介護推進課 地域づくり推進室

【事務局 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社】

鈴木 俊之 共生·社会政策部 主任研究員

近藤 洋平 研究開発部 主任研究員

 丸山
 知美
 経済政策部
 研究員

 伊與田
 航
 研究開発部
 研究員

松本 義正 研究開発部 研究員

全てのモデル市町とアドバイザーが参加するアドバイザリー会議を、以下のとおり開催しました。 なお、モデル市町は一部の市町を除き、WEB会議での参加でした。

| | 日時 | 主な議事 |
|-------|-------------------|-----------------------|
| 第1回会議 | 2020年9月2日(水) | 〇 モデル市町の現状と問題・課題の共有 |
| | 9:30~17:35 | ○ 論点・解決すべき問題の明確化 |
| | | ○ 今年度のモデル事業で達成すべき成果イメ |
| | | ―ジと取組の方向性の検討 |
| 第2回会議 | 2020年10月16日(金) | ○ 各モデル市町が作成した行動計画書につい |
| | 9:30~16:30 | ての意見交換 |
| | ※ 日進市のみ 10/15(木)に | ○ 今後に向けた具体的な行動の検討 |
| | 個別に実施 | |
| 第3回会議 | 2021 年3月 26 日(金) | ○ 各モデル市町の今年度の取組と成果の報告 |
| | 9:50~16:50 | 〇 報告書(案) |
| | | |

(2) 市町村アンケート調査 (※ モデル市町村の選定)

令和元年度老人保健健康増進等事業「介護保険制度等に基づく移動支援サービスに関する調査研究事業」において実施したアンケート調査において、「メールによる情報提供を希望する」とご回答いただいた市町村の総合事業担当者を対象としたアンケート調査を実施し、本事業に参加するモデル市町村を募集しました。

募集の結果、合計で 12 の市町からモデル事業への参加希望がありました。アドバイザリー会議のメンバーと協議を行い、結果として以下の6市町をモデル市町として選定しました。

(モデル市町)

- · 岩手県岩手町
- ・栃木県さくら市
- ・ 千葉県袖ケ浦市
- · 鹿児島県鹿屋市
- · 愛知県日進市
- · 長野県御代田町

(3) モデル市町の取組支援

各市町が作成した行動計画書に基づき行う取組について、事務局とアドバイザーが連携しながら伴走支援を行いました。また、12 月 23 日には、アドバイザーの八王子市の辻野氏を講師として、先進事例である八王子市の総合事業の仕組み等に係る勉強会を開催した。

| モデル市町 | 日時 | | 主な議事 |
|-------|----------------|---|---------------------|
| 栃木県 | 2020年8月27日(木) | 0 | 地域の現状と課題、モデル事業で実施し |
| さくら市 | 9:30~10:30 | | たいこと |
| | 2020年12月17日(木) | 0 | 取組の進捗状況の報告 |
| | 10:00~12:00 | 0 | 全戸アンケート調査の実施方法 |
| 岩手県 | 2020年8月27日(木) | 0 | 地域の現状と課題、モデル事業で実施し |
| 岩手町 | 13:00~14:00 | | たいこと |
| | 2021年1月12日(火) | 0 | 取組の進捗状況の報告 |
| | 13:00~16:00 | | |
| 千葉県 | 2020年8月25日(火) | 0 | 地域の現状と課題、モデル事業で実施し |
| 袖ケ浦市 | 15:00~16:00 | | たいこと |
| | 2020年10月7日(水) | 0 | 袖ケ浦市の現状 |
| | 13:30~17:00 | 0 | 今後の取組に向けて |
| | 2021年1月28日(木) | 0 | ボランティア団体への聞き取り結果につい |
| | 10:00~:12:00 | | て |
| 愛知県 | 2020年8月27日(木) | 0 | 地域の現状と課題、モデル事業で実施し |
| 日進市 | 16:00~16:40 | | たいこと |
| | 2021年2月12日(金) | 0 | 取組の進捗と今後の進め方について |
| | 10:00~:12:00 | | |
| 鹿児島県 | 2020年8月27日(木) | 0 | 地域の現状と課題、モデル事業で実施し |
| 鹿屋市 | 15:20~16:20 | | たいこと |
| | 2021年1月13日(水) | 0 | アンケート調査結果等の共有と今後の進 |
| | 10:00~12:00 | | め方について |
| 長野県 | 2020年8月27日(木) | 0 | 地域の現状と課題、モデル事業で実施し |
| 御代田町 | 16:40~18:00 | | たいこと |
| | 2020年10月1日(木) | 0 | 御代田町の現状 |
| | 10:00~12:00 | 0 | 今後の取組に向けて |
| | 2020年12月24日(木) | 0 | 実施要綱・補助要綱の作成に向けて |
| | 10:00~12:00 | | |

(4) 報告書の作成

各モデル市町の取組内容や、アドバイザリー会議で得られた助言、各モデル市町の伴走支援で得られたノウハウ等をまとめた、報告書を作成しました。

第1章 モデル市町の取組・成果等のまとめ

1 岩手県岩手町

(1)地域の概要

- 岩手町は、人口 12,764 人・面積 360.46k ㎡・人口密度 35.41 人/k ㎡の岩手県に所在する自治体で、 東北新幹線やいわて銀河鉄道(IGR)が走っています。
- 町内の公共交通については、民間バス事業者が路線バスを運行していますが、運行は一部地域に限定されています。
- また、路線バスが走っていない地域においては、無料の患者輸送バスが運行されていますが、買い物等を目的とした外出のニーズには対応できていません。そういったニーズに対応するために、平成 21 年より、豊岡地区において、民間バス事業者の車両を借り上げ、買い物利用もできるバスを独自に運行し始めましたが、資金繰りが難しくなり、今は運行できていません。



図表 1-1 岩手町管内図(目指す公共交通ネットワーク)

(出典) 岩手町地域公共交通網形成計画 概要版(2017年4月) ※上記は網形成計画策定時の計画

- 〇 そういった状況の中、路線バスが走っていない地域において、住民の生活ニーズに対応するために、平成 29 年 10 月より、交通事業者への委託により、「あいあいバス」・「あいあいタクシー(デマンド型乗り合いタクシー)」の運行を開始しました。
- あいあいバスは、乗車目的は限定されていないものの、1日の本数が限られており、増便や路線の延長は 困難です。また、バスの停留所が遠くて利用できないという高齢者が多いという課題もあります。

(2) 地域が抱える問題・課題

- ① 民間のバス事業者による公共交通や患者輸送バス、あいあいバス・あいあいタクシーだけではカ バーできない地域への対応が必要
- 公共交通の運行が一部地域に限定されているため、患者輸送バス、あいあいバス、あいあいタクシーを 運行していますが、全域をカバーするには至っていません。
- 患者輸送バスは、利用目的が医療機関への受診に限定されています。あいあいバスは、1 日の本数が限られており、増便や路線の延長は困難であり、バスの停留所が遠くて利用できないという高齢者が多いという課題もあります。

② 住民の生活ニーズ等を把握できていないため、把握する取組が必要

- サロンは 61 地区で実施しており、サロンまでの移動手段は、豊岡地区を除いては、徒歩もしくは知り合い 同士での乗り合いです。サロンに参加していない人がなぜ来られないのか、移動支援を行えば参加できる ようになるのかというのは詳しく把握できていません。
- シルバーリハビリ体操は、定員が25名ですが利用者が20名程度となっている地域もあり、移動手段がなく体操に参加できないという話を聞いています。
- 移動支援に係らず、生活支援体制整備事業の枠組み等により、地域住民が集まって話をする、ニーズを 聞き取るなどの取組ができていません。

③ 住民主体による移動支援の取組状況も把握できていないため、把握する取組が必要

- 豊岡地区では、地域振興会が主体となり住民のボランティアによる送迎の取組が行なわれています。
- 一方で、豊岡地区以外における住民主体の送迎サービスについては、住民同士の互助による送迎は行なわれているようですが、その実態等については現時点で十分に把握できていません。

(3)行動計画

【今年度の地域目標】

・ アンケートの実施により町内における移動支援ニーズ及び住民主体の送迎サービスの実態等の地域資源を把握するとともに、次年度以降におけるサービスの構築に資する体制・予算を確保している。

【目標達成に向けた具体的な行動】

| 中間目標 | 具体的な行動 | 実施者 |
|--|--|---------------|
| | ①豊岡地区のサロンを運営する振興会や送迎を行なっている地域住民との話し合いの場を設け、移動ニーズや現行の住民による送迎の問題点、町からの支援の必要性等を把握する。 | SC 長寿介護課職員 |
| · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | ①豊岡地区以外の地域における住民主体の送迎の取組の有無を調査する。また、送迎の取組を行っている地域住民との話し合いの場を設け、その活動実態や町からの支援の必要性、移動ニーズなどを把握する。 | SC |
| (3)移動支援を介護保険の地域支援事業の総合事業に位置づけて行うこととなっている | ①地域支援事業で移動支援を行うことについて、盛岡北部行政事務組合との話し合いにより、第8期介護保険事業計画へ記載するとともに必要な例規・要綱を整備してもらう。 | 長寿介護課職員 |
| · · · - · · · · · · · · · · · · · · · | ①町内で送迎の取組を行っている住民との話し合いの場を設け、 移動ニーズにあった運用方法を検討し、総合事業の補助等の活 用可能性を模索する。 | SC 長寿介護課職員 |
| | ②想定される運用スキームと類似の方法で事業を行っている先進 地域の情報を収集する。 | SC 長寿介護課職員 |
| | ③燃料、車両、駐車場料金、保険、その他、効果的な補助内容に ついて整理し、補助要綱を作成する。 | 長寿介護課職員 |
| (5)運行に必要な人材の育成体制ができている | ①安全運転に向けた講習を町内自動車教習所に委託する旨の打 診をする。 | 長寿介護課職員 |
| | ②講習委託料を次年度予算に反映させる。 | 長寿介護課職員 |

(4)取組の成果

① 各地区及び各サロンにおけるニーズ、資源及び課題等の把握

- ・ それまで間接的、個別・散発的に受けていた要望・ニーズについて、地区ごと具体的に把握することができました。
- 各地区におけるそれぞれの活動や資源をある程度把握できました。
- ・ 現在の行政側の施策で足りない部分などが把握できました。
- ・アンケートをとおして住民の希望や想いに触れることができました。

② 移動支援その他のサービスの具体化

- ・ 漠然と必要性を感じていた移動支援サービス等について、実施への具体的な道筋をつけることができました。
- ・ アドバイザーの方々により、移動支援その他における様々な新しいサービスのアイデアをもらう ことができました。
- ・ 移動支援等の施策の推進において、これまで当町が属する介護保険一部事務組合の理解がなかな か得られませんでしたが、当該事業におけるアドバイザーの助言等により、第8期介護保険事業 計画に載せることができるなど、事業実施の端緒をつかむことができました。

2 栃木県さくら市

(1)地域の概要

- さくら市は、人口 44,018 人・面積 125.63k ㎡・人口密度 350.38 人/k ㎡の栃木県に所在する自治体であり、平成 17 年3月に「氏家(うじいえ)地区」と「喜連川(きつれがわ)地区」が合併し、発足した市です。
- 市内の公共交通については、氏家地区に整備された JR 宇都宮線や、氏家地区・喜連川地区・市外を結 ぶ公営(上河内地域路線バス)・民営(関東バス)の路線バスが運行されています。
- その他、路線バスが運行されていない地域においては、デマンド型乗合タクシー事業が実施されていますが、便数が少なく、乗車してから目的地に着くまで最大1時間半ほどかかります。また、各地区内で運行が完結しており、両地区間での乗り入れができません(ただし、喜連川地区の全域と氏家地区の病院を結ぶ「つういんコンタ号」を除く)。両地区間を行き来するために、デマンド型乗合タクシーから路線バスに乗り換えできるようになっていますが、移動に半日ほどかかるため利用は少ない状況です。



図表 1-2 さくら市公共交通総合マップ

(出典)さくら市地域公共交通網形成計画(令和2年3月)

※医療機関までの移動手段の1つであった福祉バス(市が運行するコミュニティバス)は、令和2年9月末に廃止

(2) 地域が抱える問題・課題

- ① デマンド型乗合タクシーは、将来的にはニーズに対応しきれなくなる見込み
- デマンド型乗合タクシーを利用する場合、予約が入った家を1軒ずつ回り、目的地まで向かうため、乗車してから目的地に着くまで最大1時間半ほどかかります。また、すぐに家から出て来られなかったり、スーパーのカートまで運転手が付き添い支援をしたりする等で、時間を要しているケースもあり、所要時間がさらに長くなっています。
- デマンド型乗合タクシーを利用して両地区間でまたいだ移動をするためには、デマンド型乗合タクシーから 路線バスに乗り換えることが必要になり、往復すると半日ほどかかります。
- その他、便数が少ないこと等から、日常的な買い物や通院、サロン送迎等には利用することが難しいなど 問題点が指摘されています。
- さらに、氏家地区の人口規模を考慮すると、将来的に、デマンド型乗合タクシーでは賄えなくなることが想定されます。
- ② 市全体として、住民主体による移動支援の取組が進んでいないため、取組の可能性がある団体を 支援し、横展開していく取組が必要
- 市全体として、住民主体による移動支援の取組は進んでいない状況です。
- サロンまでの移動手段は、住民の互助による移動支援が行われていると聞いています。また、老人クラブによる送迎等は始まりつつありますが、実態を詳しく把握できていません。
- 蒲須坂(かますさか)地域では、住民主体による移動支援が既に行われていますが、利用者が少ない状況です。なぜ利用されていないのかは把握できていません。
- 訪問型サービス B に関する補助金交付要綱や活動に必要な保険等を準備できておらず、活動団体に対する市の支援が不十分です。

(3) 行動計画

【今年度の地域目標】

- ・ 住民主体の家事支援・移動支援が行われている蒲須坂地区のシステムが、他の地域でも実施できるよう、 賛同してくれる団体を探してモデル地区として選定する。
- ・ 関係機関と連携しモデル地区での家事支援・移動支援サービス実施に向けた準備を進める。来年度4月 から実際にサービス提供が開始されることを目指す。

【目標達成に向けた具体的な行動】

| 中間目標 | 具体的な行動 | 実施者 |
|--------------------------------------|--|-------------|
| (1)モデル事業を行う地区が選定できている | ①昨年度実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果から日常生活圏域ごとの家事支援・移動支援のニーズを把握する。 | SC |
| | ②すでに家事支援・移動支援のサービス提供を実施している団体や、やってみたいと考えている団体へ、現在の活動状況や今後の意向についてヒアリングや今後の協力依頼を行う。 | SC 高齢課職員 |
| | ③介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果や地区別の年齢別人口構成、提供できそうな団体の有無等を参考に第1層協議体と相談し、モデル地区を選定する。 | SC 高齢課職員 |
| (2)全戸配布アンケート調査の実施により、地区のニーズ等が把握できている | ①モデル地区で実施する全戸配布アンケ―トについて第1層協 議体、市、モデル地区の団体が参加して検討する。 | SC 高齢課職員 |
| | ②モデル地区で全戸配布アンケートをするため、当該地区の行政区長、民生委員へ協力を求める。(説明会の開催) アンケート集計後、結果報告会も実施する。 | SC 高齢課職員 |
| | ③全戸配布アンケートの実施、結果の集計 | SC 高齢課職員 |
| (3)サービスの提供に向けて準備が整っている | ①サービス提供への協力者に対しての家事支援・移動支援の 研修会の内容を検討する。 | SC 高齢課職員 |
| | ②サービス提供への協力者を募集し、説明を行う。 | SC 高齢課職員 |
| | ③モデル地区の関係者(サービス提供団体、行政区長、民生委員、地域包括支援センター)と連携し、当該地区でのサービス開始に向け準備を進める。サービス利用者の調査や協力者の募集、具体的なサービス内容の決定等を行う。 | 高齢課職員 |
| (4)訪問型サービスB補助制度が創 設できている | ①八王子市の住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金(サービスB)を参考に、第1層協議体と協議しながら要綱(案)を作成。令和3年度当初予算に計上する。 | 高齢課職員 |

(4)取組の成果

- ① 多くの地域において、住民主体による家事支援・移動支援の活動団体が準備開始
- ・ 先進事例である八王子市、秦野市、防府市を参考にして、大野地区、喜連川地区に家事支援、移動支援を行う活動団体が出来つつあります。
- ・ また、大野地区、喜連川地区の活動に触発されて、従来から活動があった蒲須坂地区、氏家地区、河戸地区でも補助金を活用して更なる活動を実施しようとしています。葛城地区、フィオーレ喜連川地区でも家事支援、移動支援に興味を持っており、今後積極的にサポートしていく予定です。

② 家事支援・移動支援を行う団体等を対象とした訪問型サービスBを新設

・ 家事支援・移動支援に関係する訪問型サービス B 補助制度が4月から実施されます。また、活動団体を サポートする移動サービス専用自動車保険や福祉サービス総合補償にもさくら市として加入する予定で す。

3 千葉県袖ケ浦市

(1)地域の概要

- 袖ケ浦市は、人口 60,952 人・面積 94.9k ㎡・人口密度 642.1 人/k ㎡の千葉県に所在する自治体であり、鉄道はJR東日本の内房線・久留里線、路線バスは日東交通株式会社、小湊鐵道株式会社の路線が複数運営されています。
- 一方で、民間の公共交通のみでは市内の全域をカバーすることは難しく、地域内には公共交通空白地域 もみられる。平川地区(平岡地区+中川富岡地区)においては、かつて交通空白地域対策として実証実 験を実施したが、民間の交通事業者に委託した循環バスや、デマンド型乗合タクシーは収支率が低く継続 は困難と判断された経緯があります。
- そのような結果を受けて、市は「画一的に行う施策では課題解決が難しい」との考えのもと、地域に根差した仕組みづくりを推進することとし、実証実験の終了を契機に、平成25年より「NPO法人たけのこ」を母体に、住民主体の「平川いきいきサポート」を開始し、外出支援・家事支援・話し相手・見守りなどの生活援助が一体的に提供されています。
- 市内には、その他にも各地域において住民同士の支え合いの活動が行われており、近隣の住民が無償で 送迎を行うなどのボランティア活動もみられます。
- 市は、このような住民主体の活動の支援をすることを目的に、令和2年3月に総合事業の訪問型サービス B·D、および通所型サービスBの補助要綱を作成しました。

昭和地区 長浦地区 根形地区 平岡地区 中川·富岡地区 市内の主な支え合い活動団体 活動地域 団体名 活動内容 NPO法人在宅福祉サービス 生活支援・サロン・外出支援など 市内全域 袖ケ浦ふれあい 市内全域 生活支援・サロンなど NPO法人袖ケ浦げんきか~い 生活支援・サロン・外出支援など 平川地区 NPO法人たけのこ さわやかネット蔵波台 生活支援など 蔵波台 もみの木台 もみの木台サポート 生活支援・外出支援など のぞみ野生活支援ネット 生活支援など

図表 1-3 袖ケ浦市の地区と主な支え合い活動団体

(出典) 袖ケ浦市地域福祉計画(第2期)

(出典) 袖ケ浦市広報(平成31年4月)

(2) 地域が抱える問題・課題

- ① 民間の交通事業者による公共交通だけではカバーできない、公共交通空白地域への対応が必要
- 袖ケ浦市では、民間の交通事業者による公共交通が複数運行されているものの、市の全域をカバーする には至っていません。
- 一方で、過去に実施された実証実験では、市が民間の交通事業者に委託したデマンド型タクシー等について、収支率の低さなどから継続した運営が困難と判断された経緯もあり、同様の方法による解決は難しくなっています。
- 「NPO法人たけのこ」が行う「平川いきいきサポート」のような住民主体の取組を、地域の中にどの程度創出できるか否かが重要な課題となっています。
- ② 各地区において、移動支援は「重要であるが取り組みは困難」という位置づけが多い
- 生活支援体制整備事業を通じて整理された地域課題には、いずれの圏域においても移動支援が課題と して挙げられています。
- しかしながら、課題の優先順位の検討では「重要であるが取り組みは困難」と位置付けられることが多く、 重要な課題である一方でその解決が難しい状態となっています。
- ③ 各団体は、移動支援・送迎の取組を開始することについて様々な不安を抱えている
- 既にいくつかの団体で、住民同士の支え合いの活動が行われており、近隣の住民が無償で送迎を行うなどのボランティア活動もみられますが、団体として本格的に実施するには至っていない例が多くなっています。
- その要因の1つとしては、関連制度が複雑、マイカーを使用することに抵抗がある、事故が起こった場合の不安など、運転者として移動支援・送迎をするにあたって、住民ボランティアの皆さんが様々な不安を感じていることがあります。
- 各団体等が移動支援・送迎の取組を本格的な実施につなげていくためには、市としてこのような不安要素を取り除くような支援を行うことが求められます。
- ④ 訪問型サービスDの補助要綱を作成も、行政による支援を敬遠する反応もみられる
- 市は、このような団体等の取組を支援するために、総合事業の訪問型サービスB・Dの補助要綱を作成しましたが、実際に現場で話を聞いてみると「独自に取り組みたいので、制約が発生するのは避けたい」という反応もみられました。
- 住民の自由な活動を阻害しない仕組みづくりを進めていくことが必要です。

(3)行動計画

【今年度の目標】

- ・ 活動の規模や形に関わらず、互助による移動支援が生まれる。
- ・ 移動手段に困っている高齢者が、一人でも一回でも助かる場面が生まれる。

【目標達成に向けた具体的な行動】

| 中間目標 | 具体的な行動 | 実施者 |
|---|---|--|
| (1)移動支援の取組に関心がある団体・個人を把握し、各々に合った情報提供等ができるようになっている | ①もみの木台(平岡地区)における話し合い (10/14移動支援の状況や今後について話し合い。 総合事業について説明し補助金活用の意向をきく) | 地域包括支援ひらかわ サブンセンター職員 高齢者支援課 社協:SC |
| | ②代宿(長浦地区)における話し合い (令和元年度SC開催の講座で移動支援の取組ついて関心が 高かった。今後の移動支援の取組について話し合う機会を設 定) | 地域包括支援ながうらサブセンター職員 高齢者支援課 社協:SC |
| | ③福王台(昭和地区)における話し合い (令和元年度に自治会で生活支援の立ち上げの検討があった。 移動支援については会内で意見が分かれた様子。 会長(立ち上げを考えている)に面会し、現状と希望について 話す) | 高齢者支援課 社協:SC |
| | ④さわやかネット蔵波台(長浦地区)における話し合い (元々生活支援を実施してきた団体。令和2年度に訪問B・D補助金申請。代表から移動支援・訪問D実践の状況をきく) | 高齢者支援課 社協:SC |
| | ⑤情報提供のための手引き等の作成 (①~④の団体等との関わりを通じて、加筆修正を行う) | 高齢者支援課 |
| | ⑥情報提供のプログラム作成 (①~④の団体等との関わりを通じて、団体等が取組を検討したり、活動創出につながる関わりを、加筆修正していく) | 高齢者支援課 |
| (2)住民主体の移動支援の取組や情報等が、住民に周知されている | ①移動支援の取組の広報(ちらし作成・HP掲載) (②や③を取り入れる) | 高齢者支援課 |
| | ②取材による、活動している団体の活動状況の把握 | 高齢者支援課 社協:SC |
| | ③移動支援に取り組む、もしくは関心のある団体代表による座 談会の実施 (生活支援体制整備事業「団体交流会」として実施予定。 座談会の内容を広報に活用) | 高齢者支援課 社協: SC |
| | ④生活支援体制整備事業の令和2年度事業報告書への掲載 | 社協:SC |

(4) 取組の成果

① 移動支援というテーマをもって地域に働きかけることで、住民との協働が開始

移動支援の取組に関心を持ってくれた自治会(区)の住民と直接話し合いをする機会を設けたことで、活動開始に向けての協働をスタートすることができました。また、「移動支援」という住民の関心が高いテーマに取り組むことで、生活支援コーディネーターと市の担当者が共に学び、「許可・登録不要の運送」による移動支援について情報共有・共通認識を深めることができ、住民への関わり方・住民と一緒に考え取り組む姿勢を共有することができました。

これまで、生活支援体制整備事業における2層協議体で地域課題と取組の優先度の検討を行ってきました。 「自分たちの困りごとを、自分たちで考える」取り組みとしては、地域の高齢者の関心事・切実な困りごとに対応 する必要があり、そうした姿勢で住民と一緒に取り組みを進めたり深めたりしていきたい。

② 次年度以降、代宿(長浦地区)と福王台(昭和地区)で移動支援の取組を進めることに

代宿区では「代宿生活支援ボランティア」が 3 月から開始となりました。 団体としての規約や運用を確定させて開始するのではなく、始めてみて、やりながら周囲へ知らせて巻き込んでいくというやり方で、地域の生活者として住民が主役で、住民力が発揮された結果だと考えます。

また、福王台については、生活支援のボランティア活動を行う「福助会」において、次年度以降はその取組の1つとして移動支援も行っていくことについて検討を進めていくこととなりました。

このように、代宿と福王台については、次年度以降に住民主体の移動支援の具体的な取組を進めていく基礎を築くことができました。

③ 「袖ケ浦市マイカーボランティア手引き」の作成

大阪府太子町などの先行例を参考にしたものであるが、市として住民主体の取組を進めていく上で必要な情報を整理した「袖ケ浦市マイカーボランティア手引き」を作成することができました。

次年度以降の具体的な取組の推進に向けて活用をしていくとともに、地域からの意見を反映させて引き続き 内容の改訂を進めていきます。

④ 移動支援を考えることが、庁内連携のあり方を考えるきっかけになった

市の行政サービス・施策は、所管が分かれており、市内の交通や移送に関する取り組みも分野(視点)や対象によりそれぞれの所管課が進めてきています。住民主体の支援活動としての移動支援を考えるには、市内の交通や移動に関する取り組みの全体像を知り、連携やすみ分け(それぞれが担うもの)を見渡す必要があります。

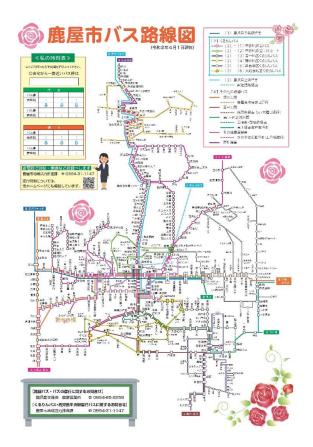
各取り組みの対象や事業規模は違っていても、場所(地区)・交通手段・住民のニーズ・住民主体の展開といった共通する点もあり、庁内連携を礎とし住民との協働を進めていきたい。令和3年度には、庁内連携のあり方を意識した取り組みを行っていきたいと考えています。

4 鹿児島県鹿屋市

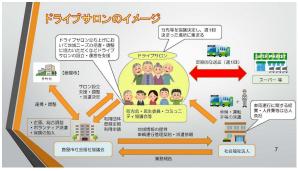
(1) 市の概要・人口動向

- 鹿屋市は、人口 103,608 人・面積 448.2km2・人口密度 231.2 人/k ㎡の鹿児島県に所在する自治体です。
- 市内に鉄道はなく、鹿児島中央駅や鹿児島空港、志布志駅から直通のバスが運行されています。
- 路線バスは東西方向の路線が多く運行されていますが、南北方向の路線は少ない状況です。
- またコミュニティバスは、回遊促進の向上や買い物・通院の利用促進を目的に、一日当り1本~ 6本が運行されています。
- 鹿屋市では、地域の支え合い活動としてドライブサロン事業で高齢者の外出支援を社会福祉法人 の協力を得て行っており、生きがい創出や閉じこもり防止に役立てられています。
- ドライブサロン事業は、市内7地域で実施されています。

図表 鹿屋市バス路線図



図表 ドライブサロンのイメージ



(出典) 鹿屋市社会福祉協議会資料

(出典)鹿屋市資料

○ さらなる高齢者のニーズにあわせた多様な日常生活を支える高齢者の移動支援の取組を進める ため、生活支援体制整備事業において、移動支援・居場所づくり・有償ボランティアを重点事項 として取り組んでいるところです。

平成30年 〇移動支援に関する先進地視察

○移動支援セミナー開催

(講師: NPO 法人全国移動サービスネットワーク 副理事長 河崎民子 氏)

令和元年 〇運転ボランティア養成講座

○通所付添サポート事業(一部地域のみ。自宅と通いの場の移動)開始

(2) 地域が抱える問題・課題

- ① 公共交通機関につなげるための移動手段が必要
- 交通事故を未然に防ぐ高齢者の運転免許の自主返納が増加する中、市街地循環型バス、デマンド型タクシーなど公共交通体系の充実に努めていますが、今ある公共交通機関に繋げるための移動手段の構築が必要です。
- ② 交通過疎地域における外出機会の不足
- 交通過疎地においては住民主体の通いの場や買い物などへの移動手段が無く、外出や交流の機会 を減らしている方もいます。
- ③ ボランティアの活躍の場が必要
- このような中、令和元年度に運転ボランティアを養成したところですが、受け入れ体制が十分でなく活かしきれていない現状です。(令和2年高齢等実態調査においてボランティアに参加する上で、参加しやすい体制整備を求める方が約39%)

(3) 行動計画

- ・ 住民主体により行われている通いの場(運動、茶話会、趣味活動等)に移動手段のみの問題で参加できない住民について把握し、運転ボランティア養成講座受講者とも連携しながら互助における移動支援について普及啓発を図る。
- ・ 地域でのちょっとした困り事を住民主体で解決している地区において、移動支援ニーズを把握するとともに、道路運送法等を踏まえた運用スキーム(登録許可不要の形態)の整理を行うことで、 サービス提供の準備を進める。

【目標達成に向けた具体的な行動】

| 中間目標 | 具体的な行動 | 実施者 |
|--|--|--------|
| | ①有償ボランティア(市内4団体)代表者に現在の活動状況をヒアリングしながら移動支援に意欲のある地域を抽出する。 | SC·市担当 |
| | ②抽出団体における移動支援ニーズの把握(既取得のアンケート結果の再確認)と個別訪問による移動支援サービス提供必要性の確認。 | SC·市担当 |
| | ③今回のモデル事業の協力依頼と地域住民との話し合い活動 | SC·市担当 |
| | ④ニーズに沿った移動支援について検討 道路運送法等の関連法案(登録許可不要の形態)、運行ス キーム(保険含む)の整理、先進自治体の取組の調査及び総合 事業活用可能性の模索 | 市担当 |
| | ⑤導入、運営方法、利用者と支援者との調整等のサポートを行いながら、お試し運行 | 市担当·SC |
| (2)通いの場における住民主体の送 迎の取組の現状や支援の必要性等 が把握できている | ①移動支援等に関する地域のニーズ調査(民生委員や通いの場代表者等への聞き取り)において、移動が困難で通いの場に参加できない方や既に送迎を行っている高齢者等の把握。 | SC |
| 3.移動支援に意欲のある高齢者の活躍の場が創出できている | ①運転ボランティア養成講座受講者(令和元年度実施:23名) の既取得のアンケート調査の再分析(互助活動としての移動支援を行っていない方々を中心) | 市担当 |
| | ②意見交換会の開催 2.①の調査で明らかになったニーズがあり関心のある地域の 代表者や1.③の有償ボランティア団体等を参集して意見交換会 を実施。あわせて講習受講者リストの共有。 | 市担当·SC |
| | ③通いの場や有償ボランティア等の移動支援における互助活動としての活動の場とのマッチング | 市担当·SC |

(4) 取組の成果

① 有償ボランティアの中での移動支援サービス創出について

有償ボランティア団体への移動支援における聞き取り調査から、街部に位置している泉ヶ丘と寿3 丁目では移動支援ニーズは確認できませんでした。

一方、街部から少し離れている高須と川東で移動支援ニーズが高いことが分かりました。また、移動支援を有償ボランティアで行う上での運行形態の不明確さや事故への不安、事務局への支援の必要性が明らかとなりました。

移動支援ニーズから、道路運送法等を踏まえた運行スキーム(買い物支援に限定)を整理しました。 整理した運行スキームについて、国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局に確認を行い、道路運送法上 問題が無いことが示されました。

これらを踏まえ、有償ボランティア団体に示すための『町内会主体による助け合い(移動支援)運用の手引き』(第1稿)(次ページ以降に掲載)を作成しました。有償ボランティア団体代表者に説明し、有償ボランティアでの買い物支援の開始に向けた理解を得ることができました。



図表 町内会主体による助け合い(移動支援)運用の手引き

② 通いの場へのアンケート調査と運転ボランティア養成講座受講者の活躍の場の創出について

通いの場へのアンケート調査から、有償ボランティアのある地域において、移動支援ニーズを把握 することができました。

街部の泉ヶ丘では、公共交通機関が整っており自分で行ける範囲に店や病院があるため、移動支援 ニーズはあまり見られませんでした。街部から少し離れた高須・川東では、公共交通機関が少なく、 店や病院への移動手段が限られているため、運転ボランティアへのニーズが高いことが分かりました。

また、令和元年度実施の運転ボランティア養成講座受講者アンケートの再分析を行うことで、運転ボランティアを行う上での事故や事故時の保険適用ができるか等の不安があることが分かりました。 また、どこにも繋がっていない受講者の把握ができました。

5 愛知県日進市

(1)地域の概要

- 日進市は、人口 92,396 人・面積 34.91k ㎡・人口密度 2,646.7 人/k ㎡の愛知県に所在する自治体です。市の特徴としては、高齢化率の地域差が顕著であることが挙げられます。市内の公共交通としては、市南部を名鉄豊田線が走っており、鉄道駅が3駅あるほか、名鉄バスが5路線、コミュニティバス(くるりんばす)が7路線運行しています。
- 一方で、高齢者の増加や移動ニーズの多様化により、公共交通やくるりんばすのみでは、すべての移動ニーズに応えることができなくなっているため、都市交通としてのコミュニティバスとその交通網を補完する移動支援とを含めた地域全体での交通網の形成が必要となっています。
- こうした状況の中、市内には、住民が主体となって自主的に生活支援や移動支援を行う団体が複数生まれています。また、市としても、そのような活動を後押しするため、生活支援体制の整備を進めるための「にっしん地域支え合い円卓会議」の中で移動支援の取組を紹介するなど、住民主体の移動支援に関する周知や意識の醸成を図っているところです。
- また、福祉有償運送・場ランティア輸送の実施を希望する NPO 法人等に対して支援を行ったり、近隣市町と共同で担い手となるドライバーの養成などにも取り組んでいます。



図表 町別65歳以上人口比率

(出典) 住民基本台帳(2020年9月末時点)

(2) 地域が抱える問題・課題

- ① コミュニティバスを補完する移動手段が必要
- 住民への意識調査では、交通に関する意見が多く、特に 70 歳以上の方からは、免許返納後の交通手段に対する不安や、くるりんばすの充実を含めた買い物・通院等への移動手段の確保に関する意見が多く寄せられています。
- また、個別地域ケア会議において、本人の自立支援や介護予防のため、つどいの場等へつなぎたい場合 も、移動手段がないために参加を促しづらいという意見が出されることが多くあります。
- 一方で、高齢者の増加や移動ニーズの多様化により、コミュニティバスだけではすべての移動ニーズに応えることができなくなっているため、都市交通としてのコミュニティバスとその交通網を補完する移動支援とを含めた地域全体での交通網の形成が必要です。
- ② 各団体は、行政の支援により、自らの取組が「事業」となることを懸念している
- 各団体の取組は、行政からの支援を前提とせず、住民同士のお互い様の精神から始まったものです。行政による補助が入ることで取組みが事業化され、こうした精神が崩れないかという懸念があります。
- 総合事業による補助を行うことにより、「要支援者や事業対象者の人数を数えなければならないのであれば、補助は受けたくない」という反応もみられます。
- そのため、各団体が大切にしている考え方を尊重した支援方策やその検討プロセスが求められます。
- ③ 移動支援の取組を開始するにあたって、各団体は様々な不安を抱えている
- 各団体からは、必要な車両やドライバーの確保、運営経費の捻出、保険の必要性等、様々な不安の声が 聞かれます。
- また、保険だけでは対応できない心理的・社会的責任の所在に対する不安感は極めて大きいです。
- 各団体の移動支援の取組を後押ししていくためには、市としてこうした不安要素を取り除くような支援が求められます。

(3)行動計画

【今年度の目標】

- ・ 住民主体の移動支援の取組に対する支援の在り方を整理する。
- ・ 住民との協働により、総合事業の補助要綱の検討イメージを作成する。(検討の過程においては、その他 の支援策も含めた全体像を整理する。)

【目標達成に向けた具体的な行動】

図表 1-4 行動計画書(日進市)

| 中間目標 | 具体的な行動 | 実施者 |
|---|---|----------------------------|
| | ①香久山たすけあうまちづくり協議会のメンバーとの話し合いの場を設け、市からの支援の必要性などを把握する。 | sc |
| (2)日東東山地区における移動支援 の運営状況や市からの支援の必要 性などが把握できている | ①日東お出かけ支援隊のメンバーとの話し合いの場を設け、 市からの支援の必要性などを把握する。 | SC |
| (3)御岳福祉まちづくりの会の運営 状況や市からの支援の必要性など が把握できている | ①御岳福祉まちづくりの会スタッフに対するヒアリングの機会を 設け、市からの支援の必要性などを把握する。 | sc |
| | ①想定される運行スキームと類似の方法で運行している先進 地域の情報収集や視察(又はヒアリング)を行う。 | SC 地域福祉課職員 移動支援を行う住民 |
| | ②地域支援事業で移動支援を行うことについて、第8期介護保 険事業計画へ記載する。 | |
| | ③燃料、車両維持費、保険料、奨励金、事務局運営費などスタートアップ時に必要な費用、運営の継続に必要な費用を仕訳しながら、効果的な補助内容について先進地域の例も含めて整理する。 | SC 移動支援を行う住民 |
| | ④補助要綱の検討イメージを作成する | 地域福祉課職員 SC |
| (5)運行に必要な人材の育成・確保するしくみができている | ①安全運転講習の開催を企画し、移動支援を行っている地域 その他住民からの参加者を募る。 | SC |
| | ②講習を開催する | 外部機関 地域福祉課職員 |
| | ③講習受講者リストを作成し、必要に応じて移動支援を行っている地域へ共有する | 地域福祉課職員 SC |
| (6)その他移動支援に必要となる情報が提供できている | 移動支援に関する勉強会(保険加入など)を開催する。 | SC 地域福祉課職員 |
| (7)既存の活動の課題抽出、解決方法が明確になっている | ①移動支援を実施または検討している5地区の地域特性や共通点を整理する。 | SC |
| | ②責任を分配(共有する=一人だけの失敗にならない)風土づくり、働きかけの方法を検討する。 | |
| | ③次に働きかける地域の想定やマニュアル作成を検討する。 | SC |

(4) 取組の成果

① 生活支援コーディネーターと地域の連携に偏ってしくみづくりをしてしまっていたことに気づいた

どの段階でどのような専門職の支援が必要か、共通点が把握できたため、地域に向けたマニュアルだけでな く、専門職用のマニュアル作成も必要ではないかと把握できました。

地域住民との協働に意識が偏りがちであったため、ケアマネジャーや地域包括支援センター等の専門職から生活支援に関する要望や課題を聞くしくみづくりができていないままです。そのため、生活支援に関するニーズ把握をしようと闇雲に地域に出向いたり、協議体運営に苦悩する状況に陥っていることが分かりました。

② 取組が上手く進む地域の共通点が見えてきた

各地域性を考慮しながら働きかけを考えることはあったが、成功している地域同士の違いと共通点を検証したことはなかったため、改めて成功する地域の共通点が見えました。

ただ、これらの共通点は、専門職が働きかけた影響によるものか、もともとの地域特性によるものかは、引き続き検証が必要です。

③ 取組みの準備~実施の各段階における課題や悩み、必要な支援を知ることができた

令和元年度から令和2年度にかけて、移動支援に関する話題提供→地域でのニーズ把握→移動支援方法 の検討→移動支援の実施という一連の流れを経験する中で、地域住民がどの段階で、どのような課題に直面 するのか、その時専門職はどのような支援を行うとよいのか、実際の場面と照らしながら整理することができまし た。

必需品を購入するための金銭的支援は必須だが、備品準備より早期に、多くのつまずきポイント(=支援ポイント)があることが分かりました。

例)協力者探し、アンケート設計、団体規約の作成等

④ 全市的に統一して支援することが効果的なものが見えてきた

ドライバー養成講座や保険の勉強会等のスケジュールを今後ルーチン化することで、地域における事業計画が立てやすくなることが実証できました。

6 長野県御代田町

(1)地域の概要

- 御代田町は、人口 15,184 人・面積 58.8k ㎡・人口密度 258.3 人/k ㎡の長野県に所在する自治体であり、路線バスは町外の通学や通院などに使われる路線が平日に1日 1.5 往復運行されているのみです。
- 町内の移動支援については、自家用車の利用の他は「NPO法人 御代田町はつらつサポーター」が運行する福祉有償運送(主に要支援者等が利用)による買い物・通院等の支援や、総合事業の通所型サービスB・Cへの送迎、社会福祉協議会が運行する福祉有償運送(主に要介護者等が利用)、70歳以上の高齢者や障がい者を対象としたタクシー利用助成などが行われています。
- 「NPO法人 御代田町はつらつサポーター」が運行する福祉有償運送は、訪問型サービスDを組み合わせたもので、送迎の際には1人の利用者に対してドライバーと介助者の2名が同乗し、送迎と送迎前後の付き添い介助を行っています。
- なお、「NPO法人 御代田町はつらつサポーター」が行う福祉有償運送については、町の一般財源から年間約 100 万円の補助金が拠出されているなど、町内の高齢者等の移動を支える大きな役割を担う活動となっています。

長野県御代田町と№の御代田町はつらつサポーター 利用者負担 利用者負担 個別送迎(訪問D含む) サロン送迎(通所B) 200円 往復 200円 /Km 道路運送法【**福祉有償運送**】 道路運送法【福祉有償運送】 平日9時から16時移送可能 はつらつ介護予防教室:月1回、5地区開催 車両 地方創生加速化交付金で自動車を購入 普通車(8人乗)、軽自動車2台 運転者12名 (実働11名) 福祉有償運送 利用36名 講習 福祉有償運送運転者講習 登録53名 チェックリスト対象者31名 利用26名 2017年度のベ411名 2017年度のベ287名665回 うち訪問D利用者はごく一部 通所B出席1,003名の40% 町の委託費 付き添いを根拠として1,000円/時間 1人1往復につき 町の委託費 2,000円 (うち利用者負担200円) 保険 傷害保険、レクリエーション往復途上危険傷害補償、細菌性およびウィルス性食中毒補償 補助 福祉有償運送の運営費補助あり(町単独事業)

図表 1-5 「NPO法人 御代田町はつらつサポーター」による移動支援・送迎

(出典)総合事業などによる住民主体の移動・外出支援(NPO 法人 全国移動サービスネットワーク)

(2) 地域が抱える問題・課題

① 訪問型サービスDの効率化が必要

- 現在、「NPO法人 御代田町はつらつサポーター」が運行している福祉有償運送は、送迎の際には1人の利用者に対してドライバーと介助者の2名が同乗し、送迎と送迎前後の付き添い介助を行う福祉有償運送(送迎)と訪問型サービスD(送迎前後の付き添い介助)を組み合わせた仕組みで実施されています。
- しかしながら、本来はドライバーと介助者を同一の者が担当することも可能であり、仕組みの見直しにより 効率化を図ることもできます。

② 福祉有償運送との役割分担の明確化

- 御代田町では、「御代田町福祉有償運送ガイドライン(令和2年 10 月)」を作成しましたが、その中では、 福祉有償運送の旅客の範囲について、「当該者が他人の介助によらずに移動することが困難であると認 められ、かつ、単独で公共交通機関を利用することが困難である場合に限ります。」とされました。
- 実際には、基本チェックリスト該当者の多くが、心身の状態としては、単独で公共交通を利用することが可能であったことから、こうした基本チェックリスト該当者は福祉有償運送の対象から外し、別途総合事業による移動支援・送迎の仕組みを設けることが必要になりました。
- 御代田町は、決して公共交通のサービス水準が高い地域ではなく、基本チェックリスト該当者を福祉有償 運送の対象とする選択肢もあると思われますが、上記のガイドラインの作成により、役割分担を明確化す ることが求められることになりました」。

[「]福祉有償運送の旅客の範囲は、実際には「一人ひとりの心身の状態のみでなく、本人を取り巻く周辺の環境など、地域の実情に応じて判断する」ものです(本報告書のQ15 参照)。

(3)行動計画書

【今年度の目標】

・ 現在、NPOにより実施されている福祉有償運送及び総合事業の通所 B·C の送迎について、令和3年4月より、その役割分担が明確化した運行がなされている。

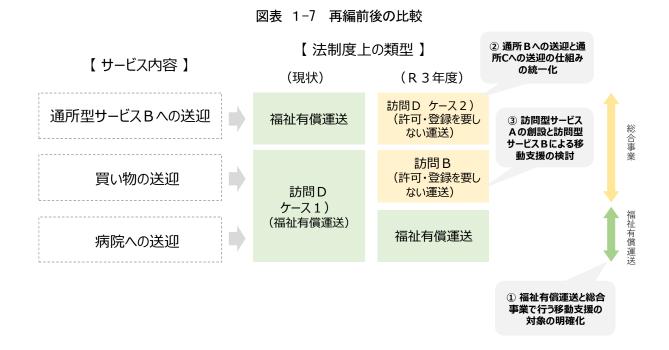
【目標達成に向けた具体的な行動】

図表 1-6 行動計画書(御代田町)

| 中間目標 | 具体的な行動 | 実施者 |
|------------------------------------|--|-------|
| (1)総合事業を活用した新たな移動 支援のスキームができている | ①福祉有償運送と総合事業で行う移動支援の対象の明確化 | 保健福祉課 |
| | ②通所Bへの送迎と通所Cへの送迎の仕組みの統一化 | 保健福祉課 |
| | ③訪問型サービスAの創設と訪問型サービスBによる移動支援 の検討 | 保健福祉課 |
| | ④新しいスキームの実現に向けた、NPO法人との調整 | 保健福祉課 |
| (2)補助要綱ができている | ①地域支援事業で移動支援を行うことについて、第8期介護保 険事業計画へ記載する | 保健福祉課 |
| | ②効果的な補助内容について整理し、補助要綱を作成する | 保健福祉課 |
| | ③地域支援事業を見直し、実態に則した実施要綱を作成する | 保健福祉課 |
| (3)運行に必要な人材の育成ができている | ①来年度以降、近隣市町村と合同で、講習を開催できるか検討する | 保健福祉課 |

(4) 取組の成果

- ① 福祉有償運送を利用していた要支援者等について、総合事業で送迎できる仕組みを構築した
- 今回の再編で、従来福祉有償運送を利用していた要支援者等について、総合事業で送迎できる仕組み を構築することができました。
- また、これまでの「通院」の送迎は、1人の利用者に対してドライバーと介助者の2名が同乗し、送迎と送迎前後の付き添い介助を行う福祉有償運送(送迎)と訪問型サービスD(送迎前後の付き添い介助)を組み合わせた非効率な仕組みで運営されていたが、今後は送迎と送迎前後の付き添い支援を1名で行うなど、効率的なサービス提供がなされる仕組みに変更されました。



② 通所型サービス Cへの送迎について、法的な位置づけを明確化できた

○ これまで法的な位置づけが不明瞭であった、委託により実施していた通所型サービスCへの送迎について、 委託業務に基づく送迎をしている時間帯においては、車両の使用権原を町が有する旨を契約書に明記す ることで、「NPO法人 御代田町はつらつサポーター」に支払われている人件費が、運送の対価ではなく 「役務の提供に対する報酬」であることを明確化することができました。

第2章 事業を通じて得られたポイント

<本章の位置付け>

- 本章では、モデル事業を通じて得られたノウハウなどについて、6つのモデル市町の地域特性や取組内容等に基づく分類を行ったうえ、他の市町村にとっても参考となる情報となるよう一般化した整理をします。
- 分類については、各市町の人口密度と、住民主体の移動支援・送迎の取組の有無・定着度、取組の内容などから以下の4パターンで整理しました。実際には、市町村の地域特性は多様で、4つのパターンのみで整理できるものではありませんが、各地域の実情に応じて参考となるノウハウがあればご活用ください。
- なお、本章で整理する地域特性や取組に向けたポイントなどは、モデル事業を通じて得られたノウハウなどを、他の市町村でも活用できる汎用性の高い内容とするために一般化したものです。本事業のモデル市町の状況とは、必ずしも一致するものではありません。

■ 4つのパターン

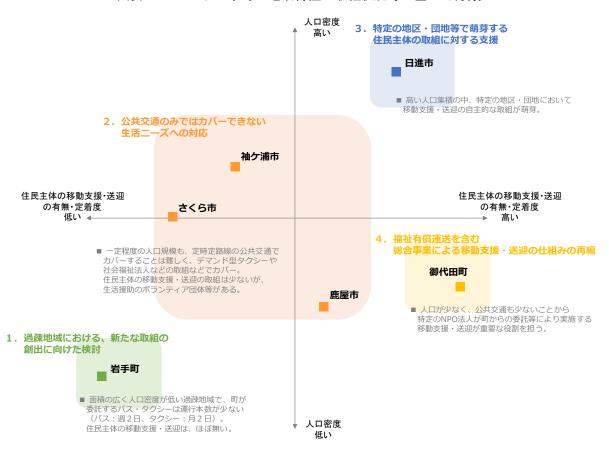
- 1. 過疎地域における、新たな取組の創出に向けた検討
- 2. 公共交通のみではカバーできない生活ニーズへの対応
- 3. 特定の地区・団地等で萌芽する住民主体の取組に対する支援
- 4. 福祉有償運送を含む総合事業による移動支援・送迎の再編

図表 2-1 モデル市町の人口・人口密度・面積など

| パターン | モデル市町 | 人口 | 65歳以上 | 75歳以上 | 85歳以上 | 人口密度 | 面積 |
|------|---------------|---------|-------|-------|-------|---------|-------|
| //, | C / ///[] [[] | (人) | (%) | (%) | (%) | (人/km2) | (km2) |
| 1 | 岩手県 岩手町 | 13,692 | 35.3 | 20.6 | 6.7 | 38.0 | 360.5 |
| 2 | 栃木県 さくら市 | 44,901 | 23.8 | 11.4 | 3.8 | 357.4 | 125.6 |
| | 千葉県 袖ケ浦市 | 60,952 | 24.9 | 10.2 | 2.9 | 642.1 | 94.9 |
| | 鹿児島県 鹿屋市 | 103,608 | 27.5 | 15.4 | 4.9 | 231.2 | 448.2 |
| 3 | 愛知県 日進市 | 87,977 | 19.9 | 8.9 | 2.5 | 2,520.1 | 34.9 |
| 4 | 長野県 御代田町 | 15,184 | 26.1 | 12.9 | 4.8 | 258.3 | 58.8 |

(出典) 平成27年国勢調査(総務省)

図表 2-2 モデル市町の地域特性・取組状況等に基づく分類



○ なお、本報告書では、「介護保険制度等を活用した高齢者の移動支援・送迎のための手引き²」にならい、 「総合事業による補助等を行う移動支援・送迎」について、以下の4つの類型化している。

図表 2-3 総合事業の制度からみた移動支援・送迎の類型

| 類型 | 概要 | 総合事業 | 目的 |
|----------------|--------------------------|-------|---------|
| 類型①:通院等を | ・ 送迎前後の付き添い支援に関する間接経費は、 | 訪問型D | 介護予防ケア |
| する場合における | 補助の対象となるが、移送に関する直接経費は | ケース1) | マネジメントに |
| 送迎前後の付き | 対象とならない。 | | より決定 |
| 添い支援 | ・ 利用者から、ガソリン代等実費を受け取ることも | | |
| | 可能。 | | |
| 類型②:通所型 | ・総合事業による「通いの場」等への送迎であるの | 訪問型D | 通所A |
| サービス・通いの | で、間接経費の他、移送に関する直接経費も補 | ケース2) | 通所B |
| 場の運営主体と | 助の対象とすることが可能。 | | 通所C |
| <u>別の主体による</u> | ・ 送迎利用者から、ガソリン代等実費を受け取るこ | | 一般介護 |
| 送迎 | とは可能。 | | |
| 類型③:通所型 | ・ パターン②と同様、間接・直接経費を補助するこ | 通所型 | 通所B |
| サービス・通いの | とが可能。 | B·C/ | 通所C |
| 場の運営主体と | ・ ただし、通いの場等の利用者から受け取れるの | 一般介護 | 一般介護 |
| 同一の主体によ | は、送迎利用の有無に関わらず、定額の通いの | | |
| <u>る</u> 送迎 | 場等の利用料金のみ。 | | |
| 類型④:生活援 | ・様々な生活援助等と一体的に送迎を行う団体の | 訪問型B | 介護予防ケア |
| 助等と一体的に | 運営費の一部を補助するもの。移送に関する | | マネジメントに |
| 提供される送迎 | 様々な経費を市町村判断で補助することが可 | | より決定 |
| | 能。 | | |
| | ・ 利用者から受け取れるのは送迎利用の有無に | | |
| | 関わらず、定額の生活援助等の料金のみ。 | | |

31

² https://www.murc.jp/sp/1509/houkatsu/houkatsu_08.html

図表 2-4 本章の見方

STEP 1

地域特性と取組に向けたポイントの理解

- ✓ モデル市町を人口密度と住民主体の移動支援・送迎の取組の有無・定着度、取組の内容などから以下の4パターンに分類し、「地域特性に係るポイント」と「取組に向けたポイント」を整理しました。
- ✓ どのパターンが各市町村の実情と照らし合わせて近いかをご確認頂き、取組のポイント等をご参照ください。
 - 1. 過疎地域における、新たな取組の創出に向けた検討
 - 2. 公共交通のみではカバーできない生活ニーズへの対応
 - 3. 特定の地区・団地等で萌芽する住民主体の取組に対する支援
 - 4. 福祉有償運送を含む総合事業による移動支援・送迎の仕組みの再編

STEP **2**

行動計画の作成

- ✓ 地域特性と取組に向けたポイントを理解した後、つぎは具体的にどのような目標を設定し、その達成に向けてどのような行動をしていくかを整理した、「行動計画」を作成します。
- ✓ 具体的な作成方法・様式の例をお示ししています。

STEP

ニーズの把握

- ✓ どのようなニーズ把握の手法を選択するかは、各地域の実情に応じて様々です。
- ✓ ここでは、ニーズ把握の手法について、以下の様に分類をしました。各地域の実情に合った方法を選択してください。
 - 1. 対象を絞ったニーズ・実施意向等の把握
 - (1) 通いの場等の参加者らを対象とした「話し合い」など
 - (2) 生活援助等を行う既存の団体等との「話し合い」など
 - 2. 既存の取組を対象とした支援ニーズ等の把握
 - (3) 既に移動支援・送迎を行う個人・団体等との「話し合い」など
 - 3. 地域を対象としたアンケート調査等によるニーズ等の把握
 - (4) アンケート調査によるニーズ等の把握と地域資源とのマッチング
 - 4. 既存のアンケート調査結果を用いたニーズの把握
 - (5) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の活用
 - 5. 移動支援・送迎に限定しない地域ニーズ等の把握
 - (6) 専門職を通じた地域のニーズに係る情報の収集
 - (7) 訪問型サービスBを通じた、段階的なニーズの把握と活動の創出
 - (8) 「つながり」と「きづき」の機会の提供(生活支援体制整備事業)

STEP 4

実践のための「Q&A」

モデル事業で、アドバイザーらから得られたノウハウを中心に「Q&A」形式で整理しました。必ずしも地域特性別に整理しているものではありません。地域特性に関わらず、ご覧になりたい項目を個別にご参照ください。

地域特性と取組に向けたポイントの理解

実践のための「O&A」

訪問型サービスDで、通院・買い物等の移動支

住民のみでなく、その他の地域資源の活用も検討

公共交通との連携・役割分担をどのようにすれば

るが、事業者も運転者不足。どうすれば良い?

既に生活援助等を行う団体がある。同じ活動の中

マイカーでの送迎は事故が心配。保険はどのよう

マイカーを使用せずに、移動支援・送迎をしたい

担い手の育成のため、運転者講習を行いたい。ど P.74

Q2 総合事業を活用して、一般高齢者を送迎して良

援・送迎をしても良い?

したい。どうしたら良い?

で移動支援・送迎もできる?

人が多い。どうすれば良い?

のような方法がある?

良い?

1. 過疎地域における、新たな取組の創出に向けた検討

<地域特性に係るポイント> (P.35)

※ 上: 人口 中:面積 下:人口密度

過疎地域では、公共交通の運行本数が少なく、自動車を運転できなくなったタイミン グで本人・同居家族等の外出頻度が急激に低下することなどが懸念される。

岩手町 (13,692人 360.5km 38.0人/k㎡)

さくら市

357.4人/km

袖ケ浦市

(60,952人、

642.1人/k㎡)

鹿屋市

(103,608人

231.2人/k㎡

日進市

2,520人/kmi

(87,977人

34 9km.

448.2km \

94.9km

(44,901人

125.6km

移動

支援

0

有

無

度

- 「生活の足の確保」という点では「公共交通施策」として一定程度のサービスが提供 された状態であっても、「介護予防」や「自立支援」などの観点から、高齢者福祉施 策による移動支援・送迎を行うことの重要性がより高い。
- 地域資源が潤沢でないことから、あらゆる資源を活用した工夫が必要になるが、一方 で民業圧迫の心配が少ないため、多様な主体による自由度の高い活動が可能。

公共交通のみではカバーできない生活ニーズへの対応

<地域特性に係るポイント> (P.38)

- 同じ市町村内でも人口集積の高低に差があることから、民間の公共交通のみでは全域 をカバーすることは難しく、公共交通ネットワークは多様なステークホルダーの協働 によって成り立っている。
- 新たな移動支援・送迎の取組を創出する場合も、公共交通ネットワーク全体の中で、 その活動がどのような役割を担うのかということについて、ステークホルダー間で理 解を深めることは重要。
- ただし、総合事業で行う移動支援・送迎は「要支援者等一人ひとり」の「介護予防」 に着目したものであり、公共交通とはその目的・役割が全く同じではない。公共交通 との役割分担を考える際は、その目的・役割の違いなどを相互に理解することが必要。

3. 特定の地区・団地等で萌芽する住民主体の取組に対する支援

<地域特性に係るポイント> (P.41)

- 既に住民主体の移動支援・送迎の取組が先行している中で、行政がそれを後追いする 形で有効な支援のあり方を検討するケース。人口集積が高く、公共交通が比較的充実 している市町村においても、高齢化が進む特定の地区・団地等では移動支援・送迎が 問題になることは多い。
- 支援する行政は活動をしている住民のニーズを丁寧に聞き取りながら、その活動を阻 害することがないよう、効果的な支援策を検討することが必要。
- できるだけ高い自由度を担保できるような仕組みで支援することが重要であるととも に、総合事業の枠組みのみでなく、その他の支援策も含めた検討を行うことが必要。

4. 福祉有償運送を含む総合事業による移動支援・送迎の仕組みの再編

<地域特性に係るポイント> (P.44)

御代田町 (15,184人、 58.8km 258.3人/kmi

高

- 町からの一般財源による補助・委託を受けながら、既にNPO法人が福祉有償運送や訪 問型サービスDを活用した通院・買い物等、通所型サービスBへの送迎などを行ってい
- 福祉有償運送で通院・買い物等に行く利用者の中には要支援者・事業対象者も多く、 現在一般財源で補助をしている既存の移動支援サービスについて、総合事業の財源を 活用した再編を検討。
- 総合事業による補助等は、どのようなケースにも活用できる訳ではありませんが、そ の活動内容によっては、総合事業の財源を活用できる可能性はある。

<取組に向けたポイント> (P.36)

- (1) 介護予防等を目的に、総合事業により通院・買い 物等の生活の足を確保することも可能(Q1)
- (2) 一般高齢者を含めて「通いの場」へ送迎すること は可能。帰りに買い物に寄る例もある(02)
- (3) まずは1つでも良いので取り組みを創出し、支援 の仕組みを構築した後に横展開を図る
- (4) 資源の少ない過疎地域では、移動手段の確保には あらゆる資源の活用可能性を模索(Q3)

<取組に向けたポイント>

P.39

- (1)地域の公共交通を含めた総合的な検討が必要
- (2) 通所型サービスへの送迎や訪問型サービスBは、 公共交通との役割分担もより明確(04,06)
- (3) 移動支援・送迎を躊躇するボランティア団体等の、 不安を受け止める支援(QZ,Q8,Q9)
- (4) まずは、試行運行などを行い段階的に本格実施に つなげていくプロセスも効果的

<取組に向けたポイント>(P.42

- (1) 既に活動をしている住民のニーズを丁寧に聞き取 ることが大切(**010,011**)
- (2) 支援は必要ないと考えている団体等でも、事故等 の不安を抱えていることは多い(Q7,Q8,Q9)
- (3) 住民の活動を阻害しない、自由度の高い支援が必 要<u>(012,013,014</u>)
- (4) 総合事業の枠組みのみでなく、その他の支援策も 含めた検討を行うことが必要

<取組に向けたポイント> (P.45)

33

- (1) 対象者別・目的別のニーズと移動支援サービスご との役割分担の確認
- (2) 総合事業の補助等による移動支援・送迎を、福祉 有償運送として実施することも可能(**Q15**)
- (3) 訪問型サービスB・Dは、補助のみでなく委託に よる実施も可能(Q16)
- (4) 関連法制度について、十分な情報を収集すること

行

計 画 の

P.47

STEP 3

ス 把 握

P.55

Q14 補助要綱には、何を記載すれば良い?

ジメントは必須?

O15 事業対象者は、福祉有償運送の対象になる?

再編を検討しているが、関連制度が複雑。参考に すべき資料は?

STEP 2

動

Q10 総合事業で補助できる経費は、何がある?

ボランティア奨励金は、どのように活用したら良

訪問型サービスBで、移動支援・送迎を実施した い。どのような方法がある? . L______

事業対象者を送迎する場合は、介護予防ケアマネ

P.81

P.86

P.64

P.65

P.66

P.70

P.71

P.73

P.76

P.77

P.88

P.91

STEP1:地域特性と取組に向けたポイントの理解

過疎地域における、新たな取組の創出に向けた検討

1.1 地域特性



● 🖟 地域特性に係るポイント

- ✓ 過疎地域では、公共交通の運行本数が少なく、自動車を運転できなくなったタイミングで本人・同居家 族等の外出頻度が急激に低下することなどが懸念される。
- ✓ 「生活の足の確保」という点では「公共交通施策」として一定程度のサービスが提供された状態であっ ても、「介護予防」や「自立支援」などの観点から、高齢者福祉施策による移動支援・送迎を行うことの 重要性がより高い。
- ✓ 地域資源が潤沢でないことから、あらゆる資源を活用した工夫が必要になるが、一方で民業圧迫の心 配が少ないため、多様な主体による自由度の高い活動が可能。
- 岩手県岩手町は、人口 13,692 人、面積 360.5k ㎡であり、モデル市町の中では人口規模は小さく、人口 密度の低い地域(過疎地域)です。
- このような地域では、民間の交通事業者が運営する公共交通のみでは市町村全域をカバーすることは難 しく、市町村が運行委託するコミュニティバス・タクシーなどが重要な役割を担うことが多くなります。しかし ながら、面積が広く運行距離が長くなる一方で、沿線人口が少なく収支率が低くなるため、十分な数の運 行本数や停留所を確保することが困難なケースが多くなります。
- 公共交通の運行本数は少なく、高齢者にとっては停留所までの距離が遠いなどの問題もあることから、自 由な外出という観点では大きな制約があるケースが多くなります。そして、このような環境下では、心身機 能の低下等の伴い自動車を運転できなくなったタイミングなどで、本人・同居家族等の外出頻度が急激に 低下することなどが懸念されます。
- すなわち、「生活の足の確保」という点では「公共交通施策」として一定程度のサービスが提供された状態 であっても、免許を持たない高齢者などは「介護予防」や「自立支援」などの観点からの問題を抱えること になり、「高齢者福祉施策」による移動支援・送迎を行うことの重要性がより高くなります。
- 外出頻度の低下と共に心身機能の低下が進み、要介護認定を受けた時に初めて「デイサービスの送迎 が利用できるようになる」という状況に陥らないためにも、その手前の段階で総合事業の移動支援・送迎が できることを模索することは、「介護予防」や「自立支援」といった観点から非常に重要です。
- なお、このような地域では、地域資源が潤沢でないケースが多いと考えられることから、地域住民のみで なく、社会福祉法人やその他の介護事業者、病院の送迎バスなど、あらゆる資源を活用した工夫を模索 することが必要です。一方で、民間の公共交通サービスが少ないことから、民業圧迫などの心配が比較 的少なく、多様な主体が自由度の高い活動を行うことが可能です。

1.2 取組に向けたポイント

(1) 介護予防等を目的に、総合事業により通院・買い物等の生活の足を確保することも可能

- 公共交通があっても運行本数が少ない、停留所までの距離が遠いなど、高齢者の自由な外出が制限される地域の場合、通院・買い物等のための移動支援・送迎の取組の創出により外出頻度が増えることは、 一人ひとりの高齢者の「介護予防」・「自立支援」につながることが期待できます。
- 「買い物」という問題を解決するだけであれば、「移動販売」などの手段も考えられますが、「自分の行きたいお店に行く」、「自分で店内を歩く」、「自分で商品を選ぶ」、「ボランティアの人と一緒に外出する」など、 買い物のための移動支援・送迎には商品の購入以外にも、多様な付加価値が見込まれます。
- 稀に、「生活の足の確保は公共交通施策であり、高齢者福祉施策で対応すべき課題ではない」というお話を聞くこともありますが、本当にそうでしょうか。総合事業は、心身機能が低下しても、高齢者がこれまで通りの自分らしい日常生活を過ごせるように支援をすることで、一人ひとりの介護予防・自立支援につなげるものです。「日常生活」を過ごす中で、「介護予防」を実現していくことが重要なのです。
- 自動車を運転することができなくなり、これまで通りの自分らしい日常生活を過ごすことが難しくなった場合、 その影響で外出頻度が低下し、心身機能の低下につながることが懸念されるのであれば、過疎地域であ るか否かによらず、総合事業により移動を支援することの十分な理由となります。
- もちろん、実際には、地域の実情や高齢者一人ひとりの状況に応じて個別に判断することが前提となります。しかしながら、公共交通のサービス水準が比較的低い過疎地域等においては、総合事業を活用した 通院や買い物等の生活の足の確保を通じて、高齢者の介護予防・自立支援を支えていくことが、高齢者 福祉施策という観点からも、より強く求められるといえるのではないでしょうか。

\Rightarrow 「Q1 訪問型サービスDで、通院・買い物等の移動支援・送迎もしても良い?」(P.64)

(2) 一般高齢者を含めて「通いの場」へ送迎することは可能。帰りに買い物に寄る例もある

- 実際には、「介護予防の効果が全くない、高齢者の移動支援・送迎」というものは想定しづらいものです。 公共交通にも介護予防の効果があり、総合事業による移動支援・送迎にも交通手段の確保という要素が あることから、公共交通と総合事業による移動支援・送迎の境界はやや曖昧です。
- さらに、一般介護予防事業(例えば、通いの場に関連する事業)の対象者には一般高齢者や障がい者、 子どもなども含まれることから、その傾向がより強くなります。また、特に過疎地域では公共交通のサービ ス水準が低いことなども背景となり、一般介護予防事業による移動支援・送迎により「一般高齢者の買い 物支援等もできないか」と考える地域もあるかもしれません。
- まず、一般介護予防事業の「通いの場」への送迎については、一般介護予防事業で行うことが可能です。 もちろん、誰でもどのような場合でも可能という訳ではありませんが、過疎地域などで「通いの場」までの距離が遠くて歩いていくことが難しいケースなどでは、一般高齢者等を含めて送迎をすることができます。
- さらに、「通いの場」への送迎を一般介護予防事業で行い、帰りに買い物に寄るという例もあります。このような形であれば、一般高齢者を含めて一般介護予防事業で「通いの場」への送迎と買い物等の支援をす

ることも可能です。

- 過疎地域のような、「通いの場」までの距離が遠くて歩いていくことが困難な地域などでは、一般介護予防 事業を上手に活用しながら、移動支援・送迎の取組を進めていくことも可能です。
 - ⇒「Q2 総合事業を活用して、一般高齢者を送迎して良い?」(P.65)

(3) まずは1つでも良いので取組を創出し、支援の仕組みを構築した後に横展開を図る

- 住民主体の移動支援・送迎の取組を創出したいと考えた場合、それをゼロから進めていくのは難しいケースが多いです。特に人口が少なく高齢化率も高い過疎地域の場合は、地域で話を聞いても、移動支援・送迎が課題としては挙がってくるものの、担い手が直ぐに見つかるというケースばかりではありません。
- そういった場合は、まずは既にある「通いの場」や、生活援助等を行う団体、場合によっては既に移動支援・送迎を行っている個人・団体にアプローチしては如何でしょうか。既に何らかの取組を行っている団体等では、日頃から地域の移動支援・送迎について課題を感じていることもあり、地域のニーズを把握していることも多く、具体的な活動につながる素地を持っているケースが見られます。
- また、地域の中で、1つでも良いので移動支援・送迎の取組や、その取組を支援する仕組みを構築した後に、その他の地域にも情報やノウハウを共有していくことで、段階的に横展開を図っていくというプロセスで進めていくことも効果的です。

(4) 資源の少ない過疎地域では、移動手段の確保にはあらゆる資源の活用可能性を模索

- 総合事業を活用した移動支援・送迎といっても、その全てが住民主体のものではありません。
- 特に、移動支援・送迎の取組の多くは、自動車の運転を伴うため、その担い手は地域の高齢者等のみでなく、必要に応じてデイサービス等の運転者や交通事業者などの幅広い人材や、社会福祉法人等が所有する車両など、地域のあらゆる資源の活用可能性を模索することが必要です。
- 手引き³では、「デイサービスの車両と運転者の活用(P.45:神奈川県秦野市)」や「社会福祉法人の車両を活用した「通いの場」への送迎(P.48:岡山県吉備中央町)」、「住民団体(通所 B)、社会福祉法人(訪問D)、介護事業所(通所 A)、商業施設(会場提供・見守り)が一体となった介護予防・買い物(移動)支援(P.56:山口県防府市)」の事例などを紹介しています。
 - ⇒「Q3 住民のみでなく、その他の地域資源の活用も検討したい。どうしたら良い?」(P.66)

https://www.murc.ip/sp/1509/houkatsu/houkatsu 08.html

³ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「介護保険制度等を活用した高齢者の移動支援・送迎のための手引き」、 令和元年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

2 公共交通ではカバーできない生活ニーズへの対応

2.1 地域特性



● 地域特性に係るポイント

- ✓ 同じ市町村内でも人口集積の高低に差があることから、民間の公共交通のみでは全域をカバーする ことは難しく、公共交通ネットワークは多様なステークホルダーの協働によって成り立っている。
- ✓ 新たな移動支援・送迎の取組を創出する場合も、公共交通ネットワーク全体の中で、その活動がどの ような役割を担うのかということについて、ステークホルダー間で理解を深めることは重要。
- ✓ ただし、総合事業で行う移動支援・送迎は「要支援者等一人ひとり」の「介護予防」に着目したもので あり、公共交通とはその目的・役割が全く同じではない。公共交通との役割分担を考える際は、その 目的・役割の違いなどを相互に理解することが必要。
- 栃木県さくら市、千葉県袖ケ浦市、鹿児島県鹿屋市は、それぞれ一定程度の人口規模と人口集積があり ますが、いずれも民間の公共交通のみでは全域をカバーすることは難しい地域です。
- そのような状況の中、さくら市では交通事業者に委託するデマンド型タクシー、袖ケ浦市では NPO 法人等 が行う外出支援を含む生活援助、鹿屋市では社会福祉法人の協力を得て実施する「ドライブサロン事業」 などにより、民間の公共交通のみではカバーすることが難しい移動ニーズ等に対応をしています。
- このような地域では、多くの場合、同じ市町村内でも地域によって人口集積の高低に差があることから、公 共交通ネットワークは民間の交通事業者や市町村、NPO 法人など、多様なステークホルダーの協働によ って成り立っているのが実態です。
- したがって、地域に住民主体の移動支援・送迎を創出する場合も、公共交通ネットワーク全体の中で、そ の活動がどのような役割を担うのかということについて、公共交通担当課との連携や地域公共交通会議 等で話し合いを通じて、ステークホルダー間の理解を深めていくことが重要です。
- 一方で、総合事業で行う移動支援・送迎は、「地域」の「交通手段の確保」ではなく、「要支援者等一人ひ とり」の「介護予防」に軸足を置いたものです。介護予防ケアマネジメントを通じて、「目標とする生活は何 か」、「外出して何をするのか」を含めて、要支援者等の一人ひとりの生活全体を支援するものです。
- また、住民主体の移動支援・送迎の取組を通じて、住民一人ひとりがつながる機会を創出し、地域の支え 合いの仕組みづくりを推進することも目的の1つです。
- 公共交通との役割分担を考える際には、その地域が公共交通空白地域であるか否かだけでなく、その目 的・役割の違いなどを相互に理解することが必要です。

2.2 取組に向けたポイント

(1) 地域の公共交通を含めた総合的な検討が必要

- 過疎地域と比べると、公共交通のサービス水準も比較的高いことから、住民主体の移動支援・送迎についても、その目的・役割が完全に一致するものではありませんが、公共交通を含めて総合的に検討することが必要です。
- 特に、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(以下、活性化再生法)」の改正(令和2年 11 月施行)により、地方公共団体による「地域公共交通計画」(マスタープラン)の作成が努力義務化されるとともに、「地域資源の総動員による移動手段の確保」が掲げられるなど、近年は地域の公共交通を総合的にデザインすることが求められています。
- 総合事業を担当する高齢者福祉の部署においても、公共交通の担当部署と顕密な連携を図るとともに、 地域公共交通会議等への参加を通じたその他のステークホルダーとの情報共有・相互理解を進めるなど、 一体的な検討を進めていくことが必要です。
- なお、以下の(2)にも記載の通り、総合事業の補助等による移動支援・送迎は、その目的や役割が公共 交通と競合するということは多くはありません。「公共交通を含めた総合的な検討」とは、住民主体の移動 支援・送迎の取組が、既存の公共交通と競合するか否かを判断するという主旨ではなく、地域住民が抱 える「移動を含む生活課題」をステークホルダー間で共有したうえで、その課題をどのように解決していく かを地域全体で考えていくことを指すものです。

⇒ 「Q 4 公共交通との連携をどのようにすれば良い?」(P.67)

⇒「Q5 交通事業者に運行委託をしているが、事業者も運転者不足。どうすれば良い?」(P.69)

(2) 通所型サービスへの送迎や訪問型サービスBであれば、公共交通との役割分担もより明確

- 総合事業の補助等による移動支援・送迎には複数の類型があり、手引き⁴では「類型①:通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援」、「類型②:通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎」、「類型③:通所型サービス・通いの場の運営主体と同一の主体による送迎」、「類型④:生活援助等と一体的に提供される送迎」の4つに分類をしています。
- このうち、類型②・③については、通所型サービス・通いの場といった特定の場所への送迎です。したがって、いわゆるデイサービスの送迎と同じように、公共交通と競合する移動手段として取り扱われることはありません。
- また、類型④については、様々な生活援助(掃除、洗濯、調理、庭木の手入れなど)を行う中で、その内の1つとして買い物などの支援を行うものです。移動の足だけを確保するものではなく、地域に住む一人ひとりの生活全体を支える活動ですので、既存の公共交通との役割分担も明確になります。

⁴ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「介護保険制度等を活用した高齢者の移動支援・送迎のための手引き」、 令和元年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

https://www.murc.jp/sp/1509/houkatsu/houkatsu_08.html

- このように、特定の目的地への送迎である類型②や類型③はもちろんのこと、「類型④:生活援助等と一体的に提供される送迎」による実施は、「類型①:通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援」と比較して、公共交通との役割分担、目的の違いが明確に理解されることが多くなります。
 - ⇒「Q4 公共交通との連携をどのようにすれば良い?」(P.67)
 - ⇒「Q6 既に生活援助等を行う団体がある。同じ活動の中で移動支援・送迎もできる?」(P.70)

(3) 移動支援・送迎を躊躇するボランティア団体等の、不安を受け止める支援

- (2)に記載したような、訪問型サービスBの中で移動支援・送迎を行っていくには、まずは既に地域内で生活援助等を提供しているボランティア団体等に話を聞きにいくことが効果的です。
- 高齢者の移動支援・送迎については、多くの地域で大きな問題として認識されていることから、地域で生活援助を行うボランティア団体に話を聞けば、移動支援・送迎のニーズを普段の活動の中で感じているケースが少なくないと考えられます。
- しかしながら、自動車の運転を伴う移動支援・送迎は、実施することに躊躇をしている団体等も多く、特に 事故や車両の確保、関連制度が分からないなどの不安を抱えていることが多くあります。
- 保険・車両・人材育成などは、支援をすることでボランティアの皆さんの不安解消につながりやすい事柄です。総合事業の枠組みを活用しながら、このような不安を受け止めるような支援をすることができれば、移動支援・送迎の取組の創出と、持続可能な運営につながっていくことが期待されます。
 - ⇒「Q7 マイカーでの送迎は事故が心配。保険はどのようなものがある?」(P.71)
 - ⇒「Q8 マイカーを使用せずに、移動支援・送迎をしたい人が多い。どうすれば良い?」(P.73)
 - ⇒「Q9 担い手の育成のため、運転者講習を行いたい。どのような方法がある?」(P.74)

(4) まずは、試行運行などを行い段階的に本格実施につなげていくプロセスも効果的

- 新たに取組をはじめる際、まずは試行運行をしてみることで、具体的な行動を開始する際のハードルが下がるとともに、支援をする人と利用者のそれぞれの課題を事前に把握することもできます。
- また、試行運行の際に、利用実績の記録やアンケート調査などを実施しておくことでデータを蓄積することができ、市町村内部での説明に使用することもできます。
- 試行運行は、決まった日時に集まってマイクロバスなどで買い物に行くようなものであればイベント的な実施を数回、既に生活援助等を行っているボランティア団体等が実施する場合は数か月程度の期間を定めて実施することなどが考えられます。

3 特定の地区・団地等で萌芽する住民主体の取組に対する支援

3.1 地域特性



- ✓ 既に住民主体の移動支援・送迎の取組が先行している中で、行政がそれを後追いする形で有効な支 援のあり方を検討するケース。人口集積が高く、公共交通が比較的充実している市町村においても、 高齢化が進む特定の地区・団地等では移動支援・送迎が問題になることは多い。
- ✓ 支援する行政は活動をしている住民のニーズを丁寧に聞き取りながら、その活動を阻害することがな いよう、効果的な支援策を検討することが必要。
- ✓ できるだけ高い自由度を担保できるような仕組みで支援することが重要であるとともに、総合事業の枠 組みのみでなく、その他の支援策も含めた検討を行うことが必要。
- 愛知県日進市(人口 87,977 人、面積 34.9k ㎡、人口密度 2,520 人/k ㎡)は、モデル市町の中では面 積が最も小さく人口密度が最も高い市です。民間の交通事業者が運営する公共交通に加え、市が運営 する市内巡回バスが運行されており、公共交通がカバー率は比較的高い状況にあるといえます。
- 一方で、地域ごとの高齢化率には大きな差があり、特定の地区・団地等では高齢化率が非常に高く、住民 意識調査では「公共交通の充実」を要望する声が大きくなっていますが、市営のバスをこれ以上充実させ るのは難しいという事情を抱えています。
- こうした状況の中、日進市では、そのような特定の地区・団地等で今後の生活の維持に危機感を感じた住。 民自身が、移動支援・送迎を含む生活援助等のボランティア活動を自主的に開始もしくは検討しており、 市としてはそのような活動を実現・継続させるために有効な支援を模索しています。
- このように、既に住民主体の移動支援・送迎の取組が先行している中で、行政がそれを後追いする形で 有効な支援のあり方を検討するケースもあります。人口集積が高く、公共交通が比較的充実している市町 村においても、高齢化が進む特定の地区・団地等では移動支援・送迎が大きな問題になることは珍しくあ りません。
- 住民主体の取組が先行している地域では、行政は、既に活動をしている住民のニーズを丁寧に聞き取り ながら、その活動を阻害することがないよう、効果的な支援策を検討していくことが求められます。
- 特に、総合事業を活用する場合は、すべてのものに自由に補助等ができる訳ではないため、住民の自主 的な活動について、できるだけ高い自由度を担保できるような仕組みで支援することが重要であるとともに、 総合事業の枠組みのみでなく、その他の支援策も含めた検討を行うことが求められます。
- 「パターン2:公共交通ではカバーできない生活ニーズへの対応」と同様に、公共交通ネットワーク全体と の整合性を確認することも重要ですが、活動の対象エリアが特定の団地など狭い範囲の場合には、その 影響は限定的です。

3.2 取組に向けたポイント

(1) 既に活動をしている住民のニーズを丁寧に聞き取ることが大切

- このパターンは、既に住民主体の移動支援・送迎の取組が先行している中で、行政がそれを後追いする 形で支援を行うものであることから、まずは既に活動をしている住民のニーズを丁寧に聞き取ることから始 めるのが大切です。
- 住民のニーズの中には、総合事業の枠組みの中で支援できるものとできないものがあると思われますが、 以下のQ&Aなどを参考にしながら、適切にご判断ください。
 - ⇒「Q10 総合事業で補助できる経費は、何がある?」(P.76)
 - ⇒「Q11 ボランティア奨励金は、どのように活用したら良い?」(P.77)

(2) 支援は必要ないと考えている団体等でも、事故等の不安を抱えていることは多い

- 既に活動を行っている団体等に話を聞きに行くと、「事務手間がかかるなら支援は必要ない」、「自由にやらせて欲しい」など、必ずしも補助金を含む支援が必要というケースばかりではありません。
- しかしながら、移動支援・送迎の取組は、常に事故等の不安を抱えているものであり、どのような支援をすることができるかを具体的に示すことで、その必要性を感じてもらうことができるかもしれません。また、マイカーを使用することに躊躇していたボランティアが、市町村が保有する車両を貸し出すことで新たに活動を開始するようになる例もあるなど、現在取り組んでいる人が必要ないと考える支援であっても、実際に支援をすることで取組に参加する人が増えるといった効果を期待することもできます。
- 保険・車両・人材育成などは、支援をすることでボランティアの皆さんの不安解消につながりやすい事柄です。総合事業の枠組みを活用しながら、このような不安を受け止めるような支援をすることができれば、移動支援・送迎の取組の創出と、持続可能な運営につながっていくことが期待されます。
 - ⇒「Q7 マイカーでの送迎は事故が心配。保険はどのようなものがある?」(P.71)
 - ⇒「Q8 マイカーを使用せずに、移動支援・送迎をしたい人が多い。どうすれば良い?」(P.73)
 - ⇒「Q9 担い手の育成のため、運転者講習を行いたい。どのような方法がある?」(P.74)

(3) 住民の活動を阻害しない、自由度の高い支援が必要

- 総合事業の補助等は、主に高齢者一人ひとりの「介護予防」を目的とした活動に対して支援するものであり、どのような活動であっても支援ができる訳ではありません。したがって、既に活動を行っている団体等に後追いで支援をする場合は、総合事業による補助等を行うことで、その活動が阻害されることがないよう注意することが必要です。
- 総合事業の補助等による移動支援・送迎には複数の類型がありますが、既に移動支援・送迎を含む様々な生活援助等を行っているボランティア団体については、このうち「類型④:生活援助等と一体的に提供

される送迎(訪問型サービスB)」により支援することが多くなります。

- 訪問型サービスBで、生活援助の中の1つとして移動支援・送迎を行う場合は、道路運送法における「許可・登録を要しない運送」であっても、利用者からは生活援助サービスとしての料金収受が可能であることなどから、活動の自由度を比較的高く保つことが可能です。
- 訪問型サービスBを活用した移動支援・送迎は、活動の自由度の高さのみでなく、公共交通との役割分担も比較的明確なことから、地域や団体が直面している状況によっては移動支援・送迎のみを対象とした訪問型サービスDよりも活用しやすい仕組みと言えるかもしれません。
 - ⇒「Q12 訪問型サービスBで、移動支援・送迎を実施したい。どのような方法がある?」(P.78)
 - ⇒「Q13 事業対象者を送迎する場合は、介護予防ケアマネジメントは必要?」(P.80)
 - ⇒「Q14 補助要綱には、何を記載したら良い?」(P.81)

(4) 総合事業の枠組みのみでなく、その他の支援策も含めた検討を行うことが必要

- 住民が主体となった移動支援・送迎の取組を支援する方法は、総合事業のみではありません。
- 一般財源を用いて実施することはもちろんのこと、介護保険法に基づく保健福祉事業として実施することも可能です。また、財源として保険者機能強化推進交付金や介護保険保険者努力支援交付金を活用することも可能です。
- さらに、補助のみでなく、車両の貸出や担い手の募集・育成といった面から支援をすることも可能です。
- (1)で丁寧に聞き取ったボランティア活動を行う住民のニーズについて、総合事業の枠組みの中で支援ができない場合でも、上記のような幅広い選択肢を組み合わせながら、時には担当部署を横断する形で適切な支援方法を検討することが必要です。

4 福祉有償運送を含む総合事業による移動支援・送迎の仕組みの再編

4.1 地域特性



地域特性に係るポイント

- ✓ 町からの一般財源による補助・委託を受けながら、既に NPO 法人が福祉有償運送や訪問型サービス D を活用した通院・買い物等、通所型サービス B への送迎などを行っているケース。
- ✓ 福祉有償運送で通院・買い物等に行く利用者の中には要支援者・事業対象者も多く、現在一般財源 で補助をしている既存の移動支援サービスについて、総合事業の財源を活用した再編を検討。
- ✓ 総合事業による補助等は、どのようなケースにも活用できる訳ではないが、その活動内容によっては、総合事業の補助等により活動を支援できる可能性はある。
- 長野県御代田町(人口 15,184 人、面積 58.8k ㎡、人口密度 258.3 人/k ㎡)は、モデル市町の中では 人口規模は小さいですが面積も小さくコンパクトな町です。
- 民間の交通事業者が運営する公共交通は非常に少なく、御代田町の場合は特定の NPO 法人により、福祉有償運送や訪問型サービス Dを活用した通院・買い物等、総合事業を活用した通所型サービス B への送迎などが行われています。
- なお、この NPO 法人が行う福祉有償運送による移動支援サービス(通院・買い物等)には、町から一般財源による補助が行われており、総合事業による移動支援・送迎は町からの委託で実施されています。当該 NPO 法人の提供する移動支援サービスは、町において重要な役割を担っています。
- そのような中、福祉有償運送で通院・買い物等に行く利用者の中には要支援者・事業対象者が多く含まれていることから、現在一般財源で補助をしている既存の移動支援サービスについて、総合事業の財源を活用した再編を検討することとなりました。
- 御代田町のように、運行費用の一部を市町村が一般財源から拠出している移動支援サービスについて、 総合事業の補助等を活用できないか検討したい市町村はあるのではないでしょうか。
- 総合事業による補助等は、参加者・利用者一人ひとりの「介護予防」につながる活動を支援するものであり、どのようなケースにも活用できる訳ではありませんが、その活動内容によっては、総合事業の補助等により活動を支援できる可能性はあります。
- 住民主体の移動支援・送迎の取組を、総合事業のような持続可能な枠組みから支援することができれば、 取組そのものの持続可能性も高まることが期待されます。また、総合事業の活用により、参加者・利用者 一人ひとりがその理念や介護予防を意識することになれば、より良い成果につながることも期待できるので はないでしょうか。

4.2 取組に向けたポイント

(1) 対象者別・目的別のニーズと移動支援サービスごとの役割分担の確認

- 再編の際には、財源のみでなく、地域内の対象者別・目的別の移動ニーズについて、各移動支援サービスでどのように対応しているかを確認することが必要です。
- 一般高齢者や要介護者の利用が多い移動支援サービスの場合、補助等の方法によっては全額を総合 事業の補助等に切り替えることができないケースもあるので注意が必要です。
- 以下は、対象者別・目的別の移動ニーズについて、どの移動支援サービスで対応するかを表形式で整理 したものです。記入されている内容はあくまで例ですが、コミュニティバスや病院バス、社協が行う福祉有 償運送など、総合事業以外の移動支援サービスも含めて検討することが必要です。



図表 2-5 対象者別・目的別の移動支援サービスの主な役割分担(※ 一例です)

(2) 総合事業の補助等による移動支援・送迎を、福祉有償運送として実施することも可能

- 福祉有償運送は道路運送法上の「自家用有償旅客運送」の一類型であり、市町村やNPO法人等が自家 用車を用いて有償で運送を行うために国土交通大臣の登録を受けて実施するものです。
- 稀に「総合事業による補助をするが、福祉有償運送として利用者から運送の対価を収受して良いか」という話が出ることもありますが、上述の通り、福祉有償運送は「自家用車を用いて有償で運送を行うことができるよう道路運送法上の登録を受けたもの」であり、総合事業の補助の有無はそれとは関係ありません。
- したがって、福祉有償運送の登録を受けた NPO 法人等が、総合事業の補助等による移動支援・送迎を 行う際には、運営協議会での協議を経て調った条件のもとであれば、対象となる利用者から運送の対価 を収受することは何の問題もありません。
- なお、各地域の状況にもよりますが、福祉有償運送の利用者の一部は、総合事業の対象者(要支援者・ 事業対象者)であることも多いと考えられます。福祉有償運送の運行について一般財源からの補助を行っ ているケースであれば、総合事業の補助等を活用できる可能性はあるといえます。

⇒「Q15 事業対象者は、福祉有償運送の対象になる?」(P.86)

(3) 訪問型サービス B·D は、補助のみでなく委託による実施も可能

- 総合事業の枠組みを活用する場合、住民主体の訪問型・通所型サービスBは補助による実施が一般的ですが、下表の通り、委託による実施も可能です。
- 補助と委託の大きな違いは、補助が「住民主体」の活動に対する支援であるのに対し、委託の場合の事業主体は市町村になります(市町村が団体等に委託する)。委託の場合は、市町村が仕様書を作成し、市町村と委託先の団体等が互いに契約書を交わすことになりますが、この内容が住民の主体的な活動を阻害するものでなければ、委託でありながら実質的には住民主体の活動として行うことが可能になります。
- 再編を検討する際には、補助のみでなく、委託による実施を検討対象とすることもできます。

| | (例) | 直接 実施 | 委託 | 指定事業者によ るサービス提供 | 補助 |
|--------|---|----------|----|--------------------|----|
| 介護 | ①従前の介護予防訪問介護等 に相当するサービス | -* | -* | 0 | - |
| 介護予防・虫 | ②緩和した基準による生活支援、ミニデイサービス(訪問型・通所型サービスA) | Δ | 0 | 0 | Δ |
| 生活支援 | ③ボランティアなどによる生活支援、通いの場(訪問型・ 通所型サービスB) | Δ | Δ | _ | 0 |
| サービス事業 | ④保健師やリハビリテーション専門職等が行う短期集中予防サービス(従来の2次予防事業に相当)(訪問型・通所型サービスC) | | | _ | - |
| 般介 | | 0 | 0 | | |

図表 2-6 訪問型サービスや通所型サービスの内容ごとの実施方法

- ※ 市町村が実施する場合も、原則第1号事業支給費の支給により実施する。
 - (注) △は、一般的なケースとしては考えていないが、このような形式をとることも可能。
- (出典) 介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン (厚生労働省)

介護予防に資する住民主体の

⇒「Q16 訪問型サービスDを、補助でなく委託で行うことは可能?」(P.88)

(4) 関連法制度について、十分な情報を収集することが必要

- 再編にあたっては、道路運送法などの関連制度や、総合事業を活用した移動支援・送迎に関する仕組みなど、幅広いノウハウが必要になります。また、公共交通担当課との連携が必要な場面もあります。
- 十分な情報を収集するとともに、必要に応じて関係者から助言を受けることも必要です。
 - ⇒「017 再編を検討しているが、関連制度が複雑。参考にすべき資料は?」(P.91)

STEP2: 行動計画の作成

1 行動計画作成のポイント

- 地域特性と取組に向けたポイントを理解した後、つぎは具体的にどのような目標を設定し、その達成に向けてどのような行動をしていくかを整理した、「行動計画」を作成します。
- なお、ここでの行動計画とは、例えば市町村の担当職員と生活支援コーディネーターらが地域に主体的に働きかける際に作成することなどを想定したものであり、一般の地域住民と一緒に作成することなどを想定したものではありません。行動計画の作成に向けたポイントは、以下の通りです。

(1) 年単位の「PDCAサイクル」ではなく、迅速で柔軟な「トライ&エラー」が前提

- 行政が作成する計画は、1年以上の期間を対象として作成されることが多く、「PDCAサイクル」も年単位で実行されることが多いと考えられます。
- ここで作成する行動計画も、例えば年度単位の計画とすることに問題はありません。しかしながら、行動計画の実施状況の「Check(チェック)」は決して年度単位で行うものではなく、その都度その都度短いスパンで実行していく必要があります。
- 「ボランティア団体に話を聞きに行ったが、送迎をしても良いという参加者はいなかった」、「それでは、今度は地域を対象としたニーズと担い手発掘のためのアンケート調査を実施してみよう」など、行動計画は作成した当初の目論見どおりには進まないことの方が多く、望ましい結果がでなければ、計画を迅速・柔軟に見直す「トライ&エラー」の姿勢で進めていくことが大切になります。
- 当初作成した行動計画は、その都度ごとに迅速・柔軟に変更していくことが前提であり、変更することを躊躇してはいけません。

(2) まずは、低すぎず・高すぎない「実現の見込みのある目標(ショートゴール)」を設定

- 行動計画には、計画が目指す地域目標を記載します。
- しかしながら、行動計画の目標を「住民主体の移動支援・送迎の取組が実施されている」などとすると、まったくのゼロから取組を始める場合には高すぎる目標ともなり、達成までの道のりが明確にイメージできなくなる恐れもあります。
- 目標は「中間目標」を設定するなどの工夫も取り入れながら、まずはある程度「実現の見込みのある目標 (ショートゴール)」を設定し、無理なく進めていくという姿勢が効果的になります。

(3) 計画作成は複数の関係者で作成し、各行動を行う具体的な実施者を決定

○ 行動計画は、市町村の職員が単独で作成するのではなく、生活支援コーディネーターなど複数の関係者で作成するとともに、各行動を実施する担当者が誰であるかを明確にして、進めていくことが必要です。

2 行動計画の作成

(1) 行動計画書と行動予定表の様式(例)

○ 本事業で使用した、「行動計画書」および「行動予定表」の様式は以下のとおりです。

図表 2-7 本事業で使用した行動計画書①

| A. 行動計画書 |
|---|
| 市町名 |
| I. 今年度の地域目標(※地域のニーズを踏まえて、市町・SCが記載) |
| |
| |
| Ⅱ-1. 地域の現状・問題認識、問題解決に向けた今年度の取組方針(※地域のニーズを踏まえて、市町・SCが記載) |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| II-2. 地域住民や団体等が目指していること・問題認識(※地域住民や団体等の意向を記入) |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

図表 2-8 本事業で使用した行動計画書②

Ⅲ. 目標の達成に向けた具体的な行動

| 中間目標 | 具体的な行動 | 実施者 |
|------|--------|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

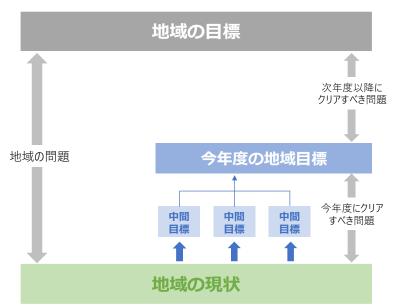
図表 2-9 本事業で使用した行動予定表

B. 行動予定表

| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---------|-----|-----|-----|----|----|----|
| 中間目標1 | | | | | | |
| 具体的な行動① | | | | | | |
| 具体的な行動② | | | | | | |
| 具体的な行動③ | | | | | | |
| 門目標2 | | | | | | |
| 具体的な行動④ | | | | | | |
| 具体的な行動⑤ | | | | | | |
| 具体的な行動⑥ | | | | | | |
| 中間目標3 | | | | | | |
| 具体的な行動⑦ | | | | | | |
| 具体的な行動⑧ | | | | | | |
| 具体的な行動⑨ | | | | | | |

(2) 「Ⅰ. 地域目標」と「Ⅱ. 現状・問題」の記載方法

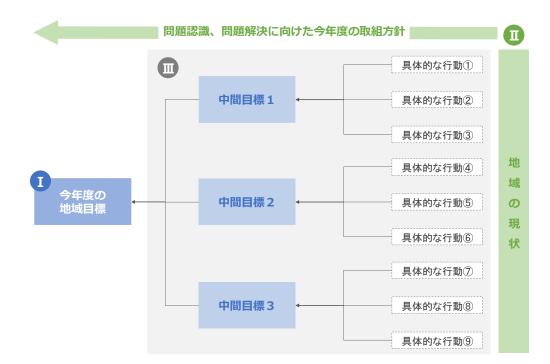
- 問題とは、下図のように「現状と目標との間の乖離(ギャップ)」を指します。
- 行動計画書の「I.今年度の地域目標」には、各市町の現在の取組状況等に応じた、実現見込みのある「目標(ショートゴール)」を記載します。低過ぎない、高過ぎない目標を設定することが重要です。
- また「II -1.地域の現状・問題認識、問題解決に向けた今年度の取組方針」では、地域全体のことにも触れつつ、特に「今年度にクリアすべき問題」を明確にします。
- 「Ⅱ-2.地域住民や団体等が目指していること・問題認識」では、地域住民等に聞き取った内容を記載します。不明な場合は、空欄でも構いませんので把握ができたら記載するようにします。
- 「目標」は「・・になっている」、「・・ができている」などの目指すべき状態を記載し、「問題」は「・・がない」、「・・が必要」などの語尾で整理すると、やるべきことがより明確になります。



図表 2-10 「地域目標」と「現状・問題」の関係

(3) 「Ⅲ. 具体的な行動」の記載方法

- I に記載した地域目標の達成に向けた、具体的な行動内容をその実施者と合わせて記載します。
- 「行動予定表」には、ここに記載した「具体的な行動」ごとにそのスケジュールを記載しますので、「これを見れば、今年度中に何をやれば良いか分かる」というレベル感で記載することが必要です。
- なお、「中間目標」とは「地域の目標」を細分化したものです。例えば、地域の目標達成に向けて、「①A 地域の移動に関するニーズが把握できている」、「②運行に必要な人材が確保できている」、「③運行スキームが明確になり、補助要綱ができている」など複数がある場合は、3つに分けて記載します。
- 下図のように、1つの中間目標の達成には複数の行動が伴うことが常です。中間目標とそれに対応する 行動が分かるように記載します。



図表 2-11 中間目標と具体的な行動の関係

(4) 行動計画書の記載(例)

- 行動計画書の記載(例)を、以下に示します。
- なお、本事業でモデル市町が作成した行動計画書については、第3章をご覧ください。

図表 2-12 行動計画書の記載(例)①

| A. 行動計画書 |
|--|
| 市町名 ●●町 |
| I. 今年度の地域目標(※地域のニーズを踏まえて、市町・SCが記載) |
| 現在、●●地域において実施されている住民主体の送迎について、令和●年●月より総合事業の補助が活用され、送迎に伴う 住民ボランティアの負担等が軽減されている。 |
| Ⅱ-1. 地域の現状・問題認識、問題解決に向けた今年度の取組方針(※地域のニーズを踏まえて、市町・SCが記載) |
| 町内では公共交通の便数も少なく、特に山間地では日常的な買い物や通院、サロンへの移動手段の確保が課題となっている。 ●●地域では、既に一部の住民ボランティアにより送迎の取組が行われているが、その実態や課題、持続可能性については十分に把握することができていない。 また、●●地域以外の地域における取り組みの有無も、現時点では十分に把握できていない。 |
| 本モデル事業では、以上のような問題認識のもと、現在実施されている住民主体の送迎の取組実態や支援の必要性、移動二一 ズなどを把握したうえで、町が行うことができる効果的な支援のあり方を検討し、具体的な支援可能性を模索する。 また、次年度以降には同様の取組を他の地域にも広げていくことも視野に入れる。 |
| |
| |
| Ⅱ-2. 地域住民や団体等が目指していること・問題認識(※地域住民や団体等の意向を記入) |
| ※ 現時点では、まだ地域住民や団体等の意向は把握できていない |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

図表 2-13 行動計画書の記載(例)②

Ⅲ.目標の達成に向けた具体的な行動

| 中間目標 | 具体的な行動 | 実施者 |
|---|---|-------------------------|
| ●●地域における、送迎の実態やからの支援の必要性、移動ニーズ どが把握できている | ①●●地域のサロン(3か所)を運営する住民や、送迎の取組を行っている地域住民との話し合いの場を設け、町からの支援の必要性や移動ニーズなどを把握する | SC |
| 町内における住民主体の送迎の 奴組の現状や、町からの支援の必要 は、移動ニーズなどが把握できている | ②●●地域以外の地域における、住民主体の送迎の取組の有無を調査する | SC |
| | ③●●地域以外の地域において、送迎の取組を行っている地域住民との話し合いの場を設け、その活動の実態や町からの支援の必要性、移動ニーズなどを把握する | sc |
| . 運行スキームが明確になり、他地 成にも展開しやすい補助要綱ができ ごいる | ①町内で送迎の取組を行っている住民全員との話し合いの場を設け、移動ニーズにあった運行方法を検討し、総合事業の補助等の活用可能性を模索する | SC ××課職員A 送迎を行う住民 |
| | ②想定される運行スキームと類似の方法で運行している先進地域を視察する | SC ××課職員A 送迎を行う住民 |
| | ③地域支援事業で移動支援を行うことについて、第8期介護保 険事業計画へ記載する | ××課職員A △△課職員A |
| | ④燃料、車両、駐車場料金、保険、奨励金など、効果的な補助 内容について整理し、補助要綱を作成する | SC ××課職員A |
| . 運行に必要な人材の育成ができ いる | ①安全運転に向けた講習に必要な教材を収集する | ××課職員A |
| | ②町の広報において、講習の開催を周知し、参加者を募る | ××課職員A |
| | ③講習を開催する | 外部機関 ××課職員A |

STEP3:ニーズの把握

- 住民主体の移動支援・送迎の取組が生まれるパターンは、ニーズ把握のみではありませんが、ここでは特に市町村の職員や生活支援コーディネーターが住民を対象に主体的にアプローチすることを想定し、まずは最初の取組として行われることが多いニーズ把握の方法について整理しました。
- ニーズ把握の方法は、地域特性のみでなく、役所の体制や人員、地域との協力関係など多様な要素に基づいて判断していくことになります。以下の図表 2-14 などを参考に、地域の実情に応じたものを選択してください。

図表 2-14 ニーズ把握の方法

あなたの地域は、何から始める? (1) 通いの場等の参加者らを対象とした「話し合い」など ・地域の通いの場等を対象に、送迎がないことで「来られない・来られなくなっ た人の有無」等を把握するとともに、通いの場の参加者やその他の団体等に 1. 対象を絞っ おける送迎の取組の実施意向等を「話し合う」・「調査する」。 たニーズ・ まずはやれる 実施意向等 ところから… (2) 生活援助等を行う既存の団体等との「話し合い」など の把握 ・地域で既に生活援助等を行っている団体等を対象に、利用者や地域におけ る買い物や通院などの移動支援のニーズや、団体等の移動支援・送迎の取 組の実施意向等を「話し合う」・「調査する」。 2. 既存の取組 (3) 既に移動支援・送迎を行う個人・団体等との「話し合い」など 既に移動支援・ を対象とした支 ・地域で既に住民が主体となった移動支援・送迎の取組があれば、取組を行う 送迎の取組が 援ニーズ等の 個人・団体等を対象に、その活動実態を調査するとともに、活動を支えるため あるなら… 把握 に行政にできる支援は何かを「話し合う」。 3. 地域を対象 (4) アンケート調査によるニーズ等の把握と地域資源とのマッチング 広くニーズ としたアンケー ・移動支援・送迎の必要性を感じている自治会や団体等がある地域を対象に、 を把握するなら ト調査等による (例えば)全戸を対象としたアンケート調査等を実施する。 ニーズ等の把握 ・調査結果をもとに、多様な地域資源のとのマッチングを図る。 (5)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の活用 4. 既存のアン 既存の調査を ケート調査結果 ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に含まれている「外出」に関連する設問 活用するなら を用いたニーズ や「地域活動への参加頻度」などの分析や、他の保険者との比較などから地 の把握 域の移動に関する課題を整理することができる。 (6)専門職を通じた地域のニーズに係る情報の収集 ・移動支援・送迎に限らず、地域のニーズの把握とサービス・活動の創出など を目的に、訪問介護員やケアマネジャーなどの専門職から提案を受ける。 ・デマンドでないニーズの把握と、それを日常的に行う仕組みを構築する。 (7) 訪問型サービスBを通じた、段階的なニーズの把握と活動の創出 5. 移動支援・ 移動支援・送迎 送迎に限定しな ・まずは地域の生活援助等を行う「訪問型サービスB」を創設し、その活動を に限定しない い地域ニーズ等 通じて徐々に地域のニーズを把握するとともに、移動支援・送迎を含む新た ~… の把握 に把握されたニーズに合わせてその活動の範囲を拡大していく。 (8)「つながり」と「きづき」の機会の提供(生活支援体制整備事業)

・地域の重要課題が「移動支援・送迎」と決めてかからずに、各地域で集まる

活動が生まれる際には、話し合いの参加者が担い手となることも期待される。

機会をセットし、「何が必要か」、「何がしたいか」を話し合う。

1 対象を絞ったニーズ・実施意向等の把握

- 要支援者等を含む、地域の高齢者の生活課題やニーズを幅広く把握している可能性のある、既存の住 民ボランティア団体等を対象に、聞き取り調査やアンケート調査を実施します。
- 調査は、支援を必要とする高齢者のニーズのみでなく、そこで活動するボランティア団体等の移動支援・ 送迎の取組の実施意向などを把握することも想定されます。

(1) 通いの場等の参加者らを対象とした「話し合い」など

- 既存のサロンや通いの場、通所型サービスなどを対象として、聞き取り調査やアンケート調査を実施する 方法です。既存の通いの場等では、「通いの場等への移動手段に困っている人」や「移動手段がないため に、通うことを止めてしまった人」、「現状、既にお隣さんなどを送迎しているボランティアの人」などがいる ことが多く、その実態を把握するとともに、支援の必要性などを検討することができます。
- 実際の取組の方法は多様ですが、総合事業を活用した類型としては、例えば「類型②:通所型サービス・ 通いの場の運営主体と別の主体による送迎」、「類型③:通所型サービス・通いの場の運営主体と同一の 主体による送迎」などを見据えた検討につながることが期待されます。
- 調査方法としては、対象となる通いの場等の数が少なければ「聞き取り調査」の方が丁寧に調査すること ができますが、対象となる箇所数が多い場合は「アンケート調査」による調査が効率的になります。
- 調査する事項としては、例えば以下のような内容が考えられます。具体的なアンケート調査や聞き取り調査の例としては、本モデル事業に参加した「岩手県岩手町」や「鹿児島県鹿屋市」の例などをご参照ください(P.93、P.155)。

<調査する事項(例)>

- ✓ 現状における通いの場等の参加者数(実人数)
- ✓ サロン等までの移動手段(※参加者による送迎の有無を含めて)
- ✓ これまでに、移動手段がないことが理由で参加できなくなった人の有無
- ✓ サロン等までの送迎ニーズの有無
- ✓ サロンまでの送迎を行ってくれそうな人材の有無
- ✓ 参加者同士で送迎を行う際に課題となる点、必要となる支援 など

(2) 生活援助等を行う既存の団体等との「話し合い」など

○ 生活援助等を行う既存の団体等を対象として、聞き取り調査やアンケート調査を実施する方法です。既存のボランティア団体等では、「掃除や庭木の剪定などの生活援助をしている中で、利用者から買い物支援を頼まれることがある」、「移動手段がないため、閉じこもりがちな利用者がいる」などの情報を有していることも多く、その実態を把握するとともに、支援の必要性などを検討することができます。

- 実際の取組の方法は多様ですが、総合事業を活用した類型としては、例えば「類型④:生活援助等と一体的に提供される送迎」などを見据えた検討につながることが期待されます。
- 調査方法としては、対象となるボランティア団体等の数が少なければ「聞き取り調査」の方が丁寧に調査 することができますが、対象となる箇所数が多い場合は「アンケート調査」による調査が効率的になりま す。
- 調査する事項としては、例えば以下のような内容が考えられます。具体的なアンケート調査や聞き取り調査の例としては、本モデル事業に参加した「千葉県袖ケ浦市」や「鹿児島県鹿屋市」の例などをご参照ください(P.142、P.155)。

<調査する事項(例)>

- ✓ 現状における生活援助の利用者数(実人数)
- ✓ 通院・買い物等の送迎ニーズの有無・人数
- ✓ 送迎ニーズの高い目的地、時間帯
- ✓ 送迎したいと思っているボランティアの有無
- ✓ 実際に送迎の取組を行う際に課題となる点、必要となる支援 など

2 既存の取組を対象とした支援ニーズ等の把握

- (3) 既に移動支援・送迎を行う個人・団体等との「話し合い」など
- 既に移動支援・送迎の取組を行っている個人・団体等について、市町村がその活動を支援することで持続可能性が高まることが期待されるとともに、これまで自主的に行われてきた取組に市町村としての「仕組み」が関わることにより、他の地域に同様の取組を横展開するきっかけにもなることが期待されます。
- 既に取組を行っている団体等では、市町村からの支援を受けることにより活動の自由度が低くなることを 懸念されるケースもあります。
- しかしながら、移動支援・送迎の取組は、常に事故等の不安を抱えているものであり、どのような支援をすることができるかを具体的に示すことで、その必要性を感じてもらうことができるかもしれません。また、マイカーを使用することに躊躇していたボランティアが、市町村が保有する車両を貸し出すことで新たに活動を開始するようになる例もあるなど、現在取り組んでいる人が必要ないと考える支援であっても、実際に支援をすることで取組に参加する人が増えるといった効果を期待することもできます。
- 既に移動支援・送迎を行っている団体等が抱えている不安としては、例えば以下の様な点が挙げられます。後述の「実践のための Q&A」なども参考としながら、団体等の不安を解消するような支援を試みてください。

<既存の移動支援・送迎を行う個人・団体等が抱える不安と支援の方法(例)>

- ✓ どのような料金であれば、利用者からもらうことができるかが分からない
 - ⇒ 「介護保険制度等を活用した高齢者の移動支援・送迎のための手引き」
 (https://www.murc.jp/sp/1509/houkatsu/houkatsu_08.html)
- ✓ マイカーを使用していて、送迎中に事故を起こすことが心配
 - ⇒「Q7 マイカーでの送迎は事故が心配。保険はどのようなものがある?」(P.71)
- ✓ マイカーを使用することに慎重なボランティアがいる
 - ⇒「Q8 マイカーを使用せずに、移動支援・送迎をしたい人が多い。どうすれば良い?」(P.73)
- ✓ 運転技術や支援の方法に不安がある
 - ⇒「Q9 担い手の育成のため、運転者講習を行いたい。どのような方法がある?」(P.74)
- ✓ どのような経費を支援してもらうことが可能なのかわからない
 - ⇒「Q10 総合事業で補助できる経費は、何がある?」(P.76)
 - ⇒「Q11 ボランティア奨励金は、どのように活用したら良い?」(P.77)

3 地域を対象としたアンケート調査等によるニーズ等の把握

(4) アンケート調査によるニーズ等の把握と地域資源とのマッチング

- 既存の活動でなく、広く地域のニーズや担い手の把握を行うのであれば、地域を対象としたアンケート調査を実施することが考えられます。
- アンケート調査は、「①個別訪問による聞き取り式(面接調査)」、「②訪問配布・回収による記述式の調査 (留置調査)」、「③訪問配布・郵送回収による記述式の調査(留置+郵送調査)」、「④郵送配布・回収による記述式(郵送調査)」などの方法があります。
- 面接調査の実施や、調査票の配布・回収に係る作業については、町内会の協力などを得ながら実施する などの工夫をすることが考えられます。
- また、調査は「本当に支援を必要としている人」や「本当に支援をしたいと考えている人」などを見つけることが大きな目的であることから、基本的には「対象地域の全戸を調査対象とすること」、「回収率が下がったとしても記名式の調査とすること」が効果的と考えられます(地域の実情に応じてご判断ください)。
- なお、調査は目的を移動支援・送迎のニーズに限定するのか、それとも生活援助全般を対象とするのかを明確にしてから実施する必要があります。地域の生活ニーズの把握が十分でないと感じる場合は、生活援助全般のニーズ把握を目的とし、結果として移動支援・送迎のニーズが高ければ支援の必要性を検討するという順番で進めることが必要です。
- 調査する事項としては、例えば以下のような内容が考えられます。具体的なアンケート調査の例としては、 本モデル事業に参加した「岩手県岩手町」や「栃木県さくら市」の例などをご参照ください(P.93、P.117)。

<調査する事項(例)>

- ✓ 回答者の属性(性別・年齢・住まい・氏名・電話番号)
- ✓ 要介護認定・要支援認定等の有無
- ✓ 世帯構成
- ✓ 現状における自動車の運転の頻度、お出かけする際の移動手段
- ✓ 今現在支援を必要としていること、将来的に支援をして欲しいこと
- ✓ 地域のために自分が支援できること など

4 既存のアンケート調査結果を用いたニーズの把握

(5)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の活用

- 厚生労働省から示されている「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の調査票⁵には、高齢者の「外出」に関連する設問や「地域活動への参加頻度」についての設問があり、これらを集計分析することで地域の 移動に関する課題を整理することもできます。
- さらに、厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システム⁶を活用することにより、他の保険者との調査結果の比較を行うことができるため、取組の必要性を判断する際の材料とすることもできます。
- なお、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」で調査されている外出等に関連する設問としては、例えば 以下があります。

図表 2-15 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(移動に関連する調査項目)

| | 設問 | 選択肢 |
|------------|-----------------------------------|----------------------------------|
| 問2 | (6)週に1回以上は外出していま | 1. ほとんど外出しない |
| からだを動 | すか | 2. 週1回 |
| かすことに | | 3. 週 2~4 回 |
| ついて | | 4. 週 5 回以上 |
| | (7)昨年と比べて外出の回数が | 1. とても減っている |
| | 減っていますか | 2. 減っている |
| | | 3. あまり減っていない |
| | | 4. 減っていない |
| | (8)外出を控えていますか | 1. はい |
| | ※オプション | 2. いいえ |
| | 【(8)で「1. はい」(外出を控えて | 1. 病気 2. 障害(脳卒中の後遺症など) |
| | いる)の方のみ】 | 3. 足腰などの痛み 4. トイレの心配(失禁など) |
| | ①外出を控えている理由は、次 | 5. 耳の障害(聞こえの問題など) 6. 目の障害 |
| | のどれですか(いくつでも) | 7. 外での楽しみがない 8. 経済的に出られない |
| | ※オプション | 9. 交通手段がない 10. その他() |
| | (9)外出する際の移動手段は何 | 1. 徒歩 2. 自転車 3. バイク |
| | ですか(いくつでも) | 4. 自動車(自分で運転) |
| | ※オプション | 5. 自動車(人に乗せてもらう) 6. 電車 |
| | | 7. 路線バス 8. 病院や施設のバス 9. 車いす |
| | | 10. 電動車いす(カート) |
| | | 11. 歩行器・シルバーカー |
| 88.4 | \ | 12. タクシー 13. その他() |
| 間4 | (4)バスや電車を使って1人で外 | 1. できるし、している |
| 毎日の生 | 出していますか(自家用車でも | 2. できるけどしていない |
| 活について | 可) | 3. できない |
| 問5 | (1)以下のような会・グループ等 | ①ボランティアのグループ |
| 地域での活動について | にどのくらいの頻度で参加してい | ②スポーツ関係のグループやクラブ |
| 動について | ますか ※ ①-@スカズカに同答 <i>て</i> / | ③趣味関係のグループ ②参議3時のための違いの場 |
| | ※ ①-⑧それぞれに回答してく | ④学習・教養サークル ⑤介護予防のための通いの場 |
| | ださい | ⑥老人クラブ ⑦町内会・自治会 ⑧収入のある仕事 |
| | | ※それぞれ、頻度を「週4回以上」「週2~3」「週1回」「週1~3 |
| | | 回」「年に数回」「参加していない」から選択 |

⁵ https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/000560423.pdf

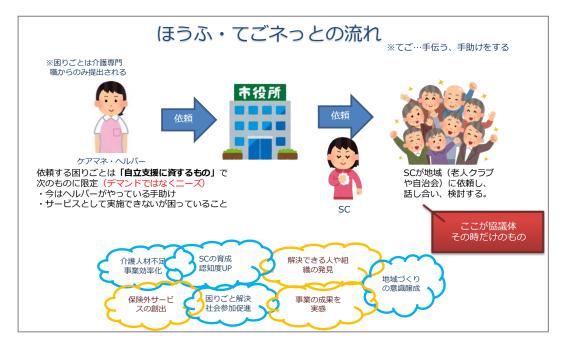
_

⁶ https://mieruka.mhlw.go.jp/

5 移動支援に限定しない地域ニーズ等の把握

(6) 専門職を通じた地域のニーズに係る情報の収集

- 地域の生活ニーズを把握する方法として、山口県防府市ではケアマネジャーやヘルパーなどの専門職から、「サービスを提供している際に、地域やボランティア等に依頼できたら良いと感じているサービス」や「地域やボランティアが担うことで、訪問事業所の効率が上がると考える生活支援サービス」についての情報を収集・提出をしてもらうことで、地域ニーズの把握と地域資源とのマッチングを行っています。
- 専門職に情報提供を依頼することのメリットとしては、対象を「自立支援に資するもの」などと明示できることや、デマンドではなくニーズとして把握することができる点などが挙げられます。また、このような取組を「仕組み」として定着させることで、その都度アンケート調査や聞き取り調査などを実施する必要がなく、効果的・効率的に地域のニーズを把握することができるようになります。
- また、専門職から提出された「困りごと」は、生活支援コーディネーターを介して地域でその解決方法が検討されるなど、地域資源の創出につながる流れが構築されています。



図表 2-16 「ほうふ・てごネっと」の概要

(出典) 防府市資料

(7) 訪問型サービスBを通じた、段階的なニーズの把握と活動の創出

- 移動支援・送迎の取組のみに焦点を絞るのではなく、まずは訪問型サービスBのような生活援助 全般を行う活動を地域の中に創出し、その活動を通じて段階的に地域のニーズを把握していくと いう方法もあります。
- 東京都八王子市では、訪問型サービスBを提供する団体の中に地域課題の把握やニーズの把握に 努める、市の研修を受講した「助け合いコーディネーター」の配置を義務付けており、生活支援 コーディネーターとの定期的な情報交換などを行っています。
- このような、活動を行いながら継続して地域のニーズを把握し、取組に反映する仕組みを構築することで、既に複数の団体で移動支援・送迎の取組が開始されています。
- 移動支援・送迎の取組の創出にとらわれるのではなく、まずは地域に生活支援等を行う活動を創出し、その素地をつくりだすことで、段階的に移動支援・送迎の取組につなげていくという方法もあります。
 - → 「Q12 訪問型サービス B で、移動支援・送迎を実施したい。どのような方法がある?」 (P.78)
 - ⇒ 「介護保険制度等を活用した高齢者の移動支援・送迎のための手引き」
 (https://www.murc.jp/sp/1509/houkatsu/houkatsu_08.html)

(8) 「つながり」と「きづき」の機会の提供(生活支援体制整備事業)

- 地域の課題が何であるかを十分に把握しないまま、移動支援・送迎のサービスが必要と思いこんでしまうことは、実際の地域ニーズと乖離した行動をしてしまうことにもつながるため注意が必要です。
- 大阪府太子町では、まずは体制整備事業をしっかり、という考え方のもと、48 ある町会・自治会に行政・地域包括支援センター、社会福祉協議会(SC)の職員で構成されたチームが訪問し、「① 地域づくりからの支え合い勉強会」を開催。地域を「知る」、地域のことを「考える」ための WS を実施しました。
- さらに、そのような活動を通じて把握された地域課題の1つである「移動手段」について、「円卓会議(移動・外出支援円卓会議)」を設置。移動・外出支援に関する課題・ニーズの再調査、サービス内容の検討、モデル事業の実施などが行われました。
- 地域の課題ニーズ把握が十分でない段階では、まずは地域の中に「つながり」と「きづき」の 機会を提供し、その中から具体的な活動や担い手を生み出していくというプロセスが効果的に なります。
 - ⇒ 「介護保険制度等を活用した高齢者の移動支援・送迎のための手引き」
 (https://www.murc.jp/sp/1509/houkatsu/houkatsu_08.html)

STEP4:実践のための「Q&A」

- 本事業を進める中で、アドバイザーらから得られたノウハウを中心に「Q&A」形式で整理をしました。各地域で取組を進めるうえで、必要に応じてご参考にしてください。
- なお、この Q&A の順番は、P.33 のとおり、地域特性を意識した順番としています。ただし、必ずしも地域特性別に整理しているものではありませんので、地域特性に関わらず、ご覧になりたい項目を個別にご参照ください

図表 2-17 実践のための「Q&A」一覧

| | Q&A | ページ |
|-----|---|------|
| Q1 | 訪問型サービス D で、通院・買い物等の移動支援・送迎をしても良い? | P.64 |
| Q2 | 総合事業を活用して、一般高齢者を送迎して良い? | P.65 |
| Q3 | 住民のみでなく、その他の地域資源の活用も検討したい。どうしたら良い? | P.66 |
| Q4 | 公共交通との連携・役割分担をどのようにすれば良い? | P.67 |
| Q5 | タクシー事業者にデマンド型の運行を委託しているが、事業者も運転者不足。 どうすれば良い? | P.69 |
| Q6 | 既に生活援助等を行う団体がある。同じ活動の中で移動支援・送迎もできる? | P.70 |
| Q7 | マイカーでの送迎は事故が心配。保険はどのようなものがある? | P.71 |
| Q8 | マイカーを使用せずに、移動支援・送迎をしたい人が多い。どうすれば良い? | P.73 |
| Q9 | 担い手の育成のため、運転者講習を行いたい。どのような方法がある? | P.74 |
| Q10 | 総合事業で補助できる経費は、何がある? | P.76 |
| Q11 | ボランティア奨励金は、どのように活用したら良い? | P.77 |
| Q12 | 訪問型サービスBで、移動支援・送迎を実施したい。どのような方法がある? | P.78 |
| Q13 | 事業対象者を送迎する場合は、介護予防ケアマネジメントは必要? | P.80 |
| Q14 | 補助要綱には、何を記載すれば良い? | P.81 |
| Q15 | 事業対象者は、福祉有償運送の対象になる? | P.86 |
| Q16 | 訪問型サービスDを、補助でなく委託で行うことは可能? | P.88 |
| Q17 | 再編を検討しているが、関連制度が複雑。参考にすべき資料は? | P.91 |



訪問型サービスDで、通院・買い物等の移動支援・送迎をしても良い?

ポイント!!

- ✓ 「類型①:通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援(訪問D ケース 1))」については、通院のほか、介護予防ケアマネジメントを経るなど、本人の介護予防、自立支援・重度化防止に資する移動支援・送迎と考えられるケースについて、買い物等の支援を行う例もみられる。
- 本人の介護予防、自立支援・重度化防止に資するか否かは、地域の実情や高齢者一人ひとりの状況に応じて個別に判断する。本人の心身の状態のみでなく、公共交通の運行本数や停留所までの距離など、高齢者一人ひとりを取り巻く環境も含めて、その必要性を検討することが必要。

【解説】

- 心身の状態や本人を取り巻く環境などが変化したとしても、本人の「したいこと」や今できている「日常生活」 を、そのまま継続できるような支援をすることで、高齢者一人ひとりの「介護予防」につなげることを目的と した制度・取組が、「介護予防・日常生活支援総合事業」です。
- 高齢者一人ひとりの「日常生活」の中にある通院・買い物等について、その継続のために移動支援・送迎が必要な状況と判断されれば、その支援を行うことは総合事業の目的そのものであるといえます。
- したがって、「類型①:通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援(訪問D ケース 1))」については、通院のほか、介護予防ケアマネジメントを経るなど、本人の介護予防、自立支援・重度化防止に資する移動支援・送迎と考えられるケースについて、買い物等の支援を行う例もみられます。
- なお、介護予防、自立支援・重度化防止に資するか否かは、本人の心身の状態のみで判断されるものではありません。例えば、公共交通があっても運行本数が少ない、停留所までの距離が遠いなど、高齢者の自由な外出が制限される地域の場合、介護予防等の観点から移動支援を行うことの必要性はより高いと考えられます。
- 高齢福祉施策と公共交通施策の役割分担の観点から、「通院・買い物等の生活の足の確保を高齢福祉施策としてどこまで行うべきか」といった論点もあるかもしれません。しかしながら、高齢者の自由な外出を支える公共交通に一定程度の介護予防の効果が見込まれるのであれば、その公共交通を利用して自由に外出することが難しい人・地域においては、高齢福祉施策として介護予防の観点から移動支援を行うことは自然なことと言えます。
- 総合事業による移動支援・送迎と公共交通は完全に別の施策として扱うのではなく、地域の実情や高齢 者一人ひとりの状況に応じて適切な役割分担を講じていくことが重要です。



総合事業を活用して、一般高齢者を送迎して良い?

ポイント!!

- ✓ 過疎地域などで公共交通が不便な場合や通いの場までの距離が遠い場合などは、通いの場への送迎 を一般介護予防事業として行うことが可能。
- ✓ 訪問型サービスB・D や通所型サービスBによる移動支援・送迎の対象は要支援者等であるが、それは 要支援者等以外の一般高齢者や障がい者、子どもなどの利用を妨げるものではなく、補助額を各市町 村の創意工夫に基づく合理的な方法で決定することで、要支援者以外の利用も可能。

【解説】

- 一般介護予防事業については、厚生労働省のQ&Aにおいて「介護予防普及啓発事業で介護予防教室等を行う場合は、生活機能の低下により、送迎なしでは通所が困難である者に限り、送迎の対象として差し支えない。(2015 年9月 30 日/第1の問 17)」とされています⁷。
- この「介護予防普及啓発事業で介護予防教室等を行う場合」には、「地域介護予防活動支援事業」で実施される「通いの場」も含まれるとともに、「生活機能の低下により、送迎なしでは通所が困難である者」には、「身体機能の低下などにより、距離は近いが歩いて通えない」人や「距離が遠く、自家用車を運転できないため・公共交通が不便であるため通えない」人なども含まれます。
- したがって、特に過疎地域などで公共交通が不便な場合や通いの場までの距離が遠い場合などは、通いの場への送迎を一般介護予防事業として行うことが可能です。
- 一方で、訪問型サービス B・D や通所型サービス B の対象は、要支援者等となります。しかしながら、要支援者等以外の者を含めた一体的な実施を行うケースで、事業の運営費等を総合事業から補助する場合は、「合理的な方法で総合事業の対象を確定」し、「要支援者等の人数に対して補助額を設定する等、市町村における創意工夫」により、補助することが可能とされています⁸。
- 同じく「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン(P.112)」では、「半数を下回る場合は、利用者数で按分する等、合理的な方法で総合事業の対象を確定することで、その範囲において、運営費補助の対象となる」として、人数による按分で補助対象を確定する方法が例示されています。
- したがって、訪問型サービス B・D や通所型サービス B による移動支援・送迎の対象は要支援者等ですが、 それは要支援者等以外の一般高齢者や障がい者、子どもなどの利用を妨げるものではなく、補助額を各 市町村の創意工夫に基づく合理的な方法で決定することで、要支援者以外の利用も可能になります。
- なお、通所型サービス B への送迎を複数乗車で行う場合や、移動支援・送迎を行う訪問型サービス B に対して、コーディネーターの人件費や家賃を対象とした補助を行っている場合など、要支援者等以外の利用の有無が補助金額に影響を与えないケースでは、人数に応じた按分を行っていない例もみられます。

⁷ https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000188229.pdf

⁸ 介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン(P.112)



住民のみでなく、その他の地域資源の活用も検討したい。どうしたら良い?

ポイント!!

- ✓ 特に過疎地域などでは、支援を必要とする高齢者の数も減少していることもあるなど、住民の中から担い手を確保するというのが現実的でない地域もある。
- ✓ 地域資源を活用した取組を検討する場合は、例えば運営主体・車両・運転者の3つを分けて考えることで、より多様な運営方法を生み出すことにつながる。

【解説】

- 地域の支え合いの仕組みとして、住民主体の移動支援・送迎の取組があることは望ましいといえますが、 どのような地域でもそのような取組が生まれるとは限りません。過疎地域に限らず、移動手段の確保のためには地域住民のみでなく、公共交通事業者や介護事業所、社会福祉法人など多様な地域資源を活用していくことが重要です。
- 図表 2-18 では、誰が運営⁹し、車両と運転者はどの主体が所有・使用権原を有するものであるかという 観点から、その組み合わせに着目したパターンを例示しています。地域資源を活用した取組を検討する 場合は、例えば運営主体・車両・運転者の3つを分けて考えることで、より多様な運営方法を生み出すこと につながります。

図表 2-18 車両や運転者などの地域資源の活用パターン(例) 10

| パターン | | 類 | 型 | | 運営 | ** | \E=-+ |
|------------------|--|---|---|---|------|------|-------|
| | | 2 | 3 | 4 | 主体 | 車両 | 運転者 |
| ・市町村がデイサービス事業所に、 | | | | | 市町村 | デイサー | デイサー |
| 送迎を委託 | | | | | | ビス | ビス |
| ・・市町村が交通事業者に、 | | | | | 市町村 | 交通事 | 交通事 |
| 送迎を委託 | | | | | | 業者 | 業者 |
| ・ 社会福祉法人の車両を使用し、 | | | | | ボランテ | 社会福 | ボランテ |
| ボランティアが送迎 | | | | | イア | 祉法人 | イア |
| ・・ボランティア団体が企画し、 | | | | | ボランテ | 社会福 | 社会福 |
| 社会福祉法人の運転者が送迎 | | | | | イア | 祉法人 | 祉法人 |
| ・・ボランティア団体が市町村の | | | | | ボランテ | 市町村 | ボランテ |
| 公用車を使用して送迎 | | | | | イア | | ィア |
| ・市町村がボランティア団体に、 | | | | | 市町村 | 市町村 | ボランテ |
| 送迎を委託 | | | | | | | イア |

⁹ 委託の場合は市町村が、補助・助成の場合はボランティア団体等が運営主体となります。

類型①~④は、「類型①:通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援」、「類型②:通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎」、「類型③:通所型サービス・通いの場の運営主体と同一の主体による送迎」、「類型④:生活援助等と一体的に提供される送迎」である。

[№] 総合事業による補助・委託を行うことをイメージした例。

Q4

公共交通との連携・役割分担をどのようにすれば良い?

ポイント!!

- ✓ 高齢福祉施策が「要支援者等には、一律に移動支援・送迎が必要」とすることは「一人ひとりの心身の 状態」に偏った判断であり、「この地域には公共交通があるので、その他の移動支援・送迎は不要」とす ることは「地域の環境」に偏った判断。
- ✓ 「適切な支援」や「適切なサービス」は、本来は「一人ひとりの心身の状態」×「本人を取り巻く地域の環境」といった掛け算で決まる。総合的なアセスメントを通じた介護予防ケアマネジメント等を経て支援の 適切性を判断することは、高齢福祉施策と公共交通施策の適切な連携・役割分担にもつながる。

【解説】

- 高齢福祉施策として行う移動支援・送迎の取組と公共交通施策との連携の必要性は広く認識されている ものの、その中身はやや抽象的に論じられることが多く、十分に進んでいない市町村も多いと思われます。 特に、住民主体の移動支援・送迎の取組は公共交通と競合するのではないかと懸念されることもあり、連 携というよりは調整が主な論点となっている場合も少なくありません。
- 高齢福祉施策と公共交通施策の連携を考える場合、まずは高齢福祉施策による移動支援・送迎が「心身の状態が低下した高齢者等に対して、適切な支援を行えているか」など、主に「一人ひとりの心身の状態」に着目するのに対し、公共交通施策が「地域全体において、適切なサービスが提供されているか」など主に「地域の環境」に着目することが多いことを理解する必要があります。
- しかしながら、上記のような「適切な支援」や「適切なサービス」は、本来は「一人ひとりの心身の状態」× 「本人を取り巻く地域の環境」といった掛け算で決まるものです。
- 高齢福祉施策が「要支援者等には、一律に移動支援・送迎が必要」とすることは「一人ひとりの心身の状態」に偏った判断であり、「この地域には公共交通があるので、その他の移動支援・送迎は不要」とすることは「地域の環境」に偏った判断であるといえます。
- 高齢福祉施策としての移動支援・送迎と公共交通施策の連携・役割分担を適切に行うための工夫として は、例えば以下のようなものがあります。

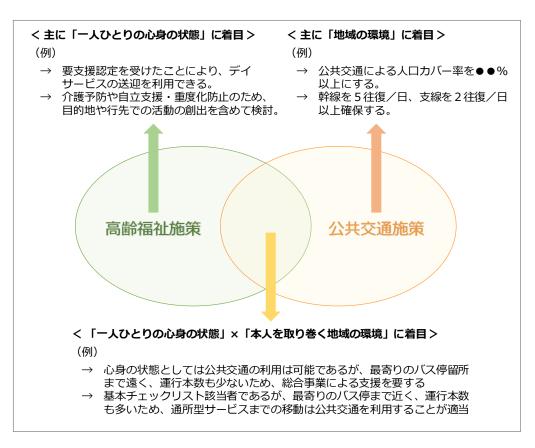
<高齢福祉施策と公共交通施策の連携・役割分担を適切に行うための工夫(例)>

- ✓ 「一人ひとりの心身の状態」と「本人を取り巻く地域の環境」などに基づく、総合的なアセスメントを通じた介護予防ケアマネジメント等により、適切な支援を個別に判断する
- ✓ 地域公共交通会議等に高齢福祉担当が同席し、生活支援体制整備事業等を通じて把握した移動支援ニーズや、高齢福祉施策としての移動支援・送迎の利用実績や問題・課題などについて共有し、公共交通の改善や活用の必要性と合わせた検討を行う
- ✓ 上記を踏まえ、公共交通のみでなく、住民ボランティア団体等が主体となった移動支援・送迎も含め

て「地域公共交通計画」を作成する。

○ また、高齢福祉担当課内に、生活支援体制整備事業で「移動に関する問い合わせ窓口」を設置し、問い合わせのあった方の状態やお住まい、目的地等に応じて適切な移動方法を案内するといった工夫を行っている自治体もみられます。

図表 2-19 高齢福祉施策としての移動支援・送迎と公共交通施策の連携・役割分担



- なお、総合事業の補助等による移動支援・送迎は、その目的や役割が公共交通と競合するということは 多くはありません。特に、類型②・③については、通所型サービス・通いの場といった特定の場所への送迎 です。したがって、いわゆるデイサービスの送迎と同じように、公共交通と競合する移動手段として取り扱 われることはありません¹¹。
- また、類型④については、様々な生活援助(掃除、洗濯、調理、庭木の手入れなど)を行う中で、その内の1つとして買い物などの支援を行うものです。移動の足だけを確保するものではなく、地域に住む一人ひとりの生活全体を支える活動ですので、既存の公共交通との役割分担も明確になります。
- 競合について問題になることがあれば、上記のような観点から関係者の理解を進めていくことも考えられます。

11「類型①:通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援」、「類型②:通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎」、「類型③:通所型サービス・通いの場の運営主体と同一の主体による送迎」、「類型④:生活援助等と一体的に提供される送迎」。



タクシー事業者にデマンド型の運行を委託しているが、事業者も運転者不足。 どうすれば良い?

ポイント!!

- ✓ 一定程度の人口規模とタクシー利用の二一ズがある地域では、タクシー事業者の運転者も不足しており、市町村が委託するデマンド型乗合タクシーなどの受託を躊躇するケースも多い。
- ✓ 市町村が運営する「交通空白地有償運送」は、第二種運転免許を持たない運転者が運転を行うことが 可能(ただし、国土交通大臣認定講習の修了が必須。Q9参照。)であり、さらに運行や運行管理・車両 の整備管理を交通事業者に委託することも可能であることから、地域の各主体の強みや限られた人材 を有効活用することもできる。

【解説】

- 生活の足の確保の問題は、予算を確保し、民間の交通事業者に公共交通の運行を委託すれば解決する といったケースばかりではありません。多くの地域で高齢化の進展と人口減少が進む中、近年では、交通 サービスや介護サービスについて「お金があっても、担い手がいない」という地域も増えています。
- 例えば、一定程度の人口規模とタクシー利用のニーズがある地域においては、市町村がデマンド型乗合タクシーの運行を委託しようとしても、タクシー事業者は受託によって運転者の不足や収益の低下につながるとの理由から、運行の受託を躊躇するケースも少なくありません。
- もちろん、NPO 法人や住民主体による移動支援・送迎など、地域の支え合いの仕組みの中で生活の足の確保ができれば良いかもしれませんが、そのような取組は地域住民の自由な活動に基づき、時間をかけて醸成されるものであり、目の前の一定規模のニーズに対する即効性のある解決策としては期待することは困難なケースが多くなります。
- そのような中、このような問題の解決策の1つとして、市町村が運営する「交通空白地有償運送」を選択する市町村もみられます。これは、市町村が「自家用有償旅客運送(白ナンバー)」の運営主体として、自らが使用権原を有する車両を用いて、第二種運転免許を持たない運転手が運転を行うことが可能な仕組みです(ただし、国土交通大臣認定講習の修了が必須。Q9参照。)。
- 実際の運行は、交通事業者や社会福祉協議会などに委託することも可能です。例えばタクシー事業者に 委託すれば、第二種運転免許を持つタクシーの乗務員はタクシー事業に専念でき、第二種運転免許を 持たない運転者は交通空白地有償運送に従事することができ、地域の各主体の強みや人材を有効活用 することもできます。
- また、道路運送法の改正により、令和2年 11 月からは、運行管理や車両の整備管理について一般旅客 自動車運送事業者(バス・タクシー事業者)が協力する「事業者協力型自家用有償旅客運送制度」が創 設されました。これにより、輸送の安全確保にノウハウのあるバス・タクシー事業者の協力を得ながら、持 続可能な自家用有償旅客運送の運営につながることが期待されます。
- 今後は、各地域の実情に応じて、関連する制度等も上手く活用しながら、地域資源を有効活用していくための工夫を講じていくことが求められます。



既に生活援助等を行う団体がある。同じ活動の中で移動支援・送迎もできる?

ポイント!!

- ✓ 既存のボランティア団体等が行う様々な生活援助(掃除、洗濯、調理、庭木の手入れなど)の中の1つとして、新たに買い物などを目的とした移動支援・送迎を「類型④:生活援助等と一体的に提供される送迎」として実施することは可能。
- ✓ ただし、移動支援・送迎の料金とその他の生活援助等の料金を同一にする必要があります。

【解説】

- 住民主体の移動支援・送迎の取組を新たに創出しようとする場合、既に何らかの活動を行っているボラン ティア団体等に働きかけるというのは、有望な選択肢の1つといえます。
- 例えば、生活援助等を行っているボランティア団体においては、日頃から支援をしている高齢者等の二一 ズを聞く・感じ取る機会も多いことから、「移動支援の必要性を感じていたが、ハードルが高く実行できなか った」というケースも多くなります。
- そのようなボランティア団体等であれば、既に行っている様々な生活援助(掃除、洗濯、調理、庭木の手入れなど)の中の1つとして、新たに買い物などを目的とした移動支援・送迎を「類型④:生活援助等と一体的に提供される送迎」として実施することが可能です。
- 実施する際の留意点としては、当該類型で行う移動支援・送迎はあくまで「生活援助等と一体的」なものであることから、移動支援・送迎の料金とその他の生活援助等の料金を同一にする必要がある(したがって、ガソリン代等実費であっても受け取ることはできない)という点などです。
- なお、料金の設定方法としては、「軽作業」と「重作業」といったような2パターンの料金を設定し、移動支援・送迎を「重作業」に位置付けているという例もあります。ただし、「重作業」が実質的に移動支援・送迎のみとなっている場合は、運送の対価と見なされる可能性がありますので、注意が必要です。



マイカーでの送迎は事故が心配。保険はどのようなものがある?

ポイント!!

- ✓ 住民ボランティアが移動支援・送迎を行う際に加入する保険の種類は、「自動車保険」と「活動用の保険」の2つを考えることが必要。
- ✓ 「自動車保険」については、「マイカー等を使用する移動支援ボランティアの活動中の自動車事故」を 対象とした保険が複数発売されている。
- ✓ 「活動用の保険」については、「社会福祉法人 全国社会福祉協議会」の「ボランティア活動保険(無償の場合)」や「福祉サービス総合補償(有償の場合)」などがある。

【解説】

- 住民主体となった移動支援・送迎の取組を行う際に、高いハードルの1つになるのが事故に対する不安です。具体的には、事故を起こした場合に「自分のみでなく同乗者がケガをしたらどうするのか」、「マイカーを使用していた場合、マイカーの自動車保険で補償する必要があるのか」といった心配があるのではないでしょうか。
- 住民ボランティアが移動支援・送迎を行う際に加入する保険の種類は、「自動車保険」と「活動用の保険」 の2つを考える必要があります。前者は自動車に乗車中の事故、後者は乗降前後の事故が対象になりま す。なお、何れに該当するかは、車両に触れているか否かが基準となります。

乗車前 乗車中 降車後 **ハスーパー** 品 00 00 00 00 補償の対象 対応する保険の種類 自動車 利用者 対人賠償 保険 利用者所有物 対物賠償 利用者•運転者 人身傷害 白車 車両保険 活動用 傷害保険※1 利用者 対人賠償 対人賠償 の保険 利用者所有物 対物賠償 対物賠償 運転者 傷害保険 傷害保険※1 傷害保険

図表 2-20 自動車保険と事業・活動用の保険の適用範囲

※1 自動車による事故の場合、活動従事者自身のケガのみが対象となり、対人・対物事故などの 賠償責任については対象となりません。(自動車保険での補償となります。)

(出典) NPO 法人 全国移動サービスネットワーク資料

- 「自動車保険」については、住民ボランティアがマイカーを使用する場合、従来はその持ち込み車両の自動車保険を使用するしか選択肢がありませんでしたが、現在は「マイカー等を使用する移動支援ボランティアの活動中の自動車事故」を対象とした保険が複数発売されています¹²。
- この保険は、ボランティア個人が加入するものではなく、ボランティアが所属する団体等が加入するものです。また、マイカーのみでなく、例えば社会福祉法人から貸与された車両を対象とすることも可能です。
- 一方、「活動用の保険」については、「社会福祉法人 全国社会福祉協議会」の「ボランティア活動保険 (無償の場合)」や「福祉サービス総合補償(有償の場合)」があります。また、マイカーボランティアを対象 とした「傷害保険」としては、「送迎サービス補償」があります。
- 住民ボランティアの中には、「運転には自信があるから大丈夫」という方も少なからずいらっしゃいますが、 送迎前後での事故やケガも想定されることから、そのことをしっかりとお伝えしたうえで、講習や保険加入 などを通じてリスクを低減する工夫が求められます。
- 市町村としては、ボランティアとの話し合いなどを通じて、安心して活動できる環境を整えることが必要です。

¹² 損害保険ジャパン株式会社、東京海上日動火災保険株式会社



マイカーを使用せずに、移動支援・送迎をしたい人が多い。どうすれば良い?

ポイント!!

- ✓ 社会福祉法人がデイサービスの送迎等で使用している車両について、地域貢献事業の一環として使用 していない空き時間に、ボランティアの移動支援・送迎のために貸与する例が多くみられる。
- ✓ その他にも、市町村が保有する公用車や、市町村がリースした車両を複数のボランティア団体が使用 する例もみられる。
- ✓ 通所型サービスA·B·Cや通いの場への送迎については、市町村の判断により「車両購入費等」を総合 事業の補助等の対象にすることも可能。

【解説】

- Q7のとおり、ボランティアによるマイカーでの移動支援・送迎を対象とした自動車保険も販売されていますが、それでもボランティア活動にマイカーを使用することに抵抗のある方は少なくありません。
- 地域の車両の活用例としては、社会福祉法人がデイサービスの送迎等で使用している車両について、地域貢献事業の一環として使用していない空き時間に、ボランティアの移動支援・送迎のために貸与する例が多くみられます(車両のみでなく、社会福祉法人の運転者が空き時間に運転する例もみられます)。
- デイサービスの送迎車両が活用可能な時間帯は、午前は10~11時前後から、午後は15時前後までの時間帯などになると見込まれ、通院などには不向きになることが多いですが、お昼ご飯を一緒に食べる通いの場や、買い物については十分な時間帯です。
- また、その他にも市町村が保有する公用車や、市町村がリースした車両を複数のボランティア団体が使用する例もみられます。実際に、マイカーから公用車に変更したことで、ボランティアの運転者が増加した市町村もあるなど、車両の確保が担い手の確保につながる効果も期待できます。
- また、送迎用の福祉車両等について、寄付や助成等を行っている団体等もありますので、各団体等の助成等の申し込みや要件等をご確認のうえ、参考としてください。なお、都道府県が、中山間地域対策や買い物弱者対策の一環で、一般車両(福祉車両でない)の補助や購入費助成を行っている例もあります。

図表 2-21 送迎用の福祉車両等に係る寄付や助成等を行う団体等(例)

| 団体名 | URL |
|--------------------------|---|
| 一般財団法人日本宝くじ協会 | https://jla-takarakuji.or.jp/ |
| 公益財団法人日本財団 | https://www.nippon-foundation.or.jp/ |
| 公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団 | http://www.jra-umanushi-hukushi.or.jp/ |
| 赤い羽根共同募金 | https://www.akaihane.or.jp/ |
| 公益社団法人 24 時間テレビチャリティー委員会 | https://www.24hourtv.or.jp/archives/welfare/detail.html |



担い手の育成のため、運転者講習を行いたい。どのような方法がある?

ポイント!!

- ✓ 「許可・登録を要しない運送」の場合、運転者の講習は必須ではないが、要支援者等を対象とした移動 支援・送迎を行う場合、「福祉有償運送」の国土交通大臣認定講習を受講することが望ましい。
- ✓ 福祉有償運送の大臣認定講習は、全国の大臣認定講習実施機関において、1~2日程度のカリキュラムで、1人 15,000 円前後で受講することが可能。受講料を、「生活支援体制整備事業」から補助している市町村もみられる。
- ✓ また、大臣認定講習に該当しない、(やや負担を抑えた)講習を実施する団体等もある。

【解説】

○ 自家用有償旅客運送(交通空白地有償運送、福祉有償運送)の運転者となるためには、以下の国土交通大臣認定講習を修了する必要があります(第二種免許を持たない場合など¹³)。

図表 2-22 自家用有償旅客運送自動車の運転者に対する講習14

| | 講習の種類 | 概要 | 講義内容·合計時間 ¹⁵ |
|-----|--------|-------------------|--------------------------|
| 交通空 | 交通空白地有 | 交通空白地有償運送の運転者を対 | 関係法令等/安全・安心な運行と緊 |
| 白地有 | 償運送運転者 | 象とし、その業務に関する基礎的な | 急時の対応/運行方法に関する講 |
| 償運送 | 講習 | 知識及び技術を習得することを目的 | 義、および演習 |
| | | として行う講習 | (<u>計 130 分程度</u>) |
| 福祉有 | 福祉有償運送 | 福祉有償運送の運転者を対象とし、 | 関係法令等/安全・安心な運行と緊 |
| 償運送 | 運転者講習 | その業務に関する基礎的な知識及 | 急時の対応/運行方法/障害の知 |
| | | び技術を習得することを目的として行 | 識及び利用者理解/基礎的な接遇 |
| | | う講習 | 技術及び介助技術/福祉自動車の |
| | | | 特性に関する講義、および演習(<u>計</u> |
| | | | 400 分程度) |
| | セダン等運転 | 福祉自動車以外の自動車を使用し | 福祉自動車以外の自動車を使用し |
| | 者講習 | た福祉有償運送の運転者又は乗務 | て行う福祉有償運送における利用者 |
| | | 員を対象とし、その業務に関する基 | 理解及び乗降介助等の対応に関す |
| | | 礎的な知識及び技術を習得すること | る講義及び演習 |
| | | を目的として行う講習 | (<u>計 70 分程度</u>) |

¹³ 詳細な要件は、以下の通達を参照。

14 通達「自家用有償旅客運送自動車の運転者に対して道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の認定要領等について(令和2年国自旅第315号)」を参考に三菱UFJリサーチ&コンサルティング機が作成。

¹⁵ 講習は、科目ごとにここに示す講習内容および時間の基準以上であることとされる。

- 「許可・登録を要しない運送」の場合は、「自家用有償旅客運送」のように運転者が講習を受講することは 必須ではありません。しかしながら、要支援者等の移動支援・送迎を行う運転者であれば、運転技術のみ でなく、「接遇技術及び介護技術」や「福祉自動車の特性」等に関する講義も受講できる「福祉有償運送 運転者講習」を受講することが望ましいといえます。
- 福祉有償運送の大臣認定講習は、全国の大臣認定講習実施機関(NPO 法人、自動車学校、交通事業者、介護事業者など)16において、1~2日程度のカリキュラムで、1人 15,000 円前後で受講することが可能です。また、受講料を「生活支援体制整備事業」から補助している市町村もみられます。
- また、市町村が大臣認定講習実施機関となる例もみられます。近隣に講習実施期間がない場合は、周辺の市町村と共同で実施機関を立ち上げることも、選択肢の1つとなります。
- なお、大臣認定講習では負担が重い(例えば、「福祉有償運送運転者講習」は2日程度の受講が必要となるケースもある)と考える場合は、大臣認定講習に該当しない(やや負担を抑えた)講習を実施する団体等もあるため、そのような講習を受講するという選択肢もあります(図表 2-23)。

図表 2-23 送迎講習カリキュラム (講義のみ) (例) 17

| | | | | | 3 | 1 |
|-------|---|-------|-----|--------|------------------------|---|
| | | | 時間 | 形式 | 課目名 | 内容 |
| 11:00 | ~ | 11:20 | 20分 | | オリエンテーション | 参加者自己紹介 |
| 11:20 | ~ | 11:40 | 20分 | 講義 | | 〇〇市の高齢者の移動支援の現状 訪問型移動支援サービスの説明 |
| 11:40 | ~ | 12:00 | 20分 | 講義 | 送迎サービス(移動 サービス)について | 安全ルールの遵守等道路交通法、道路運送 法その他関係法令に係る基礎的な知識等に 関すること。 |
| 12:00 | ~ | 12:50 | 50分 | | 休憩 | |
| 12:50 | ~ | 13:20 | 30分 | 講義(実技) | 接遇·介助 | 基礎的な接遇に関する技術及び利用者が必要とする援助に対応するための介助技術に関すること。 |
| 13:20 | ~ | 14:00 | 40分 | 講義 | 運転に必要な知識 と心構え | 安全運転の基礎知識及び運転時における適性や基本的な動作、利用者の乗車時における運転方法等に関すること。 |
| 14:00 | ~ | 14:10 | 10分 | | 休憩 | |
| 14:10 | ~ | 15:00 | 50分 | 講義 | リスクへの備えと対 応 | 安全・安心な運行に必要な基礎知識、交通事故や利用者の体調不良等の緊急時に的確に対応するための知識や方法等に関すること。 |

(出典)NPO 法人 全国移動サービスネットワーク資料

^{16 &}lt;u>https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000012.html</u>(国土交通省HP)

[.]

¹⁷ 講師は、大臣認定講習機関の講師、福祉有償運送団体の管理担当者、社会福祉法人の職員、自動車学校の安全運転教育の担当者等を想定

総合事業で補助できる経費は、何がある?

ポイント!!

- ✓ 「類型②:通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎」と「類型③:通所型サービス・通いの場の運営主体と同一の主体による送迎」、「類型④:生活援助等と一体的に提供される送迎」は、直接経費・間接経費の両方を補助対象経費とすることが可能。
- ✓ 「類型①:通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援」については、「移送に関する直接経費」は 補助対象経費とはならない。
- ✓ なお、上記および下表は総合事業(介護保険制度)による補助を行う場合であり、一般財源からであれば下表の内のどの経費であっても補助することは可能。

【解説】

図表 2-24 総合事業の補助金の対象経費

| | | 類型① 通院等をする場合 における送迎前後 の付き添い支援 ¹⁸ | 類型② 通所型サービス・ 通いの場の運営主 体と別の主体によ る送迎 ¹⁹ | 類型③ 通所型サービス・ 通いの場の運営主 体と同一の主体に よる送迎 | 類型④ 生活援助等と一体 的に提供される送 迎 ²⁰ |
|------|------------------------------|--|--|---|--|
| 直接 | 奨励金 | O^{21} | O^{22} | 0 | 0 |
| 直接経費 | ガソリン代等実 費 | × | 0 | 0 | 0 |
| | 自動車保険 ²³ の 保険料 | × | 0 | 0 | 0 |
| | 活動用の保険 ²⁴ の保険料 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 車両維持· 購入費 | × | 0 | 0 | 0 |
| 間接 | コ-ディネ-タ- 人件費 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 間接経費 | 家賃·通信費等 | 0 | 0 | 0 | 0 |

_

^{18「}地域支援事業実施要綱(P.21)」より、『(抜粋)通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援であるので、移送に関する直接経費は対象とならず、サービスの利用調整の人件費等の間接経費のみが対象となる』
19「地域支援事業実施要綱(P.21~22)」より、『(抜粋)対象経費については、間接経費のほか、ガソリン代等送迎にかかる実費、車両購入費等に対する補助等、具体的な対象経費について費用の効率性の観点から市町村において判断』

²⁰「地域支援事業実施要綱(P.10)」より、『(一部抜粋)・・・様々な経費について、市町村がその裁量により対象とすることを可能とするほか、・・・奨励金(謝金)を補助の対象とすることも可能である。・・・運営費の一部を補助するものであるが、例えば補助率を設定せずに年定額での補助を行うことも可能である』

²¹ 道路運送法の許可・登録の有無によらず、送迎前後の付き添い支援を対象とした奨励金のみ可。

²² 道路運送法の許可・登録を受けている場合は、送迎前後の付き添い支援のみでなくボランティア運転者の送迎を対象とした奨励金を補助することが可能。

²³「団体が所有する車両の自動車保険」、および「マイカー等を使用する移動支援ボランティアの活動中の自動車事故を対象とした自動車保険」

²⁴ ここでは、自動車に乗車していない乗降前後の付き添い支援の際の事故などを対象とする保険をイメージ。 「移送に関する直接経費」には該当しないため、いずれの類型においても補助対象経費となる。

ボランティア奨励金は、どのように活用したら良い?

ポイント!!

- ✓ 「地域支援事業実施要綱」の一部が改正され、総合事業において、ボランティア活動に対する奨励金 (謝礼金)を補助の対象とすることが可能になった。
- ✓ この奨励金は、総合事業の移動支援・送迎におけるすべての類型において、活用することが可能(ただし、補助の場合のみ。委託は不可)。

【解説】

- 「「地域支援事業の実施について」の一部改正について(令和2年老発 0529 第1号)」により、「地域支援事業実施要綱」の一部が改正され、総合事業において、ボランティア活動に対する奨励金(謝礼金)を補助の対象とすることが可能になりました25。
- この奨励金は、総合事業の移動支援・送迎にも活用することが可能です(ただし、補助の場合のみ。委託は不可)。
- 訪問型サービスDのケース1)に該当する、「類型①:通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援」については、送迎前後の付き添い支援を対象に奨励金を補助することができます。
- 訪問型サービスのケース2)に該当する、「類型②:通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎」については、ボランティア運転者が行う送迎とその前後の付き添い支援を対象に奨励金を補助することができます。ただし、「ボランティア運転者が行う送迎」を対象とした奨励金を補助することができるのは、道路運送法の許可・登録を受けている場合に限られます。
- また、「類型③:通所型サービス・通いの場の運営主体と同一の主体による送迎」については、通所型サービス・通いの場の運営に対する奨励金と一体的に補助することが可能です。
- 訪問型サービスBに該当する、「類型④:生活援助等と一体的に提供される送迎」については、移動支援・送迎は団体が提供する多様な生活援助のうちの1つであるため、生活援助の提供に係る活動全体に対する奨励金として補助することが可能です。
- 奨励金の活用が、運転者の確保等につながれば、地域の支え合いの仕組みの中で行われる移動支援・ 送迎の取組の持続可能性の向上も期待されます。

_

²⁵ 地域支援事業実施要綱(P.10)『補助(助成)の方法で事業を実施する場合について、・・・(中略)・・・住民主体の多様なサービスの展開のため、ボランティア活動に対する奨励金(謝礼金)を補助の対象とすることも可能である。』

訪問型サービスBで、移動支援・送迎を実施したい。どのような方法がある?

ポイント!!

- ✓ 訪問型サービスBによる移動支援・送迎は、道路運送法の「許可・登録を要しない運送」の範囲で、利用者からは生活援助の対価として定額の料金を受け取ることが可能など取り組みやすい仕組み。
- ✓ 多様な生活援助を対象とするため、例えば市町村内に複数の提供主体がある場合は、各地域のニーズや団体等の意向に応じてその活動内容を柔軟に決定できることから、「地域ニーズの把握と反映」を行うことができる仕組みとすることがより効果的。
- ✓ 八王子市では、補助対象経費は「コーディネーター人件費(月3万円)」を基準額として、その他の補助 は各団体の活動内容に応じて決まる「加算」という扱いとしており、住民の自由な活動を柔軟に支援す ることが可能な仕組みを構築。

【解説】

- 訪問型サービスBによる移動支援・送迎は、「類型④:生活援助等と一体的に提供される送迎」に該当するものであり、移動支援・送迎は住民ボランティア団体等が提供する様々な生活援助の1つとして位置付けられます。したがって、道路運送法における「許可・登録を要しない運送」の範囲で、利用者からは生活援助の対価として定額の料金を受け取ることが可能など、訪問型サービスDと比較すると仕組みがシンプルであり、取り組みやすい類型であるともいえます。
- また、訪問型サービスBは多様な生活援助を対象とするため、例えば市町村内に複数の提供主体がある場合は、各地域のニーズや団体等の意向に応じてその活動内容を柔軟に決定できるという点も特徴の1つです。したがって、訪問型サービスBについては「地域ニーズの把握と反映」を行うことができる仕組みとすることが、より効果的といえます。
- このような、観点から訪問型サービスBの仕組みづくりを行っている事例として、東京都八王子市があります。八王子市の実施要綱では、訪問型サービスBで実施するサービスの内容について以下のように記載されています。

(内容)

- 第6条 住民主体サービスで提供される内容は、利用者の居宅において行う掃除、洗濯、買い物、ゴミだし、庭の手入れ等の多様な生活上の困りごとに対する生活援助のほか、第2条に定める目的のために行われる多様な生活支援とする。
- 2 提供する生活支援の内容は、市が別に配置する生活支援コーディネーターと連携し、地域課題 やニーズを踏まえ、サービス提供団体が決定する。

- これは、提供する生活支援の内容を「サービス提供団体が決定する」とすることで、住民が主体となって 地域課題に応じた多様な取組を行うことができる仕組みとしているものです。
- 補助対象経費は「コーディネーター人件費(月 3 万円)」を基準額として、その他の補助は各団体の活動 内容に応じて決まる「加算」という扱いとしており、住民の自由な活動を柔軟に支援することが可能な仕組 みとなっています(補助額は、基準額と加算を合わせて月5万円が上限)。
- また、「地域状況把握加算」が設けられており、各団体が自主的に行う地域ニーズの把握を支援するなど、 訪問型サービスBの特徴を活かした仕組みづくりが行われている(別途、前ページに記載のとおり、提供す る生活支援の内容は「生活支援コーディネーター」と連携により決定するものとされており、団体を支援・ 応援する体制も整えられている)。

図表 2-25 八王子市における訪問型サービスBの補助対象経費26

| | | 補助対象経費 | 月あたりの上限額 |
|-----|---------------------|---|--|
| | 基準額 | 事務作業及び利用者のサービス調整にかかる コーディネート等にかかる人件費(物品購入 費、印刷費、交通費、光熱水費、通信費、保険 料、賃借料、会場使用料、研修講師等謝礼等実 施要綱第2条に定める目的のために行われる 多様な生活支援に必要な経費を含む) | 30,000円/月 |
| | 活動エリア加算 | 活動エリアを生活支援の活動範囲を市内全域 とする場合に基準額に準じて加算 | 10,000円/月 |
| 算 | 地域状況把握加算 | 地域課題を把握するためのアンケート調査や 地域資源調査、生活支援のニーズ把握等を行う 場合に基準額に準じて加算 | 10,000円/月 |
| | 賃借料加算 | 家賃 (敷金・礼金含む)、コピー機等の賃借に かかる経費に応じて加算。 | 20,000円/月 |
| ba. | 車両を利用した 生活支援実施加算 | 車両を活用した生活支援(買物・外出付き添い等)を実施する場合、次の経費に応じて加算 (1)自動車の賃借料(個人所有車両を除く) (2)保険料(個人所有車両にかかる個人名義の自動車保険料を除く) (3)安全運転講習受講にかかる費用 | 10,000円/月 |
| 算 | 通いの場加算 | 実施要綱第3条第3項及び第7条に定める「通いの場」を生活支援と一体的に運営する場合の事務経費に応じて加算。ただし、「八王子市ふれあい・いきいきサロン及び一般介護予防サロン支援事業支援金」の交付を受けて活動しているものを除く。 | 補助期間の月数に 相当する回以上開 催する場合 10,000円/月 |
| | 地域課題 チャレンジ加算 | 上記通いの場の運営のほか、実施要綱第7条に 定める多様な活動を行う場合の事務経費に応 じて加算。 なお、詳細については市が別に定める。 | 10,000円/月 |

(出典)八王子市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金交付要綱(八王子市)

²⁶ 令和3年3月11日改訂版。当該要綱は、令和3年4月1日から施行される予定。

事業対象者を送迎する場合は、介護予防ケアマネジメントは必要?

ポイント!!

- ✓ 各市町村が個別に条件を設定しない限りは、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント等への位置付けの有無が、総合事業による住民主体の移動支援・送迎の利用や、補助の条件になることはない。
- ✓ ただし、介護予防ケアマネジメント等に住民主体のサービス・活動を位置付けていくことは、利用・参加 の可否や補助の要件という側面からではなく、一人ひとりの適切なサービス利用の推進という側面から 取り組んでいくことが必要である。
- ✓ 特に、その支援の適切性を「介護予防ケアマネジメント等を通じて判断する」という仕組みを構築してお くことは、「公共交通との役割分担の適切性」を担保する視点からも効果的であると考えられる。

【解説】

- 地域の住民主体のサービス・活動は、利用者とサービス提供団体等の双方の希望があれば、要支援者等以外のその他の高齢者、障がい者、児童等であっても、誰もが自由に利用・参加することが可能です。 そのサービス・活動が総合事業の補助の対象になることで、このような自由な利用・参加が妨げられるということはありません。
- したがって、それが要支援者や事業対象者、要介護者であったとしても、各市町村が個別に条件を設定 しない限りは、介護予防支援や介護予防ケアマネジメント、居宅介護支援への位置付けの有無が、総合 事業による住民主体の移動支援・送迎の利用の条件になることはありません。
- 介護予防ケアマネジメント等に住民主体のサービス・活動を位置付けていくことは、利用・参加の可否や補助の要件という側面からみるのではなく、一人ひとりの適切なサービス利用の推進という側面から取り組んでいくことが求められます。
- 特に、Q4の「公共交通との連携・役割分担」に記載したとおり、総合事業の移動支援・送迎によって支援を行うことが「適切な支援であるか否か」は、「一人ひとりの心身の状態」×「本人を取り巻く地域の環境」などから個別に判断されるものです。
- したがって、その適切な判断を行うために、「介護予防ケアマネジメント等を通じて判断する」という仕組みを構築しておくことは、「公共交通との役割分担の適切性」を担保する視点からも効果的であると考えられます。

●14 補助要綱には、何を記載すれば良い?

ポイント!!

✓ 実施要綱・補助金交付要綱に記載される項目のうち、「事業の内容」・「事業の対象者」・「補助の対象者」・「補助対象経費」・「補助金額」の5点について、以下に例を示します

【解説】

○ 以降では、それぞれ以下の市町の実施要綱等を参照しています。

| 市町 | 類型 | | 出典 |
|------|---------------|---|-----------------------|
| 大阪府 | 「類型①:通院等をする場合 | • | 太子町訪問型サービスDモデル事業実施要綱 |
| 太子町 | における送迎前後の付き添 | | 太子町訪問型サービスD事業補助金交付要綱 |
| | い支援」 | | |
| 神奈川県 | 「類型②:通所型サービス・ | • | 秦野市訪問型移動支援サービス事業補助金交 |
| 秦野市 | 通いの場の運営主体と別の | | 付要綱 |
| | 主体による送迎」 | | |
| 福岡県 | 「類型③:通所型サービ | • | うきは市通所型サービスB事業費補助金交付要 |
| うきは市 | ス・通いの場の運営主体と | | 綱 |
| | 同一の主体による送迎 | | |
| 東京都 | 「類型④:生活援助等と一 | • | 八王子市住民主体による介護予防・生活支援 |
| 八王子市 | 体的に提供される送迎」 | | サービス事業実施要綱 |
| | | | 八王子市住民主体による 介護予防・生活支援 |
| | | | サービス 事業 補助金交付要綱 |

- 事業の内容については、太子町については、訪問型サービスDのケース1)であることから、事業の内容は 「移送前後の生活支援」とされています。
- 秦野市では「介護予防及び自立支援を推進することを目的として、身体的要因、住環境要因、交通環境 要因等により移動困難な者の輸送を行う」などと記載し、移動困難の要因を身体的なことに限らず、住環 境要因や交通環境要因など幅広い観点から判断する旨が明示されています。
- うきは市については、通所型サービス B と一体となった送迎であることから、対象事業は「うきは市通所型サービスB事業」とされています。
- また、訪問型サービス B である八王子市は、地域課題に応じた柔軟な取組を行うことができるよう、「提供する生活支援の内容は、市が別に配置する生活支援コーディネーターと連携し、地域課題やニーズを踏

まえ、サービス提供団体が決定」するなどと記載し、生活支援コーディネーターとの連携のもと、あくまで住 民団体等の自主性を尊重する内容となっています。

(事業の内容)

| 市町 | 記載内容 |
|------|---|
| 大阪府 | (事業の内容) |
| 太子町 | ・ 第3条 モデル事業は、利用者に対し、第1層及び第3層生活支援コーディネー |
| | ターを配置する団体が実施する生活支援と一体的に行われる移送前後の生活 |
| | <u>支援</u> とする。 |
| 神奈川県 | (補助対象事業) |
| 秦野市 | 第2条 補助対象となる事業の内容は、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を |
| | 続けることができるようにするために、外出機会の確保及び社会参加の促進を図ること |
| | により、介護予防及び自立支援を推進することを目的として、身体的要因、住環境要 |
| | <u>因、交通環境要因等により移動困難な者の輸送を行う</u> ものとする。 |
| 福岡県 | (対象事業) |
| うきは市 | ・ <u>うきは市通所型サービスB事業</u> |
| | (要件) |
| | ・ 個人又は団体が地域のコミュニティセンター等において、対象者を含めた地域住 |
| | 民が主体的に心身機能の改善、悪化予防を図り、活動的で生きがいのある自立 |
| | した日常生活を送れるよう介護予防に取り組む場や、地域住民等と連携し、地域 |
| | の支え合いの体制づくりを推進する事業 |
| 東京都 | (内容) |
| 八王子市 | ・ 第6条 住民主体サービスで提供される内容は、利用者の居宅において行う掃 |
| | 除、洗濯、買い物、ゴミだし、庭の手入れ等の多様な生活上の困りごとに対する |
| | 生活援助のほか、第2条に定める目的のために行われる多様な生活支援とす |
| | ි |
| | ・ 2 提供する生活支援の内容は、市が別に配置する生活支援コーディネーターと |
| | 連携し、地域課題やニーズを踏まえ、サービス提供団体が決定する。 |

○ 事業の対象者は、秦野市については、通所型サービス B への送迎であることから「介護予防ケアマネジメント」に基づいて必要性が判断された者に限定されているのに対して、八王子市は「地域課題の解決や地域住民の求めに応じ、利用者の範囲を拡大することができる」として、幅広い地域住民が利用できるような記載となっています。

(事業の対象者)

| 市町 | 記載内容 |
|------|---|
| 神奈川県 | (事業の対象者) |
| 秦野市 | ・ 第3条 事業の対象者は、 <u>住民主体型通所サービス事業(通所型サービスB)</u> |
| | の利用者で、介護予防ケアマネジメントにより事業の利用が必要と認められたも |
| | <u>の</u> とする。 |
| 東京都 | (利用者) |
| 八王子市 | ・ 第5条 住民主体サービスの提供を受ける者は、要支援者等とする。 |
| | ・ 2 サービス提供団体は、地域課題の解決や地域住民の求めに応じ、利用者の |
| | 範囲を拡大することができる。 |

- 補助の対象者は、太子町では、大臣認定講習等の受講や交通事故及び移動支援業務の事故防止に関する知識の自己研鑽に努めるとされています。
- 秦野市では「福祉有償運送の登録を有している」、もしくは「高齢者の送迎について十分な知識と経験 を有する」ことが条件となっています。
- 八王子市は、構成員を5人以上としつつ、地域課題やニーズの把握に努め「助け合いコーディネーター」の配置が義務付けられているなど、地域ニーズに応じてサービス内容を柔軟に検討できる訪問型サービスBの特徴を活かした要件となっています。

(補助の対象者27)

| 市町 | 記載内容 |
|------|--|
| 大阪府 | (研修会等の受講) |
| 太子町 | 第6条 事業実施団体は、国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習 |
| | 等を受講し、交通事故及び移動支援業務の事故防止に関する知識の自己研鑽 |
| | <u>に努めなければならない</u> 。 |
| 神奈川県 | (補助対象者) |
| 秦野市 | ・ 第5条 補助対象者は、事業を行う団体で、市税等を完納しているもののうち、 |
| | 次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。 |
| | (1) 福祉有償運送の登録を有していること。 |
| | (2) <u>高齢者の送迎について十分な知識と経験を有すること</u> 。 |
| 東京都 | (実施主体) |
| 八王子市 | ・ 第4条実施主体は、次に掲げる条件を満たし、第6条に定める活動を行う団体と |
| | する。 |
| | (1)市内で活動する構成員が5人以上の団体。 |
| | (研修) |
| | ・ 第 16条 サービス提供団体の従事者は、市が主催又は推奨する高齢者への適 |
| | 切な対応や個人情報保護、衛生管理等の知活動に必要となる基礎知識の習得 |
| | を目的とした研修の受講に努めるものとする。 |
| | (助け合いコーディネーターの配置) |
| | ・ 第18条 サービス提供団体は、従事者の中から、主に市や地域包括支援センタ |
| | ー等の関連機関との連絡調整を行う者として、 <u>助け合いコーディネーターを1名</u> |
| | 以上指名する。 |
| | 2 助け合いコーディネーターは、市及び地域包括支援センター等が主催する会 |
| | 議等への参加依頼があった場合、これに協力すること。 |
| | 3 助け合いコーディネーターは、 <u>地域課題やニーズの把握に努める</u> 。 |
| | 4 助け合いコーディネーターは、市が配置する生活支援コーディネーターに対 |
| | し、サービス提供団体の活動状況や地域課題の共有を目的とした定期的な情 |
| | 報交換を原則月1回以上実施すること。 |
| | 5 助け合いコーディネーターは生活支援コーディネーターと連携し、前項で把握 |
| | 及び共有した地域課題等の解決に向けた取り組みを推進する。 |

83

²⁷ 全ての要件を記載している訳ではありません。詳細は各市町の要綱等をご確認ください。

(補助対象経費)

| 市町 | 記載内容 | | | |
|------|---|--|--|--|
| 大阪府 | (補助対象経費) | | | |
| 太子町 | ・ 第2条 補助は、実施要綱第3条の事業に要する経費とし、対象となる経費は別 | | | |
| | 表1に定めるとおりとする。 | | | |
| | (別表1) | | | |
| | ・事務作業及び利用者のサービス調整に係るコーディネート等に係る人件費 | | | |
| | ·保険料、家賃等賃借料、通信費、光熱水費、消耗品費 | | | |
| | ・ガソリン代等送迎に係る実費 | | | |
| | ・車両等の購入費及び維持管理費 | | | |
| | ・ボランティア活動に対する奨励金(謝礼金)(※) | | | |
| | (※)1時間あたり大阪府最低賃金の85%程度を上限とする。 | | | |
| 神奈川県 | (補助対象経費) | | | |
| 秦野市 | ・ 第6条 補助対象経費は、事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。 | | | |
| | (1) 利用調整を行うコーディネーターに係る人件費 | | | |
| | (2) 報告書類等の作成に使用する用紙等の消耗品費 | | | |
| | (3) 利用調整や利用者との連絡に使用する携帯電話等の通信費 | | | |
| | (4) 使用する車両の任意保険料 | | | |
| 福岡県 | (対象経費) | | | |
| うきは市 | ・ 人件費(サービスの調整等に要する人件費に限るものとし、ボランティア等の活 | | | |
| | 動に対する対価は含まれない。) | | | |
| | ・・・報償費、交通費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、研修費、 | | | |
| | 送迎依頼費、その他市長が必要と認めた経費 | | | |
| 東京都 | (補助対象経費) | | | |
| 八王子市 | ・ 第3条 この補助金の交付 対象となる 経費 及び上限額 は、別表第1に定め | | | |
| | るとおりとする。ただし、次のいずれかに該当するものは、補助対象としない。 | | | |
| | (1)飲食等にかかる食糧費 | | | |
| | (2)大規模修繕にかかる工事費 | | | |
| | (3)自動車や不動産等の取得 | | | |
| | (4)他の補助制度により、既に補助を受けている経費 | | | |

- 秦野市と太子町、うきは市の補助対象経費と補助金額は、以下のとおりとなっています。
- 八王子市については、Q12 をご覧ください。

(補助金額)

■ 太子町

| | 補助金額 |
|--------------------------------|------|
| 利用者1人につき、送迎前後の付き添い支援(乗車前又は降車後の | 300円 |
| 屋内外における移動の身体介助等)1回あたり | |

■ 秦野市

| 補助対象経費 | 補助額 |
|--------|--|
| 人件費 | 1 週間当たりの事業実施日数 1 日につき 104,000 円を乗じて得た額 |
| 消耗品費 | 事業に使用する自動車の1週間当たりの延べ稼働台数1台につき12,000 |
| | 円を乗じて得た額 |
| 通信費 | 事業実施日に稼働する自動車 1 台につき 51,000 円を乗じて得た額 |
| 保険料 | 事業に使用する自動車 1 台につき 394,000 円を 365 で除した額に、その |
| | 自動車の稼働日数を乗じて得た額 |

■ うきは市 ※ 送迎を伴う場合の補助金のみを抜粋

| | | 補助の種類 | 補助の内容 | 上限額 |
|-------|-----------------|-------|----------|--------|
| 送迎調整費 | 人件費(移送サービスの調整等 | 日額固定費 | サービス提 | 15万円/年 |
| | に要する人件費に限るものとし、 | | 供があった1 | |
| | ボランティア等の活動に対する | | 日あたり | |
| | 対価は含まれない。)、交通費、 | | 3,000円 | |
| | その他市長が必要と認めた経費 | | | |
| 送迎活動費 | 報償費、交通費、需用費、役務 | 運営経費 | サービス提 | 36万円/年 |
| | 費、使用料及び賃借料、備品購 | | 供1月あたり | |
| | 入費、研修費、その他市長が必 | | 30,000 円 | |
| | 要と認めた経費 | | | |

事業対象者は、福祉有償運送の対象になる?

ポイント!!

- ✓ 福祉有償運送の旅客の範囲は、「他人の介助なしでは移動することが困難であり、かつ、単独でバス・タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な身体障害者等の移動制約者」であるが、これは単独でバス・タクシー等の公共交通機関を利用できる「心身の状態」である者が、一律に福祉有償運送の旅客の範囲の対象外となるものではない。
- ✓ 福祉有償運送の運送の対象とすることが適当であるか否かについては、一人ひとりの心身の状態のみでなく、本人を取り巻く周辺の環境など、地域の実情に応じて判断することが必要。

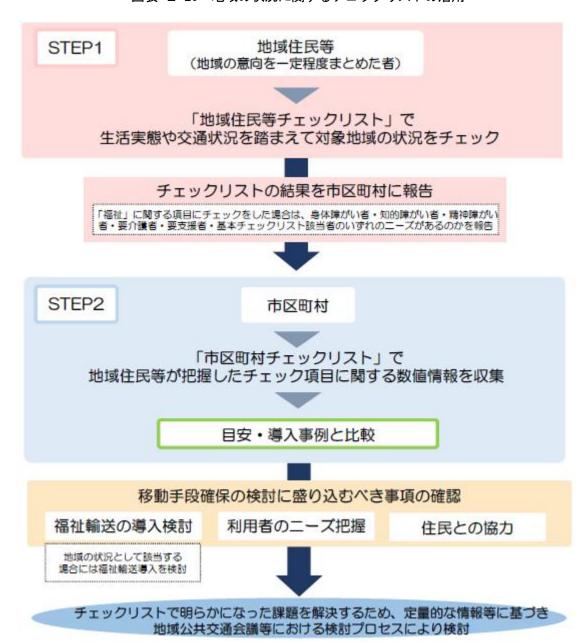
【解説】

- 福祉有償運送の旅客の範囲には、障がい者の他、要介護認定者や要支援者、基本チェックリスト該当者も含まれていますが、特にこのうち「他人の介助なしでは移動することが困難であり、かつ、単独でバス・タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な身体障害者等の移動制約者(付添い、見守り等の介助なしには、タクシー等の公共交通機関の利用が困難である者を含む)」であることとされています²⁸。
- しかしながら、これは単独でバス・タクシー等の公共交通機関を利用できる「心身の状態」である者が、一 律に福祉有償運送の旅客の範囲の対象外となるものではありません。
- 公共交通の利便性の高い地域と、公共交通があっても運行本数が少ない、停留所までの距離が遠いといった地域では、まったく同じ心身の状態であっても支援の必要性は大きく異なります。したがって、福祉有償運送の運送の対象とすることが適当であるか否かについては、一人ひとりの心身の状態のみでなく、本人を取り巻く周辺の環境など、地域の実情に応じて判断することが必要になります。
- 〇 なお、「地域交通の把握に関するマニュアル(令和2年 12 月)(国土交通省自動車局旅客課)」では、福祉輸送についても、地域ごと²⁹に「生活実態や交通状況を踏まえて対象地域の状況をチェック」してニーズを把握するなど、地域の交通状況も含めた検討方法が示されています。
- このようなマニュアルは、生活支援体制整備事業等においても活用できるものと考えられます。

²⁸ 通達「福祉有償運送の登録に関する処理方針について(令和2年国自旅第317号)」

²⁹ 当該マニュアルでは、例として「●●地区、●●町1丁目~5丁目など」と記載されている。

図表 2-26 地域の状況に関するチェックリストの活用



(出典)地域交通の把握に関するマニュアル(令和2年12月)(国土交通省自動車局旅客課)

訪問型サービスDを、補助でなく委託で行うことは可能?

ポイント!!

- ✓ 訪問型サービスDについては、委託による実施も可能。委託の場合は、市町村が事業の実施主体となり、仕様書・契約書の内容に基づき、市町村から団体等に対して委託費を支払う。
- ✓ 総合事業に基づく移動支援・送迎の類型のうち、「類型②:通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎(訪問Dケース 2))」について、必要な費用全額を市町村が委託費として団体等に支払う「委託契約」に基づき実施する場合は、「許可・登録を要しない運送」に該当する。
- ✓ 総合事業からは、送迎に必要な費用は、委託費として市町村が全て負担し、委託先の団体等に支払うことが可能。

【解説】

- 総合事業の枠組みを活用するにあたり、住民主体の訪問型サービスB・D、および通所型サービスBは補助による実施が一般的ですが、下表の通り、委託による実施も可能です(※ 訪問型サービスDについては、下表では明記されていませんが、実施方法は訪問型サービスBに準じることとされており、委託での実施も可能です)。
- 補助と委託の大きな違いは、補助は住民が事業主体の活動に対する支援であるのに対し、委託は市町村が事業主体になります(市町村が団体等に委託)。委託の場合は、市町村が仕様書を作成し、市町村と委託先の団体等が互いに契約書を交わすことになります。

図表 2-27 訪問型サービスや通所型サービスの内容ごとの実施方法

| | (例) | 直接 実施 | 委託 | 指定事業者によ るサービス提供 | 補助 |
|-------------|---|----------|----|--------------------|-------------|
| 介護予 | ①従前の介護予防訪問介護等 に相当するサービス | -* | -* | 0 | |
| 防 | ②緩和した基準による生活支援、ミニデイサービス(訪問型・通所型サービスA) | Δ | 0 | 0 | Δ |
| 生活支援 | ③ボランティアなどによる生 活支援、通いの場 (訪問型・ 通所型サービスB) | Δ | Δ | _ | 0 |
| ・生活支援サービス事業 | ④保健師やリハビリテーション専門職等が行う短期集中予防サービス(従来の2次予防事業に相当)(訪問型・通所型サービスC) | | | - | |
| 一般介護予防事業 | 介護予防に資する住民主体の 通いの場づくり | 0 | 0 | | 0 |

- ※ 市町村が実施する場合も、原則第1号事業支給費の支給により実施する。
- (注) △は、一般的なケースとしては考えていないが、このような形式をとることも可能

(出典) 介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン (厚生労働省)

- なお、補助の場合は、補助の対象となる費用について市町村から団体等へ補助金を交付しますが、委託 の場合は仕様書・契約書の内容に基づき、市町村から団体等に対して委託費を支払うことになります。委託先は公募により選定するなど、各市町村の規定に基づき適切に決定される必要があります。
- 一方、道路運送法については、国土交通省の通達において、以下のようなケースが紹介されています。
 - ◆「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について (令和2年3月31日国自旅第328号) P.5
 - (4) 市町村が公費で負担するなど利用者は対価を負担しておらず、反対給付が特定されない場合など【具体例①】

市町村の事業として、<u>市町村の保有する自動車</u>により送迎が実施され、それらの費用が全額市町村によって賄われ利用者からは一切の負担を求めない場合。

【具体例⑥】

利用者の所有する自動車を使用して送迎を行う場合は、単に他人の自動車の運転を任されただけであり、<u>運転者に対して対価が支払われたとしても、それらは運転役務の提供に対する報酬であって、</u> 運送の対価とはならない。

○ また、この具体例①が示す「市町村が実施する運送」については、その運営について別途以下のように記載されています。

※ いずれも、下線は筆者加筆

◆「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット (2019 年 10 月国土交通省)」P. 26

運行時の責任:・運行時の責任については、市町村が負うことになります。

運 送 車 両 : ・<u>車両は、市町村が使用権限を有する車両(市町村の所有車又はリース車両など)</u>

<u>を使用</u>します。

運行費用・助成: ・市町村が自らの事業として、利用者から運送の対価を受け取らず、全ての費用

を負担して輸送サービスを提供します。

・運転業務はバス・タクシー事業者、NPO法人等に委託することも可能です。その場合は、運転者の人件費、任意の自動車保険料を含め必要な費用は、委託費と

<u>して、市町村が全て負担する</u>ことになります。

- つまり、「市町村の事業(直営もしくは委託)として、「市町村が使用権原を有する車両」により送迎を実施し、「それらの費用が全額市町村によって賄われ利用者からは一切の負担を求めない」ケースについては、「許可・登録を要しない運送」であるといえます。
- 例えば、総合事業に基づく移動支援・送迎の類型のうち、「類型②:通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎(訪問Dケース 2))」について、必要な費用全額を市町村が委託費として団体等に支払う「委託契約」に基づき実施するケースを考えます。
- この場合、仮に車両の所有者が NPO 等市町村以外の者であっても、市町村が受託者から車両の使用許諾を受けるなど、送迎をしている時間帯における車両の使用権原を市町村が有することとする場合は、「許可・登録を要しない運送」に該当します。

- なお、市町村が受託者から車両の使用許諾を受ける際は、委託契約書において「受託者は、本契約に基づく業務の用に供する車両について、当該業務の実施時間帯においては、市町村にその使用を許諾する。」などと記載することなどが考えられます。
- さらに、具体例⑥のとおり、送迎をしている時間帯における車両の使用権原を市町村が有する場合は、 NPO 等市町村以外の者が送迎をしても、それは運転役務の提供となることから、運転者に対してその役 務提供に対する報酬が支払われたとしても、運送の対価とはならず、「許可・登録を要しない運送」に該当 することになります。
- また、これらのケースについて、総合事業からは、仕様書と契約書に基づき、運転者の人件費、任意の自動車保険料を含め、必要な費用は、委託費として市町村が全てを負担して委託先の団体等に支払うことが可能です。
- なお、上記の通達やパンフレットに記載されたケースはあくまでもひとつの例です。他の方法を排除するものではありません。

再編を検討していますが、関連制度が複雑。参考にすべき資料は?30

ポイント!!

- ✓ 介護保険制度を活用した移動支援・送迎を検討する際には、「道路運送法」と「総合事業」の2つの仕 組みを理解することが必要です。
- ✓ 仮に「道路運送法」に基づく許可・登録を受けずに、移動支援・送迎を行おうとした場合、その論点の1つは、移動支援・送迎が「有償であるか否か」です。一方で、「総合事業」は、補助等に用いる財源が、公費と介護保険料で構成されていることから、総合事業の制度に関連する論点の1つは、「何に補助することができるか?」です。
- ✓ したがって、介護保険制度を活用した移動支援・送迎の「できること・できないこと」は、道路運送法と総合事業の両面から理解することが重要です。以下に、参考となる資料を整理しました。

【解説】

- 道路運送法上の「許可・登録を要しない輸送」について、一定の金額を収受することが可能な範囲について、その考え方が整理されています。
 - 道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について(令和2年3月31日国自旅第328号)

https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001338101.pdf

- 高齢者の移動手段を確保するために必要となる福祉や交通の制度、事業モデルについて解説されています。自家用有償運送や「許可・登録を要しない輸送」など、さまざまなしくみについて、事業モデルと合わせて紹介されています。
 - 『交通』と『福祉』が重なる現場の方々へ 高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット(2019 年 10 月国土交通省) https://www.mlit.go.jp/common/001317469.pdf
- 「交通空白地有償運送」および「福祉有償運送」の処理方針です。
 - 交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について(令和 2 年国自旅第 316 号) https://www.mlit.go.jp/common/001374833.pdf
 - 福祉有償運送の登録に関する処理方針について(令和2年国自旅第317号) https://www.mlit.go.jp/common/001374836.pdf

³⁰ 以下の URL は、すべて令和3年3月31日現在のもの

- 通所介護等に係る送迎の道路運送法上の取扱いについて、示されてます。例えば、デイサービスの送迎に併せて、利用者からの依頼に応じて買い物支援を行う際の考え方などが示されています。
 - 通所介護等に係る送迎に関する道路運送法上の取扱いについて(平成 30 年 9 月 28 日) https://wwwtb.mlit.go.jp/tohoku/jk/jk-sub85pdf/20180928jimurenraku.pdf
 - 介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて(平成30年9月28日)

https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2018/0928174308379/ksvol678.pdf

- 「自家用有償運送」もしくは「許可・登録を要しない運送」を行う際の、基本的な考え方や検討プロセスなど が示されています。
 - 自家用有償旅客運送ハンドブック(平成 30 年 4 月_令和 2 年 11 月改定国土交通省自動車局旅客課) https://www.mlit.go.jp/common/001374819.pdf
 - 地域交通の把握に関するマニュアル(令和 2 年 12 月国土交通省自動車局旅客課) https://www.mlit.go.jp/common/001380854.pdf
- 介護予防・日常生活支援総合事業の、基本的な考え方などが示されています。
 - ■「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン(厚生労働省)
 https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000205730.pdf
 - 地域支援事業実施要綱(厚生労働省) https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000635027.pdf
 - 総合事業に関する Q&A(厚生労働省) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188237.html
- 「NPO 法人 全国移動サービスネットワーク」の報告書等です。総合事業を活用した移動支援・送迎の検討プロセスや制度の解説、導入事例などが整理されています。
 - 総合事業などによる住民主体の移動・外出支援(NPO 法人 全国移動サービスネットワーク) http://www.zenkoku-ido.net/_action/pdf/2018josei/ido_final_all_H1-4.pdf
 - 住民主体の移動・外出支援に関わる制度活用のヒント集(NPO 法人 全国移動サービスネットワーク) http://www.zenkoku-ido.net/_action/pdf/2017josei/2017idoQ&A. pdf

第3章 モデル市町の具体的な取組内容

1 岩手県岩手町

1.1 地域の概要

- 岩手町は、人口 12,764 人・面積 360.46k ㎡・人口密度 35.41 人/k ㎡の岩手県に所在する自治体で、 東北新幹線やいわて銀河鉄道(IGR)が走っています。
- 町内の公共交通については、民間バス事業者が路線バスを運行していますが、運行は一部地域に限定されています。
- また、路線バスが走っていない地域においては、無料の患者輸送バスが運行されていますが、買い物等を目的とした外出のニーズには対応できていません。そういったニーズに対応するために、平成 21 年より、豊岡地区において、民間バス事業者の車両を借り上げ、買い物利用もできるバスを独自に運行し始めましたが、資金繰りが難しくなり、今は運行できていません。



図表 3-1 岩手町管内図(目指す公共交通ネットワーク)

(出典) 岩手町地域公共交通網形成計画 概要版(2017年4月) ※上記は網形成計画策定時の計画

- 〇 そういった状況の中、路線バスが走っていない地域において、住民の生活ニーズに対応するために、平成 29 年 10 月より、交通事業者への委託により、「あいあいバス」・「あいあいタクシー(デマンド型乗り合いタクシー)」の運行を開始しました。
- あいあいバスは、乗車目的は限定されていないものの、1日の本数が限られており、増便や路線の延長は 困難です。また、バスの停留所が遠くて利用できないという高齢者が多いという課題もあります。

1.2 地域が抱える問題・課題

- ① 民間のバス事業者による公共交通や患者輸送バス、あいあいバス・あいあいタクシーだけではカ バーできない地域への対応が必要
- 公共交通の運行が一部地域に限定されているため、患者輸送バス、あいあいバス、あいあいタクシーを 運行していますが、全域をカバーするには至っていません。
- 患者輸送バスは、利用目的が医療機関への受診に限定されています。あいあいバスは、1 日の本数が限られており、増便や路線の延長は困難であり、バスの停留所が遠くて利用できないという高齢者が多いという課題もあります。

② 住民の生活ニーズ等を把握できていないため、把握する取組が必要

- サロンは 61 地区で実施しており、サロンまでの移動手段は、豊岡地区を除いては、徒歩もしくは知り合い 同士での乗り合いです。サロンに参加していない人がなぜ来られないのか、移動支援を行えば参加できるようになるのかというのは詳しく把握できていません。
- シルバーリハビリ体操は、定員が25名ですが利用者が20名程度となっている地域もあり、移動手段がな く体操に参加できないという話を聞いています。
- 移動支援に係らず、生活支援体制整備事業の枠組み等により、地域住民が集まって話をする、ニーズを 聞き取るなどの取組ができていません。

③ 住民主体による移動支援の取組状況も把握できていないため、把握する取組が必要

- 豊岡地区では、地域振興会が主体となり住民のボランティアによる送迎の取組が行なわれています。
- 一方で、豊岡地区以外における住民主体の送迎サービスについては、住民同士の互助による送迎は行なわれているようですが、その実態等については現時点で十分に把握できていません。

1.3 行動計画書

(1) 今年度の地域目標

・ アンケートの実施により町内における移動支援ニーズ及び住民主体の送迎サービスの実態等の地域資源 を把握するとともに、次年度以降におけるサービスの構築に資する体制・予算を確保している。

(2) 地域の現状・問題認識、問題解決に向けた今年度の取組方針

(地域の現状・問題認識)

- ・ 町内では公共交通の便に乏しく、特に中山間地域では日常的な買い物や通院、いきいきサロンなど通い の場等への町民の移動手段は主に自家用車に頼っていますが、高齢化により運転免許を返納する者も 増えており、移動手段の確保が課題となっています。
- ・ 豊岡地区では、地域振興会が主体となり住民のボランティアによる送迎の取組が行なわれていますが、 制度的な支えが無く、その持続可能性についてはやや不安視されます。
- ・ また、豊岡地区以外における住民主体の送迎サービスについては、組織だっておらず、住民同士の互助 による送迎は行なわれているようですが、その実態等については現時点で十分に把握できていません。

(今年度の取組方針)

- ・ 本モデル事業では、以上のような問題認識のもと、現在実施されている住民主体の送迎の取組の実態や 支援の必要性、移動ニーズ及び町における資源などを把握したうえで、町が行うことができる効果的な支 援のあり方を検討し、具体的な支援について検討します。
- ・ また、豊岡地区における住民のボランティア送迎について、介護保険制度による支援体制を検討するとと もに、次年度以降において同様の取組を他の地区にも広げていくことも検討していきます。

(3) 地域住民や団体等が目指していること

現時点ではまだ地域や団体の意向等を十分に把握していません。

(4) 目標達成に向けた具体的な行動

令和2年度のモデル事業の取組として、その具体的な内容を以下のとおりとしました。

図表 3-2 行動計画書(岩手町)

| 中間目標 | 具体的な行動 | 実施者 |
|--|--|---------------|
| 1 | ①豊岡地区のサロンを運営する振興会や送迎を行なっている地域住民との話し合いの場を設け、移動ニーズや現行の住民による送迎の問題点、町からの支援の必要性等を把握する。 | SC 長寿介護課職員 |
| | ①豊岡地区以外の地域における住民主体の送迎の取組の有無を調査する。また、送迎の取組を行っている地域住民との話し合いの場を設け、その活動実態や町からの支援の必要性、移動ニーズなどを把握する。 | SC |
| (3)移動支援を介護保険の地域支援事業の総合事業に位置づけて行うこととなっている | ①地域支援事業で移動支援を行うことについて、盛岡北部行政事務組合との話し合いにより、第8期介護保険事業計画へ記載するとともに必要な例規・要綱を整備してもらう。 | 長寿介護課職員 |
| (4)運行スキームが明確になり、他地区にも展開できる補助要綱ができている | ①町内で送迎の取組を行っている住民との話し合いの場を設け、 移動ニーズにあった運用方法を検討し、総合事業の補助等の活 用可能性を模索する。 | SC 長寿介護課職員 |
| | ②想定される運用スキームと類似の方法で事業を行っている先進 地域の情報を収集する。 | SC 長寿介護課職員 |
| | ③燃料、車両、駐車場料金、保険、その他、効果的な補助内容に ついて整理し、補助要綱を作成する。 | 長寿介護課職員 |
| (5)運行に必要な人材の育成体制ができている | ①安全運転に向けた講習を町内自動車教習所に委託する旨の打 診をする。 | 長寿介護課職員 |
| | ②講習委託料を次年度予算に反映させる。 | 長寿介護課職員 |

図表 3-3 行動予定表(岩手町)

| | 10 | 0月 | | 11月 | | | 12月 | l | | 1月 | | | 2月 | | | 3月 | |
|--|----|----|--------|-----|----|----|-----|----|--------|----|---|----|----|---|-----|----|--|
| (1)豊岡地区のサロン等における移動ニーズ 等が把握できている | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①豊岡地区のサロン等における移動ニー ズ等を把握するための聞き取り調査 | | | 実 施 | | 分析 | | | | | | | | | | | | |
| (2)豊岡地区以外の地域における移動ニーズ 等が把握できている | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | |
| ①豊岡地区以外の地域における住民主体 の送迎の有無及び把握移動ニーズ等を把 握するための聞き取り調査 | | | | | 準備 | 実施 | | | | | | | | | | | |
| (3)(3)総合事業を活用した移動支援の取組 支援が、介護保険事業計画に位置付けられて いる | | | | | | | 1 | | | | 1 | | | | | | |
| ①第8期介護保険事業計画への明記と、必要な例規・要綱の整備 | | | | | | 8 | 期計 | 画素 | 案策! | 定 | | | | 例 | 規等 | 整備 | |
| (4)運行スキームが明確になり、他地区にも展 開できる補助要綱ができている | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①具体的な運行スキーム等についての、住 民との話し合いの実施 | | | | | | | | 準備 | 実施 | 分析 | | | | | | | |
| ②参考となる先進地域の情報収集 | | | | | | | | | 実 施 | | 1 | | | | | | |
| ③補助要綱の作成 | | | | | | | | | | | 1 | 定 | | | | | |
| (5)運行に必要な人材の育成体制ができている | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①自動車教習所への安全運転講習の委託 の可否の確認 | | | | 施 | | | | | | | 1 | | | | | | |
| ②講習委託料の次年度予算への反映 | | | | | | 予 | 算要 | 求 | | 3 | 予算内 | 小示 | | 3 | 月議: | 会 | |

1.4 具体的な取組

- (1) 豊岡地区のサロン等における移動ニーズ等が把握できている
- ① 豊岡地区のサロン等における移動ニーズ等を把握するための聞き取り調査

豊岡地区における高齢者教室の開催に先立ち、聞き取り調査を行いました。聞き取り調査の結果は、以下のとおりです。

図表 3-4 聞き取り調査の結果

- ・ 病院に通っているが不便である。いつもは隣の人に送ってもらっている。
- ・ 毎日病院通いをしている。タクシーだと近くて片道 3,000 円。以前は医療機関から送迎車両が来ていたが今は来ない。
- ・ 患者輸送バスは家と病院の往復のみで買い物などはできないため、不便である。
- 病院には1か月に1回薬をもらいにいく。薬をもらうためだけにわざわざ行かなければならない。
- ・ 車の免許を85歳で返納したが、今は90歳。集会などに行く方法がない。
- 月に2回では少ない。
- 地区でボランティアの運転手はいない。
- ・ 隣の人を乗せている人がいるが、80歳を超えている。

(2) 豊岡地区以外の地域における移動ニーズ等が把握できている

① 豊岡地区以外の地域における住民主体の送迎の有無及び移動ニーズ等を把握するための調査 (A)町内における高齢者サロン(いきいきサロン)、(B)生活支援(安心生活あいネット)を実施している振興会及び(C)保健推進員へのアンケート調査を行いました。 アンケートの対象や調査方法等は、以下のとおりです。

(A)町内における高齢者サロン(いきいきサロン)

- ・ 対象:62 か所
- · 調査方法:郵送配布·郵送回収
- ・ 回収数:52 か所

(B)生活支援(安心生活あいネット)を実施している振興会

- ・ 対象:40 か所
- · 調査方法:郵送配布·郵送回収
- ・ 回収数:35 か所

(C)保健推進員

- ・ 対象者:124名
- · 調査方法:郵送配布·郵送回収
- · 回収数:62 名

いきいきサロンの世話役の皆様へアンケートのお願い

本調査は、いきいきサロンにおける移動支援の要望等を把握することを目的に実施するものです。

皆様からのご回答が極めて有用となるため、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。 ※ 3月12日(金)までに、同封している返信用封筒にてご投函ください。

問1 あなたの役職・お名前と担当しているサロンの名前・対象地域を教えてください。

| | | | | | | | | | |
|----|-----|----|----|----|--|--|------|--|--|
| 役 | 職 | • | 氏 | 名 | | | | | |
| サ | |) | ン | 名 | | | | | |
| サロ | コンの | 対象 | 地地 | 或名 | | | | | |

問2 あなたが担当しているサロンに通っている人数(実人数)を教えてください。

| | | 人 |
|--|--|---|
| | | |

問3 あなたが担当しているサロンでは、参加者はどのような方法で参加していますか。また、そのおおよその人数を教えてください。(当てはまるものがあれば、いくつでも) ※ 問2の人数と合わなくても構いません

| 1. | 徒歩で来る | (約) | 人 |
|----|--|------|---|
| 2. | 自分で運転してくる | (約) | 人 |
| 3. | 利用者同士の乗り合いでサロンへ来る(ときどき も含む) | (約) | 人 |
| 4. | ボランティアが送迎する仕組みがある(おおむね毎回、ボラン ティアが送迎してくれる) | (糸勺) | 人 |
| 5. | その他の方法・送迎がある ⇒ (具体的に:) | (糸勺) | 人 |

問4 あなたが担当しているサロンの対象地域では、移動手段がないことが理由で、サロンに来ることができなくなった人、または来たくても来られない人がいますか。

- 1. いる ⇒約()人くらい ※人数が不明な場合は空欄
- 2. いない
- 3. 分からない

問5 あなたが担当しているサロンの参加者について、以下のような送迎のニーズはありますか。

- 1. サロンへの送迎のニーズ
- 2. サロンへの送迎に加え、帰路に買い物に寄って欲しいというニーズ
- 3. その他の送迎ニーズ⇒(具体的に:

裏面に続きます。

| | (<条件> ①送迎のための車両は貸し出すことができます。 ②ドライビングスクールにおいて、安全講習を受けるこ | とができます |
|-----|---|--------|
| | いる ⇒約 () 人<らい いない | |
| 問7 | もし、サロンで送迎支援を行うとした場合、どのようなことが課題にな 教えてください。 例)運転手の確保、費用負担、事故の補償、車両がない、安全面など | ふるでしょう |
| | | |
| 問8 | 今回、コロナ禍によりサロンでの活動を休止する(した)ことで、利 る(困っていた)ことをご存知であれば、教えてください。 例)会話できる機会が少なくなり、寂しい思いをしている。 | 用者が困って |
| 問9 | サロンの開催場所に移動販売の車が行くことで、サロンの参加者や近う機会」や「買い物の機会」などを提供してみてはどうかと考えてい 取組はサロンの対象地域に住む高齢者にとって、役に立つと思います | ます。そうし |
| | 役に立つ ⇒ (理由: 役に立たない⇒ (理由: |) |
| 問1(|)高齢者への生活支援について、「必要とされている、または足りない 合、あなた(または身の回りの人)が関われることはあるでしょう はその内容をご記入ください。 | |
| ١ | | |

101

安心生活あいネットの皆様へアンケートのお願い

本調査は、現在不足している生活支援のサービスを把握することを目的に実施するものです。

皆様からのご回答が極めて有用なものとなるため、ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

※ 3月12日(金)までに、同封している返信用封筒にてご投函ください。

問1 あなたのお名前と自治振興会名を教えてください。

| 氏 | 名 | |
|------|----|--|
| 自治振興 | 会名 | |

問2 貴自治振興会で、「安心生活あいネット」で支援している内容又は現在支援していないが地域住民から必要とされている生活支援など、あてはまる番号に〇をして下さい。

(① すでに支援している ② 現在は支援がないが必要 ③特に必要はない)

| ① 見守りや声かけ (安否確認) | 1 | 2 | 3 |
|---------------------------|---|---|---|
| ② 日常の話し相手 | 1 | 2 | 3 |
| ③ 将棋、囲碁等のゲームの相手 | 1 | 2 | 3 |
| ④ ゴミ出し | 1 | 2 | 3 |
| ⑤ ちょっとした手助け(電球の交換や家具移動など) | 1 | 2 | 3 |
| ⑥ 家電製品の設置 | 1 | 2 | 3 |
| ⑦ 草むしりや庭掃除 | 1 | 2 | 3 |
| ⑧ 庭木の剪定 | 1 | 2 | 3 |
| ⑨ 雪かき | 1 | 2 | 3 |
| ⑪ まき割り | 1 | 2 | 3 |
| ⑪ えんとつ掃除 | 1 | 2 | 3 |
| ⑫ 室内の掃除や洗濯 | 1 | 2 | 3 |
| ③ 簡単な家事やボタン付け、繕い物など | 1 | 2 | 3 |
| ⑭ 散歩の付き添い | 1 | 2 | 3 |
| ⑤ 買い物の送迎や代行 | 1 | 2 | 3 |
| ⑯ 通院の送迎や付き添い | 1 | 2 | 3 |
| ⑪ 惣菜のおすそ分け(食事のしたく) | 1 | 2 | 3 |
| ⑱ その他 () | 1 | 2 | 3 |
| | | | |

裏面に続きます。

| 問3 | 貴自治振興会で、車両等を使った送迎などの生活支援(サロンや買い物、病どへの送迎)は行われていますか? あてはまる番号に〇をしてください。 | 院受診な |
|----|---|------|
| | ① 行われている (下記に内容をお書きください)内容 | |
| | ② 行われていない | |
| 問4 | 今後、「安心生活あいネット」を継続していくために行政に望むことや困っとなどをご記入ください。 | ているこ |
| 問5 | 高齢者への生活支援について、「必要とされている、または足りない」もの合、あなた(または身の回りの人)が関われることはあるでしょうか? あその内容をご記入ください。 | |
| | | |
| | アンケートは以上で終わりです。ご回答ありがとうござい | ました。 |

保健推進員の皆様へアンケートのお願い

本調査は、現在不足している生活支援のサービスを把握することを目的に実施するものです。 皆様からのご回答が極めて有用なものとなるため、ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

※ お時間のないところ申し訳ありませんが、3月12日(金)までに、同封している返信用封 筒にてご投函ください。

問1 あなたのお名前と活動地域名を教えてください。

| 氏 名 | |
|------|--|
| 活動地域 | |

問2 「安心生活あいネット」では各振興会が実施主体となって次の活動を行っておりますが、「現在、 不足している」と感じていらっしゃる支援はありますか。あてはまる番号に〇をしてください。 (当てはまるものがあれば、いくつでも)

現在、行っている支援

• 見守り活動:見守りにかかる会議、回覧板受け渡しの見守り、サロン、訪問による見守り、 その他(地域活動への誘い、巡回チラシ配布、見守り電話、伺い電話、電灯点 灯の有無確認、ポスト郵便物確認、イベント呼びかけ)

・ 生 活 支 援:雪かき、買い物、ゴミ出し、草取り、その他(防災訓練、まき割り、害虫駆除、 庭木剪定、水路掃除、災害時避難支援、畑おこし、移動支援、農作業支援)

① 見守りや声かけ(安否確認) ② 日常の話し相手 ③ 将棋、囲碁等のゲームの相手 ④ ゴミ出し ⑤ ちょっとした手助け(電球の交換や家具移動など) ⑥ 家電製品の設置 ⑦ 草むしりや庭掃除 ⑧ 庭木の剪定 9 雪かき ⑪ まき割り ① えんとつ掃除 12 室内の掃除や洗濯 13 簡単な家事やボタン付け、繕い物など 個 散歩の付き添い ⑤ 買い物の送迎や代行 16 通院の送迎や付き添い ① 惣菜のおすそ分け(食事のしたく) 18 その他 () 19 特になし

裏面に続きます。

| 問3 | 高齢者の健康な暮らしを守るため、必要と考える取り組みはなんですか? 高齢者自らが取り組むことも含め、特に大事だと思う取り組みを3つ教えて下さい。 (例:運動や体操、住民同士の交流、買い物・通院・サロンなどへの移動支援、軽度な生活支援、見守り、趣味活動、介護予防講座、など) |
|----|---|
| | 1. |
| | 2. |
| | 3. |
| | |
| | |
| 問4 | 高齢者への生活支援について、「必要とされている、または足りない」ものがある場合、あなた(または身の回りの人)が関われることはあるでしょうか? ある場合はその内容をご記入ください。 |
| | |
| | |
| | |
| | アンケートは以上で終わりです。ご回答ありがとうございました。 |
| | 2/2 |

アンケートの結果概要は、以下の通りでした。

【(A)町内における高齢者サロン(いきいきサロン)】

i. サロンへの参加方法

図表 3-5 サロンへの参加方法

| | 内容 | 人数 |
|----|--|-------|
| 1. | 徒歩で来る | 536 人 |
| 2. | 自分で運転してくる | 183 人 |
| 3. | 利用者同士の乗り合いでサロンへ来る(ときどきも含む) | 60 人 |
| 4. | ボランティアが送迎する仕組みがある(おおむね毎回、ボランティ アが送迎してくれる) | 33 人 |
| 5. | その他の送迎又は方法により来る | 34 人 |

「5.その他の送迎又は方法により来る」の内容 (あいあいバス、家族の送迎、手押し車、自転車、サロン担当者の車)

ii. 移動手段がないことが理由で、サロンに参加できない人数

図表 3-6 移動手段がないことが理由で、サロンに参加できない人数

| 内容 | 回答数 | 人数 |
|---------|------|----|
| 1.いる | 5 件 | 8人 |
| 2.いない | 34 件 | _ |
| 3.分からない | 8 件 | _ |

iii. サロン参加者の送迎のニーズ

図表 3-7 サロン参加者の送迎のニーズ

| 内容 | 回答数 |
|----------------------------------|-----|
| 1.サロンへの送迎のニーズ | 12件 |
| 2.サロンへの送迎に加え、帰路に買い物に寄って欲しいというニーズ | 4件 |
| 3.その他の送迎ニーズ⇒(具体的に) | 2 件 |

iv. 車両の貸し出しや安全講習の受講によって、送迎を行ってくれる支援者

図表 3-8 車両の貸し出しや安全講習の受講によって、送迎を行ってくれる支援者

| 内容 | 回答数 |
|-------|------|
| 1.いる | 9件 |
| 2.いない | 35 件 |

v. サロンで送迎支援を行う場合に課題となること

図表 3-9 サロンで送迎支援を行う場合に課題となること

| | 項目 | 件数 |
|--------|-------------|------|
| 運転手の確保 | | 12 件 |
| 費用負担 | 5件 | |
| 事故の補償 | 16 件 | |
| 車両がない | | 2件 |
| 安全面 | 事故、車中での健康不安 | 13 件 |
| その他 | 事故の責任、責められる | 2件 |
| てり他 | 事務負担の増大 | 2件 |

(自由記載)

- ・もし事故が起きた時、運転手やサロンの開催者が責められる。
- ・ 送迎のため車両を借りると手間がかかる。
- ・ 個人の車のほうがやりやすい。(事故の補償、安全面で難しい)
- ・ 送迎支援をすることで利用者に出席しなければならないとか、時間どおりにしなければならないなどの負担を感じさせてしまうのではないか。
- ・ 人的負担(事務や手配)が増える。
- ・ サロンの送迎をスタッフ2名が私有車で行っている(ボランティア保険に入っている。)

vi. サロンでの活動を休止することによる、利用者の困りごと

図表 3-10 サロンでの活動を休止することによる、利用者の困りごと

- ・ 会話する機会が少なくなった、張り合いがなくなっている、楽しみがない、寂しい
- ・ 外出が減った(足腰が弱った、会話が減った、家にこもりがち)
- ・ 運動不足(外出しない、一人では体操などしない)
- ・ 近所の様子がわからない、(一人暮らしの方などの)安否確認ができない、情報交換ができない

vii. サロン会場での移動販売車を用いた「集う・買い物機会」の創出の有効性

図表 3-11 サロン会場での移動販売車を用いた「集う・買い物機会」の創出の有効性

| 内容 | 回答数 | 意見 |
|----------|------|---|
| 1.役に立つ | 20 件 | 買い物、買物しながらの会話は楽しいと思う。 買い物に行けない人は助かる。 隣近所の親睦が深まり活気が出てくる。 サロンの日に移動販売車が来れば、今まで参加しない人も来てくれるのでは。 スーパーにあるようなものとは違ったものも欲しい。 移動販売車が通るのに間に合わない時もあるので開催場所に来てもらいたい。 買い物の機会がふえていいと思う。 |
| 2.役に立たない | 12件 | ・ 当地区にはスーパー、小売店がある。 ・ みんなの前だと無理をして購入するのでは。 ・ 購入したものを見られることを嫌がると思う。 ・ 一人で行動できる人が多数なのでいらない。 ・ ほとんどの人は病院の帰りに買い物をしている。 ・ 利用度が少ない。 ・ 移動販売車で足りている。 |
| その他意見 | | ・ 移動販売車もよいが、自分の足で時間を気にせず買物したいと思っている。 |

viii. 支援することができる高齢者への生活支援内容

図表 3-12 支援することができる高齢者への生活支援内容

- ・話し相手
- ・ 健康チェック
- ・ 生活支援を使うようにさせる説明等が難しい
- ・ 病院等への移動支援
- ・ 見守り・見廻り・声かけ
- ・ 安否確認
- ・ 地域住民の協力体制
- ・ 体調不良など緊急性があるときの対応
- ・ 集まる機会を多くしてほしい
- ・ 除雪作業、ごみ出し、買い物等
- ・ 振興会との情報共有
- ・ 支援を受けやすい工夫(遠慮や抵抗がある)
- ・ 農作業(自家栽培)の協力
- ・ 運転手付きの自由に使える車

【(B)生活支援(安心生活あいネット)を実施している振興会】

i. すでに支援している内容/現在は支援がないが必要である内容/特に必要はない内容

図表 3-13 すでに支援している内容/現在は支援がないが必要である内容/特に必要はない内容

| 内容 | | ①すでに支援 | | ②現在は支援 | | ③特に必要は | |
|--------------------------|----|--------|----|--------|----|--------|--|
| | | している | | がないが必要 | | ない | |
| ①見守りや声かけ(安否確認) | 32 | 91% | 3 | 9% | 0 | 0% | |
| ②日常の話し相手 | 17 | 50% | 11 | 32% | 6 | 18% | |
| ③将棋、囲碁等のゲームの相手 | 2 | 7% | 5 | 16% | 24 | 77% | |
| ④ゴミ出し | 18 | 53% | 14 | 41% | 2 | 6% | |
| ⑤ちょっとした手助け(電球の交換や家具移動など) | 11 | 34% | 16 | 50% | 5 | 16% | |
| ⑥家電製品の設置 | 0 | 0% | 12 | 38% | 20 | 63% | |
| ⑦草むしりや庭掃除 | 10 | 30% | 15 | 46% | 8 | 24% | |
| ⑧庭木の剪定 | 8 | 24% | 12 | 36% | 13 | 40% | |
| ⑨雪かき | 25 | 71% | 10 | 29% | 0 | 0% | |
| ⑩まき割り | 4 | 13% | 8 | 26% | 19 | 61% | |
| ①えんとつ掃除 | 2 | 6% | 11 | 35% | 18 | 58% | |
| ⑫室内の掃除や洗濯 | 0 | 0% | 11 | 35% | 20 | 65% | |

| ③簡単な家事やボタン付け、繕い物など | 0 | 0% | 10 | 32% | 21 | 68% |
|--------------------|---|-----|----|-----|----|-----|
| ⑭散歩の付き添い | 1 | 3% | 9 | 29% | 21 | 68% |
| ⑤買い物の送迎や代行 | 6 | 19% | 18 | 58% | 7 | 23% |
| 16通院の送迎や付き添い | 5 | 17% | 12 | 40% | 13 | 43% |
| ①惣菜のおすそ分け(食事のしたく) | 4 | 13% | 10 | 31% | 18 | 56% |
| 18その他 | 2 | 25% | 2 | 25% | 4 | 50% |

※ %は内容別の回答数に対する割合

18の内容

- ・ 除雪車の入れない道の除雪
- ・ 粗大ごみの搬出
- サロンやイベントへの送迎
- 所有している土地、空家、お墓の管理
- ・ 葬儀の支援

ii. 車両等を使った送迎支援

図表 3-14 車両等を使った送迎支援

① 行われている 7件

- 事故があった時の補償、責任が心配
- 地域にある福祉施設から希望があれば協力するといわれている。
- 個人毎にやっている人がいる。
- サロンへの送迎を行っている
- 車両で買物に連れて行っている
- 病院受診の送迎をしている(町内、近隣他市町。待ち時間が長いので終わったら電話をかけてもらう)
- 町や公民館のイベントへの送迎
- 選挙、投票所までの送迎

② 行われていない 28件

- 買物は家族が来たときまとめ買いしている。
- 病院受診のときはあいあいバスを利用している。
- ニーズを把握していないため、必要なのか不必要なのか分からない状態

iii. 「安心生活あいネット」を継続していくために必要な支援・困りごと

図表 3-15 「安心生活あいネット」を継続していくために必要な支援・困りごと

- あいあいバスの継続
- 民生委員や自治体、家族との連携強化
- 他振興会の活動内容等を紹介してほしい。
- 支援される側の声を聞けること
- 助成金の増
- 研修会等の開催
- 人手不足、担い手不足
- 規則や規制を緩和して、地域団体の自主制に任せる制度とすること
- 支援メニューの増
- (実施主体である振興会の)役員のなり手がいない
- 補償を伴う支援は行政に取り組むべき
- コロナ対策で苦慮している(実施方法、消毒液などの消耗品などがない)
- 手続きを簡便にしてほしい
- 役場でこれまでの成果、これから課題を把握してほしい。
- 実施振興会相互の交流会
- 支援を必要とする高齢者等の情報が入ってこない、少ない。
- 民生委員、保険推進員行政連絡員などと情報の共有や連携を図れるようにしてほしい。
- 高齢者の移動支援は保険や制度的に不安
- 話し合いの場であるサロン等の支援
- 安心生活あいネットを行政サイドからもっと PR してもらいたい
- 今後、単独の振興会では対応できないので近隣の振興会との協力
- 事務書類の作成・手続きの簡便化

ix. 支援することができる高齢者への生活支援内容

図表 3-16 支援することができる高齢者への生活支援内容

- 関わってほしい人・ほしくない人がいるので、見極めが大変
- 日常の声かけや話し相手になってあげる
- 病院受診の送迎
- 地域の見廻り・見守り
- 除雪支援
- 移動支援を伴う生活支援
- 困りごとを聞いてあげる
- 高齢者は買物が好きなので商品券を配ってほしい
- 草苅り、草むしり、庭木剪定
- 散歩付き添い
- 買い物送迎代行
- 自給野菜の作業(支柱立てや高所作業など)への協力
- 現在はあいあいバスを利用しているが利用できない人も増えてくるのであいタ クシーに替えたい
- 買物・通院などの送迎
- 送迎に使うワゴン車など

【(C)保健推進員】

i. 不足している生活支援の内容

<現在、行っている支援>

- ※ 見守り活動: 見守りにかかる会議、回覧板受け渡しの見守り、サロン、訪問による見守り、その他 (地域活動への誘い、巡回チラシ配布、見守り電話、伺い電話、電灯点灯の有 無確認、ポスト郵便物確認、イベント呼びかけ)
- ※ 生 活 支 援:雪かき、買い物、ゴミ出し、草取り、その他(防災訓練、まき割り、害虫駆除、庭木 剪定、水路掃除、災害時避難支援、畑おこし、移動支援、農作業支援)

図表 3-17 不足している生活支援の内容

| 内容 | 回答数 | 割合 |
|---------------------------|-----|-----|
| ① 見守りや声かけ(安否確認) | 17 | 27% |
| ② 日常の話し相手 | 21 | 34% |
| ③ 将棋、囲碁等のゲームの相手 | 0 | 0% |
| ④ ゴミ出し | 10 | 16% |
| ⑤ ちょっとした手助け(電球の交換や家具移動など) | 6 | 10% |

| ⑥ 家電製品の設置 | 0 | 0% |
|---------------------|----|-----|
| ⑦ 草むしりや庭掃除 | 4 | 6% |
| ⑧ 庭木の剪定 | 2 | 3% |
| ⑨ 雪かき | 15 | 24% |
| ⑩ まき割り | 1 | 2% |
| ① えんとつ掃除 | 2 | 3% |
| ② 室内の掃除や洗濯 | 5 | 8% |
| ③ 簡単な家事やボタン付け、繕い物など | 0 | 0% |
| ⑭ 散歩の付き添い | 2 | 3% |
| ⑤ 買い物の送迎や代行 | 15 | 24% |
| ⑥ 通院の送迎や付き添い | 7 | 11% |
| ① 惣菜のおすそ分け(食事のしたく) | 4 | 6% |
| (18) その他 | 9 | 15% |
| 19 特になし | 15 | 24% |

※ %は回答者数に対する割合

「⑱その他」の内容

防災訓練、サロンなど集まる場、水路掃除、床屋、美容院への送迎・付き添い

ii. 高齢者の健康な暮らしを守るために、必要と考える取組

図表 3-18 高齢者の健康な暮らしを守るために、必要と考える取組

| 内 容 | 回答数 |
|--------------------------|-----|
| 移動支援(買い物、通院、サロン、運動、各種教室) | 27 |
| 住民同士の交流 | 27 |
| 運動、体操、散歩など体を動かすこと | 17 |
| サロン(その他集まっておしゃべりする場を含む) | 16 |
| 見守り | 12 |
| 趣味活動 | 10 |
| 軽度な生活支援 | 9 |
| 話し相手 | 5 |
| 医療、栄養等の指導、介護予防講座 | 5 |
| 仕事、地域・家庭での役割(必要と感じられること) | 3 |
| 健康診断、健康管理 | 2 |
| 子供たちとふれ合う機会 | 1 |
| 配食サービス | 1 |
| 一人暮らし高齢者のメンタルケア | 1 |
| 防災教育(災害へのそなえ) | 1 |
| 緊急情報カード | 1 |

iii. 支援することができる高齢者への生活支援内容

図表 3-19 支援することができる高齢者への生活支援内容

| 内 容 | 回答数 |
|--------------------------|-----|
| 声かけ、あいさつ運動 | 6 |
| 軽度な生活支援 | 5 |
| 話し相手 | 5 |
| 移動支援(買い物、通院、サロン、運動、各種教室) | 5 |
| 配食サービス、食事の提供 | 1 |
| サロン開催 | 1 |
| ICTによる見守りシステム | 2 |

(3) 総合事業を活用した移動支援の取組支援が、介護保険事業計画に位置付けられている

① 第8期介護保険事業計画への明記と、必要な例規・要綱の整備

保険者である盛岡北部行政事務組合及び構成市町との協議の上、第 8 期介護保険事業計画に実施する 事業として訪問型サービス B 及び D を明記することとなりました。

しかし、事業の具体的な内容及び例規等については、次年度において、より詳細な検討を行うこととなりました。

(4) 運行スキームが明確になり、他地区にも展開できる補助要綱ができている

① 具体的な運行スキーム等についての、住民との話し合いの実施

今年度は運行スキームを提示するに至らず、住民との話し合いも実施できませんでした。

来年度において、アンケートの結果及び盛岡北部行政事務組合での検討を踏まえ、運行スキーム等を策定 し、住民との話し合いを進めることとします。

② 参考となる先進地域の情報収集

今回のモデル事業を通じて多くのアドバイスを頂くとともに、全国移動サービスネットワークによる研修等を通じて先進地域における訪問型サービス B 及び D 等に係る様々な情報を収集することができました。 これらのことを生かし、当町の移動支援サービスの策定に役立てていきたいと考えています。

③ 補助要綱の作成

今回は盛岡北部行政事務組合における検討において、事業の実施についての了解を得ることはできましたが、 内容の検討までは至りませんでした。

引き続き検討を進めて、なるべく早く補助要項の策定としたいと考えています。

(5) 運行に必要な人材の育成体制ができている

(1) 自動車教習所への安全運転講習の委託の可否の確認

当町が委託を予定している岩手中央自動車学校では、教習メニューとして「福祉有償運送運転者講習」及び「セダン等運転者講習」を有しているため、町の予算により受講させることは可能です。

岩手町社会福祉協議会でも次年度に委託している運転手及び職員が受講する予定とのことであり、日程を 合わせて希望者の受講を進める予定です。

② 講習委託料の次年度予算への反映

次年度予算に 12 人程度受講できるほどの予算を計上することができたので、来年度は現在ボランティアで 送迎を行っている者や今後希望する者を対象に募集し、ボランティア運転手の育成に努めていきます。

1.5 取組の成果と今後の進め方

(1)取組の成果

① 各地区及び各サロンにおけるニーズ、資源及び課題等の把握

- ・ それまで間接的、個別・散発的に受けていた要望・ニーズについて、地区ごと具体的に把握することができました。
- ・ 各地区におけるそれぞれの活動や資源をある程度把握できました。
- ・ 現在の行政側の施策で足りない部分などが把握できました。
- ・アンケートをとおして住民の希望や想いに触れることができました。

② 移動支援その他のサービスの具体化

- ・ 漠然と必要性を感じていた移動支援サービス等について、実施への具体的な道筋をつけることができました。
- ・ アドバイザーの方々により、移動支援その他における様々な新しいサービスのアイデアをもらう ことができました。
- ・ 移動支援等の施策の推進において、これまで当町が属する介護保険一部事務組合の理解がなかな か得られませんでしたが、当該事業におけるアドバイザーの助言等により、第8期介護保険事業 計画に載せることができるなど、事業実施の端緒をつかむことができました。

(2) 来年度以降の課題と今後の進め方

① さらなるニーズ等の掘り起こし

- ・ 今回のアンケートでは、当初に当方で予想していたニーズに合致しているものもあれば予想とは 違ったものもあり、行政の独りよがりな政策ではいけないということを教えられました。
- ・ アンケートで住民のニーズ・資源などをある程度把握できましたが、時間的制限などにより十分 とは言えなかったので、さらなる把握のため、各地区の集まり等に出向き、直接の声を聴くよう にしたいと考えています。

② 移動支援事業の具体的実施

- ・ 今年度において移動支援事業として総合事業の訪問型サービス B・D の実施に向けて一部事務組合及び当町の例規等整備まで持っていきたかったのですが、一部事務組合の慎重な姿勢により、令和3年度における構成市町による検討を経てからということとなったため、事業実施がやや遅れることとなってしまいました。
- ・ 移動支援事業の実施には町の福祉有償運送との調整が必要であるため、福祉有償運送運営協議会 への参加を担当部署に要請したところ承諾を得ることができたので、次年度において当該事業の 理解を得るとともに、調整を図っていきたいと考えています。
- ・ 次年度の予算に移動支援ドライバー講習の予算を確保できたので、すでにボランティアでサロン 等への送迎を行っている方などを含め、先行してドライバーの養成を進めていきたいと考えてい ます。

2 栃木県さくら市

2.1 地域の概要

- さくら市は、人口 44,018 人・面積 125.63k ㎡・人口密度 350.38 人/k ㎡の栃木県に所在する自治体であり、平成 17 年3月に「氏家(うじいえ)地区」と「喜連川(きつれがわ)地区」が合併し、発足した市です。
- 市内の公共交通については、氏家地区に整備された JR 宇都宮線や、氏家地区・喜連川地区・市外を結 ぶ公営(上河内地域路線バス)・民営(関東バス)の路線バスが運行されています。
- その他、路線バスが運行されていない地域においては、デマンド型乗合タクシー事業が実施されていますが、便数が少なく、乗車してから目的地に着くまで最大1時間半ほどかかります。また、各地区内で運行が完結しており、両地区間での乗り入れができません(ただし、喜連川地区の全域と氏家地区の病院を結ぶ「つういんコンタ号」を除く)。両地区間を行き来するために、デマンド型乗合タクシーから路線バスに乗り換えできるようになっていますが、移動に半日ほどかかるため利用は少ない状況です。



図表 3-20 さくら市公共交通総合マップ

(出典)さくら市地域公共交通網形成計画(令和2年3月)

※医療機関までの移動手段の1つであった福祉バス(市が運行するコミュニティバス)は、令和2年9月末に廃止

2.2 地域が抱える問題・課題

- ① デマンド型乗合タクシーは、将来的にはニーズに対応しきれなくなる見込み
- デマンド型乗合タクシーを利用する場合、予約が入った家を1軒ずつ回り、目的地まで向かうため、乗車してから目的地に着くまで最大1時間半ほどかかります。また、すぐに家から出て来られなかったり、スーパーのカートまで運転手が付き添い支援をしたりする等で、時間を要しているケースもあり、所要時間がさらに長くなっています。
- デマンド型乗合タクシーを利用して両地区間でまたいだ移動をするためには、デマンド型乗合タクシーから 路線バスに乗り換えることが必要になり、往復すると半日ほどかかります。
- その他、便数が少ないこと等から、日常的な買い物や通院、サロン送迎等には利用することが難しいなど 問題点が指摘されています。
- さらに、氏家地区の人口規模を考慮すると、将来的に、デマンド型乗合タクシーでは賄えなくなることが想 定されます。
- ② 市全体として、住民主体による移動支援の取組が進んでいないため、取組の可能性がある団体を 支援し、横展開していく取組が必要
- 市全体として、住民主体による移動支援の取組は進んでいない状況です。
- サロンまでの移動手段は、住民の互助による移動支援が行われていると聞いています。また、老人クラブによる送迎等は始まりつつありますが、実態を詳しく把握できていません。
- 蒲須坂(かますさか)地域では、住民主体による移動支援が既に行われていますが、利用者が少ない状況です。なぜ利用されていないのかは把握できていません。
- 訪問型サービス B に関する補助金交付要綱や活動に必要な保険等を準備できておらず、活動団体に対する市の支援が不十分です。

2.3 行動計画書

(1) 今年度の地域目標

- ・ 住民主体の家事支援・移動支援が行われている蒲須坂地区のシステムが、他の地域でも実施できるよう、 賛同してくれる団体を探してモデル地区として選定する。
- ・ 関係機関と連携しモデル地区での家事支援・移動支援サービス実施に向けた準備を進める。来年度4月 から実際にサービス提供が開始されることを目指す。

(2) 地域の現状・問題認識、問題解決に向けた今年度の取組方針

(地域の現状・問題認識)

- ・ 公共交通では、JRや関東バス、乗り合いタクシー(デマンドタクシー)などがありますが、乗り合いタクシーは、他の市町村に比べ、所要時間が長く便数も少ないため、使い勝手が悪い状況です。
- ・ 乗り合いタクシーに関し、目的地までの所要時間短縮や便数増加に向けて関係団体と協議していますが、 公共交通だけでは住民の移動ニーズを充足することはできません。日常的な買い物や通院、通いの場へ の移動方法の確保が課題になっています。 蒲須坂地域では住民主体の移動支援が既に行われています が、利用者も少なく、また、他地域にはほとんど普及していません。

(今年度の取組方針)

- ・ 支え合いの地域づくりに賛同してくれる団体を探してヒアリングを行い、家事支援・移動支援サービス実施 意向を把握します。
- ・ 実施意向のある団体がサービス提供を考えている地域をモデル地区とし、その地域で全戸配布のアンケートを行い、ニーズ把握やサービス内容の検討、協力者の発掘を進めます。
- ・ 4 月のサービス開始を目指し、団体が円滑に準備を進められるよう、地域の関係者への説明、サービス 内容の検討、ボランティアの養成など市が最大限協力します。
- ・ 訪問型サービスB補助金交付要綱を整備します。ボランティアの活動保険や自動車保険は市が負担。生活支援や移動支援に関する研修も用意します。

(3) 地域住民や団体等が目指していること

- ・・住民主体の家事支援・移動支援をしている団体があります。
- その他、家事支援・移動支援をしてみたいという団体・個人が数か所あります。

(4) 目標達成に向けた具体的な行動

令和2年度のモデル事業の取組として、その具体的な内容を以下のとおりとしました。

図表 3-21 行動計画書(さくら市)

| 中間目標 | 具体的な行動 | 実施者 |
|--------------------------------------|--|-------------|
| (1)モデル事業を行う地区が選定できている | ①昨年度実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果から日常生活圏域ごとの家事支援・移動支援のニーズを把握する。 | SC |
| | ②すでに家事支援・移動支援のサービス提供を実施している団体や、やってみたいと考えている団体へ、現在の活動状況や今後の意向についてヒアリングや今後の協力依頼を行う。 | SC 高齢課職員 |
| | ③介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果や地区別の年齢別人口構成、提供できそうな団体の有無等を参考に第1層協議体と相談し、モデル地区を選定する。 | SC 高齢課職員 |
| (2)全戸配布アンケート調査の実施により、地区のニーズ等が把握できている | ①モデル地区で実施する全戸配布アンケートについて第1層協議体、市、モデル地区の団体が参加して検討する。 | SC 高齢課職員 |
| | ②モデル地区で全戸配布アンケートをするため、当該地区の行政区長、民生委員へ協力を求める。(説明会の開催) アンケート集計後、結果報告会も実施する。 | SC 高齢課職員 |
| | ③全戸配布アンケートの実施、結果の集計 | SC 高齢課職員 |
| (3)サービスの提供に向けて準備が整っている | ①サービス提供への協力者に対しての家事支援・移動支援の 研修会の内容を検討する。 | SC 高齢課職員 |
| | ②サービス提供への協力者を募集し、説明を行う。 | SC 高齢課職員 |
| | ③モデル地区の関係者(サービス提供団体、行政区長、民生委員、地域包括支援センター)と連携し、当該地区でのサービス開始に向け準備を進める。サービス利用者の調査や協力者の募集、具体的なサービス内容の決定等を行う。 | 高齢課職員 |
| (4)訪問型サービスB補助制度が創 設できている | ①八王子市の住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金(サービスB)を参考に、第1層協議体と協議しながら要綱(案)を作成。令和3年度当初予算に計上する。 | 高齢課職員 |

図表 3-22 行動予定表(さくら市)

| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--|-----|-----|-----|----|----|----|
| (1)モデル事業を行う地区が選定できている | | | | | | |
| ①日常生活圏域ごとの家事支援・移動支援 のニーズの把握 | | | | | | |
| ②家事支援を行う団体等を対象としたヒアリング調査の実施 | | | | | | |
| ③第1層協議体との協議を通じた、モデル地区の選定 | | | | | | |
| (2)全戸配布アンケート調査の実施により、地区 のニーズ等が把握できている | | | | | | |
| ①第1層協議体、モデル地区の団体等を交え た調査内容等の検討 | | | | | | |
| ②関係者への協力依頼(説明会及び報告会の開催) | | | | | | |
| ③全戸配布アンケート調査の実施・集計 | | | | | | |
| (3)サービスの提供に向けて準備が整っている | | | | | | |
| ①家事支援・移動支援の研修会の内容検討 | | | | | | |
| ②協力者の募集・説明 | | | | | | |
| ③モデル地区の関係者との協議を通じた、具体的なサービス内容の検討 | | | | | | _ |
| (4)訪問型サービスB補助制度が創設できている | | | | | | |
| ①第1層協議体との協議を通じた、要綱(案) の作成と令和3年度当初予算への計上 | | | | | | |

2.4 具体的な取組

(1) モデル事業を行う地区が選定できている

① 日常生活圏域ごとの家事支援・移動支援のニーズの把握

第8期高齢者総合保健福祉計画策定のために実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果を参照しました。

「日常生活の中で困ったことがありますか」という質問では、日常生活圏域ごとに多少の違いはありますが、「近くに買い物をする場所がない」「日常の力仕事(家具の移動等)」「庭の手入れ」についてどの圏域でも困っており、「外出の際の移動手段」に困っているという回答も一定数見られました。

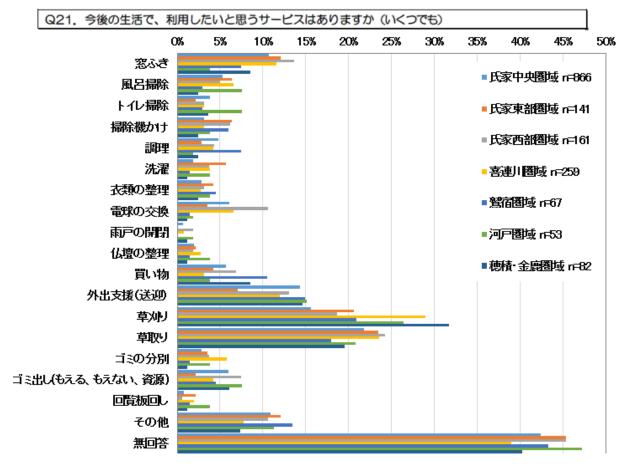
また、「今後の生活で、利用したいと思うサービスはありますか」という質問では、「草取り・草刈り」や「外出支援(送迎)」の回答が多く見られました。

日常生活圏域ごとの内容に多少差はありますが、どの圏域でも家事支援・移動支援ニーズがあるとわかりました。

Q19. 日常生活の中で困ったことがありますか(いくつでも) 10% 30% 40% 50% 60% 70% 税金の支払いや公共機関の手続き 財産やお金の管理 ■氏家中央圏域 r=866 近くに買い物をする場所がない 買い物にうくのが困難(行けない) ■氏家東部圏域 r=141 日々のゴミ出し ■氏家西部圏域 r=161 日常の力仕事(家具の移動等) 庭の手入れ - 喜連川圏域 n=259 掃除 ■鷲宿圏域 n=67 洗濯 食事の準備 ■河戸圏域 n=53 外出の際の移動手段 ■穂積·金鹿圏域 n=82 電化製品の扱い方 べ外の世話 その他 特に困っていることはない 無回答

図表 3-23 日常生活の中で困ったこと(複数回答)【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

図表 3-24 今後の生活で、利用したいと思うサービス(複数回答)【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】



② 家事支援を行う団体等を対象としたヒアリング調査の実施

住民主体による家事支援・移動支援の実施意向がありそうな団体(老人クラブ、ボランティア団体、地域サロン、オレンジカフェ、社会福祉法人、特定非営利活動法人等、計 10 団体)を対象にヒアリングを行いました。

そのうち 5 団体はすでに住民主体による家事支援・移動支援を実施していることが分かりました。 3 団体は令和 3 年度より住民主体による家事支援・移動支援の実施の意向があります。 2 団体は、いつかはやってみたいがすぐには実施できそうにないとの回答でした。

令和3年度実施意向がある団体のうち2団体、及びすでに実施しているが利用者が少ない悩みを抱える1団体の計3団体と協議した結果、市の協力のもと、モデル地区においてサービスを創出することに合意しました。

③ 第1層協議体との協議を通じた、モデル地区の選定

第1層協議体において、前述の3団体がサービス提供の対象とする予定の3地区をモデル地区(大野地区、 蒲須坂地区、喜連川地区)とすることを決定しました。3地区でサービスを開始し、徐々に地域全体に展開して いくこととしたいと考えています。

(2) 全戸配布アンケート調査の実施により、地区のニーズ等が把握できている

① 第1層協議体、モデル地区の団体等を交えた調査内容等の検討

他自治体の調査票を参考に、アンケート内容を検討しました。大野地区では 12 月に地区説明会を行い、調 査内容を決めて全戸配布アンケート調査を実施しました。

また、本事業のアドバイザーとアンケートに関する打ち合わせを行い、大野地区の調査票をベースに、喜連川地区、蒲須坂地区のアンケートを修正しました。大野地区と同様に、説明会を12月に行い、調査内容を決定しましたが、□□ナの感染拡大による緊急事態宣言の影響で、1月実施予定の全戸配布アンケート調査が延期になりました(3月9日より実施)。

また、蒲須坂地区で行う予定だった団体(住民主体の移動支援が既に行われている団体)の利用が少ない原因を調査するアンケートを実施しようとしましたが、当該団体から住民に過度の期待は持たせたくないことと、利用が徐々に増加していることから、原因調査は実施しないこととなりました。

喜連川地区、蒲須坂地区で3月9日より実施のアンケートは、以下の内容で実施しました。



大野地域のみなさまへ≪アンケートのお願い≫ 重要

体力の衰えや健康状態の低下などから、今まで普通にできていた日常生活が難しくなってきたという方が増えてきました。そんな時に、声をかけてくれる人、ちょっと困ったことを手伝ってくれる人などが周りにいれば、どんなに安心でしょう。

私達生活支援協議会は、住民にとって大事な「住み慣れた地域で安心して暮していける事」を目指して、地域づくりに取り組んでいます。

地域の中で助け合い・支え合いができると安心して暮らせるのではないかと思い、そのためにはどうしたらいいかを考えるために、地域のみなさまの声を聞きたいとアンケートを取ることにしました。

お忙しいかとは思いますが、ご協力いただければうれしいです。これからの自分達のためですので、よろしくお願いいたします_(__)_

記入後は班長さんに提出お願いします。

班長さんは回収し、12月25日(金)までに区長さんへお届け下さい。

*よろしければ回答者の情報を記入して下さい。無記入でも OK です。

| 12/31 0 23 0 2 1 1 20 1 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 | 性別 | ① 男 ② 女 | 年齢 | 蒇 | お住いの班名 | |
|--|----|---------|----|---|--------|--|
|--|----|---------|----|---|--------|--|

⑤近所の誰かに「手助けをお願いしたいこと」と、近所の困っている人を「手助けしてみたいこと」を教えてください。(あなたの家族の中に、近所の人を手助けしてみたいという方がいれば、その方が手助けしてみたいことも一緒に○をつけてください。)

(あてはまることがあれば、いくつでも0をつけてください。)

| | 9 | |
|---------------------------|----------|----------|
| 助け合い・支え合い項目 | 手助けして欲しい | 手助けしてみたい |
| ① 見守りや声かけ (安否確認) | | |
| ② 日常の話し相手 | | |
| ③ 将棋、碁等のゲームの相手 | | |
| ④ ゴミ出し | | |
| ⑤ ちょっとした手助け(電球の交換や家具移動など) | | |
| ⑥ 家電製品の設置 | | |
| ⑦ 草むしりや庭掃除 | | |
| ⑧ 庭木の剪定 | | |
| ⑨ 室内の掃除や洗濯 | | |
| ⑩ 簡単な家事やボタン付け、繕い物など | | |
| ⑪ 散歩の付き添い | | |
| ⑫ 買い物の送迎や代行 | | |
| ⑬ 通院の送迎や付き添い | | |
| ⑭ 惣菜のおすそ分け(食事のしたく) | | |
| ⑮ 子供を預ける | | |
| ⑩ その他 () | | |
| ⑪ 特に無し | | |
| | | |

≪裏面もありますので、よろしくお願いいたします≫

⊕手助けをお願いしたい場合は、どのくらいの頻度でお願いしたいですか?

| 頻 度 | 該当する項目に ○を付けて下さい |
|--------------------------|---------------------|
| ① 月に1、2回 | |
| ② 週に1回 | |
| ③ 週に2、3回 | |
| ④ ほぼ毎日 | |

◎手助けできる場合は、どのくらいの頻度でできますか?

| | 該当する項目に |
|--------------------------|----------|
| 頻 度 | ○を付けて下さい |
| ① 月に1、2回 | |
| ② 週に1回 | |
| ③ 週に2、3回 | |
| ④ ほぼ毎日 | |

⊕手助けをお願いしたい場合は、いくらでお願いしたいですか?

| ☆ 如 | 該当する項目に |
|-----------|----------|
| 金額 | ○を付けて下さい |
| ① 無料 | |
| ② 100円 | |
| ③ 200円 | |
| ④ 300円 | |
| ⑤ 400円 | |
| ⑥ 500円 | |
| ⑦ 600 円以上 | |

⊙手助けできる場合は、いくらもらえたらやりますか?

| ф 9 5 | 該当する項目に |
|--------------|----------|
| 金額 | ○を付けて下さい |
| ⑧ 無料 | |
| ⑨ 100円 | |
| ⑩ 200円 | |
| ⑪ 300円 | |
| ⑫ 400円 | |
| ⑬ 500円 | |
| ⑭ 600 円以上 | |

ご協力ありがとうございました。最後まで住み慣れたところで暮らし続けられる地域を自分たちでつくっていきたいですね。

さくら市 生活支援協議会(連絡先 高齢課生活支援コーディネーター 028-681-1155)

重要

蒲須坂地域のみなさまへ ≪アンケートのお願い≫



市では、住民にとって大事な「住み慣れた地域で安心して暮していける事」を目指して、 地域づくりに取り組んでいます。

地域の中で助け合い・支え合いができると安心して暮らせるのではないかと思い、その ためにはどうしたらいいかを考えるために、地域のみなさまの声を聞きたいとアンケート を取ることにしました。

お忙しいかとは思いますが、ご協力いただければうれしいです。これからの自分達のためですので、よろしくお願いいたします_(_)_

記入後は封筒に入れて封をして、班長さんに提出お願いします。 班長さんは回収し4月2日(金)までに第1区長さんか第2区長さんへお届けください。

*よろしければ回答者の情報を記入して下さい。

| 性別 | ①男 ②女 | 年齢 | 歳 | お住いの行政区 | |
|----|-------|----|------|---------|--|
| 氏名 | | | 電話番号 | | |

個人情報を今回の目的以外に使用することは一切ありませんし、守秘義務を遵守します。

⑤今困っていて、「現在離かに手伝って欲しいこと」を教えてください。

(あてはまることがあれば、いくつでもOをつけてください。)

| 現在離かに手伝って欲しいこと | 当てはまることに 〇を付けて下さい |
|-------------------------------|----------------------|
| ① 見守りや声かけ (安否確認)、日常の話し相手 | |
| ② 将棋、碁等のゲームの相手 | |
| ③ ゴミ出し | |
| ④ ちょっとした手助け(電球の交換や家具移動など) | |
| ⑤ 家電製品の設置 | |
| ⑥ 草むしりや庭掃除 | |
| ⑦庭木の剪定 | |
| ⑧ 室内の掃除や洗濯 | |
| ⑤ 買い物の送辺や代行 | |
| ⑩ 通院の送迎や付き添い | |
| ⑪ 惣菜のおすそ分け(食事のしたく) | |
| ⑫ その他 () | |
| ⑬ 特に無し | |

≪裏面もありますので、よろしくお願いいたします≫

⑤今は困っていないが、「将来離かに手伝って欲しいこと」を教えてください。 (あてはまることがあれば、いくつでも○をつけてください。)

| | 000000000000000000000000000000000000000 |
|----------------------------|---|
| 将来離かに手伝って欲しいこと | 当てはまることに 〇を付けて下さい |
| ① 見守りや声かけ (安否確認)、日常の話し相手 | |
| ② 将棋、碁等のゲームの相手 | |
| ③ ゴミ出し | |
| ④ ちょっとした手助け (電球の交換や家具移動など) | |
| ⑤ 家電製品の設置 | |
| ⑥ 草むしりや庭掃除 | |
| ⑦ 庭木の剪定 | |
| ⑧ 室内の掃除や洗濯 | |
| ⑤ 買い物の送迎や代行 | |
| ⑩ 通院の送迎や付き添い | |
| ① 惣菜のおすそ分け (食事のしたく) | |
| ⑫ その他() | |
| ⑬ 特に無し | |
| | |

⊕近所の困っている人を「手助けできること」を教えてください。

(あなたの家族の中に、近所の人を手助けできるという方がいれば、家族が手助けできることも一緒に○をつけて下さい)

(あてはまることがあれば、いくつでもOをつけてください。)

| 00を2010で、100000 |
|----------------------|
| 当てはまることに Oを付けて下さい |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

ご協力ありがとうございました。

市役所高齢課 生活支援コーディネーター Tel: 028-681-1155

重要

喜連川地域のみなさまへ ≪アンケートのお願い≫



市では、住民にとって大事な「住み慣れた地域で安心して暮していける事」を目指して、 地域づくりに取り組んでいます。

地域の中で助け合い・支え合いができると安心して暮らせるのではないかと思い、その ためにはどうしたらいいかを考えるために、地域のみなさまの声を聞きたいとアンケート を取ることにしました。

お忙しいかとは思いますが、ご協力いただければうれしいです。これからの自分達のためですので、よろしくお願いいたします_(_)_

記入後は封筒に入れて封をして、班長さんに提出お願いします。 班長さんは回収し、4月2日(金)までに区長さんへお届けください。

*よろしければ回答者の情報を記入して下さい。

| 性別 | ①男 ②女 | 年齢 | 歳 | お住いの行政区 | |
|----|-------|----|------|---------|--|
| 氏名 | | | 電話番号 | | |

- 個人情報を今回の目的以外に使用することは一切ありませんし、守秘義務を遵守します。
 - ⑤近所の誰かに現在「手助けをお願いしたいこと」と、近所の困っている人を「手助けできること」を教えてください。(あなたの家族の中に、近所の人を手助けでき

るという方がいれば、家族が手助けできることも一緒に○をつけて下さい)

(あてはまることがあれば、いくつでも0をつけてください。)

| 助け合い・支え合い項目 | 手助けして欲しい | 手助けできる |
|------------------------------|----------|--------|
| ① 見守りや声かけ (安否確認)、日常の話し相手 | | |
| ② 将棋、碁等のゲームの相手 | | |
| ③ ゴミ出し | | |
| ④ ちょっとした手助け (電球の交換や家具移動など) | | |
| ⑤ 家電製品の設置 | | |
| ⑥ 草むしりや庭掃除 | | |
| ⑦ 庭木の剪定 | | |
| ② 室内の掃除や洗濯 | | |
| ⑤ 買い物の送迎や代行 | | |
| ⑩ 通院の送迎や付き添い | | |
| ⑪ 惣菜のおすそ分け(食事のしたく) | | |
| ⑩ その他() | | |
| ⑬ 特に無し | | |

≪裏面もありますので、よろしくお願いいたします≫

⑤今は困っていないが、「将来離かに手伝って欲しいこと」を教えてください。 (あてはまることがあれば、いくつでも○をつけてください。)

| 10 10 0 0 0 0 1 10 1 10 1 | 000000 |
|----------------------------|----------------------|
| 将来離かに手伝って欲しいこと | 当てはまることに 〇を付けて下さい |
| ① 見守りや声かけ (安否確認)、日常の話し相手 | |
| ② 将棋、碁等のゲームの相手 | |
| ③ ゴミ出し | |
| ④ ちょっとした手助け (電球の交換や家具移動など) | |
| ⑤ 家電製品の設置 | |
| ⑥ 草むしりや庭掃除 | |
| ⑦ 庭木の剪定 | |
| ⑧ 室内の掃除や洗濯 | |
| ⑤ 買い物の送迎や代行 | |
| ⑩ 通院の送迎や付き添い | |
| ① 惣菜のおすそ分け(食事のしたく) | |
| 砂 その他(| |
| ⑬ 特に無し | |
| | |

⊕手助けをお願いしたい場合は、いくらでお願いしたいですか?

| 金 額 | 該当する項目に 〇を付けて下さい |
|-----------|---------------------|
| ① 無料 | |
| ② 100円 | |
| ③ 200円 | |
| ⊕ 300 ₱ | |
| © 400 円 | |
| © 500 円 | |
| ⑦ 600 円以上 | |

⑤手助けできる場合は、いくらもらえたらやりますか?

| 金 額 | 該当する項目に Oを付けて下さい |
|-----------|---------------------|
| 8 無料 | |
| 9 100円 | |
| ⑩ 200 円 | |
| ⊕ 300 FB | |
| ⊕ 400 円 | |
| 億 500 円 | |
| ⊕ 600 円以上 | |

ご協力ありがとうございました。

市役所高齢課 生活支援コーディネーター Tel: 028-681-1155

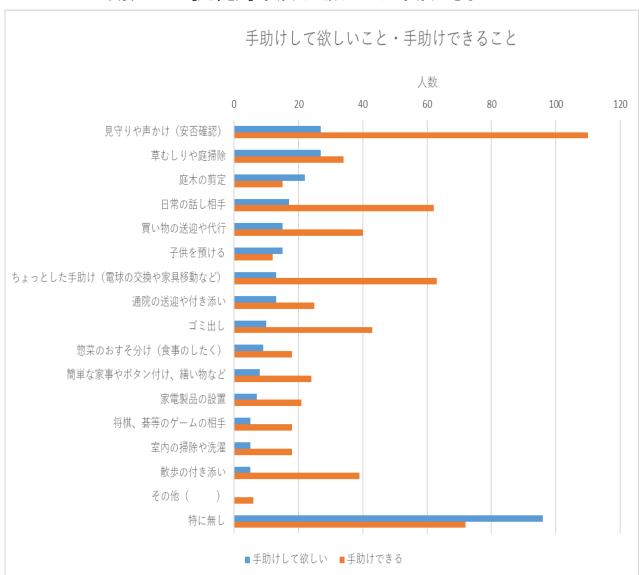
② 全戸配布アンケート調査の実施・集計

大野地区におけるアンケートの対象者や調査方法等は、以下のとおりです。本アンケート結果を参考に、活動協力者と料金設定を決めていく予定にしています。

- ▶ 対象者:大野地区に住んでいる全世帯(951世帯)
- ▶ 調査方法:民生委員を通じて配布・回収
- ▶ 調査期間:令和2年12月8日~12月25日
- ▶ 回収率:32%
- ▶ 調査内容:手助けしてほしいこと・手助けしてみたいことそれぞれについて、内容・頻度・料金

A) 手助けして欲しいこと・手助けできること

手助けして欲しいことでは「見守りや声かけ(安否確認)」、「草むしりや庭掃除」、「庭木の剪定」が上位になり、 手助けできることでは「見守りや声かけ」、「ちょっとした手助け」、「日常の話し相手」が上位になりました。「買い物の送迎や代行」、「通院の送迎や付き添い」も比較的多い結果になりました。

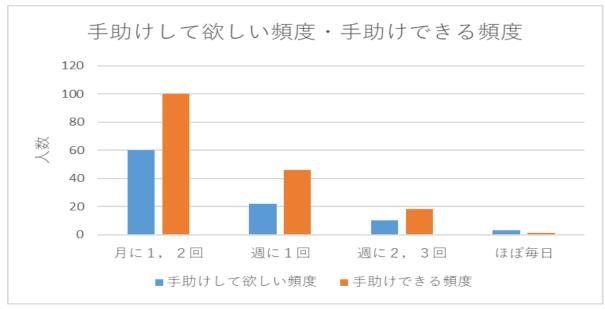


図表 3-28 【大野地区】手助けして欲しいこと・手助けできること

B) 手助けして欲しい頻度・手助けできる頻度

手助けして欲しい、手助けできる頻度では月に1、2回が最も多く、その次が週に1回でした。

図表 3-29 【大野地区】手助けして欲しい頻度・手助けできる頻度



C) 手助けして欲しい料金・手助けできる 料金

手助けして欲しい、手助けできる料金では無料が最も多く、次が500円でした。

図表 3-30 【大野地区】手助けして欲しい料金・手助けできる料金 手助けして欲しい・手助けできる料金 140 120 100 80 人数 60 40 20 0 無料 100円 200円 300円 400円 500円 600円以上 ■手助けして欲しい料金 ■手助けできる料金

③ 関係者への協力依頼 (説明会の開催)

大野地区では、2月に全戸配布アンケート調査結果の説明を区長、民生委員、関係団体に行い、3月に生活 支援活動協力者募集のチラシを班回覧し、活動者説明会を実施しました。

喜連川地区、蒲須坂地区は、全戸配布アンケート調査を3月9日より実施しました。

(3) サービスの提供に向けて準備が整っている家事支援・移動支援の研修会の内容の検討

(1) 家事支援・移動支援の研修会の内容の検討

家事支援研修会は下記の図表に記載している内容で実施する予定です。

移動支援研修会は栃木県移送サービス連絡協議会にお願いし、「移送支援関係法令」、「安全運転講義」に 焦点を当てて半日程度の講習を実施する予定です。

研修科目 研修時間 研修内容 講師 ○高齢社会の現状と地域包括ケアシステム 地域包括ケアシス ○住民主体による助け合い活動の重要性と 生活支援 テム・助け合い 30分 実施例 コーディネーター 活動の現状 ○補助制度の説明 o老化に伴うこころとからだの変化と日常 生活への特徴 ○高齢者に多い病気と日常生活への影響 高齢者の心身の特 認知症地域支援 45 分 ○認知症の種類とその原因疾患、症状、生活 徴と認知症の理解 推進員 上の障害などの基本的な知識 ○認知症の人及びその家族に対する支援や 関わり方 ○尊厳の保持、自立支援、QOL の向上、介護 訪問介護に関する 職の役割と専門性 生活援助の方法 1 時間 専門的知識を有す ○生活援助にかかわる介護や支援の基本的な る者 方法 ○活動するうえで必要な個人情報の基礎知識 個人情報の保護 45 分 o活動に関する相談先 高齢課職員 まとめ oまとめ 合計時間数 2 時間 30 分

図表 3-31 家事支援研修会の研修内容

② 協力者の募集、説明

大野地区では活動協力者募集のチラシ回覧を3月9日に行い、3月 27 日の活動者説明会を予定しています。喜連川地区と蒲須坂地区では来年度に実施予定です。

- ③ モデル地区の関係者との協議を通じた、具体的なサービス内容の検討 大野地区では3月に関係者と協議し具体的な活動内容について検討実施します。
 - (4) 訪問型サービスB補助制度が創設できている
- ① 第1層協議体との協議を通じた、要綱(案)の作成と令和3年度当初予算への計上

第1層協議体で協議し、住民主体による訪問型サービスを実施する団体に対する補助金を令和3年度当初予算に計上することとしました。また、補助要綱については八王子市の例を参考に作成することとしました。令和3年度当初予算には①運営補助月額2万円×12か月×7団体=168万円、②損害賠償保険30万円、③自動車保険50万円、④研修会費用30万円を計上しました。

作成した補助要綱は、次のとおりです。

さくら市告示第 号

さくら市住民主体による訪問型サービス事業費補助金交付要綱を次のように定め、 令和3年4月1日から適用する。

令和3年 月 日

さくら市長 뤷塚 隆志

さくら市住民主体による訪問型サービス事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、さくら市住民主体による訪問型サービス事業実施要綱(令和3年さくら市告示第 号。以下「実施要綱」という。)第1条に規定する事業を円滑に実施するため、当該事業を実施するために要する経費の一部に対し、さくら市補助金等交付規則(平成17年さくら市規則第57号。以下「規則」という。)、さくら市補助金等の交付に関する規程(平成17年さくら市訓令第40号)及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内でさくら市住民主体による訪問型サービス事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

- 第2条 補助金の交付を受けることができる者は、実施要綱第1条に規定する地域 住民等であって次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 主たる活動の拠点を市内に有し、かつ、市内で活動していること。
 - (2) 構成員等 (実施要綱第 9 条に規定する構成員等をいう。以下同じ。) の 数が、5 人以上であること。
 - (3) 営利を目的とせずに事業を行うものであること。
 - (4) 政治的活動 (特定の公職者 (候補者を含む。) 又は政党を推薦し、及び支持し、又はこれに反対する活動をいう。) 又は宗教的活動を行っていないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、実施 要綱第4条第2項に規定する事業認定者等が、実施要綱第5条第1項に規定する 対象者(次条第1項において「対象者」という。)に対し、実施要綱第6条に規 定する生活支援(次条において「生活支援」という。)を行う事業とする。

(補助対象経費)

- 第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、実施 要綱第10条第1項の助け合いコーディネーターに係る人件費、物品購入費、印 刷費、交通費、光熱水費、通信費、保険料、賃借料、会場使用料、研修講師、ボ ランティア等への謝礼その他の生活支援を行うために必要な経費とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象経費としない。
 - (1) 飲食等をするために要する食糧費
 - (2) 建物、構造物等の修繕等をするために要する工事費(軽微なものを除く。)
 - (3) 不動産又は自動車等の動産を取得するために要する費用
 - (4) 構成員等の募集、補助対象事業の広告、宣伝等に要する費用
 - (5) 既に他の補助制度による補助金等の交付を受けている経費
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、直接的に生活支援に関係のない経費 (補助金の額)
- 第5条 補助金の額は、補助対象事業を実施した月ごとに2万円又は補助対象経費 に相当する額のいずれか低い額を算出し、当該算出した額を合計して得た額とす る。
- 2 前項の場合において、その算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(事業の実施期間)

第6条 補助対象事業の実施期間は、この告示の適用の日から令和4年3月31日までとする。

(事業の認定)

- 第7条 補助対象事業の認定を受けようとする者は、住民主体による訪問型サービス事業認定申請書 (様式第1号) に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。
 - (1) 収支予算書(様式第2号)
 - (2) 構成員等名簿 (様式第3号)

- (3) 会則、規約、定款等
- (4) 活動実績及び活動内容が分かるパンフレットその他の書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容の審査を行い、当該事業を認定した場合は、住民主体による訪問型サービス事業認定通知書(様式第 4 号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(交付の申請)

- 第8条 前条第2項の規定により認定を受けた者で補助金の交付を受けようとする 者(以下「交付申請者」という。)は、住民主体による訪問型サービス事業費補 助金交付申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものと する。
 - (1) 収支予算書(様式第2号)
 - (2) 構成員等名簿(様式第3号)
 - (3) 会則、規約、定款等
 - (4) 活動実績及び活動内容が分かるパンフレットその他の書類
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 交付申請者は、補助金に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び 地方消費税に相当する額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第30条に規 定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の額及びその額に地方税法(昭 和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た 額との合計額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その額が明らかな場合は、前 項の規定による申請の額から当該仕入控除税額を減じて前項の規定による申請を しなければならない。ただし、当該申請時に仕入控除税額が明らかでない場合は、 この限りでない。

(交付の決定及び条件)

- 第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、規則第5条第1項 の規定により当該申請に係る補助金の交付を決定したときは、住民主体による訪 問型サービス事業費補助金交付決定通知書(様式第6号)及び住民主体による訪 問型サービス事業費補助金交付決定指令書(様式第7号)により、当該交付の決 定を受けた交付申請者(以下「交付決定者」という。)に通知するものとする。
- 2 前項の場合において、市長は、介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36

号) 第 140 条の 62 の 3 第 2 項各号に掲げる基準を遵守するよう条件を付すもの とする。

(変更の承認)

- 第10条 交付決定者は、規則第6条第1項第1号及び第2号の市長の承認を受けようとする場合は、住民主体による訪問型サービス事業費補助金(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第8号)に次に掲げる書類を添え、遅滞なく市長に申請しなければならない。
 - (1) 変更収支予算書(様式第2号)
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請に係る変更を承認したときは住民主体による訪問型サービス事業費補助金変更承認通知書(様式第9号)及び住民主体による訪問型サービス事業費補助金変更決定指令書(様式第10号)により、中止又は廃止を承認したときは住民主体による訪問型サービス事業費補助金(中止・廃止)承認通知書(様式第11号)により、当該承認を受けた交付決定者に通知するものとする。
- 3 規則第6条第1項第1号の市長の定める軽微な変更は、補助対象経費の2割以内 の減額とする。この場合において、第1項の規定は適用しないものとする。 (実績報告)
- 第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、住民主体による訪問型サービス事業費補助金実績報告書(様式第12号)に次に掲げる書類を添えて市長にその実績を報告しなければならない。
 - (1) 事業報告書(様式第13号)
 - (2) 収支決算書(様式第2号)
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 交付決定者は、第8条第2項ただし書の規定により交付申請をし、かつ、前項に 規定する報告(以下この項において「実績報告」という。)時において仕入控除 税額の額が明らかな場合は当該交付申請した額から当該仕入控除税額の額を減額 して実績報告をし、仕入控除税額が明らかでない場合は当該仕入控除税額が確定 し次第、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第14号)によ り、速やかに(遅くとも事業が完了した日の属する年度の翌々年度の6月1日ま でに)市長に報告するとともに、当該確定した仕入控除税額を市に返還しなけれ

ばならない。

(補助金の額の確定)

第 12 条 市長は、前条の規定による報告があったときは、規則第 16 条の規定により当該報告の内容の審査を行い、補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは速やかに交付すべき補助金の額を確定し、住民主体による訪問型サービス事業費補助金の額の確定通知書(様式第 15 号)及び住民主体による訪問型サービス事業費補助金の額の確定指令書(様式第 16 号)により、当該報告をした者に通知するものとする。

(交付の請求)

- 第13条 交付決定者が補助金の交付を受けようとするときは、住民主体による訪問型サービス事業費補助金交付請求書(様式第17号)に次に掲げる書類を添えて市長に請求しなければならない。
 - (1) 住民主体による訪問型サービス事業費補助金交付決定通知書の写し
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (交付の特例)
- 第14条 市長は、特に必要と認めたときは、補助金を概算払により交付することができる。
- 2 前条の規定は、概算払に係る補助金の交付の請求について準用する。 (交付決定の取消し)
- 第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当 該交付の決定を取り消すことができる。
 - (1) 第3条に規定する補助対象者の要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) この告示の規定に違反したとき。
 - (4) 偽りその他不正な行為により交付の決定を受けたとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、住民主体による訪問型サービス事業費補助金交付決定取消通知書(様式第 18 号)により当該取り消された交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、

当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、期限を定めてその全部又は 一部の返還を命ずるものとする。

(実施状況報告)

第 17 条 交付決定者は、当該補助対象事業の実施状況について、住民主体による訪問型サービス事業費実施状況報告書(様式第 19 号)により当該事業を実施した月の翌月の 10 日までに市長に報告しなければならない。

(帳簿の備付け)

第 18 条 交付決定者は、補助金の交付を受けたときは、当該補助対象事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該補助対象事業を実施した年度の翌年度から起算して 5 年を経過するまでの間において当該帳簿に記載した収入及び支出に係る証拠書類を保存するものとする。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

2.5 取組の成果と今後の進め方

(1)取組の成果

- ① 多くの地域において、住民主体による家事支援・移動支援の活動団体が準備開始
- ・ 先進事例がある八王子市、秦野市、防府市を参考にして、大野地区、喜連川地区に家事支援、移動支援を行う活動団体が出来つつあります。
- ・ また、大野地区、喜連川地区の活動に触発されて、従来から活動があった蒲須坂地区、氏家地区、河戸地区でも補助金を活用して更なる活動を実施しようとしています。葛城地区、フィオーレ喜連川地区でも家事支援、移動支援に興味を持っており、今後積極的にサポートしていく予定です。

② 家事支援・移動支援を行う団体等を対象とした訪問型サービスBを新設

・ 家事支援・移動支援に関係する訪問型サービス B 補助制度が4月から実施されます。また、活動団体を サポートする移動サービス専用自動車保険や福祉サービス総合補償にもさくら市として加入する予定で す。

(2) 来年度以降の課題と今後の進め方

- ① 住民主体による活動を始めやすい環境を整備し、市全体の移動支援の取組を活性化
- ・ 大野地区の活動者説明会が3月27日に予定されており、大野地区の家事支援・移動支援が来年度から 始まります。関係する行政区役員と社会福祉法人、活動者と協力しながら推進していく必要があります。 また、訪問型サービスBの補助金や保険を活用してもらうためには、手続きの簡便さも求められており、地 域の活動団体が使いやすい制度にしていきたいと考えています。

大野地区の家事支援、移動支援活動をうまく立ち上げて継続できることが、他の喜連川地区や葛城地区、フィオーレ喜連川地区の支援活動にもつながってきます。以上の「地域の支え合い活動」によって、「住み慣れた地域で安心して暮らしていける」さくら市にしていきたいと考えています。

3 千葉県袖ケ浦市

3.1 地域の概要

- 袖ケ浦市は、人口 60,952 人・面積 94.9k ㎡・人口密度 642.1 人/k ㎡の千葉県に所在する自治体であり、鉄道はJR東日本の内房線・久留里線、路線バスは日東交通株式会社、小湊鐵道株式会社の路線が複数運営されています。
- 一方で、民間の公共交通のみでは市内の全域をカバーすることは難しく、地域内には公共交通空白地域 もみられる。平川地区(平岡地区+中川富岡地区)においては、かつて交通空白地域対策として実証実 験を実施したが、民間の交通事業者に委託した循環バスや、デマンド型乗合タクシーは収支率が低く継続 は困難と判断された経緯があります。
- そのような結果を受けて、市は「画一的に行う施策では課題解決が難しい」との考えのもと、地域に根差した仕組みづくりを推進することとし、実証実験の終了を契機に、平成25年より「NPO法人たけのこ」を母体に、住民主体の「平川いきいきサポート」を開始し、外出支援・家事支援・話し相手・見守りなどの生活援助が一体的に提供されています。
- 市内には、その他にも各地域において住民同士の支え合いの活動が行われており、近隣の住民が無償で 送迎を行うなどのボランティア活動もみられます。
- 市は、このような住民主体の活動の支援をすることを目的に、令和2年3月に総合事業の訪問型サービス B·D、および通所型サービスBの補助要綱を作成しました。

昭和地区 長浦地区 根形地区 平岡地区 中川·富岡地区 市内の主な支え合い活動団体 活動地域 団体名 活動内容 NPO法人在宅福祉サービス 市内全域 生活支援・サロン・外出支援など 袖ケ浦ふれあい 市内全域 NPO法人袖ケ浦げんきか~い 生活支援・サロンなど 平川地区 NPO法人たけのこ 生活支援・サロン・外出支援など 蔵波台 さわやかネット蔵波台 生活支援など もみの木台サポート もみの木台 生活支援・外出支援など のぞみ野 のぞみ野生活支援ネット 生活支援など

図表 3-33 袖ケ浦市の地区と主な支え合い活動団体

(出典) 袖ケ浦市地域福祉計画(第2期)

(出典) 袖ケ浦市広報 (平成31年4月)

3.2 地域が抱える問題・課題

- ① 民間の交通事業者による公共交通だけではカバーできない、公共交通空白地域への対応が必要
- 袖ケ浦市では、民間の交通事業者による公共交通が複数運行されているものの、市の全域をカバーする には至っていません。
- 一方で、過去に実施された実証実験では、市が民間の交通事業者に委託したデマンド型タクシー等について、収支率の低さなどから継続した運営が困難と判断された経緯もあり、同様の方法による解決は難しくなっています。
- 「NPO法人たけのこ」が行う「平川いきいきサポート」のような住民主体の取組を、地域の中にどの程度創出できるか否かが重要な課題となっています。
- ② 各地区において、移動支援は「重要であるが取り組みは困難」という位置づけが多い
- 生活支援体制整備事業を通じて整理された地域課題には、いずれの圏域においても移動支援が課題と して挙げられています。
- しかしながら、課題の優先順位の検討では「重要であるが取り組みは困難」と位置付けられることが多く、 重要な課題である一方でその解決が難しい状態となっています。
- ③ 各団体は、移動支援・送迎の取組を開始することについて様々な不安を抱えている
- 既にいくつかの団体で、住民同士の支え合いの活動が行われており、近隣の住民が無償で送迎を行うなどのボランティア活動もみられますが、団体として本格的に実施するには至っていない例が多くなっています。
- その要因の1つとしては、関連制度が複雑、マイカーを使用することに抵抗がある、事故が起こった場合の不安など、運転者として移動支援・送迎をするにあたって、住民ボランティアの皆さんが様々な不安を感じていることがあります。
- 各団体等が移動支援・送迎の取組を本格的な実施につなげていくためには、市としてこのような不安要素を取り除くような支援を行うことが求められます。
- ④ 訪問型サービスDの補助要綱を作成も、行政による支援を敬遠する反応もみられる
- 市は、このような団体等の取組を支援するために、総合事業の訪問型サービスB・Dの補助要綱を作成しましたが、実際に現場で話を聞いてみると「独自に取り組みたいので、制約が発生するのは避けたい」という反応もみられました。
- 住民の自由な活動を阻害しない仕組みづくりを進めていくことが必要です。

3.3 行動計画書

(1) 今年度の地域目標

- 活動の規模や形に関わらず、万助による移動支援が生まれる。
- 移動手段に困っている高齢者が、一人でも一回でも助かる場面が生まれる。

(2) 地域の現状・問題認識、問題解決に向けた今年度の取組方針

(地域の現状・問題認識)

- ・ 生活支援体制整備事業の第 2 層圏域協議体における令和元年度までの取組で、地域課題の整理を行ったところ、どの圏域においても、移動支援に関することが課題として挙げられていました。
- ・ しかしながら、課題の優先順位の検討では「重要であるが取組は困難」といった位置づけとなるなど、検討 を深めるには至りませんでした。
- ・ 電車・バス・タクシーといった公共交通機関や移動に関する各種行政サービス等の既存の移送手段・移動支援がある中で、それでもなお地域の高齢者や高齢者に関わる人々から移動支援が地域課題として 語られています。
- ・ どのような対象者がどのような用途・場面で移動支援を必要としているのか、またそれをどのように支援したいと住民が考えているか、地域や個別の状況や動機に寄り添って、多様な担い手が活躍できる環境を 整備したいと考えます。

(今年度の取組方針)

- ・ 地域住民に対して、移動支援に関する情報提供(勉強会、講座など)を実施します。
- ・ (これにより、住民とSC(と市担当)が共に考える機会となり、取り組もうとする人・団体なりの移動支援の やり方が検討され、様々なやり方の移動支援の創出を目指します。)

(3) 地域住民や団体等が目指していること

- ・ 令和元年度に実施した「互助による移送の勉強会」には、4団体が参加。うち、1団体が移動支援を開始 しました。
- ・ 互助による生活支援の普及啓発を行うなかで「移動支援の取組」に関する問い合わせがあります。また、 既存の活動団体の中で「移動支援の取組」に興味を持っている団体があります。
- ・ 「取網に至らない要因・活動発足を阻害する要因」と思われる意見は、以下のとおりです。
 - ①法律を踏まえて取組を行うことの躊躇(道路運送法)
 - ②道路運送法上の「運送の対価をもらう」ことに該当する部分の厳しさ
 - ③自分の自家用車を使うことの抵抗感
 - ④支援の仕方についての不安
 - ⑤運転技術への不安(事故防止)
 - ⑥交通事故を起こしたらどうするかといった心配(事故時の対応)
 - ⑦交通事故の賠償責任の心配(保険の取扱、保険料の負担感)

(4) 目標達成に向けた具体的な行動

令和2年度のモデル事業の取組として、その具体的な内容を以下のとおりとしました。

図表 3-34 行動計画書(袖ケ浦市)

| 中間目標 | 具体的な行動 | 実施者 |
|---|---|--|
| (1)移動支援の取組に関心がある団体・個人を把握し、各々に合った情報提供等ができるようになっている | ①もみの木台(平岡地区)における話し合い (10/14移動支援の状況や今後について話し合い。 総合事業について説明し補助金活用の意向をきく) | 地域包括支援ひらかわ サブンセンター職員 高齢者支援課 社協:SC |
| | ②代宿(長浦地区)における話し合い (令和元年度SC開催の講座で移動支援の取組ついて関心が 高かった。今後の移動支援の取組について話し合う機会を設 定) | 地域包括支援ながうらサブセンター職員 高齢者支援課 社協: SC |
| | ③福王台(昭和地区)における話し合い (令和元年度に自治会で生活支援の立ち上げの検討があった。 移動支援については会内で意見が分かれた様子。 会長(立ち上げを考えている)に面会し、現状と希望について 話す) | 高齢者支援課 社協:SC |
| | ④さわやかネット蔵波台(長浦地区)における話し合い (元々生活支援を実施してきた団体。令和2年度に訪問B・D補助金申請。代表から移動支援・訪問D実践の状況をきく) | 高齢者支援課 社協:SC |
| | ⑤情報提供のための手引き等の作成 (①~④の団体等との関わりを通じて、加筆修正を行う) | 高齢者支援課 |
| | ⑥情報提供のプログラム作成 (①~④の団体等との関わりを通じて、団体等が取組を検討したり、活動創出につながる関わりを、加筆修正していく) | 高齢者支援課 |
| (2)住民主体の移動支援の取組や情報等が、住民に周知されている | ①移動支援の取組の広報(ちらし作成・HP掲載) (②や③を取り入れる) | 高齢者支援課 |
| | ②取材による、活動している団体の活動状況の把握 | 高齢者支援課 社協:SC |
| | ③移動支援に取り組む、もしくは関心のある団体代表による座談会の実施 (生活支援体制整備事業「団体交流会」として実施予定。 座談会の内容を広報に活用) | 高齢者支援課 社協: SC |
| | ④生活支援体制整備事業の令和2年度事業報告書への掲載 | 社協:SC |

図表 3-35 行動予定表(袖ケ浦市)

| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---|-----|-----|-----|----|----|----|
| (1)移動支援の取組に関心がある団体・個人を把握し、各々に合った情報提供等ができるようになっている | | | | | | |
| ①もみの木台(平岡地区)における話し合い | - | | | | | |
| ②代宿(長浦地区)における話し合い | | | | | | |
| ③福王台(昭和地区)における話し合い | - | | | | | |
| ④さわやかネット蔵波台(長浦地区)における 話し合い | | | | | | |
| ⑤情報提供のための手引き等の作成 | | | | | | |
| ⑥情報提供のプログラム作成 | | | | | | |
| (2)住民主体の移動支援の取組や情報等が、住民に周知されている | | | | | | |
| ①移動支援の取組の広報 | - | | | | | |
| ②取材による、活動している団体の活動状況 の把握 | - | | | | | |
| ③移動支援に取り組む、もしくは関心のある 団体代表による座談会の実施 | | • • | | | | |
| ④生活支援体制整備事業の令和2年度事業 報告書への掲載 | | | | | | |

3.4 具体的な取組

(1) 移動支援の取組に関心がある団体・個人を把握し、各々に合った情報提供等ができるよう になっている

① もみの木台(平岡地区)における話し合い

平岡地区の「もみの木台」における移動支援の取組について、現状や市からの支援のニーズ等を把握するための話し合いを行いました(10月14日)。地域包括支援ひらかわサブセンターの呼びかけで、自治会長・自治会民生担当役員・老人会(もみの木台友愛会)会長・百歳体操代表者・住民代表・民生委員・社会福祉協議会地区担当者(生活支援コーディネーター兼務)・地域包括支援センターブランチ職員が出席し、「地域課題検討型地域ケア会議」として実施しました。

「もみの木台」は平成2年から分譲入居している全 111 世帯の団地であり、自治会の加入率は 100%で、自治会では、防犯活動・地域清掃、夏祭り・グランドゴルフ大会などのイベント開催、若い世代にはソフトボール部、 男性向けの料理教室など住民同士が助け合い、楽しめる取組を行っています。

高齢者を支える活動としては、平成30年4月より開始した助け合いの仕組みである「もみの木サポート」があり、生活状況が気になる高齢者への関わりや個別の相談等に応じるなどの活動をしています。支援メンバーは自治会長を中心とした8名程(ほとんど男性)で、支援内容としては、ごみステーションへのごみ出し・庭木の刈込・簡単な水道修理や電気工事・電球交換・家具配置換え・買い物代行・駅や病院への移動支援(片道)等を設定しています。庭木の手入れや家屋の簡易修繕など、高齢者がひとりでは難しい力仕事を含む内容の依頼が多い状況です。

移動支援については、活動開始当初は5人の利用者がおり、買い物など1回/月程度の利用がありましたが、 現在は施設入所や亡くなられたことなどから、利用者はいません。運転ができるドライバーは7名いますが、これまでは自治会長夫妻で対応できる状況でした。現在は、家族などの送迎や、バス等を乗り継いで受診するなど自助で足りている状況ですが、困っていないかどうかを支援メンバーが声かけするなどして、気になる高齢者のさりげない見守りを継続しています。

総合事業の補助金の説明などを行いましたが、団体(自治会)として活動エリアを自治会メンバーに限定した活動であり補助金は必要ないという判断でした。

② 代宿(長浦地区)における話し合い

長浦地区の代宿区における移動支援についての話し合いは、「地域課題検討型地域ケア会議」の位置づけで、以下のとおり3回実施しました。

<<u>第1回:11月4日</u>>

生活支援コーディネーターの呼びかけで、代宿区の区長・民生委員 1 名・住民代表 1 名に集まってもらい、 地域包括支援ながうらサブセンター職員を含む 7 名で、代宿区の地図をみながら、バス停の場所や区内の住 民活動の現状など、区内の全体像についての情報共有をしました。

- ・ 高齢者が多い「旧住宅街」と、分譲地で若い人が多い「新興住宅地」に分かれている
- ・ 環境保安部、消防団、代青会(消防団OB)といった比較的男性が多く参加する活動が活発

・ 婦人会がなくなり、各家庭の状況を知ることが困難

また、交通の不便さに関する率直な意見として、抜本的な交通事情の改善が見込めない中で、互助による移動支援を始めていきたいといった意見が出されました。

<<u>第2回:11 月 24 日</u>>

代宿区の区長・民生委員 3 名・住民代表 3 名が集まり、生活支援コーディネーターと地域包括支援ながうらサブセンター職員を含む 12 名で実施しました。

区から、住民主体で移動支援・送迎の取組を行っている先進事例やアンケート調査票の例をみたいとの要望があったことから、資料を提示しながら説明をしました。

区としては、地区社会福祉協議会が実施する高齢者向けサロンにおいて、2~3月にサロン送迎のお試しを 実施したいとの意向があり、それに向けて準備などを進めることとなった。合わせて、区が実施するアンケート調 香票(名寄せ調査)を作成することとしました。

<第3回:1月26日>

※ 新型コロナウイルス感染症の影響で緊急事態宣言発令中となり、人数を制限して実施

代宿区の区長・民生委員 1 名・住民代表 1 名が集まり、生活支援コーディネーターと地域包括ながうらサブセンター職員を含む 6 名で実施しました。

新型コロナウイルス感染症の影響で、2~3月の高齢者向けサロンが中止となり、サロンでのお試し送迎が行なえなくなったことから、その代わりにニーズが明確な高齢者個人を誘って「買い物送迎支援」をお試しで行うこととしました。

対象者は、民生委員の訪問支援などでニーズがあると考えられる人を対象に数名を勧誘し、申込書を書いてもらうこととし、不特定多数を対象としたアンケート調査の実施は見送ることとしました。

その後、上記に加え、地域包括支援センターで介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの対象者を対象に、 移動支援・送迎のお試しに参加する希望者を募ったが、いずれも参加希望者がおらず、年度内のお試し送迎 の実施は見送られることとなりました(※3月現在も調整中)。

参加希望者がいなかった要因として、緊急事態宣言の期間が延長されたことや、支援を受ける側の高齢者に地元ならではの遠慮の気持ちがあることが考えられます。今後は、代宿区の住民主体の通いの場(袖ケ浦いきいき百歳体操のグループ)の参加者に働きかけて、2~3人の小グループでのお試し参加を募集したい。

なお、ボランティアメンバーは「代宿生活支援ボランティア規約」の原案を作成しており、「袖ケ浦市マイカーボランティア手引き」の本篇・資料編を参考にして、利用申込書・事故等に関する誓約書を自ら作成することとなりました。

一方、市の総合事業の補助金の活用や保険加入については、引き続きの懸案事項となりました。

<その後の取組>

代宿区の区長が牽引役となり、お試し実施の調整を行い、区内の高齢者を勧誘しました。また地域 包括支援センターのケアマネジャーに協力してもらい、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの 利用高齢者に対して、代宿区の移動支援・送迎のお試しに参加する希望者を募りました。 結果として、代宿区の声かけで、送迎希望者3名に支援を始めていくことになり、3月19日(金)に「買い物送迎支援」の第1回を実施しました。行き先は、代宿区から約3キロ先のスーパーマーケットで、利用者は70~80代の女性です。普段は親族支援で週1度の買い出しで済ませていたり、1時間に1本程度のバスを待ったり、バスが来ないときは次のバス停まで歩く(バスに追いつかれるまで歩く。買い物後の坂道は登れない。)などしているとのことでした。活動は定例化(毎週火曜・金曜の10時)する予定です。

「買い物送迎支援」を行うと決めてから、第1回実現まで、約2か月を要しました。活動を始めていく動きがあるのに、送迎希望者が集まらない要因として、緊急事態宣言の期間が延長されたことや、支援を受ける側の高齢者に地元ならではの遠慮の気持ちがあったと考えられます。今後は代宿区の住民主体の通いの場(袖ケ浦いきいき百歳体操のグループ)の参加者に働きかけ2~3人の小グループでの参加を募集するなど、区内で周囲へ声をかけて、ドライバー役と利用希望者が共に少しずつ拡大していけるようにしていきます。

③ 福王台(昭和地区)における話し合い

した。

福王台における移動支援の必要性等について、福王台の区長との話し合いを行いました(2月3日)。福王台自治会では令和2年4月に生活支援の活動として「福助会」を立ち上げ、住民への回覧周知を行いま

しかしながら、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発令を受け、その後自治会活動自体の見合わせを余儀なくされています。今後は、自治会としてコロナ禍で休止する取組と、コロナ禍でも推進する取組を整理していく方針であるが、「福助会」については推進していく予定であり、「福助会」が行う生活支援の1つとして、移動支援についても検討を進めていくこととしました。

しかしながら、令和3年1月8日以降の2度目の緊急事態宣言の発令からは、自治会館の利用も制限されることとなり、役員の会合も行えない状況が続いています。今後は、緊急事態宣言の解除後に、福助会の主なメンバー(役員)に生活支援コーディネーターからの生活支援・移動支援に係る情報の提供・講話を行うことなどを調整していく予定です。

④ さわやかネット蔵波台(長浦地区)における話し合い

令和2年度に総合事業の訪問型サービスB・訪問型サービスDについて、初めて補助金申請を行った「さわやかネット蔵波」の代表者から、生活支援・移動支援の取組に係る近況について話し合いを行いました。

「さわやかネット蔵波台」の訪問型サービスBの支援内容は、日用品の買い物・障子や網戸の張替え・庭の草取り・掃除・簡単な植木の剪定・電球交換などの軽作業で、1回 200 円で2人対応で行うことを基本としています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者からの依頼が例年に比べて少なく、屋内の支援活動は自粛する等の対応をしています。また移動支援については、利用希望があれば自家用車で対応する体制であるが、現時点で利用実績はありませんでした。

⑤ 情報提供のための手引き等の作成

大阪府太子町などの先行例を参考に、手引き書「袖ケ浦市マイカーボランティア手引き」を作成しました。手引きでは、「NPO 法人 全国移動サービスネットワーク」の講演資料の参照や、他市町の取組の紹介などをして

おり、改善すべき点についての気づきが都度得られています。

また、実際に地域で話し合いをしていく中で「安全運転についても大事だが、高齢者に接する際の基本的な 心得などについても資料に加えてほしい。」といった意見も寄せられていることから、さらに改良・更新しながら活 用していきたいと考えています。

⑥ 情報提供のプログラム作成

当初は、⑤に記載した「手引き」を資料として、地域住民を対象とした担い手育成のための講話を行うため、 講話の進行・シナリオ等の汎用性があるプログラム整備を行う予定でした。

しかしながら、①~④のように実際に地域住民や活動団体の話を聞く中で、まずは住民の話をきき、現在の活動や課題に感じていることなどを丁寧に共有し、それに対して求めている情報や資料を提示していくという関わり方が必要と感じるようになったため、情報提供のプログラム作成は見送ることとしました。

自治会等には「地域課題検討型地域ケア会議」として行い、生活支援コーディネーターは自治会や活動団体に対して、団体用のアセスメントシートを用いて話し合い、方向性を共有しました。

引き続き今後の団体への関わり方について、このような寄り添い・伴走支援と、団体等から要望があった際に実施できる「講話」と、両方のやり方で住民主体の活動の創出促進を行っていきたいと考えています。

(2) 住民主体の移動支援の取組や情報等が、住民に周知されている

① 移動支援の取組の広報

コロナ禍の影響もあり団体の活動開始に至らず、実際の活動の様子を活かしたチラシ等の作成は行えませんでした。

生活支援コーディネーターが、市内の地域資源情報「おたすけ手帳」の更新作業を行い、その中で、住民主体の活動・移動支援を行う団体についても情報掲載を行いました。また、住民主体の活動団体の交流会について、一堂に会しての会議開催は見送らざるを得ない状況で、書面開催とし、互いの活動状況の確認や新型コロナウイルスの中での活動継続を激励し合う情報交換を行いました。

② 取材による、活動している団体の活動状況の把握

「のぞみ野生活支援ネット」が行う移動支援・送迎の取組について、実際に現場に同行して取材を行いました。

実施の支援の様子から、高齢者の外出時の見守りや荷物運搬の手助け、目的地での買い物時の見守りなど、住民同士のふれあい・コミュニケーションの大事な場面として機能している様子がみられました。また「手引き」や「講話」の準備・作成に係り想定していたものよりも、実際は支援する側もされる側も気軽な様子であることがわかり、こうした実際の様子を周知に活かしていきたいと感じました。

その他に、令和2年8月から個人で移動支援・送迎の無償ボランティア 活動を開始した「お助けマン鈴木さん」については、ちらし作成・配布周知を一緒に行い、その後9名程からほぼ毎月数回ずつの利用があり、活動を継続しています。「移動支援の範囲は市内全域であり、ガソリン代等実費のみを受け取るボランティア」であり、活動開始当初は利用希望が殺到すること等が心配されたが、無理しない範囲で活動を続けています。「お助けマン鈴木さん」の活動は個人での活動であり、団体内での取り決めなどが不要で、自分で決めた範囲で自分なりの活動をしている姿にやりがいや喜びを感じることができています。団体の活動のみでなく、こうした個人の活動についても、今後地域に周知していきたいと考えています。

③ 移動支援に取り組む、もしくは関心のある団体代表による座談会の実施

住民主体の活動団体の交流会や代表者の座談会の開催を予定したが、緊急事態宣言により実施できませんでした。

令和3年度に開催していきます。

④ 生活支援体制整備事業の令和2年度事業報告書への掲載

生活支援体制整備事業の令和2年度事業報告書に取組に関する掲載をしました。

3.5 取組の成果と今後の進め方

(1)取組の成果

① 移動支援というテーマをもって地域に働きかけることで、住民との協働が開始

令和2年度の取組では、新型コロナウイルスの影響もあり、残念ながら移動支援の活動開始やお試し運行の 実施には至りませんでした。

しかしながら、移動支援の取組に関心を持ってくれた自治会(区)の住民と直接話し合いをする機会を設けたことで、活動開始に向けての協働をスタートすることができました。また、「移動支援」という住民の関心が高いテーマに取り組むことで、生活支援コーディネーターと市の担当者が共に学び、「許可・登録不要の運送」による移動支援について情報共有・共通認識を深めることができ、住民への関わり方・住民と一緒に考え取り組む姿勢を共有することができました。

これまで、生活支援体制整備事業における2層協議体で地域課題と取組の優先度の検討を行ってきました。 「自分たちの困りごとを、自分たちで考える」取組としては、地域の高齢者の関心事・切実な困りごとに対応する必要があり、そうした姿勢で住民と一緒に取組を進めたり深めたりしていきたいと考えます。

② 次年度以降、代宿(長浦地区)と福王台(昭和地区)で移動支援の取組を進めることに

代宿区では「代宿生活支援ボランティア」が 3 月から開始となりました。団体としての規約や運用を確定させて開始するのではなく、始めてみて、やりながら周囲へ知らせて巻き込んでいくというやり方で、地域の生活者として住民が主役で、住民力が発揮された結果だと考えます。

また、福王台については、生活支援のボランティア活動を行う「福助会」において、次年度以降はその取組の1つとして移動支援も行っていくことについて検討を進めていくこととなりました。

このように、代宿と福王台については、次年度以降に住民主体の移動支援の具体的な取組を進めていく基礎を築くことができました。

③ 「袖ケ浦市マイカーボランティア手引き」の作成

大阪府太子町などの先行例を参考にしたものであるが、市として住民主体の取組を進めていく上で必要な情報を整理した「袖ケ浦市マイカーボランティア手引き」を作成することができました。

次年度以降の具体的な取組の推進に向けて活用をしていくとともに、地域からの意見を反映させて引き続き内容の改訂を進めていきます。

④ 移動支援を考えることが、庁内連携のあり方を考えるきっかけになった

市の行政サービス・施策は、所管が分かれており、市内の交通や移送に関する取組も分野(視点)や対象によりそれぞれの所管課が進めてきています。住民主体の支援活動としての移動支援を考えるには、市内の交通や移動に関する取組の全体像を知り、連携やすみ分け(それぞれが担うもの)を見渡す必要があります。

各取組の対象や事業規模は違っていても、場所(地区)・交通手段・住民のニーズ・住民主体の展開といった共通する点もあり、庁内連携を礎とし住民との協働を進めていきたいと考えます。令和3年度には、庁内連携のあり方を意識した取組を行っていきたいと考えています。

(2) 来年度以降の課題と今後の進め方

① 地域における住民主体の互助活動としての移動支援の普及・活動創出

次年度以降も引き続き移動支援の普及・活動創出に取り組んでいくが、特に団体活動と個人活動の両面からその促進を図っていきます。

団体活動については、令和2年度の取組と同様に、移動支援に関心を示す団体・地区(自治会)等との個別の話し合いなどを通じて、各地域のニーズや団体等が抱える困りごとの解決等に対応していきます。また、個人が行う活動については、実際に個人がこのような取組を行っていることなどについて広く周知をしてくとともに、同様の活動を始めたいと考える人がいる場合は、一人ひとりに対する相談支援等を行うなどその普及を図っていきます。

市が行う支援としては、実情やアイデアを聞き一緒に考えながら進める「寄り添い・伴走支援」と、移動支援のはじめ方や制度説明をする「講話・講座開催」を併用して行っていきます。

また高齢者の移動支援を考えるとき、移動そのものに着目しがちであるが、本来「移動」は高齢者自身が行きたい場所に行き、したいことをするための手段です。高齢者が目的を果たすためには、例えば買い物であれば、自分で商品を選んで買い物できる場所や機会が身近にあれば当然長い移動は必要なくなります。ちょうど3月に市内の事業者から食品・日用品の移動販売ルートの相談が寄せられました。手段としての「移動」を充実させるだけでなく、「移動することが叶ったら、したいこと」を置き忘れずに高齢者の移動支援の活動創出に取り組んでいきます。

| 対象 方法 | 寄り添い伴走支援 | 講話·講座開催 |
|----------|------------------------|--------------------|
| 団体 | ・ 高齢者の移動について課題意識のある地区・ | ・ 高齢者の移動について課題意識 |
| | 移動支援に関心のある地区への働きかけ。 | のある地区・移動支援に関心のあ |
| | ・ 地域課題検討型地域ケア会議等で検討。 | る地区での講話等実施。 |
| | ・ 住民主体の支援活動や移動支援に関する情 | ・ 「寄り添い・伴走支援」において要 |
| | 報提供。 | 望に応じて講話等開催。 |
| | ・ 活動開始後のモニタリング | ・ 団体向けに講座開催 |
| 個人 | ・ 個人活動について、活動を始めたい人の相談 | ・ 個人活動について広報。 |
| | に応じて一緒に検討。 | ・ 個人活動を始めるための講座開 |
| | ・ 移動支援に関する情報提供。 | 催。 |
| | ・ 活動開始後のモニタリング。 | |
| | ・ 個人活動同士のエンパワメント場面を設定。 | |

図表 3-36 普及・活動創出に向けた取組(例)

② 生活支援体制整備事業における取組の見直し

アドバイザーの助言等から「2層協議体で検討した地域課題と、住民主体の取組の関連が薄い」という気づきが得られ、さらに高齢者に関して地域から挙げられる課題・生活支援コーディネーターが受ける相談・地域包括支援センターが受ける相談について「困っている状況が、問題解決につながっていない」という認識に至りました。令和3年度からは、移動支援を含めた「"困った"につながる」ことに重点をおいた取組を目指します。

具体的には、①生活支援コーディネーターの相談対応の強化 ②第1層協議体の開催 として、①については、生活支援に関する相談が生活支援コーディネーターに集まり、解決への取組を一連で実施できる体制とします。②については、「取組の成果」で述べた点を活かし、テーマを持った働きかけ・庁内連携を意識した開催をしていきます。

4 鹿児島県鹿屋市

4.1 地域の概要

(1) 市の概要・人口動向

○ 鹿屋市は、人口 103,608 人·面積 448.2km²·人口密度 231.2 人/k ㎡の鹿児島県に所在する自治体です。

(2) 市内の公共交通

- 市内に鉄道はなく、鹿児島中央駅や鹿児島空港、志布志駅から直通のバスが運行されています。
- 路線バスは東西方向の路線が多く運行されていますが、南北方向の路線は少ない状況です。
- またコミュニティバスは、回遊性の促進や買い物・通院の利用促進を目的に、一日当り1本~6本が運行されています。

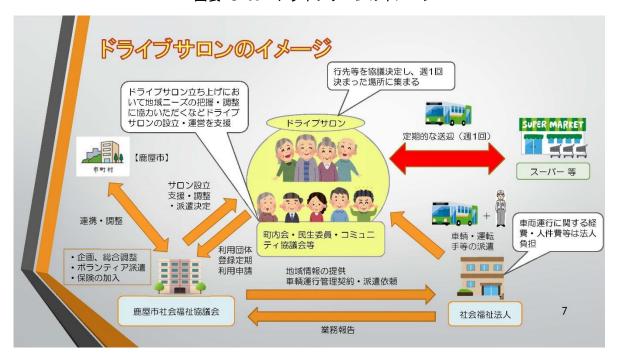
(全人の時間を) (

図表 3-37 鹿屋市バス路線図

(出典) 鹿屋市資料

(3) 移動支援に関するこれまでの検討状況

- 鹿屋市では、地域の支え合い活動としてドライブサロン事業で高齢者の外出支援を社会福祉法人の協力 を得て行っており、生きがい創出や閉じこもり防止に役立てられています。
- ドライブサロン事業は、市内 7 地域で実施されています。



図表 3-38 ドライブサロンのイメージ

(出典) 鹿屋市社会福祉協議会

○ さらなる高齢者の二一ズにあわせた多様な日常生活を支える高齢者の移動支援の取組を進めるため、 生活支援体制整備事業において、移動支援・居場所づくり・有償ボランティアを重点事項として取り組ん でいるところです。

平成30年 〇移動支援に関する先進地視察

○移動支援セミナー開催

(講師: NPO 法人全国移動サービスネットワーク 副理事長 河崎民子 氏)

令和元年 〇運転ボランティア養成講座

○通所付添サポート事業(一部地域のみ。自宅と通いの場の移動)開始

4.2 地域が抱える問題・課題

① 公共交通機関につなげるための移動手段が必要

○ 交通事故を未然に防ぐ高齢者の運転免許の自主返納が増加する中、市街地循環型バス、デマンド型タクシーなど公共交通体系の充実に努めていますが、今ある公共交通機関に繋げるための移動手段の構築が必要です。

② 交通過疎地域における外出機会の不足

○ 交通過疎地においては住民主体の通いの場や買い物などへの移動手段が無く、外出や交流の機会を減らしている方もいます。

③ ボランティアの活躍の場が必要

○ このような中、令和元年度に運転ボランティアを養成したところですが、受け入れ体制が十分でなく活かしきれていない現状です。(令和2年高齢等実態調査においてボランティアに参加する上で、参加しやすい体制整備を求める方が約39%)

4.3 行動計画書

(1) 今年度の地域目標

- ・ 住民主体により行われている通いの場(運動、茶話会、趣味活動等)に移動手段のみの問題で参加できない住民について把握し、運転ボランティア養成講座受講者とも連携しながら互助における移動支援について普及啓発を図る。
- ・ 地域でのちょっとした困り事を住民主体で解決している地区において、移動支援ニーズを把握するとともに、 道路運送法等を踏まえた運用スキーム(登録許可不要の形態)の整理を行うことで、サービス提供の準 備を進める。

(2) 地域の現状・問題認識、問題解決に向けた今年度の取組方針

(地域の現状・問題認識)

- ・ 交通事故を未然に防ぐ高齢者の運転免許の自主返納が増加する中、市街地循環型バス、デマンド型タクシーなど公共交通体系の充実に努めているが、今ある公共交通機関に繋げるための移動手段の構築が必要です。
- ・ 地域の支え合い活動としてドライブサロン事業で高齢者の外出支援を社会福祉法人の協力を得て行っています。
- ・ 交通過疎地では住民主体の通いの場や買い物などへの移動手段がなく、住民同士で移動、買い物支援 を行っています。
- ・ 令和元年度に運転ボランティアを養成したが、受け入れ体制が十分でなく活かしきれていない現状です。
- ・ 全国介護実態調査結果において、要支援及び要介護1・2では「外出同行」のニーズが高く、買い物やサロンなどとも関係が深いことから、「外出に係る支援・サービスの充実」は大きな課題と言えます。

(今年度の取組方針)

- ・ 交通過疎地の住民主体の通いの場への移動支援ニーズ等の把握
- ・ 道路運送法など関連法との整合や運行スキーム(許可又は登録を要しない運送の態様)の基盤整理
- ・ 運転ボランティア養成講座受講者の受け入れ態勢づくり

本モデル事業では、現在実施されている住民主体の送迎の取組実態や支援の必要性、移動ニーズなどを把握したうえで、効果的な基盤整理のあり方を検討します。

その上で次年度以降、整理した運行スキームを他の意欲のある地域にも広げることで、市民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる支え合いの地域づくりと新たな移動手段の導入について検討を行うことを進め、地域福祉の充実を図り「ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち」を目指します。

(3)地域住民や団体等が目指していること

- ・ 令和 2 年度当初時点では、地域住民や団体等の意向は把握できていませんでした。
- ・ 令和元年度の運転ボランティア養成講座の受講者より、活躍の場がなく、地域のどこにニーズがあるのか 分からないことと、助け合い活動(自家用車を使用)を行う際に、白タク行為など道路運送法との関係性 や万が一の保険のことなどの不安を持たれています。
- ・ 有償ボランティア団体においては、地域での困り事は、可能な限り地域で支援したいという考えを会員で 共有しています。

(4) 目標達成に向けた具体的な行動

令和2年度のモデル事業の取組として、その具体的な内容を以下のとおりとしました。

図表 3-39 行動計画書 (鹿屋市)

| 中間目標 | 具体的な行動 | 実施者 |
|--|--|--------|
| 1 | ①有償ボランティア(市内4団体)代表者に現在の活動状況をヒアリングしながら移動支援に意欲のある地域を抽出する。 | SC·市担当 |
| | ②抽出団体における移動支援ニーズの把握(既取得のアンケート結果の再確認)と個別訪問による移動支援サービス提供必要性の確認。 | SC·市担当 |
| | ③今回のモデル事業の協力依頼と地域住民との話し合い活動 | SC·市担当 |
| | ④ニーズに沿った移動支援について検討 道路運送法等の関連法案(登録許可不要の形態)、運行ス キーム(保険含む)の整理、先進自治体の取組の調査及び総合 事業活用可能性の模索 | 市担当 |
| | ⑤導入、運営方法、利用者と支援者との調整等のサポートを行いながら、お試し運行 | 市担当·SC |
| (2)通いの場における住民主体の送 迎の取組の現状や支援の必要性等 が把握できている | ①移動支援等に関する地域のニーズ調査(民生委員や通いの場代表者等への聞き取り)において、移動が困難で通いの場に参加できない方や既に送迎を行っている高齢者等の把握。 | SC |
| 3.移動支援に意欲のある高齢者の活躍の場が創出できている | ①運転ボランティア養成講座受講者(令和元年度実施:23名) の既取得のアンケート調査の再分析(互助活動としての移動支援を行っていない方々を中心) | 市担当 |
| | ②意見交換会の開催 2.①の調査で明らかになったニーズがあり関心のある地域の 代表者や1.③の有償ボランティア団体等を参集して意見交換会 を実施。あわせて講習受講者リストの共有。 | 市担当·SC |
| | ③通いの場や有償ボランティア等の移動支援における互助活動としての活動の場とのマッチング | 市担当·SC |

図表 3-40 行動予定表 (鹿屋市)

| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--|-----|-----|-----|----|----|----|
| (1)地域に展開できる運営スキームが整理されており、お試し運行が実施されている | | | | | | |
| ①有償ボランティア団体へのヒアリングと移動支援に意欲のある地域の抽出 | | | | | | |
| ②抽出された地域への個別訪問による移動 支援ニーズ等の把握 | | | | | | |
| ③地域住民との話し合い | | | | | | |
| ④ニーズに沿った運営スキームの検討 | | | | | | |
| ⑤お試し運行の実施 | | | | | | |
| (2)通いの場における住民主体の送迎の取組の 現状や支援の必要性等が把握できている | | | | | | |
| ①移動支援等に関する地域のニーズ調査 | | | | | | |
| (3)移動支援に意欲のある高齢者の活躍の場が創出できている | | | | | | |
| ①運転ボランティア養成講座受講者の既取 得のアンケート調査の再分析 | | | | | | |
| ②意見交換会の開催 | | | | | | |
| ③通移動支援における互助活動としての活動の場とのマッチング | | | | | | |

4.4 具体的な取組

(1) 地域に展開できる運営スキームが整理されており、お試し運行が実施されている

① 有償ボランティア団体へのヒアリングと移動支援に意欲のある地域の抽出

市内4か所にある有償ボランティア団体(泉が丘、高須、川東、寿3丁目)に、移動支援における聞き取り調査を行いました。

泉ヶ丘と寿3丁目については、街部に位置しており、移動支援ニーズは聞かれませんでした。

高須と川東については、街部から少し離れたところに位置しており、移動支援ニーズがあることが分かりました。買い物や病院受診が挙げられ、地縁関係の中で移動支援を行っているとのことでした。

また、有償ボランティア活動を行う上で事務作業が多い一方で手当等は無いため、担い手を増やす意味からも事務局への支援の必要性があることが分かりました。

≪聞き取り結果≫

1 支援体制

(R2.10月末現在)

| 団体名 | 登録支援者 | 登録利用者 |
|----------------|-------|-------|
| 泉ヶ丘きばいもんそ会 | 27名 | 18名 |
| 高須たすけあい隊 | 10名 | 1 5名 |
| 川東見守り隊有償ボランティア | 2 3名 | 4 4名 |
| 寿3丁目きばいもんそ会 | 10名 | 3 1名 |

2 料金

| 団体名 | 30 分の目安 | 1時間の目安 | その他 |
|----------------|---------|--------|-------|
| 泉ヶ丘きばいもんそ会 | 300円 | 600円 | 助け合い券 |
| 高須たすけあい隊 | 300円 | 600円 | 助け合い券 |
| 川東見守り隊有償ボランティア | | 500円 | 現金 |
| 寿3丁目きばいもんそ会 | 300円 | 600円 | 助け合い券 |

3 支援メニュー

(泉ヶ丘きばいもんそ会)

| 料金 | 時間の目安 | お手伝いメニュー |
|---------|--------|------------------------------|
| 200 | 20 八和帝 | ごみ出し (月単位) 、おかずの提供、簡単な裁縫、電球交 |
| 300円 | 30 分程度 | 換、電化製品の取扱い、簡単な掃除 等 |
| 6.0.0 [| 1 吐眼和麻 | 簡単な庭仕事(草取り、水まき等)、簡単な剪定、簡単な |
| 600円 | 1時間程度 | 大工仕事、話相手、子守り 等 |

4 移動支援実施の有無

| 団体名 | 実施 | その他 |
|------------|----|---|
| 泉ヶ丘きばいもんそ会 | Δ | ・病院付き添いを実施。・現在は行っていない。 |
| 高須たすけあい隊 | × | ・グリーンスローモビリティの実証実験中(買 |

| | | 物支援) |
|----------------|---|--|
| 川東見守り隊有償ボランティア | 0 | ・事業開始前から実施していた地縁関係での 通院等の支援を有償ボランティアへ |
| 寿3丁目きばいもんそ会 | × | |

5 移動支援ニーズの有無とボランティアの有無

| 団体名 | ボランティア | 移動支援ニーズ |
|----------------|---------|-----------------|
| 泉ヶ丘きばいもんそ会 | | 現在は特になし |
| 高須たすけあい隊 | 4人(GSM) | 移動支援利用意向9人(買い物) |
| 川東見守り隊有償ボランティア | | 6人(病院・買い物)地縁関係 |
| 寿3丁目きばいもんそ会 | | 市外病院受診希望4人程度 |

6 問題点や不安に思っている点

- ・特定の方々より「市外」への受診同行希望がある。長時間になることから実施は見送っている。
- ・運転者も高齢者であり、もし何かあった場合の不安が大きい。
- ・自分の自動車保険だけで対応することに不安がある。
- ・いわゆる「白タク」行為とのすみ分けがよくわからない。運転については、善意で行っても何か 言われた際に、答えることができない。
- ・運転免許を所持しておらず同居家族の送迎で行っている方が多い。家族の時間にあわせる必要があり、時間の制約がある。
- ・自力移動の方は将来の心配から移動支援サービスを利用したい意向がある。
- ・書類作成等の事務処理が多いが手当等はない。担い手を増やす意味からも事務局への支援は必要 なのかも知れない。ただ自分たちで稼ぐ仕組みも考えたい。

① 抽出された地域への個別訪問による移動支援ニーズ等の把握

② 地域住民との話し合い

高須地区と川東地区で、生活支援コーディネーターが通いの場に訪問し、聞き取り調査を行いました。

高須地区では、グリーンスローモビリティの実証調査(国土交通省)に協力しており、希望した住民が乗り合わせて店まで買い物に行く取組を行っていました。実証調査が終了し、町内会長らから「有償ボランティアで継続できないか」「事故時の対応や、白タク行為にならないかが心配」という声が挙げられました。

川東地区では、地縁関係の中で移動支援を行っていましたが、道路運送法上の問題や事故時の不安から、 安心して移動支援を行える仕組みが必要であることが分かりました。

③ ニーズに沿った運行スキームの検討

①②③で明らかになった移動支援ニーズの結果から、買い物支援に限定した運行スキームの検討と道路 運送法上の整理を行いました。

国土交通省通達「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について(令和2年3月31日国 自旅第328号)」から「子どもの預かりや家事身辺援助等のサービスと一体的に行われる場合」を想定し、移動 支援サービスを開始するにあたり問題がないか、国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局に問い合わせを行いました。

国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局からは、「道路運送法上の問題はない。」「鹿屋市公共交通活性 化協議会(以下、協議会)へ諮る必要があるのではないか。その必要性として、支援内容を明確に示すこと。地 域の公共交通機関とのすみ分けをすること。地域の交通関連機関(バス会社やタクシー会社)に報告又は協 議をしておけば、移動支援サービスを開始してからも活動しやすくなるのではないか。」との意見を頂きました。

④ お試し運行の実施準備

今回の移動支援サービス創出モデル事業と国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局からの助言について、 鹿屋市役所内の関係課と情報共有及び協議を行いました。

協議の結果、移動支援サービスの試行運行を開始する前に協議会にて報告し、試行運行を行う上で出てきた課題や影響について整理を行い、再度説明を行った上で本格運行していく方針としました。

これらを踏まえ、高須地区と川東地区の有償ボランティア団体の代表者に『町内会主体による助け合い(移動支援)運用の手引き』について説明を行いました。

高須地区の代表者からは、「ぜひ取り組んでみたい。グリーンスローモビリティの時は送迎のみだったが、買い物支援となると荷物持ちや買い物の見守り等の支援について理解してもらう必要がある。運行形態や料金形態、保険について町内会で検討したい。」と理解を得ることができました。

川東地区の代表者からは、「移動支援を行うにあたり運用形態や料金形態、要綱の見直しをしていきたい」と理解を得ることができました。

(2) 通いの場における住民主体の送迎の取組の現状や支援の必要性等が把握できている

① 移動支援等に関する地域のニーズ調査

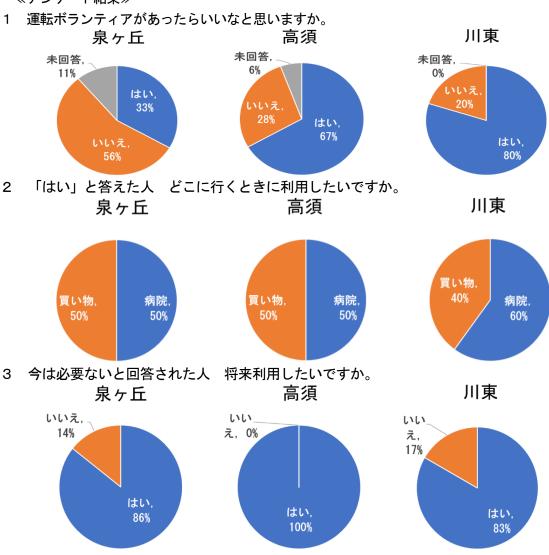
有償ボランティアのある地域から優先的に実施しました。

寿3丁目については、新型コロナウイルス拡大防止から活動を休止しているため、未実施となりました。

運転ボランティアの必要性については、「はい」と回答した割合が街部に位置している泉ヶ丘で 33%に対し、 街部から少し離れたところにある高須地区 67%、川東地区 80%でした。このことから高須地区と川東地区で 運転ボランティアへのニーズが高いことが分かりました。

また、運転ボランティアを利用したい人については、「買い物」「病院」に行きたいということでした。運転ボランティアが今は必要ないと回答した人のうち 83~100%が「将来は利用したい」と回答しているため、将来的には運転ボランティアへのニーズがあることが分かりました。

≪アンケート結果≫



(3) 移動支援に意欲のある高齢者の活躍の場が創出できている

① 運転ボランティア養成講座受講者の既取得のアンケート調査の再分析

令和元年度に実施した運転ボランティア養成講座のアンケート調査の再分析を行いました。

分析結果から、串良地区と吾平地区でどこにも繋がっていない運転ボランティア養成講座受講者がいること が分かりました。

移動支援のボランティア活動のできる頻度については半数が週に1回、活動の範囲については約6割がなしと回答しました。

移動支援のボランティア活動を行う上で、事故等や保険適応などの対応、運営要項についての不安が挙げられました。

≪再分析の結果≫

参加者の地域

| | | 鹿屋中 | 学校区 | | | 鹿屋東口 | 中学校区 | | 串良 |
|--------|-----|--------------|---------|----|-----|---------|-----------|-----|----|
| | 西祓川 | 上祓川 | 祓川 | 白崎 | 寿3 | 寿6 | 札元2 | 笠之原 | 串良 |
| 事業所 | | | | 1 | | | 1 | | |
| 有ボラ | | | | | 2 | 1 | | | |
| 無ボラ | 5 | 1 | 1 | | | | | 1 | |
| その他 | | | | | | | | | 1 |
| | | | | | | | | | |
| | 第一鹿 | 屋・花岡中 | 学校区 | | 田崎・ | 大姶良 | 吾平 | | |
| | 第一鹿 | 量・花岡中 西原4 | 学校区 海道町 | | 田淵町 | 大姶良 川東町 | 吾平 吾平町 | | |
| 事業所 | | | 1 | | | 1 | | | |
| 事業所有ボラ | 上谷町 | 西原4 | 海道町 | | 田淵町 | 1 | | | |
| | 上谷町 | 西原4 | 海道町 | | 田淵町 | 川東町 | | | |

・ 移動支援のボランティア活動を行う場合に、どの程度の頻度で行えますか。

| | 数 | % |
|-----|----|------|
| 毎日 | 0 | 0% |
| 週2回 | 5 | 24% |
| 月4回 | 11 | 52% |
| その他 | 5 | 24% |
| 計 | 21 | 100% |

・ 移動支援のボランティア活動を行う場合に、活動の範囲はありますか。

| | 数 | % |
|----|----|------|
| ない | 13 | 62% |
| ある | 8 | 38% |
| 計 | 21 | 100% |

・移動支援のボランティア活動を行う場合に、不安等はありますか。

- ・事故をおこなさいか心配 ・事故、けが ・事故を絶対にしないことが一番
- ・利用者のけが、事故・事故等の不安はあるが、まだわからない
- ・「人を乗せている」事の大切さ「両手に命をあずかる」等、十分に配慮が必要。
- ・油代とサロンの代表として車がないと心配。また事故等
- ・単独での支援か複数での組み作業か、運営要領が不明。
- ・万一、事故等や保険適用などの対応、移動時の事故等に対する体制
- やはり事故がないように相手がいるため。

② 意見交換会の開催

新型コロナウイルスの拡大のため、開催を見合わせました。

③ 移動支援における互助活動としての活動の場とのマッチング

移動支援ニーズを整理し、運転ボランティア養成講座受講者に繋げられるような体制を検討中です。

4.5 取組の成果と今後の進め方

(1)取組の成果

① 有償ボランティアの中での移動支援サービス創出について

有償ボランティア団体への移動支援における聞き取り調査から、街部に位置している泉ヶ丘と寿3丁目では 移動支援ニーズは確認できませんでした。

一方、街部から少し離れている高須と川東で移動支援ニーズが高いことが分かりました。また、移動支援を 有償ボランティアで行う上での運行形態の不明確さや事故への不安、事務局への支援の必要性が明らかとな りました。

移動支援ニーズから、道路運送法等を踏まえた運行スキーム(買い物支援に限定)を整理しました。整理した運行スキームについて、国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局に確認を行い、道路運送法上問題が無いことが示されました。

これらを踏まえ、有償ボランティア団体に示すための『町内会主体による助け合い(移動支援)運用の手引き』 (第1稿)(次ページ以降に掲載)を作成しました。有償ボランティア団体代表者に説明し、有償ボランティアでの買い物支援の開始に向けた理解を得ることができました。

② 通いの場へのアンケート調査と運転ボランティア養成講座受講者の活躍の場の創出について 通いの場へのアンケート調査から、有償ボランティアのある地域において、移動支援ニーズを把握することが できました。

街部の泉ヶ丘では、公共交通機関が整っており自分で行ける範囲に店や病院があるため、移動支援ニーズはあまり見られませんでした。街部から少し離れた高須・川東では、公共交通機関が少なく、店や病院への移動手段が限られているため、運転ボランティアへのニーズが高いことが分かりました。

また、令和元年度実施の運転ボランティア養成講座受講者アンケートの再分析を行うことで、運転ボランティアを行う上での事故や事故時の保険適用ができるか等の不安があることが分かりました。また、どこにも繋がっていない受講者の把握ができました。

町内会主体による助け合い(移動支援)運用の手引き

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

そのような中、公的な福祉サービスだけでは対応できない方の支援について、有償ボランティア活動における移動支援を検討される方や、立ち上げ支援に関わろうとしている方に向けて、基本的な視点や立ち上げの手順等のポイントを紹介します。

ぜひ、本手引きを活用していただくことで、外出が困難な人に対する買い物のほか、ふれあいいきいきサロンへの参加など、閉じこもりを防ぐ送迎活動をより安全で効果的に活動できるよう、住民同土の助け合いサービスの一助としていただければと思います。

※本手引きでは、要介護認定を受けていなくても、支援が必要な住民にサービスを提供することを目的としております。また、移動支援は、類型ごとに登録や資格の有無などの要件がありますが、「登録又は許可を要しない運送」による移動支援を対象としております。

| 実施内容の検討【今回は、買い物支援を対象としている】

(1)検討課題の情報収集

移動支援を実施するにあたり、現状分析(地域課題の把握)のため、幅広く地域の人から話を聞くなど、情報収集を行います。情報収集で信頼関係も生まれる可能性もあります。



(2) 現状分析の把握

地域の人から話を聞いた後に、聞いた内容を整理していくと移動支援の必要性や、どの程度の人が必要としているのかが見えてきます。活動内容((通に2回買い物に行きたい人が3名いるから、毎週〇、〇曜日の〇時に利用者を順次迎えに行き 1台で買い物支援)に繋がることもあります。また、地域の人と関係性をつくることで、実際にサービスを開始する際に協力してくれるかもしれません。

| 項目 (例) | 見える化(例) |
|---------------|--|
| 移動手段がないと、どのよう | 移動手段がないと、どのよう 自分で品物を見て買い物することができない。 |
| な事に困っていますか。 | 00・・・・したい |
| どんなことをすれば、地域で | どんなことをすれば、地域で 一緒に買い物に連れて行ってくれると助かる。 |
| 生活しやすくなりますか。 | 00・・・・してくれる人がいれば |
| 日常の生活でお手伝いできる | 日常の生活でお手伝いできる。平日の昼間にスーパーに行くので、一緒に乗せれる。 |
| ことはありますか。 | 00・・・・できるかもしれない |

(3)支援内容の検討

「生活支援」「介助」といった支援の一環として有償ボランティアが徒歩や車いす等の介助と併せて自家用車での送迎を行う。[運転や自動車の維持に関する対価は徴収しない!!]



いずれの場合も時間あたりの料金は同一



(徒歩での送迎)

4/FI 009

買物支援

※他にも、自動車での送迎に伴う根拠の明確な燃料化、有料道路代、駐車場代の実費のみを請求する(但し、利用者の好意による金品、地域通貨の利用は可能。)ことができる場合もあるが、今回は、対象としていない。

《高齢者の移動手段を確保するための創度・事業モデルバシフレットより【2019年 10 月国土交通省】》 (例 3)家華・身辺援助サービスの一環として送迎をする場合

家事・身辺援助の提供が中心となるサービスにおいて、そのサービスの一環として輸送サービスを提供し、運送の対価を求めない場合

 料金が同じなのでOK
 買い物支援(送迎つき)30分300円

 買い物支援
 30分300円

 料金が違うのでNG
 買い物支援(送迎つき)30分350円

30分300円

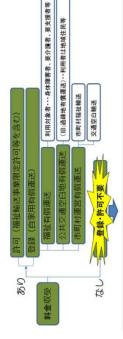
買い物支援

家事・身辺援助の提供が中心となるサービスにおいて、そのオービスの一環として輸送サービスを提供し、運送の対価を求めない場合、卑に乗ってスーパーに行った場合はプラス 100 円という料金体系になっていたり、付き添い 20分 200円、送迎 10分 200円など、送迎固有の対価を受け取るような場合は、運送の対価が特定されますので、許可・登録が必要となります。

参考資料:「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の様態について」(国土交通省)

家事や身辺援助が中心となるサービスにおいて、車両による送迎を行い、運送の対価を求めない 場合で、家事や身辺援助が中心となるサービスを実施するなかで、結果的に送迎のみのサービスが 提供されたとしても、あくまでサービス全体では家事や身辺援助が中心となるサービスが提供さ れている場合は、許可・登録は不要です。たとえば、買い物の付き添いをした場合に、単に乗って スーパーへ行っても歩いてスーパーに行っても料金が同じてあれば、許可・登録は不要です。

《道路運送法の参考》



- (1)-1 利用者からの給付が、好意に対する任意の謝礼と認められる場合
 - 2 利用する・しないに関わらず 会費等が一律の場合
- (2)-1 利用者からの給付が野菜や地域通貨など換金性が乏しい財物などで行われる場合 2 ボランタリーなサービスを相互に提供し合う場合
- (4)-1 市町村の事業として市町村の車両で実施されるなど、利用者の負担がゼロの場合 (3) 利用者からの給付がガソリン代実費、道路通行料、駐車料金(特定費用)のみの場合
- 自家輸送の場合

3 子どもの預かりや家事身辺援助等のサービスと一体的に行われる場合 4 利用者の所有車両で送迎を行う場合

[平成 30 年度 鹿屋市移動支援セミナー資料より抜粋]

■特定の人の困りごとは、実は地域の困りごとである(他にも同じように困っている人 がいる。)ということもあります。地域で起こっている日常生活上の困りごとは、 誰にでも起こりうることです。

4)体制を整える

地域にどのような移動支援サービスがあれば地域の方が生活しやすくなるのか、現状分

析をした内容からの見える化から考えてみましょう。

① 利用対象者

地域において、公共交通機関の利用が困難な方や買い物を行う際に支援が必要な方、福祉 本手引きは「自分たちの地域の移動の困り事を抱える人をどう支えるか」という考え方。 有償運送制度等の対象外となる方など、困りごとを抱える人の対象を決めます。

- 一人で歩くことに不安がある。
- 荷物を持って歩くことは不安である。
- 歩いていけないために、ふれあいいきいきサロンへの参加をあきらめている人

■困りごとに応じて、実施できる範囲でサービスを考えます。状況に応じて実施できるよう にしておけば、利用者や支援者を募りやすいでしょう。また、秘密保持は確保します。

② 支援者(活動員)

年齢、資格取得状況、介助や送迎に関する研修の受講状況などから(運転歴○年以上の 活動内容や実施団体の考え方により決めていくことが考えられます。また、利用者との関 係性や、道路運送法等の理解など、支援を行うにあたってのルールを定めておきましょう。 町内会の中から協力していただけそうな方に個々に依頼し支援者として登録していく方 者でかつ〇〇歳以下の者であり、過去2年間運転免許停止処分を受けていないこと等)、 法もあります。

※自家用車の活用にあたっては支援者の家族の同意を得ておく必要があります。

■市が令和元年度に実施した「運転ボランティア養成講座」において、移動サービスに関す る法令、運転に必要な知識、接遇・介助、運転実技等を受講した方々がいます。支援者とな り得る方々に協力をお願いすることで、担い手の確保にもつながります。

③ 調整役(コーディネーター)又は事務局

援者(活動員)との調整役となります。利用に際して、思うような支援ができないことも 本人の希望とともにサービスの利用状況、必要な支援などを把握し、希望を叶えられる支 移動支援を行う団体のコーディネーター(又は事務局)は、利用希望者の相談を受け、 想定されますので、利用者には事前に理解を得ておく必要があります。



(5) 利用料金の検討

有償ボランティアは、ボランティアによるサービスに対し謝礼金(無償の労力提供に対し て謝意を表するために交付されるもの)が交付される仕組みで、同じ地域に住む住民同士で 助け合っていこうという趣旨のもと形成されています。

民間サービス等においては1時間単位でのサービス提供を行うところが多いと思います。 支援者の負担や公的サービス等との線引きを考え決めていきます。移動支援を行う団体にお いては、道路運送法上の要件(運送の対価を求めない等)や公共交通等の状況を確認し、会 有償ボランティアでは、作業別での単価設定や、時間ごと(30分、1時間)の単価設定など、 員同士で理解の上、利用料金を設定しましょう。

■一律の利用料設定や、支援活動に応じた利用料設定が考えられます。また利用料を支援者 が全額受け取ったり、一部を団体の活動費に使用するなど、様々な使い方も考えられます。 団体において、支援者とよく話をしサービスを支える活動に繋げられるようにしましょう。

| ## 5 4 5 4 7 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 | 支援開始の準備 | | (利用受付簿) | - | | | | |
|--|--|--------------------------------------|--|-----------------|---|---------|------------|---------------|
| ## 15 15 15 15 15 15 15 15 | 援を開始するまでに必要な業務や整備すべき書 | 類等をまとめます。団体によっては不 | | | | 支援者 | 活動実績 | łX |
| ## 15 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 | ものがあると思いますので、必要に応じて定め- | てください。 | 53572 | įχ Ψ | 田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田 | 年出 | 器器 | 拉 |
| ## 1 | 器》 | | | 付所 | 织型 伽 湖 | 阳 | 10世 20世 | |
| ### 19 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 川用募集の案内の作成、配布 | | | | | | | |
| | 利用登録申込書の回収と会費の集金(チケットのきませあせ (注動目) 心種の |)配布含む) | 7 | | | | | |
| Ref | タ製/Xixd (いま製成)のViers ドランティア保険の確認(必要に応じて移動支援 | 傷害保険等の加入 | 2 | | | | | |
| (元) | 関係機関への支援開始の報告 | | | # H C+ ## 10 C+ | | | | |
| Cluster of the Care of the | No. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10 | | · 是 · 是 · 是 · 是 · 是 · 是 · 是 · 是 · 是 · 是 | • 相談等報告書〕 | 1 | 1 | | |
| (チナナド) (分支債券別の利用業務金む) (分支債券別の利用業務金む) (公支債券別の利用業務金む) (公支債券別の利用業務金む) (公支債券別の利用業務金む) (公支債券別の利用業務金む) (公支債券別の利用業務金む) (公支債券別の利用業務金む) (公支債券別の利用業務金数金) (公支債券別の利用業務金数金) (公支債券別の利用業務金数金) (公支債券別の利用業務金数金) (公支債券別の利用業務金数金) (公支債券別の利用業務金数金) (公支債券別の基金) (公支債券別の基金) (公支債券別の基金) (公支債券別の基金) (公支債券別の基金) (公支債券別の基金) (公支債券別の基金) (公支債券別の基金) (公支債券配金) | 川田会員及び支援者(活動員) 容録申込書 | | | | 舌情・要望・相談 | | | |
| 1945 | 川用券(チケット) | (○)建転者の) 以名、住所、年半月日 ◎通析を許く傘ら 古林前間 | 受付者 | | 受付形態 | 来所・電話・そ | の他 () | |
| (全) (金) (金) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本 | 6約票 | (金)運転の計2、日次(利用) (多)運転の生日日及7/種類 | # 0 | | | | | |
| 2 日 | 重行日誌(利用者及び支援者別の利用実績含む) | ④運転免許に条件が付されている | Bn □ | | 午後 | | | |
| 中央 | 国用效付额 2.3. 中部 事才新悲斗事 | 場合は当該条件 | 5 H H | | 住所 | | | |
| 1 | 188、古情、事政寺報告書 | ⑤運転者の健康状態〕 そ数無発・歩ょごを止止 | | | 野 | | | |
| NO. | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | の宣布すむる そらたまり。 | 内容 | | | | | |
| A | | | | | | | | |
| 1 | 級 | | なけば | | | | | |
| 4 | 受付NO. | | and the state of t | | | | | |
| 4 所 | 坤 | | | | | | | |
| 2 | サ | | | | 責任者 | | | |
| 24 | 住所 | | (事故等報告 | 二 | | | | |
| 34 | | 年齡: | | | 事故等報告 | 2章 | | |
| 1 | 目的地 | | 発生日時 | | | | | |
| 1 | | | | | 七後 | | | |
| 時間 所名 分類 当事者 事故の程度 物質()・人身(国 () 本域ができない事がある旨の説明() 第 ・ 末済) 1 事故の程度 物質()・人身(日 () 重新者 1 事故の程度 物質()・人身(日 () 重新者 1 事故の程度 物質()・人身(日 () 重新者 利用者 体験内容 財務()・人身(日 () 重新者 利用者 体験内容 機等 事故等の程度 事故等の程度 日 () 重新者 利用者 () 等 大身()・人身(日 () 重新者 1 第一章 () 等 1 1 日 () 重新者 1 1 1 1 1 1 日 () 日 | 報 | | 発生場所 | | | | | |
| 1 | 報 | | | T | | | | |
| 1 日 | . 200 : | | | | 物損 (|)・人身(| | $\hat{}$ |
| BDO事(| 自家用車・ | ~ | 批判即 | 車両登録番号 | | | | |
| 支援ができない事がある旨の説明 (済・ 未済) 事故の名と 物能 ()・人身 (| | ^ | | | | 品名 |)年幣(| $\overline{}$ |
| 15 15 15 15 15 15 15 15 | | 焼米・ 焼) | | | も損 (|)・人身(| | \cap |
| 1日 運転者 利用者 依頼内容 開始時間 修了時間 備等 連絡確認 | 行日誌) | | | 車面登録番号 | | | | |
| 事故等の内容 対応 | FI 運転者 利用者 依頼内容 | 修了時間 | - | | | 他口 | | |
| 対応 | | | 事故等の内 | (XII) | | | | |
| 対応 | | | | | | | | |
| | | | 对师 | | | | | |
| 脚 任 | | | | | | | | |
| | | | | | 青仟老 | | | 됴 |

[ボランティア保険の加入]

自動車による送迎中は送迎に使用する自動車の保険が適用されます。その保険以外にも、民間及び社会福祉協議会の移送時の傷害保険等があります。保険は、ひとくくりではなく補償内容や加入条件、補償されない場合等、内容は異なりますので加入にあたってはご注意ください。加入は義務ではありませんが、万一のために加入しておくことも安心につながります。

3 支援開始

(1) 業務の流れ

移動支援の業務の流れを「利用者」「支援者」「コーディネーター・事務局」それぞれの業務に分けて説明します。(以下は、チケット制での有償ボランティアにおける流れ)

| | #田田 | H F | コーディネーター |
|------|----------------------------|------------------------------|-------------------------------|
| | | XI质白 | 又は事務局 |
| 事前準備 | 支援時の説明 | 支援者(活動員) 登 | チケット準備 |
| | 利用会員登録 | 録(活動内容への「買 | ・必要に応じて各種帳票の |
| | ・チケットの事前購 | い物付添い」の記載) | 作成 |
| | 7 | 支援可能日を事務 | 利用会員及び支援者(活 |
| | | 局に連絡 | 動員)情報の一覧作成 |
| | | | 支援者の予定把握 |
| 支援前日 | 事務局へ支援依頼 | 支援内容の確認 | ・電話で支援内容確認(予 |
| 110 | (を拉はくの間まで | | 約票、利用受付簿) |
| , | 等、事前設定) | | 支援者(活動員)との調 |
| | | | 郴 |
| | | | 利用会員への連絡 |
| 支援当日 | 支援終了後にチケ | 支援実施 | 利用会員及び支援者(活 |
| | ットを支援者(活動 | ・チケット受領 | 動員)の体調確認 |
| | 員)に渡す | 運行日誌を記入 | ・支援者からチケット受領 |
| | | | 利用受付簿を記入 |
| 支援後 | | | 支援実績、利用実績を集 |
| | | | 丰 |
| | | | ・支援者 (活動員) への謝 |
| | | | 21 共26 |

※運転者の健康状態の把握に努め、疾病・疲労・飲酒その他運行に支障が出る恐れがある場合は、絶対に運転をさせないこと。

(2) 補足説明、注意点など

・利用会員の情報(車への乗降や荷物持ち等手伝ってほしい内容)はコーディネーター (又は事務局) から支援者 (活動員) に共有。

・移動支援中は、利用会員との会話の中で個人情報(住所、健康状態、家族の状況等)を 的ってしまう場合がありますが、支援者(活動員)には知り得た情報を他に漏らさないよ う、個人情報保護の徹底を呼びかけます。(団体のメンバー全員で事前に話し合いルール 化しておくと安心できます)

※参考:【葉山ボランティア福祉外出支援より抜粋】

| :: | |
|--------|--|
| ○海ヶ後 | 貝登隊趾、携帯電話 |
| | ・コーディネーター(又は事務局)の連絡先 |
| | ・マスク・ウエットティッシュ |
| ②服装 | 利用者に不快感を与えず、運転にふさわしい服装であること。 |
| ③室内の清掃 | 利用者に気持ちよく乗ってもらうため、車内清掃に心がける。車内の |
| と車体の点検 | 臭いには特に注意する。 |
| ④利用者宅に | ・利用者の人権を尊重し、言葉遣いに気を付ける。 |
| おける留意点 | ・約束の5分前くらいをめどに到着するように心がけ、都合で遅くな |
| | る場合は必ず連絡をする。時間厳守を心がけましょう。 |
| | ・初めて利用者を訪問するときは、前もって地図などで場所を確か |
| | め、時間の余裕を持って出かける。 |
| | ・訪問はいつも明るいあいさつから始める。初めての利用者を訪問す |
| | るときは「〇〇会の〇〇です。」と姓名をはっきり告げる。 |
| | ・本人または家族と当日の支援内容を確認する。ルートを確認してお |
| | くと安た。 |
| | ・シートベルトの装着を確認する。 |
| ⑤送迎中の留 | ・時間に余裕を持ち、緊張感をもって運転する。 |
| 顺 | ・車内の温度、走行スピード、カーブ、道路の凸凹に注意。正道を通 |
| | るのが基本。 |
| | ・車内での無口又はしゃべりすぎは禁物。お天気からはじめて利用者 |
| | の反応をうかがう。上手な聞き役に徹する。 |
| | ジを、 |
| | が個世観で云語を狆していることはでのましょう。 ・目的地では安全な場所で乗り降りする。 |
| 6付き添い | ・付添う際、利用者のバッグや持ち物、金銭は預からない。 |
| 中、待機中 | ・身体状況や要望によっては、積極的に支援を行う。但し、やりすぎ |
| | は禁物。 |
| | ・長時間待機する場合は、待機場所の確認や、連絡方法を決めておく |
| | ことが必要。また、長時間の駐車は必ず駐車場を利用する。 |
| ⑦活動終了後 | ・次回の利用申し込みがあれば、利用者からコーディネーター(又は |
| | 事務局)に連絡してもらう。 |
| | ・チケットを受け取る。 |
| | ・忘れ物がないか確認する。 |
| | ・最後に挨拶を忘れずに。 |
| | ・終了後は手洗いの励行を心がける。 |
| | ・運行管理の記録を作成する。 |

(3) 管理業務及び経理業務

〈管理業務〉

(随 時)・登録受付、移動支援の予約受付、支援者(活動員)との日程調整・登録情報、予約票、利用受付簿の人力

事故等が起こった際の保険適用等の手続(毎 月)・支援及び利用実績の集計、支援者(活動員)への活動謝礼

、運行日誌の保管、苦情・要望・相談等報告書の集計、定例会等での報告

(年1回)・1年間の事業実績集計及び事業報告

・車両保険、ボランティア保険加入又は更新

〈経理業務〉

(随 時)・サービス終了後のチケット受領、会費の人金

・消耗品費、通信費、手数料等の支払いと収支状況管理

(毎 月)・支援者(活動員)への謝礼支給

(年1回)・利用会員の年会費の人金、実績に基づく収入支出決算報告の作成

・車両保険、ボランティア保険の支払い

4 その色

(1) 事故を起こしたら※

運転者は、事故が発生した場合、次のとおり措置を講じる。

| ○貝場有の数 | ・優先して負傷者の救護を行う。 |
|--------|---------------------------------|
| 助と安全の確 | ・救急車の手配をする。 |
| 保を行う。 | ・負傷者を安全な場所に移動し、救急処置を行う。(周り近所の応援 |
| | をなけび) |
| | ・交通渋滞を防ぐため、事故車をすみやかに脇に寄せる。 |
| | ・負傷者を動かせない場合は、発煙筒などで後続車への警告をする。 |
| ②警察への連 | 負傷者の救護と道路の安全を確保したうえで、直ちに警察に連絡し、 |
| ** | 下記の内容を伝える。 |
| | ・事故発生の日時・場所・状況 |
| | ・負傷の程度 |
| | ・損壊したもの及びその程度 |
| | ・事故の際、講じた処置(保険請求時には、警察署事故証明が必要) |
| ③現場での確 | ・相手の確認(住所・氏名・年齢・電話・勤務先・保険会社など) |
| 1000 | ・事故状況の確認(事故の原因・運転の状況・信号の状況など) |
| | ・目撃者のある場合は、住所・氏名・連絡先などを確認 |
| 4 留意事項 | ・その場では絶対に示談にしない。(保険会社に任せる旨を相手に伝 |
| | える) |

(2) 利用者の容態が変化したとき※

| ①安全の確保 | ・車両を安全な場所に停車し、容態の確認をする。 |
|--------|---------------------------------|
| | ・ゆったりと落ち着いてもらえるよう、ゆとりのある態度で接する。 |
| | ・利用者宅で異変を感じたら、一人では対応しない。 |
| ② 緊急を要 | ・救急車の手配をする。 |
| する場合 | ・緊急連絡先、家族へ連絡する。 |
| | ・かかりしばの降跡(降館)に連絡をする |

(3) 利用者からの要望、苦情

利用者からの要望や相談等があった場合に備えて、「苦情・要望・相談等報告書」を準備します。もし、支援者(活動員)や、コーディネーター(又は事務局)に連絡等があった場合は、再発を防ぐ手立てを話し合い、その情報を共有し、今後の活動に役立てます。

(4) 活動の振り返り

活動を行っていくと、これまでどは違う課題や、利用会員の要望など、いろいろな意見や地域課題が見えてくることもあります。また、支援者(活動員)の悩みなどもあるかもしれません。定期的に自分たちの活動を振り返り、メンバー全員で話し合いをすることで、誰でも遭遇する可能性がある事例として原因に着目できるとともに、地域の状況に応じて柔軟な体制で継続していけるようになります。

■助ける側と助けられる側のお互いさまの関係(対き性が確保される)で、サービスは成立しています。できる活動とできない活動を括し合い、無理のない運営に必がけてください。

手引きの参考文書:[認定 NPO 法人サービスグラント 自治会(町会)主体の移動支援組織の設立・運用マニュアル] ※【葉山ボランティア福祉が出支援の手引きより抜粋】

(2) 来年度以降の課題と今後の進め方

① 有償ボランティアの中での移動支援サービス創出について

試行運行に向けて、有償ボランティア団体の中で、運行形態や料金形態、車両や保険について整理します。

6月の鹿屋市地域公共交通活性化協議会にて、試行運行に向けた事前報告を行います。

7月から試行運行を開始し、その中で出てきた課題や公共交通への影響、地域での公共交通とのすみ分けについて整理、まとめを行います。

これらを踏まえ、本格運行に向け、2回目の協議会で説明等を検討します。

② 通いの場へのアンケート調査と運転ボランティア養成講座受講者の活躍の場の創出について 新型コロナウイルスの拡大に伴い、市内ほとんどの通いの場が休止となり、通いの場へのアンケート調査がす すんでいないため、感染状況を見ながら調査を再開していきます。

アンケート調査から明らかとなった移動支援ニーズに合わせて、運転ボランティア養成講座受講者の活躍の場について検討していきます。

5 愛知県日進市

5.1 地域の概要

(1) 市の概要・人口動向

- 日進市は、人口 92,396 人・面積 34.91k ㎡・人口密度 2,646.7 人/k ㎡の愛知県に所在する自治体です。
- 総人口は増加に伴い、高齢者人口も増加しており、(2020年)は 18,531 人となっています。
- また、高齢化率は年々上昇を続けており、令和2年(2020 年)には 20.1%となっています。前期高齢者率が下降傾向にある一方で、後期高齢者率は上昇傾向にあります。平成 30 年(2018 年)を境に、後期高齢者率が前期高齢者率を上回っています。

図表 3-41 高齢者人口の推移(左)、高齢化率の推移(右)





(出典) 住民基本台帳(2020年9月末時点)

○ 市の特徴として、地域差が顕著であることが挙げられます。町別に 65 歳以上人口比率を比較すると、65 歳以上人口比率が30%を超えている地域は市内に9地域ある一方で、10%未満という地域が3地域あります。

図表 町別65歳以上人口比率

(出典) 住民基本台帳(2020年9月末時点)

(2) 市内の公共交通

- 市内の公共交通としては、市南部を名鉄豊田線が走っており、鉄道駅が3駅あるほか、名鉄バスが5路線 運行しています。また、一般のタクシーの他にも、市内福祉タクシー運行事業者が1社、介護タクシー運 行事業者が2社あります。
- 市内を巡回するコミュニティバスは、平成8年度に市内公共施設を巡回するバスとして運行が始まり、平成 11 年度に「くるりんばす」として本格的な運行を開始しました。現在、市内で7路線が運行しています。
- また、要介護認定や身体・知的・精神の障害などにより、タクシー・バスなどの公共交通機関のみでは、移動が制約されてしまう人の移送を行うため、NPO法人による福祉有償運送が行われています。

図表 3-42 「くるりんばす」の路線概要

| 系統路線名 | 系統距離 (km) | 1 日運行回数 平日(土休日) | 年間利用者数 (令和元年度) |
|-------|--------------|--------------------|-------------------|
| 循環線 | 5. 3 | 21 (21) | 54,607 人 |
| 赤池線 | 16. 3 | 11 (8) | 63, 766 人 |
| 梅森線 | 16. 0 | 11 (8) | 43, 899 人 |
| 五色園線 | 19. 9 | 11 (8) | 72,097 人 |
| 岩崎線 | 16. 6 | 11 (8) | 30,042 人 |
| 三本木線 | 18.8 | 11 (8) | 31,750 人 |
| 米野木線 | 17. 9 | 11 (8) | 27, 453 人 |

図表 福祉有償運送の概要

| 運行事業者 | 利用登録者数 | 延利用回数 |
|-----------------------------|--------|-------|
| 特定非営利活動法人 リビングサポートあいあいの家 | 29 人 | 411 回 |
| 特定非営利活動法人 健やかネットワーク | 11人 | 111 回 |

(3) 移動支援に関する検討状況

(1) 市内の環境やニーズの変化に伴うくるりんバスの再編

○ 市内を巡回するくるりんばすは、平成 21 年4月に行われた再編以降、部分的な変更はあったものの、大きな再編はありませんでした。この間に、市内では、土地区画整理事業が完成し、市内及び近隣市に大規模商業施設が開業する等、人々の移動のニーズも少しずつ変わってきたことから、平成 29 年4月にくるりんばすの全線を再編したところです。

② 「にっしん地域支え合い円卓会議」での移動支援・生活支援の検討

- 本市では、地域包括ケアシステムの構築に向け、市、NPO、ボランティア、社会福祉法人、住民自治組織等の関係者と地域の助け合い、支え合いによる生活支援体制の整備を進めるため、「につしん地域支え合い円卓会議」を毎年度開催しています。
- 令和元年度につしん地域支え合い円卓会議では、「住民等が担う移動支援・生活支援について」を共通 テーマとして、全2回の講演会等を開催しました。
- 令和元年7月の第1回では住民主体の移動支援に係る法制度上の留意点や全国の事例紹介を行いました。また、令和元年 11 月の第2回では、日進市内でもサービスの運用や検討が始まった移動支援の現状について、住民の方によるパネルディスカッション等を行い、住民主体の移動支援に関する周知や意識の醸成を図っているところです。

③ 担い手(ドライバー)の掘り起こし・養成

- 地域公共交通の利用が難しい高齢者や障害者に対して、地域公共交通網を補完し、買物や通院等市民生活における移動手段、つどいの場への移動等地域内交流に必要な移動手段を確保するため、平成27年度に地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)を活用し、移動支援を行うNPO法人等の育成支援を行いました。
- 当事業では、福祉有償運送・ボランティア輸送の実施を希望するNPO法人等に対して、移送に必要な福祉車両の購入費や事業の運営費等に対して補助を実施し、現在の本市における福祉有償運送事業の実施に結びつきました。
- 一方で、福祉有償運送ドライバーの不足という課題に対して、本市では、令和元年から長久手市との共同 開催による福祉有償運送ドライバー養成講座を実施しました。養成講座には、現に福祉有償運送運行事 業所で運転手として勤務するドライバーの養成だけでなく、今後地域において住民主体の移動支援が始 まった際に、担い手であるドライバーとして活躍したいという希望を持つ市民の方を掘り起こすことができま した。

5.2 地域が抱える問題・課題

- ① コミュニティバスを補完する移動手段が必要
- 住民への意識調査では、交通に関する意見が多く、特に 70 歳以上の方からは、免許返納後の交通手段に対する不安や、くるりんばすの充実を含めた買い物・通院等への移動手段の確保に関する意見が多く寄せられています。
- また、個別地域ケア会議において、本人の自立支援や介護予防のため、つどいの場等へつなぎたい場合 も、移動手段がないために参加を促しづらいという意見が出されることが多くあります。
- 一方で、高齢者の増加や移動ニーズの多様化により、コミュニティバスだけではすべての移動ニーズに応えることができなくなっているため、都市交通としてのコミュニティバスとその交通網を補完する移動支援とを含めた地域全体での交通網の形成が必要です。
- ② 各団体は、行政の支援により、自らの取組が「事業」となることを懸念している
- 各団体の取組は、行政からの支援を前提とせず、住民同士のお互い様の精神から始まったものです。行 政による補助が入ることで取組みが事業化され、こうした精神が崩れないかという懸念があります。
- 総合事業による補助を行うことにより、「要支援者や事業対象者の人数を数えなければならないのであれば、補助は受けたくない」という反応もみられます。
- そのため、各団体が大切にしている考え方を尊重した支援方策やその検討プロセスが求められます。
- ③ 移動支援の取組を開始するにあたって、各団体は様々な不安を抱えている
- 各団体からは、必要な車両やドライバーの確保、運営経費の捻出、保険の必要性等、様々な不安の声が 聞かれます。
- また、保険だけでは対応できない心理的・社会的責任の所在に対する不安感は極めて大きいです。
- 各団体の移動支援の取組を後押ししていくためには、市としてこうした不安要素を取り除くような支援が求められます。

5.3 行動計画書

(1) 今年度の地域目標

・ 愛知県からのモデル事業実施期間が終了する令和5年度以降に向けて、住民主体の移動支援に対して 総合事業の補助の活用により、地域での取組に伴う負担等が軽減されるよう香久山地区や日東東山を 例に市民との協働により、補助要綱の検討イメージを作成する。(検討の過程においては、その他の支援 策も含めた全体像を整理する。)

(2) 地域の現状・問題認識、問題解決に向けた今年度の取組方針

(地域の現状・問題意識)

- ・ 市内を循環するコミュニティバスは、現在7路線が運行していますが、意識調査ではくるりんばすの充実や 買い物・通院等への移動手段の確保に関する意見が多く寄せられています。
- ・ 高齢者の増加や移動ニーズの多様化によりコミュニティバスだけではすべての移動ニーズに応えることが できなくなっているため、都市交通としてのコミュニティバスとその交通網を補完する移動支援とを含めた 地域全体での交通網の形成が必要です。
- ・ 本市では、平成31年4月から香久山地区において、令和元年11月から日進ニュータウン地区において、 住民による移動支援の取組が始まっています。また、五色園地区、日東東山地区、南ケ丘地区において も住民による移動支援の検討が始まっています。
- ・ これらの取組は、行政からの支援を前提とせず、住民同士のお互い様の精神から始まったものではありますが、既に地域において一定の役割が期待されており、取組を継続させていくための支援が必要であると考えられます。
- ・ 具体的な支援策の検討に当たって、市・生活支援コーディネーター側の具体的な課題としては次のようなものが挙げられます。

図表 3-43 市・生活支援コーディネーターの具体的な課題

- ✓ 総合事業による補助対象の考え方等整理が必要である。(人件費(固定費)の考え方、第3層生活支援コーディネーターに対する補助等)
- ✓ 先進地域の要綱の内容に対する把握が不足している。
- ✓ これまでの取組を振り返り、移動支援や生活支援を始める際の注意点・問題点を整理、課題抽出する必要がある。
- ◆ 責任を分配・共有し、一人だけの失敗にならないような風土づくり、働きかけが必要である。
- ✓ 移動支援、生活支援に関する保険の勉強会が必要である。
- ✓ スタートアップ時に必要な資金、継続するために必要な運営費の整理が必要である。
- ✓ 移動支援を実施または検討している5地区の地域特性や共通点を整理できていない。
- ✓ 次に働きかける地域の想定やマニュアル作成に至らない。

(今年度の取組方針)

- ・ 本モデル事業では、以上のような問題認識のもと、現在実施されている住民主体の移動支援の(事務局機能まで含めた)取組内容をより詳細に把握し、市が行うことができる支援の在り方を検討し、具体的な支援可能性を模索します。
- ・ なお、支援にあたっては住民同士のお互い様の精神を尊重し、住民の社会参加による介護予防効果という側面があることも留意していきます。

(3) 地域住民や団体等が目指していること

- ・・住民同心のお互い様の精神を忘れず、取組が「事業」とならないように進めたいと考えています。
- ・ 取組みを前進させるうえでは、以下の点がボトルネックとなっています。

図表 3-44 各団体が取組を進めるうえでのボトルネック

- ✓ 移動支援に必要な車両やドライバーの確保、運営経費の捻出
- ✔ 移動支援に関する地域住民の多様なニーズを踏まえた合意形成の方法
- ✓ 保険の必要性、保険選びのポイント等
- ✓ 保険だけでは対応できない心理的、社会的責任の所在に対する不安感(家族からの反対)
- ✓ 今後、利用者が増えた場合の対応
- ✓ 仕組みづくりにおける IT 化への適応

(4) 目標達成に向けた具体的な行動

図表 3-45 行動計画書(日進市)

| 中間目標 | 具体的な行動 | 実施者 |
|--|---|----------------------------|
| (1)香久山地区における移動支援の 運営状況や市からの支援の必要性 などが把握できている | ①香久山たすけあうまちづくり協議会のメンバーとの話し合い の場を設け、市からの支援の必要性などを把握する。 | SC |
| , , , , , , , , , , , , , , , , , , , | ①日東お出かけ支援隊のメンバーとの話し合いの場を設け、市からの支援の必要性などを把握する。 | SC |
| (3)御岳福祉まちづくりの会の運営 状況や市からの支援の必要性など が把握できている | ①御岳福祉まちづくりの会スタッフに対するヒアリングの機会を 設け、市からの支援の必要性などを把握する。 | SC |
| 1 | ①想定される運行スキームと類似の方法で運行している先進 地域の情報収集や視察(又はヒアリング)を行う。 | SC 地域福祉課職員 移動支援を行う住民 |
| | ②地域支援事業で移動支援を行うことについて、第8期介護保険事業計画へ記載する。 | 地域福祉課職員 |
| | ③燃料、車両維持費、保険料、奨励金、事務局運営費などスタートアップ時に必要な費用、運営の継続に必要な費用を仕訳しながら、効果的な補助内容について先進地域の例も含めて整理する。 | SC 移動支援を行う住民 |
| | ④補助要綱の検討イメージを作成する | 地域福祉課職員 SC |
| (5)運行に必要な人材の育成・確保するしくみができている | ①安全運転講習の開催を企画し、移動支援を行っている地域 その他住民からの参加者を募る。 | SC |
| | ②講習を開催する | 外部機関 地域福祉課職員 |
| | ③講習受講者リストを作成し、必要に応じて移動支援を行っている地域へ共有する | 地域福祉課職員 SC |
| (6)その他移動支援に必要となる情報が提供できている | 移動支援に関する勉強会(保険加入など)を開催する。 | SC 地域福祉課職員 |
| (7)既存の活動の課題抽出、解決方法が明確になっている | ①移動支援を実施または検討している5地区の地域特性や共通点を整理する。 | 市地域福祉課 SC |
| | ②責任を分配(共有する=一人だけの失敗にならない)風土づくり、働きかけの方法を検討する。 | 市地域福祉課SC |
| | ③次に働きかける地域の想定やマニュアル作成を検討する。 | SC |

図表 3-46 行動予定表(日進市)

| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--|-----|-----|-----|----|----|----|
| (1)香久山地区における移動支援の運営状況や支援の必要性などが把握できている | | | | | | |
| ①香久山たすけあうまちづくり協議会のメ ンバーとの話し合い | | | | | | |
| (2)日東東山地区における移動支援の運営 状況や支援の必要性などが把握できている | | | | | | |
| ①日東お出かけ支援隊のメンバーとの話し合い | | | | | | |
| (3)御岳福祉まちづくりの会の運営状況や市からの支援の必要性などが把握できている | | | | | | |
| ①御岳福祉まちづくりの会スタッフに対す るヒアリング | | | | | | |
| (4)運行スキームが明確になり、他地域でも 活用しやすい補助要綱案ができている | | | | | | |
| ①先進地域の情報収集・視察(又はヒアリング) | | | | | | |
| ②地域支援事業で移動支援を行うことに ついての、第8期介護保険事業計画への 記載 | | | | | | |
| ③効果的な補助内容についての先進地 域の例を含めた整理 | | | | | | |
| ④補助要綱の検討イメージを作成する | | | | | | |
| (5)運行に必要な人材の育成・確保するしく みができている | | | | | | |
| ①安全運転講習の企画と参加者の募集 | | | | | | |
| ②講習の開催 | | | | | | |
| ③講習受講者リストの作成・情報提供 | | | | | | |
| (6)その他移動支援に必要となる情報が提供できている | | | | | | |
| ①移動支援に関する勉強会の開催 | | | | | | |
| (7)既存の活動の課題抽出、解決方法が明確になっている | | | | | | |
| ①移動支援を実施または検討している5 地区の地域特性や共通点の整理 | | | | | | |
| ②責任を分配(共有=一人だけの失敗にならない)する風土づくり、働きかけの方法の検討 | | | | | | |
| ③次に働きかける地域の想定やマニュア ルの作成 | | | | | | |

5.4 具体的な取組

- (1) 香久山地区における移動支援の運営状況や支援の必要性などが把握できている
- ① 香久山たすけあうまちづくり協議会のメンバーとの話し合い 【ヒアリングの概要】
- ・ 移動支援を含むワンコインサービスを実施する上で必要なものをヒアリング
- ・ 「香久山ワンコインサービス全体会議」にて、短時間ずつ数回実施

【香久山ワンコインサービスの特徴と現状】

- ・ 依頼件数の多いベスト3は、庭の清掃・草取り、ゴミ出し、ほっとカフェの付き添いの順。
- ・ 知名度をあげるよう回覧板を利用する、チラシを更新する等の工夫を続ける一方、「無理をしない」という 点は見失わず、迷った時はすぐに「できることを手助けしたい」という原点に戻る力が秀でている。
- ・ 電球交換をする事で電気屋の営業を阻害しないか等、本業の配慮しながら活動している。
- ・ 移動支援については、他サービスと責任の大きさが違うため、平成 31 年度当初はチラシのメニューに掲載せずに、依頼があった時に随時対応してきたが、1年経過後のチラシには正式にサービスメニューとして記載した。
- ・ 準備機および活動開始直後は、名札・領収書等の文具代、印刷代、携帯電話通信料等、活動の必需品 を購入するための資金が必要であったが、活動が安定してからは、草刈り道具を納める倉庫や周知活動 に利用するのぼり等の備品購入費が必要となっている。

図表 3-47 香久山ワンコインサービスの利用実績

ワンコイン実績(平成31年4月~令和2年度9月) ワンコイン実績 ・ 度の清掃 草取り ・ ゴミ出し ** ほっとカフェ付き添い ** 病院付き添い ** 大工仕事 ** 電池・電球交換 ** お手伝い





草刈りの前

草刈りの後



日常生活の中でちょこっと困っていることはありませんか?

- -人 10 分~30 分未満程度(100 円) ●朝のゴミ出し ●郵便物の投函 ●電球・蛍光灯の取り替え(買い置き有)
- ●電球・蛍光灯の取り替え(買い置き有)●花の水やり・植木(30 分未満)●古紙等の持ち出し(指定場所まで) な



など



- 一人 30 分~60 分未満程度(500 円) ●買い物代行 ●宅配便発送手続き ●電球・蛍光灯の取り替え(買い置き無) ●庭の清掃・花の植え替え
- ほの清掃・花の植え替え● 家具の移動● 通院の補助● エアコン(フィルター)の清掃
- 一人 60 分以上(約 2 時間 1000 円) ●庭の草取り ●庭木の剪定
- ●ほっとカフェへの付き添い(600円) ●簡単な日曜大工
- 古本回収・処分など



- ◆ 作業従事者は、番久山地区在住者ですのでご安心ください。 作業は、基本二人で行います。
- ♦ 常時、サービス提供者を募集しています。

香久山区たすけあうまちづくり協議会・ワンコインサービス お申し込みは、 事務局専用電話 080-1588-1133 杉本良則 お申し込受付時間 月・水・金 9時~13時 (土日祝日、夏期休暇、年末年始はお休みします)

香久山ワンコインサービスのちらし (第4弾)

【求める支援】

- ・ 草刈りの依頼時にごみが 10 袋程度でるため、ごみ処理場まで運搬するための軽トラックを市にリースしてほしい。
- ・ 同様に粗大ごみの処分を依頼された際も、軽トラックをリースしたい。
- ・ 周知用に色褪せないポスターを作成し、常時会館の掲示板に掲示したい。(印刷代)
- 周知用ののぼりがほしい。
- ・ 草刈りの道具(鎌等)が欲しかった。(購入済み)
- ・ 道具を入れる倉庫が欲しかった。(購入済み)
- ・ ほっとカフェの活動日を増やす場合、無料の会館がいつも空いているわけではないので、他の会場使用 料が必要になる可能性もある。(会場使用料)
- ・ 「〇〇なまち 香久山」(例:支え合いのまち 香久山)等、看板を立てたい。

【香久山でみえてきたこと】

- ・ 事業開始前・開始直後は、事業の不安も加わり、資金援助を求めていたが、事業が安定した現在では、 資金に不安を感じていたことをメンバーはほとんど覚えていない。
- ・ 事業が安定している現在は、色褪せないポスター、のぼり、看板等、周知活動に関心があり、具体的な要望がある。

【生活支援コーディネーターが支援したこと】

✔ 組織図の作成

[いつ] 準備段階(事業開始1年前)

[何を] 区と団体の組織図案を3パターン作成

(区の下部組織となった場合、区と連携しながら活動する場合、単独で活動する場合)

- [なぜ] まだ団体としての実績がないなかで、連携を求められて不安を感じる区側との協議が平 行線であったため。
- [効果] ・お互いの立ち位置を見える化し、どの距離感が香久山区の地域性に合致しているか協議が可能となった。
 - ・立ち位置を見える化することで、区が可能な支援をイメージしやすくなり、区の不安 感が軽減した。

✓ 中部運輸局愛知運輸支局への同行

[いつ] 移動支援を始める準備段階(事業開始3ヶ月前)

- [何を] 中部運輸局愛知運輸支局に地域の方、市、生活支援コーディネーターの3者で訪問。団体から運輸支局の担当者に対して、直接事業の説明と質問をしていただく。 団体の代表と同じ意見ではない方にも同行をお願いした。
- [なぜ] 団体が考えている事業が道路運送法に抵触するかどうかを確認するため。多様の意見 の方が同じ説明や回答を聞くことは、イメージ共有に効果的であり、リスク回避が可能となると想定したため。
- [効果] ・事業内容が道路運送法に抵触しないか確認できたことで、自信をもって活動をスタートできた。
 - ・多様な視点で説明を聞いたために、同行した2名も地域で説明をすることが可能となり、地域全体の理解度が増した。

✓ 移動支援に関する領収書案を作成

[いつ] 事業開始8ヶ月後

[何を] 移動支援の部分が無償であるとわかる領収書 を作成。

[なぜ] 「運転の対価として、ボランティアが高額の 謝礼を受取っていると誤解された」とボランティア自身が悲しんでいたため。

(聞いた当日のうちに作成)

- [効果] ・互いにどの活動に対する対価が支払われて いるかを視覚化できた。
 - ・不安な時は、専門職も困りごとを共有する という想いを提示できた。



図表 3-48 時期ごとの必要な支援(香久山ワンコインサービス)

| 時期 | 構想・調整期 | 事業開始前後 | 事業安定期 |
|------------------------|--|---|--|
| 必要な支援・もの =不安な部 分 | ✓ 支え合いの構想を具体化する支援が必要。(イメージの代弁・イメージに合致した先進事例の提示)✓ 区や自治会との調整。 | ✓ 名札、領収書等の消耗品 ✓ 活動に直接必要な道具(鎌・熊手等) ✓ 印刷用の紙、インク代 → チラシ作成(デザイン) | ✓ 活動しやすくなるような備品(倉庫、軽トラック) ✓ 広報用備品(ポスター、のぼり、看板) ✓ 担い手 (ン含)の業者委託費 |
| 支援の種類 | 専門職の人的支援 | 金銭的支援(消耗品) | 金銭的支援(備品代) |

(2) 日東東山地区における移動支援の運営状況や支援の必要性などが把握できている

① 日東お出かけ支援隊のメンバーとの話し合い

【調査概要】

・ 移動支援の準備中に必要と思われるものを生活支援コーディネーターが記録。

【日東お出かけ支援隊特徴と現状】

- ・ 日進市初の巡回型移動支援として、令和2年 12 月より事業開始。
- ・ 車は市のリース車を使用。(保険含)
- ・ 地区内 12 カ所、地区外 12 カ所を巡回し、週2回(月曜日と木曜日)、5便ずつ運行。(第1便は病院への 予約制)
- ・ 会費制で、1世帯2名まで同時に乗車可能。
- ・ ドライバーと付き添いボランティアの2名で対応。付き添いボランティアは有償。

【求める支援】

- ・ 事故に対する保険の準備、全国の移動支援の事例等の地域への説明は、自治体から実施していただくと 地域の理解が得やすい。
- ・携帯電話に係る費用。
- ・ 車に貼る周知用マグネットシート代。
- 乗車証の代わりのキーホルダー代。
- 付き添いボランティアの保険料。
- 資料の紙代、印刷代が必要。

【日東東山でみえてきたこと】

・ 個々のマッチング型の移動支援では、「送迎して欲しい方」と「乗せてあげる方」の顔が明確で、「お手伝い したい」「感謝」の構図になりやすいが、巡回型になると「運転手」と「利用者」という構図で「事業(仕事)」と 捉えられる場合が増える。

【生活支援コーディネーターが支援したこと】

- ✓ アンケート案を作成
 - [いつ] 事業開始1年前
 - [何を] アンケート案を作成
 - [なぜ] 有償ボランティア活動にするか無償にするか、どこの施設(店舗)を巡回するか等、事業の詳細を検討するため。
 - [効果] ・1年間アンケート修正を繰り返すことで事業内容のイメージをブラッシュアップする ことができた。

✓ アンケート案を持参して地域を訪問

- [いつ] 事業開始1年前
- [何を] アンケート案を持参して近隣の老人クラブ3ヶ所を訪問。予備情報がない状態で、回覧板で突然、聞きなれない移動支援に関するアンケートが配布されも回答できるか等について対話をしつつ、アンケート案に沿ってヒアリングを行った。
- [なぜ] 住民にとっては、移動支援と言われても聞いたことがない/聞き慣れない言葉であり、 アンケートの回収率が下がるかもしれないという不安があったため。
- [効果] ・アンケート案に対する感想を聞くと同時に、生活支援体制整備事業及び移動支援の事業説明ができた。
 - ・移動支援に関心をもつ方を増やすことができた。
 - ・3つの地域特性(坂の場所、行きたいところ、事業に対する期待度)がわかったことで、停留所の設置場所がイメージしやすくなった。

✓ リース車確保の調整

- [いつ] 事業開始半年前
- [何を] 市にリース車を確保していただくよう要望する。
- [なぜ] 市内初の定時定路線(巡回路線)での運行を予定しており、大型の車両(8人乗り程度)と車両保険の加入が必須と思われたため。
- [効果] ・早期に要望することで、予算確保等、市が計画的に準備を進めることができた。

✓ 整形外科でのヒアリング調査

- [いつ] 事業開始2年前
- [何を] 整形外科で把握しているニーズの確認、車両停留所としての意向確認
- [なぜ] 地域に多様なニーズがないと、利用者の確保ができないため。

[効果] 整形外科の協力もあり、クリニックの駐車場を停留所の1つに加えることができた。

✓ 自治会との調整 (規約案の作成・役員会への同席)

[いつ] 事業開始2ヶ月前

[何を] 規約案の作成と修正(延べ6回修正)。規約案が法に抵触する部分がないか、専門家に 確認。

[なぜ] まだ団体としての実績がないなかで、団体に対する支援を行うことについて不安を感じる自治会に対し、規約を提示して団体の全体像を把握していただくため。

[効果] ・規約を作成することで、法に抵触しないか繰り返し確認し合うことが可能となった。

- ・規約を作成することで、検討が必要な部分が明確になった。
- ・規約を共有することで、自治会が不安に思う点を具体的に協議することができた。

✓ 停留所へのお願い文作成の依頼

[いつ] 事業開始2週間前

[何を] 停留所近辺へのあいさつ文作成を市に依頼。

[なぜ] 活動実績のない団体が、近隣へのあいさつを行う際に、市が発出したあいさつ文があると活動への信頼感が得られると考えたため。

[効果] ・市のお願い文を持参することでスムーズな近隣あいさつが可能となった。

・地域住民、SC、自治体の協働を表すことができた。

図表 3-49 時期ごとの必要な支援(日東東山地区における移動支援)

| 時期 | 構想・調整期 | 事業開始前後 | 事業安定期 |
|--------------------------------|--|--|--|
| 必 要 な 支 援・もの = 不安な部 分 | ✓ 支え合いの構想を具体でする支援がの代表には、イメージに合いの構想を必要。 (イメージにののません) した先進示) ✓ 区や自治会との調整 ✓ 下支え合いに対策をしたる。 (単独・複数)」対する 章 ながいる。 (単独・活動に対策をしたがが、複数)」対する 章 は、対策を対ができます。 ✓ 「対策を持続した。 ※ 「対策を対する。 ※ 「対策を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を | ✓ 名札、領収書等の消耗品 ✓ 活動に直接必要な道具(アルコール、乗降用踏み台等) ✓ 印刷用の紙、インク代 ✓ 携帯通信料(携帯電話代) ✓ 保険料 ✓ 自治体による安全運転講習の開催 | ✓ 広報紙を作成するための費用✓ 停留所の看板を作成したい✓ 担い手 |
| 支援の種類 | 専門職の人的支援 | 金銭的支援(消耗品) | 金銭的支援(備品代) |

- (3) 御岳福祉まちづくりの会の運営状況や市からの支援の必要性などが把握できている
- ① 御岳福祉まちづくりの会スタッフスタッフ対するヒアリング

【ヒアリングの概要】

・アンケート用紙による意向調査

【御岳福祉まちづくりの会の特徴と現状】

- ・ 社協が発足支援を行い、7年目になる市民活動組織。
- ・ 通年にわたり体操、麻雀、カラオケ、日本舞踊、裁縫、朗読、ほっとカフェ等、16 種類の部活動と、流しそうめん等の多世代交流イベントを年2回実施。
- 毎日コミュニティセンターを開館し、一人暮らしの方や子どもも立ち寄れる居場所づくりを検討中。

【求める支援】

- コニュニティセンターの開錠等、コーディネートするスタッフへの謝礼。(半日¥300~500·1か月 ¥5.000等)
- ・コピー機の購入またはレンタル代
- · 木棚購入費
- ・ コニュニティセンターの固定電話代(月 2,000~3,000 円)
- 講師謝礼
- ・ アルコール、マスク(忘れた方用)代
- ・ボランティア活動にかかる保険料
- ・ 屋根の延長等、屋外で活動できるようにしたい。
- イベント(多世代交流)の経費補助
- ・ 湯沸かしポット、コーヒーメーカー等

【御岳福祉まちづくりの会についてみえてきたこと】

- ・ (コロナ以前は)日曜日を除くほぼ毎日部活動が行われている。体を動かす活動、手先を動かす活動、発 声する活動、つどいの場の開催と多岐に渡る。
- ・ 多世代交流を目的に学生や子どもが参加できるイベントも年2回実施。ただ、予算不足となる年度もある。
- ・ 鍵当番等、ボランティア活動に対する報酬やコーディネーター代を支援できると住民型デイサービスに匹 敵している現状の事業を支援できる。
- (4) 運行スキームが明確になり、他地域でも活用しやすい補助要綱の検討イメージができている
- ① 先進地域の情報収集・視察(又はヒアリング)
- 静岡県では、県が主導して市町での移動サービスの創出を支援しています。令和2年度は静岡県内 11 市町で移動サービスの創出に向けた取組を進めており、他地域への普及・展開を目的とした事例報告会がWEB開催されたため、モデル事業実施地区の関係者へも呼びかけを行い、生活支援コーディネーターとともに、報告会の様子を視聴しました。

- 日東お出かけ支援隊を支援するにあたり、会員制をとり、定時定路線での運行を行っている神奈川県横 浜市の菊名おでかけバスから参考資料をいただき、日東お出かけ支援隊のメンバーやと担当する生活支 援コーディネーターで情報を共有しました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、県をまたいだ移動ができず、先進地域への視察は実施できませんでした。

② 地域支援事業で移動支援を行うことについて、第8期介護保険事業計画への記載

- 令和3年4月から始まる第8期につしん高齢者ゆめプラン(高齢者福祉計画・介護保険事業計画)では、「共に支え合い、健やかに暮らし、誰もが尊重されるまち」を基本理念に掲げ、「専門職の連携による支援の体制づくり」と「地域の支え合いによる支援の体制づくり」を2本の柱として、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていくこととしています。
- 本計画では、5つの基本目標を設定しており、そのうち「基本目標2 在宅で生活し続けられるまちを目指します」において、施策の方向性として「(2)生活支援体制の充実」を掲げています。
- 具体的な取組項目として「公共交通機関の利用が困難な高齢者等の移動について、福祉有償運送事業 の充実や住民主体の移動支援を支援することにより、移動が困難な高齢者の通院等の外出や社会参加 を支援します」と新たに記載しています。
- 併せて、介護保険事業の費用推計にあたり、地域支援事業費の見込みにおいて移動支援に係る費用も 含めており、必要な財源の確保に努めています。

③ 効果的な補助内容についての先進地域の例を含めた整理(八王子市の取組から)

- 介護予防・生活支援サービス事業では、専門的なサービスに加え住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進することが目的とされており、住民のチカラをいかに引き出すか、というところがポイントになっています。
- 一方で、国が示す要綱やガイドラインにあるサービス類型にとらわれてしまい、行政だけでサービスを作る こと、市が用意した補助金制度を使ってもらうことが目的となってしまいがちです。
- 八王子市における訪問型サービス B については、上記のような反省から、まずは住民の活動の実態を詳細に把握し、住民からの声を参考に、住民主体の自主的な活動を尊重し、その活動を阻害しない、活動の継続や充実を支援することを目的とした補助制度を創出しています。
- 八王子市の住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金の特徴は様々ありますが、本市に おける今後の補助要綱検討の視点からは次のようなポイントが挙げられます。
 - ・ 住民主体で提供される内容は、生活上の困りごとに対する多様な生活支援であり、かつ、行政が その内容を決めるのではなく、住民(サービス提供団体)が生活支援コーディネーターと連携し て、それぞれの地域課題やニーズに即した内容を自ら考えて決定するしくみを組み込んでいるこ と。
 - サービス提供団体内に第3層生活支援コーディネーターに相当する助け合いコーディネーター を指名するしくみとなっており、市や地域包括支援センター、(第2層)生活支援コーディネー

ターとの連携できる仕組みとなっていること。

- ・ 補助対象経費の中心は助け合いコーディネーターに係る人件費とし、活動内容や参加者の属性や 人数に関わらず固定的に発生する費用を定額で補助していること。(人件費の補助は運営費の一 部を対象とした補助であり、いわゆる按分ルールに捕らわれない補助が可能となっている。)
- ・ 住民自らが主体となって行う活動の内容は多種多様であることから、多様な種類の加算を設ける ことで、活動内容に応じた柔軟な支援が可能となっていること。また、加算の要件に生活支援コ ーディネーターによる活動内容の確認を含めていること。(住民の活動を把握しているからこそ、 実態に即した加算のメニューが設定できる。)
- ・ 最も本質的な点として、行政から住民に対してあらかじめ活動内容を例示し、それに合致した場合に補助金を出す、という従来の発想から転換し、住民自らの発意による住民自らができる範囲で無理なく行う活動に対してさりげなく支援する制度、となっていること。

④ 補助要綱検討イメージの作成

参考資料:補助要綱検討イメージ参照

(5) 運行に必要な人材の育成・確保するしくみができている

- 「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」(平成30年3月30日付国自旅第338号)中、「2. その他留意事項について」において、「許可又は登録を要しない運送サービスは、道路運送法上の規制の対象外であることから、以下(注:点線の枠内)について当事者が認識した上でサービスの提供及び利用が行われるよう明確に周知すること。」とされています。
 - 1) 本運送は道路運送法上の規制の対象外であり、同法が定める輸送の安全及び利用者の保護のため の措置が担保されていない旨(自主的に輸送の安全及び利用者の保護のための措置を行っている 場合にはその旨)
 - 2) 事故が生じた際の責任の所在(仲介者は利用者と運転者を仲介するのみで運送責任を負わないのか、それとも運送責任を負うのか等)
 - 3) 損害保険の加入の有無及び補償内容
- モデル事業実施地区において、移動支援の運営者及び利用者の双方がともに安心して運行ができるよう、 第1層生活支援コーディネーターと協力して、ボランティアドライバーに対する安全運転講習会及び移動 支援(保険)に関する勉強会の企画運営を行いました。

① 安全運転講習の企画と参加者の募集

- 安全運転講習について法的に定められたものはありませんが、本市では国土交通省認定の福祉有償運 送運転者講習の内容を参考に一部の講義や演習を省略した内容としました。
- また、1日の受講で修了できるような時間割とするとともに、開催日を複数日用意することで、モデル事業 実施地区からより多くの参加が可能となるよう工夫しました。
- モデル事業実施地区の代表者を通じて各地区でドライバー活動をしている方(今後予定している方も含む。)に案内する形で参加者の募集を行いました。

② 講習の開催

【日時】

・ 令和3年1月31日(日)、2月28日(日)午前9時30分~午後3時40分

【内容】

- ・ 講義「接遇介助」「住民参加の移動支援事例紹介」「運転に必要な知識と心構え」「リスクへの備えと対応」
- ・ 実技「運転実技」「車いす操作の基本」 講師:NPO法人移動ネットあいち(講義、実技とも)

【参加者】

・ モデル事業実施地区(5地区)でボランティアドライバーとして活動している、又は今後活動する予定がある方 計 14 名

【振り返り】

- ・ 担当生活支援コーディネーターも講座に出席すると、講座内容の学習や受講した事による安心感だけでなく、実技研修に同席することで、各ボランティアが嫌がるフレーズ等がわかり支援の参考になりました。また、ボランティア同士の関係や地域特性もよくわかりました。
- ③ 講習受講者リストの作成・情報提供
- 受講定員の関係から、広報紙等による募集は行わず、今回は各モデル事業実施地区で既にドライバー活動をしている方等の受講を優先しました。(移動支援ドライバーをしたい、というお問い合わせをいただいた方がみえたので、一緒に受講いただきました。)
- 講習受講者リストを作成し、全体版については第1層生活支援コーディネーターに、地区別リストについて、 各地区を担当する第2層生活支援コーディネーターにそれぞれ共有し、今後の支援の参考としています。
- 移動支援ドライバーを希望されていた方については、本人からの同意を得た上で、各モデル事業実施地 区及び生活支援コーディネーターに紹介し、ドライバーとして依頼したい場合には、各地区から個別に連 絡を取っていただくようにしました。

④ 移動支援(保険)に関する勉強会の開催

【日時】

· 令和2年 10 月 22 日(木)午後1時~午後2時 30 分

【内容】

- ・ 講演「移動支援の保険」(保険を選ぶ際のポイント等について) 講師:NPO法人移動ネットあいち
- ・保険の説明

「移動支援サービス専用自動車保険に関するご提案」

「ふれあい活動総合補償保険(移動サービス保険)」

説明:損保ジャパン日本興亜株式会社代理店、三井住友海上火災保険代理店

【参加者】

- ・ モデル事業実施地区(5地区)及び移動支援の検討を始めた地区(1地区)の関係者
- 第1層・第2層生活支援コーディネーター
- ・ 市担当者 計 24 名

【反省】

- ・ 保険代理店が「移動支援の取組」そのものについて理解が浅く、実際の取組に照らした場合に保険が適 用されるのかどうか等、参加者からの質問に十分に回答できない場面もありました。
- ・ 移動支援サービス専用保険未加入地区4地区のうち、勉強会後に当保険に加入した地区は1カ所のみで、保険の内容やその必要性を十分に伝え切れていないと感じました。

【課題】

- ・ 各地区とも自分達が活動する際にどの保険会社のどの保険に入ることが最適なのか等の相談に応じるに は専門職(生活支援コーディネーター等)にとっても難題であると感じました。
- ・ 様々な種類の保険がある中で、単に保険の紹介や保険会社への相談を促すだけでよいのか、保険を選 ぶ際の共通のポイントをまとめることはできないか、などの課題が残りました。
- (6) 既存の活動の課題抽出、解決方法が明確になっている
- ① 移動支援を実施または検討している5地区の地域特性や共通点の整理

【香久山地区】

- ・ 名古屋市に隣接する新興住宅地で開発開始から30年程経過している地区ですが、高齢化率約16%と市内でも比較的若い地域です。
- ・ くるりんバスの停留所、スーパー等の店舗があり、市内でも比較的便利な地域であるが、ほっとカフェに通いづらくなった方、通院に困っている方等をほっとカフェの代表や民生委員が把握していたために、困っている方を助けるためのワンコインサービスの実施に結び付きました。
- ・ 活発な議論行われる地域で、事業の細かなシミュレーションと実行力を兼ね備えています。

【三本木北山】

- ・ 交通の便が悪い高台にある集落のため、昭和 40 年代に住宅販売が開始された時から住民どうしで協力 しあって住環境を整備してきたこと、災害時に孤立する可能性が高いこと等から、老人クラブの加入率が 100%に近い等地域の団結力は非常に高いです。
- ・地域の相談役のような方が存在します。
- ・ 高齢化率が高く、高台にあり、近所にスーパーがないため、近所のスーパーまでついでに近隣者を乗せて 行こうという気軽な発想から移動支援が開始されました。

【五色園区】

- ・ 昭和 40 年代にできた住宅地。高齢化率約 35%と高く、区をあげて支え合い活動をしようとする思いが強い。大掛かりな認知症高齢者等捜索模擬訓練を毎年実施しており、市内初の地域版ワンコインサービスを実施する等、実行力のある地域です。
- ・・近隣スーパーが突然閉店したことにより、買物に対する不安が高まり、移動支援に至りました。。

【日東東山地区】

・ 日進市役所や中心地に近く、歩いていけるところに主要施設が点在するが、坂が多く、高齢者の転倒を心配した民生委員からお出かけ支援隊の発案がありました。

【南ケ丘区】

- ・ 10 年以上前より、福祉まちづくり協議会があり、毎年多数の勉強会や行事を実施しています。
- ・ 高齢化率 30%を超え、免許返納者の増加を見据えて、徒歩 15 分程の日進駅までピストン式の移動支援を準備しています。

【5地区の共通点】



- ✓ 市への依存度が低い。
- ✓ 困り事や高齢化を我が事と捉えるイメージ力が高い。

② 責任を分配(共有=一人だけの失敗にならない) する風土づくり、働きかけの方法の検討

- ・ 地域での調整では、個人の提案を地域の議題と文言を置き換えて専門職がコーディネートすることで、地域全体の取組であることを共有します。
- ・ 支え合いが制度として求められるようになった社会背景を専門職から説明することで、発案者の「思い付き」でなく、今後「必要なこと」として議論します。
- ・「どこの誰を、どのように支援したいか」等、支援したい方の顔が浮かぶように、具体的な検討に入ります。
- ・ 発案者も協力者も反対者も、全ての方にとって「住みやすい、住み続けやすいまち」となるように専門職は 考慮します。(支え合い活動をするひと=善い住民、反対するひと=遅れている住民とレッテルを貼らな いように留意する)
- 事故に備えた保険加入、安全運転講習の実施等、安全を確保します。
- ・ 他地域の方へ紹介する場合は、「日東お出かけ支援隊」「南ケ丘版」「巡回型」等、取組の内容がイメージ しやすい表現を使いながら紹介していきます。
- ・ 「市民活動が行政サービスの代替えになるものではない」と生活支援コーディネーターは常に念頭に置き、 自治体サービスの充実も図ります。

③ 次に働きかける地域の想定やマニュアルの作成

【次に働きかけたい地域】

- 〇 岩崎台区
- ・ 令和2年度 12 月より開始したワンコインサービスに、移動支援を追加するか検討中です。
- ・ 移動支援をワンコインサービスに追加する場合は、マッチング型か、福祉会館へのピストン移送か、巡回型にするか協議が必要です。

〇 岩藤区

- 高齢化率 35%を超える地域です。
- 古くから地域住民同士の絆が強く、既に近隣同士で移動支援を行っています。
- ・ 今後さらに、高齢化率が上昇した時のことを見据えてしくみづくりを検討したいです。

〇 日生東山地区

- ・ 隣接する日東東山地区で日東お出かけ支援隊による移動支援が開始したため、関心が高いです。
- 支え合いを進めたい有志がまちづくり協議会の設置を切望しており、今後具体的な協議に入りたいです。

【マニュアルの作成について】

○ 各地区での取組内容やそこに至る議論の経緯を参考にしながら、生活支援コーディネーターでワンコイン 用、移動支援用のマニュアルに向けたまとめを行っていきます。

図表 3-50 想定される移動支援用マニュアルの項目イメージ

- ①道路運送法の概要説明
- ②検討する場の立ち上げ(検討メンバーの仲間集め、既存の会議体や第2層協議体の活用)
- ③地域の困りごと(個別の顔が見えるレベルまで)と地域の支援者の把握 アンケート実施例の紹介
- ④具体的な支援方法の検討、先行地区との情報交換、保険の話
- ⑤地域への情報発信(経過報告) 回覧などの活用
- ⑥運営組織の立ち上げ 団体規約、予算書の作り方、申込書等のひな型の紹介
- 団体規約、予算書の作り方、中込書等のひな型の紹介 (7)市等による支援
 - 車両貸出、各種補助金制度、ドライバー養成講座の開催、各種勉強会の開催 等
- ⑧困ったときの相談先一覧
- ⑨先行地区の紹介(支援者や利用者の声 等)

5.5 取組の成果と今後の進め方

(1)取組の成果

- ① 生活支援コーディネーターと地域の連携に偏ってしくみづくりをしてしまっていたことに気づいた。
- ・ どの段階でどのような専門職の支援が必要か、共通点が把握できたため、地域に向けたマニュアルだけでなく、専門職用のマニュアル作成も必要ではないかと把握できました。
- ・ 地域住民との協働に意識が偏りがちであったため、ケアマネジャーや地域包括支援センター等の専門職から生活支援に関する要望や課題を聞く、しくみづくりができていないままです。そのため、生活支援に関するニーズ把握をしようと闇雲に地域に出向いたり、協議体運営に苦悩する状況に陥っていることが分かりました。

② 取組が上手く進む地域の共通点が見えてきた。

- ・ 各地域性を考慮しながら働きかけを考えることはあったが、成功している地域同士の違いと共通点を検証 したことはなかったため、改めて成功する地域の共通点が見えました。
- ・ ただ、これらの共通点は、専門職が働きかけた影響によるものか、もともとの地域特性によるものかは、引き続き検証が必要です。
- ③ 取組みの準備~実施の各段階における課題や悩み、必要な支援を知ることができた。
- ・ 令和元年度から令和2年度にかけて、移動支援に関する話題提供→地域でのニーズ把握→移動支援 方法の検討→移動支援の実施という一連の流れを経験する中で、地域住民がどの段階で、どのような課 題に直面するのか、その時専門職はどのような支援を行うとよいのか、実際の場面と照らしながら整理することができました。
- ・ 必需品を購入するための金銭的支援は必須ですが、備品準備より早期に、多くのつまずきポイント(=支援ポイント)があることが分かりました。
 - 例)協力者探し、アンケート設計、団体規約の作成等
- ④ 全市的に統一して支援することが効果的なものが見えてきた。
- ・ ドライバー養成講座や保険の勉強会等のスケジュールを今後ルーチン化することで、地域における事業 計画が立てやすくなることが実証できました。

(2) 来年度以降の課題と今後の進め方

- ① 専門職から生活支援に関する困り事が生活支援コーディネーターに寄せられるようなしくみづくり
- ・ 地域訪問や協議体での情報交換や問題提起からというルートだけではなく、ケアマネジャーや地域包括 支援センターから生活支援コーディネーターへ地域課題が寄せられるようなルート・しくみづくりが必要で す。
- ・ 専門職から寄せられた生活支援に関する課題を受けて、生活支援コーディネーターと地域住民がしくみ づくりを行う一連の流れを体験できるスキームの試行を図ります。
- ② ドライバー養成講座や各種勉強会については、継続的に実施していく。
- ・ あらかじめ開催時期を決めておき(かつ、複数回が望ましい)、毎年度の事業として定例化していきます。

日進市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業 実施要綱/補助金交付要綱 検討イメージ

住民主体による介護予防・生活支援サービス事業の実施に係る要綱と補助金交付要綱とを一体で制定するイメージ。要綱の骨子となる部分について記載

目的

○この補助金は、住民主体による介護予防・生活支援サービスの実施に要する経費の一部を補助することにより、住民主体による介護予防・生活支援サービス事業(以下「住民主体サービス」)を円滑に実施することを目的とする。

サービス実施主体(補助対象者)

- ○住民主体サービスの実施主体(この補助金の交付を受ける対象者)は、次に掲げる条件を満たす者とする。
 - ・市内で活動する構成員が5人以上の団体
 - ・政治活動及び宗教活動を目的としない団体 など

活動内容

- ○住民主体サービスで提供される内容は、利用者の居宅において行う掃除、洗濯、買い物、ゴミだし、庭の 手入れ等の多様な生活上の困りごとに対する生活援助のほか、上記の目的のために行われる多様な生活支 援とする。
- ○提供する生活支援の内容は、市が別に配置する生活支援コーディネーターと連携し、地域課題やニーズを 踏まえ、サービス実施主体が決定する。
 - ✓ 学びから得たポイント!

生活支援コーディネーターとの連携をしくみとしてビルトイン

創意工夫による多様な活動

○上記の生活支援サービスと連動し、地域住民の自立した生活環境の維持又は向上を図るため、地域資源を活用した通いの場の運営や介護予防の取り組み、地域課題の解決に向けた活動等創意工夫により多様な活動を行うことができる。

活動内容については生活支援コーディネーターとの協議のうえ決定すること。

✓ 学びから得たポイント!

活動内容の幅を広げるにあたっては、生活支援コーディネーターと協議をしながら無理のない範囲で決定していくしくみをビルトイン

サービス実施主体の責務

- ○サービス実施主体は、住民主体サービスを適切かつ安全に提供するため、従事者に対して、次の必要な措置を講じなければならない。
 - ・安全なサービス提供を行うことを目的とした関連研修の受講
 - 従事者の健康状態の管理

- ・個人情報の適切な管理(個人情報の保護、情報セキュリティ)
- ○地域との結び付きを重視するとともに、市及び地域包括支援センター等の関連機関と連携した運営を行う こと。
- ○日頃より地域課題やニーズの把握に努め、生活支援コーディネーターとの意見交換や協議体等への参加、 地域包括支援センターと連携した自立支援・介護予防の取り組み等、市が推進する生活支援体制の充実に 協力すること。

助け合いコーディネーターの配置

- ○サービス実施主体は、従事者の中から、主に市や生活支援コーディネーター、地域包括支援センター等の 関連機関との連絡調整を行う者として、助け合いコーディネーターを1名以上指名する。
- ○助け合いコーディネーターは、市や生活支援コーディネーター、地域包括支援センター等が主催する会議 等への参加依頼があった場合、これに協力すること。
- ○助け合いコーディネーターは、地域課題やニーズの把握に努め、市が配置する生活支援コーディネーター に対し、サービス提供団体の活動状況や地域課題の共有を目的とした定期的な情報交換を実施すること。
- ○助け合いコーディネーターは生活支援コーディネーターと連携し、前項で把握及び共有した地域課題等の 解決に向けた取り組みを推進する。

補助対象経費

- ○この補助金の交付対象となる経費は、住民主体サービスその他創意工夫による多様な活動に要する経緯 で、対象及び上限額は、別表に定めるとおりとする。ただし、次のいずれかに該当するものは、補助対象 としない。
- (1) 飲食等にかかる食糧費
- (2) 大規模修繕にかかる工事費
- (3) 自動車や不動産等の動産の取得
- (4) 他の補助制度により、既に補助を受けている経費

補助金の申請

- ○補助対象者の選定を受けようとする者は、次に掲げ募書類及びその付属資料を市に提出するものとする。
- (1)補助金交付申請書
- (2) 団体の会則

✓ 学びから得たポイント!

会則を定めていない団体には、生活支援コーディネーターがひな型を提供して作成を支援

- (3)活動者名簿
- (4) 事業計画書、活動内容が分かる書類
- (5) 収支予算書

など

補助対象者の決定及び通知

- ○市は、前条の規定により提出された書類に基づき、次に掲げる事項について審査する。
- (1) サービス提供にかかる予算の適正について
- (2) 提供するサービス内容の妥当性について
- (3) その他補助金の交付決定に必要な事項について
- ○市は、前項による審査を行い、補助金を交付することが適当であると認められる場合は速やかに当該申請者に通知する。

実績報告

○補助対象者は補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定にかかる会計年度が終了したときのいずれ か早い日から起算し、1か月以内に実績報告書及び収支決算書を市に提出しなければならない。

補助金額の確定

○市は、実績報告を受けたときは、実績報告書の審査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者 に通知する。

補助金の交付

- ○市は、補助金交付決定の後、補助対象者の請求に基づき、速やかに補助金を交付する。
- ※要綱には、上記のほかにも、事業計画の変更等、交付決定の取り消し、補助金の返還などについての規定 が考えられる。

その他検討を要する事項

- ○住民主体サービスを実施しているものの市からの補助金を希望しない団体への支援方法
- ○地域包括支援センターや居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)との具体的な連携方法やしくみ

別表 補助対象経費及び補助金の上限額

○補助対象経費及び上限額は、サービス実施主体の活動内容に応じ、別表に定める基準額及び加算の合計とする。ただし、加算の組み合わせによる上限額は月5万円とし、取り組む内容については、事前に生活支援コーディネーターと協議すること。

○【基準額】

| 地域から寄せられた要望 | | 補助対象経費 (想定される使いみち) | | | |
|--|---|---------------------------------|---------|--|--|
| 名札、領収書、鎌、熊手、乗車証の代わりのキーホルダー、アルコール、マスク、湯沸かしポット、印刷用の紙、インク、コーヒーメーカー、倉庫、木棚 チラシ作成費、看板作成費、のぼり作成費、ポスター作成費(車輌用) 講師の交通費、視察代 携帯電話代、固定電話代ボランティア保険料、車輌保険料、 会場使用料 講師謝礼、軽トラック貸出に対する謝礼 | 事務作業及び利用者のサービス調整にかかるコーディネート等にかかる人件費(目的のために行われる多様な生活支援に必要な経費を含む) | 消耗品費 物品購入費 印刷費 交通費 光熱水費 通信費 保険料 | 30,000円 | | |

✓ 学びから得たポイント!

市が補助対象経費(使いみち)を決めるのではなく、格団体へのヒアリングを通じて地域から寄せられた要望をベースに補助対象経費を(使いみち)を決定。

○【加算】

| 加算の種類 | 説明 | 補助対象経費 (想定される 使いみち) | 1月の 上限額 |
|------------------------|--|---|--|
| 健康づくり加算 | 担い手の健康づくり・介護予防を 目的に、サービスに従事する人員 の規模に応じて加算 | スタッフへの報酬 | 当該事業に従事する 人員が、 (I)延べ10名以上 の場合 10,000円 (II)延べ30名以上 の場合 20,000円 |
| 賃借料加算 | 家賃(敷金・礼金含む)、コピー機、 自動車等の賃借にかかる経費に応 じて加算 | タブレットレンタル 代、オーブンレンタ ル代、コピー機のレ ンタル代、軽トラッ クのレンタル代 | 20,000 円 |
| 「SC (CSW) とコラ ボ!」加算 | 既存活動以外の活動にトライする 場合に加算 | | 10,000 円 |
| 会議参加加算 | 円卓会議(年2回)、第2層協議体、 SC主催の勉強会に5回以上参加する場合に加算。 会議の出席者は、代表に限らない。 | | 10,000円 |

✓ 「SC (CSW) とコラボ!」加算のポイント!

- ○生活支援コーディネーター×市民×行政のコラボが始まるしくみづくりのために加算を組み込む。
- ○必ず生活支援コーディネーターに相談がくる仕組みとする。一つの事業として認めるかどうかは、生活支援コーディネーター定例会や協議体で判断する。仮に活動のスケールが小さかったとしても、生活支援コーディネーターが支援に入ることで地域住民をまきこむような事業に展開できる。
- ○地域住民に対して生活支援コーディネーター自身を周知するきっかけになるほか、第2層協議体の活性化や生活支援コーディネーター間での情報交換にもつなげるねらいがある。

✓ 会議参加加算のポイント!

- ○ポテンシャルのあるメンバーは、講演会や会議後に新たな活動を創出していくが多く、会議への出席 がその後の活動に反映されていく可能性が極めて高い。
- ○代表だけが頑張ることや代表がワンマン化してしまうことを避けるとともに、団体内でのコミュニケーションの機会を増やし、チーム内の関係性がよくなることが期待できる。

6 長野県御代田町

6.1 地域の概要

- 御代田町は、人口 15,184 人・面積 58.8k ㎡・人口密度 258.3 人/k ㎡の長野県に所在する自治体であり、路線バスは町外の通学や通院などに使われる路線が平日に1日 1.5 往復運行されているのみです。
- 町内の移動支援については、自家用車の利用の他は「NPO法人 御代田町はつらつサポーター」が運行する福祉有償運送(主に要支援者等が利用)による買い物・通院等の支援や、総合事業の通所型サービスB・Cへの送迎、社会福祉協議会が運行する福祉有償運送(主に要介護者等が利用)、70歳以上の高齢者や障がい者を対象としたタクシー利用助成などが行われています。
- 「NPO法人 御代田町はつらつサポーター」が運行する福祉有償運送は、訪問型サービスDを組み合わせたもので、送迎の際には1人の利用者に対してドライバーと介助者の2名が同乗し、送迎と送迎前後の付き添い介助を行っています。
- なお、「NPO法人 御代田町はつらつサポーター」が行う福祉有償運送については、町の一般財源から年間約 100 万円の補助金が拠出されているなど、町内の高齢者等の移動を支える大きな役割を担う活動となっています。

長野県御代田町と製御代田町はつらつサポーター 利用者負担 200円 利用者負担 個別送迎(訪問D含む) サロン送迎(通所B) 往復 200円 /Km 道路運送法【**福祉有償運送**】 道路運送法【福祉有償運送】 平日9時から16時移送可能 はつらつ介護予防教室:月1回、5地区開催 車両 地方創生加速化交付金で自動車を購入 普通車(8人乗)、軽自動車2台 運転者12名 (実働11名) 福祉有償運送 利用36名 登録53名 講習 福祉有償運送運転者講習 チェックリスト対象者31名 利用26名 2017年度のベ411名 2017年度のベ287名665回 通所B出席1,003名の40% うち訪問D利用者はごく一部 1人1往復につき 2,000円(うち利用者負担200円) 町の委託費 付き添いを根拠として1,000円/時間 町の委託費 保険 傷害保険、レクリエーション往復途上危険傷害補償、細菌性およびウィルス性食中毒補償 補助 福祉有償運送の運営費補助あり (町単独事業)

図表 3-51 「NPO法人 御代田町はつらつサポーター」による移動支援・送迎

(出典)総合事業などによる住民主体の移動・外出支援(NPO 法人 全国移動サービスネットワーク)

6.2 地域が抱える問題・課題

① 訪問型サービスDの効率化が必要

- 現在、「NPO法人 御代田町はつらつサポーター」が運行している福祉有償運送は、送迎の際には1人の利用者に対してドライバーと介助者の2名が同乗し、送迎と送迎前後の付き添い介助を行う福祉有償運送(送迎)と訪問型サービスD(送迎前後の付き添い介助)を組み合わせた仕組みで実施されています。
- しかしながら、本来はドライバーと介助者を同一の者が担当することも可能であり、仕組みの見直しにより 効率化を図ることもできます。

② 福祉有償運送との役割分担の明確化

- 御代田町では、「御代田町福祉有償運送ガイドライン(令和2年 10 月)」を作成しましたが、その中では、 福祉有償運送の旅客の範囲について、「当該者が他人の介助によらずに移動することが困難であると認 められ、かつ、単独で公共交通機関を利用することが困難である場合に限ります。」とされました。
- 実際には、基本チェックリスト該当者の多くが、心身の状態としては、単独で公共交通を利用することが可能であったことから、こうした基本チェックリスト該当者は福祉有償運送の対象から外し、別途総合事業による移動支援・送迎の仕組みを設けることが必要になりました。
- 御代田町は、決して公共交通のサービス水準が高い地域ではなく、基本チェックリスト該当者を福祉有償 運送の対象とする選択肢もあると思われますが、上記のガイドラインの作成により、役割分担を明確化す ることが求められることになりました³¹。

³¹ 福祉有償運送の旅客の範囲は、実際には「一人ひとりの心身の状態のみでなく、本人を取り巻く周辺の環境など、地域の実情に応じて判断する」ものです(本報告書のQ15 参照)。

6.3 行動計画書

(1) 今年度の地域目標

・ 現在、NPOにより実施されている福祉有償運送及び総合事業の通所 B·C の送迎について、令和3年4月 より、その役割分担が明確化した運行がなされている。

(2) 地域の現状・問題認識、問題解決に向けた今年度の取組方針

- ・ 「御代田町福祉有償運送ガイドライン(令和2年10月)」において、福祉有償運送の旅客の範囲 を「当該者が他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独で公共交 通機関を利用することが困難である場合に限ります。」とされました。
- ・ 基本チェックリスト該当者の多くは、心身の状態としては、単独で公共交通を利用することが可能であったことから、こうした基本チェックリスト該当者は福祉有償運送の対象から外し、別途総合事業による移動支援・送迎の仕組みを設け、役割分担を明確化します。

(3) 地域住民や団体等が目指していること

- ・ バス等の公共交通機関がないため、運転免許証のない高齢者の移動手段は、タクシーに限られています。
- ・ しかしながら、町で 70 歳以上の方を対象とするタクシー券利用助成事業では、年間購入枚数が 48 枚と上限があるため、不足するケースも見られます。このような状況を解決するため、NPO が平成 28 年度から開始した福祉有償運送ですが、運転手の賃金や自動車3台の維持費を確保することができず、毎年町からの補助を受けている状況です。
- ・ 町からは NPO として自立した運営を求められていますが、現実では厳しい状況です。
- ・ そのような中、総合事業を活用した移送支援は、福祉有償運送では実施できない部分をカバーできるのではないかと可能性を感じています。
- ・ 今後、福祉有償運送と総合事業を活用した移動支援・送迎の仕組みを整理し、より広く高齢者が利用できる移動支援・送迎の仕組みづくりを進めたいと考えています。

(4) 目標達成に向けた具体的な行動

令和2年度のモデル事業の取組として、その具体的な内容を以下のとおりとしました。

図表 3-52 行動計画書(御代田町)

| 中間目標 | 具体的な行動 | 実施者 |
|--------------------------------|--|-------|
| (1)総合事業を活用した新たな移動支援のスキームができている | ①福祉有償運送と総合事業で行う移動支援の対象の明確化 | 保健福祉課 |
| | ②通所Bへの送迎と通所Cへの送迎の仕組みの統一化 | 保健福祉課 |
| | ③訪問型サービスAの創設と訪問型サービスBによる移動支援 の検討 | 保健福祉課 |
| | ④新しいスキームの実現に向けた、NPO法人との調整 | 保健福祉課 |
| (2)補助要綱ができている | ①地域支援事業で移動支援を行うことについて、第8期介護保 険事業計画へ記載する | 保健福祉課 |
| | ②効果的な補助内容について整理し、補助要綱を作成する | 保健福祉課 |
| | ③地域支援事業を見直し、実態に則した実施要綱を作成する | 保健福祉課 |
| (3)運行に必要な人材の育成ができている | ①来年度以降、近隣市町村と合同で、講習を開催できるか検討する | 保健福祉課 |

図表 3-53 行動予定表(御代田町)

| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--|-----|-----|-----|----|----|----|
| (1)総合事業を活用した新たな移動支援のスキームができている | | | | | | |
| ①福祉有償運送と総合事業で行う移動支援 の対象の明確化 | | | | | | |
| ②通所Bへの送迎と通所Cへの送迎の仕組みの統一化 | | | | | | |
| ③訪問型サービスAの創設と訪問型サービス Bによる移動支援の検討 | | | | | | |
| ④通所型サービスCへの「別主体による送 迎」の委託 | | | | | | |
| ⑤新しいスキームの実現に向けた、NPO法人との調整 | | | | | | |
| (2)補助要綱ができている | | | | | | |
| ①地域支援事業で移動支援を行うことについての、第8期介護保険事業計画への記載 | | | | | | |
| ②実施要綱の作成 | | | | | | |
| (3)運行に必要な人材の育成ができている | | | | | | |
| ①来年度以降に向けた近隣市町村との合同での講習実施の検討 | | | | | | |

6.4 具体的な取組

(1)総合事業を活用した新たな移動支援のスキームができている

- ① 福祉有償運送と総合事業で行う移動支援の対象の明確化
- 現在、「NPO法人 御代田町はつらつサポーター」が福祉有償運送で行う移動支援・送迎は、同法人が 運営する「通所型サービスB(はつらつ介護予防教室)への送迎」と「訪問型サービスDと組み合わせた 「買い物」・「病院」への送迎」の2つです。
- 「NPO法人 御代田町はつらつサポーター」が運営する福祉有償運送の利用者の多くは要支援者等であり、社会福祉協議会が運営する福祉有償運送の利用者は要介護者が中心といった役割分担で行われています。
- そのような中、「御代田町福祉有償運送ガイドライン(令和2年 10 月)」では、福祉有償運送の旅客の範囲について、「当該者が他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独で公共交通機関を利用することが困難である場合に限ります。」とされました。このことから、令和3年度以降は、この基準に当てはまらないチェックリスト該当者は、福祉有償運送の対象としないようにすることが求められるようになりました。
- このため、実態に基づいて見直しを行い、付き添い介助が必要なケースの多い「通院のみ」を「NPO法人 御代田町はつらつサポーター」が行う福祉有償運送とすることとしました。また、送迎は2人体制から1人 体制に変更することにしました。

② 通所Bへの送迎と通所Cへの送迎の仕組みの統一化

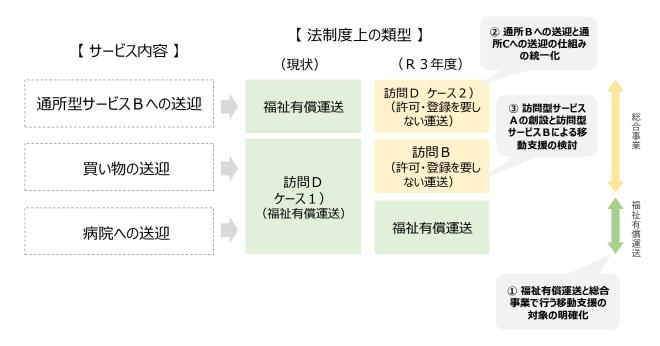
- これまで福祉有償運送として行っていた「通所型サービスB(はつらつ介護予防教室)への送迎」は、「NP O法人 御代田町はつらつサポーター」が独自事業として行っており(利用者負担:200 円/回)、町は一般財源から補助を行っていました。
- 今後は、(次ページ④を含む)通所型サービスへの送迎を、一律のしくみで実施するために、「類型②:通 所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎(訪問型サービスD ケース2)」として実施し、 「許可・登録を要しない運送」として利用者負担をなくし、町から 3,000 円/台を補助することとしました。
- ③ 訪問型サービスAの創設と訪問型サービスBによる移動支援の検討
- これまで福祉有償運送として行っていた、「訪問型サービスDと組み合わせた「買い物」への送迎」については、「訪問型サービスB」として「買い物」の送迎を行うことになりました。
- 町では、これまでも訪問型サービスBを実施していましたが、これは町が「NPO法人 御代田町はつらつサポーター」に委託をして、1 時間 1,100 円(利用者負担 110 円、町負担 980 円)で実施していたものであり、サービス提供内容も老計十号32の範囲内のものであったことから、当該サービスについては引き続き訪問型サービスAとして町が指定する(これまで介護事業所に限っていた対象を NPO 法人やシルバー人材センターに拡大)とともに、新たに老計十号以外のサービス(移動支援・送迎を含む)を提供する「訪問

³² 訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について(平成 12 年3月 17 日老計第 10 号)

型サービスB」を新設することにしました。

○ 新設する「訪問型サービスB」については、当面は委託として実施し、将来的には「補助」として実施することとしました。

図表 3-54 再編前後の比較



- ④ 通所型サービス Cへの「別主体による送迎」の委託
- 通所型サービスCについては、「A 病院」と「B 接骨院」に委託をしていますが、町は「A 病院」の通所型サービスCへの送迎を、「NPO法人 御代田町はつらつサポーター」に委託をしていました。
- これについては、委託料 3,000 円に運転者の人件費も含まれており、道路運送法上の位置付けが不明瞭な部分があったことから、この度の再編に合わせて契約書の内容を見直すなど、法的な位置づけを明確化しました。
- 具体的には、委託業務に基づく送迎をしている時間帯においては、車両の使用権原を町が有する旨を契約書に明記することで、「NPO法人御代田町はつらつサポーター」に支払われている人件費が、運送の対価ではなく「役務の提供に対する報酬」であることを明確化しました33。
- 契約書に記載した具体的な文言は、以下のとおりです。

契約書に記載した内容

乙 (NPO法人 御代田町はつらつサポーター) は、本契約に基づく業務の用に供する車両について、 当該業務の実施時間帯においては、甲 (御代田町) にその使用を許諾する。

³³ 詳細は、本報告書の「実践的Q&A」の「Q16 訪問型サービスDを、補助でなく委託で行うことは可能?」を参照

- ⑤ 新しいスキームの実現に向けた、NPO法人との調整
- ①~④の再編について、「NPO法人 御代田町はつらつサポーター」との調整を行うため、毎月開かれる NPO 法人のリーダー会に参加し、理解が得られるまで協議を行いました。
- 最終的に整理された、令和3年4月1日から実施する再編の概要は以下のとおりです。

図表 3-55 再編前後の比較(運営方法など)

| | | | | | 現状 | | | | | | R3年度 | | | | | | | | | | | |
|-----------------|-------------------------|-----------------------------|-----|-----------------------|-------------------|----------|-------------------|-----------------------------|--------------|-----------------------------|------------------------------|---------------|----------------------------------|-----------------|-------------------------|---------|-------|---------|-----|--------|----|--------------|
| -y - | ービス内容 | 対象者 送迎サービ | | スの類型 | 個人負担 町負担 | | 対象者 | | 送迎サービ | スの類型 | 個人負担 | 町負担 | | | | | | | | | | |
| 迎(1 | fBへの送 はつらつ介 ・防教室) | | * | 區祉有償運送 | 独自事業:はつらつ | 200円 | なし | | | 訪問D | 委託:はつらつ | なし | 3,000 円/台 | | | | | | | | | |
| 通 | 通 ブラッシュ | | | 訪問D (別主体による 送迎) | 委託:はつらつ | なし | 3.000円/ | | | 訪問D (別主体による 送迎) | 委託:はつらつ | | | | | | | | | | | |
| 所Cへの送 | アップ/A 病院 | | | 訪問D | 委託:A病院 | 1 なし 台 | う なし 台 | う なし _各 | | 40 ₄ | - 40 | - GC | 台 〇 要支援 1・2 〇 事業対 象者 | C A | 台 | 台 | 〇 事業対 | | 訪問D | 委託:A病院 | なし | 3,000円/ 台 |
| 迎 | 元気アッ プ /B接骨院 | | 地域支 | - | - | - | - | | 地域支 | 訪問D | 委託:B接骨院 | | | | | | | | | | | |
| 家事 | 支援 | 〇 要支援 1·2 〇 事業対 象者 | 援事業 | 訪問B (※送迎なし) | 委託:はつらつ | 110円/ | 990円/ | | | | | | | 援事業 | 訪問A (※送迎なし) ※老計十号 | 委託:はつらつ | 180円/ | 1,620円/ | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | -パ―や病 3の付添支 | | | 訪問D (※送迎とセット) | 委託:はつらつ | 100円/時間 | 900円/時間 | ○ 要支援 1·2 ○ 事業対 象者 | 1·2 ○ 事業対 | 1·2 ○ 事業対 | : (※送迎あり) 事業対 ※老計十号 委託:は: | 委託:はつらつ | 500円/回 | 600円/ | | | | | | | | |
| 買し | 物の送迎 | | | | 壮 卢末衆 はっこっ | 200円 | 451 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 病防 | これの送迎 | | 1 | 福祉有償運送 | 独自事業:はつらつ | /km | | | なし | 〇 要支援 1·2 〇 事業対 象者 | ř | 富祉有償運送 | 独自事業:はつらつ | 実施主体 で 設定 | なし | | | | | | | |

(2) 実施要綱ができている

- ① 地域支援事業で移動支援を行うことについての、第8期介護保険事業計画への記載
- これまで福祉有償運送として行っていた「通所型サービスB(はつらつ介護予防教室)への送迎」は「訪問型サービスD」として、「訪問型サービスDと組み合わせた「買い物」への送迎」は「訪問型サービス B」として、第8期介護保険事業計画の中に位置付けました。

② 実施要綱の作成

○ 令和3年度から内容を変更する訪問型サービスBやそれに関連して変更となる訪問型サービスAを含め、 総合事業全般について、新たな形での実施要綱の改正を行いました。

(3) 運行に必要な人材の育成ができている

- ① 来年度以降に向けた近隣市町村との合同での講習実施の検討
- 現状では、福祉有償運送等のドライバーになるには、県レベルで実施されている講習会に参加してその資格を得ていますが、担い手を増やすために近隣市町村での講習会を実施できないかと考えました。新型コロナウイルスの影響もあり、直近での実施は困難ですが、希望者が安価に受講できるような仕組みづくりを引き続き検討していきます。

6.5 取組の成果と今後の進め方

(1)取組の成果

- ① 福祉有償運送を利用していた要支援者等について、総合事業で送迎できる仕組みを構築した
- 今回の再編で、従来福祉有償運送を利用していた要支援者等について、総合事業で送迎できる仕組み を構築することができました。
- また、これまでの「通院」の送迎は、1人の利用者に対してドライバーと介助者の2名が同乗し、送迎と送迎前後の付き添い介助を行う福祉有償運送(送迎)と訪問型サービスD(送迎前後の付き添い介助)を組み合わせた非効率な仕組みで運営されていたが、今後は送迎と送迎前後の付き添い支援を1名で行うなど、効率的なサービス提供がなされる仕組みに変更されました。

② 通所型サービス Cへの送迎について、法的な位置づけを明確化できた

○ これまで法的な位置づけが不明瞭であった、委託により実施していた通所型サービスCへの送迎について、 委託業務に基づく送迎をしている時間帯においては、車両の使用権原を町が有する旨を契約書に明記す ることで、「NPO法人 御代田町はつらつサポーター」に支払われている人件費が、運送の対価ではなく 「役務の提供に対する報酬」であることを明確化することができました。

(2) 来年度以降の課題と今後の進め方

① 委託から補助への移行

- 訪問型サービスBや通所型サービスBについて、より住民主体の取組としていくために、関係団体等と協議を重ねながら、現在の委託による方法から、補助による方法への移行を図っていきます。
- これにより、より幅広い担い手が参加できるような仕組みにしていくことを目指したいと考えています。

② 近隣市町との合同での運転者講習会の実施

○ 令和2年度は、新型コロナウイルスの影響もあり検討を進めることができなかった、近隣市町との合同での 運転者講習会の実施に向けて、その実施可能性を他の市町とともに、進めていきます。

令和2年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業

介護予防・日常生活支援総合事業等に基づく 移動支援サービスの創設に関する調査研究事業

報告書

令和3 (2021) 年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2

電話:03-6733-1024